

第4次 豊見城市 総合計画 2011»2020



“ひと・そら・みどりがつなく ^{とよ}響むまち とみぐすく”
の実現を目指して



これまで本市におきましては、第1次から第3次にわたる総合計画に基づいた諸施策を展開し、各種住民サービスの向上、生活環境や産業基盤の整備を図ることで、住みよい豊見城を目指してまいりました。

その結果として、豊崎の埋立事業の成功や観光関連産業の誘致推進、宜保地区の都市開発による人口や企業数の増加など、着実な成果を収めたことで本市は著しく成長し、平成14年度には長年の懸案であった市制施行を実現することができました。

しかしその間にも、全国的な少子高齢化社会の到来と人口の減少、世界的な金融危機に端を発した景気の後退、厳しい雇用状況や社会保障費の増大、地球環境問題への関心の高まりなど、我が国を取り巻く社会・経済情勢や市民ニーズは大きく変化しており、本市においてもこのような状況に的確に対応していくことが求められています。

そこで、本市が今後新たな時代に対応していくための指針として、この度第4次総合計画を策定いたしました。本計画の策定にあたっては、市民の皆様との協働のまちづくりを推進していくため、庁内における取組だけでなく公募市民により構成される市民会議を立ち上げたうえで、議論を重ね創り上げられたものとなっております。

この第4次総合計画においては、ひとつづくりや地域づくりによりコミュニティを「再生」すること、そしてまちづくりに関わる多様な主体を繋げて地域力の「新生」を図ることを大きなテーマといたしました。このテーマに基づく取組のなかで市民の地域への帰属意識や愛着を醸成していくことが本市の更なる成長への基盤となり、10年後にはまちづくりに関わる人材が育ちそして繋がり、交流と連携による活力に満ち、新しい豊かな関係のなかで共に助けあう“ひと・そら・みどりがつなく 響むまち とみぐすく”という将来像を実現することができるものと考えております。

今後、第4次総合計画に掲げる将来像を実現し、豊見城市が「住んで良かった、住んでみたいナンバー1のまち」となるためには、行政と市民がとともに協働しながらまちづくりに取り組んでいく必要がございます。市民の皆様には、本計画の推進に関するご理解とご協力、そして積極的なご参加を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

おわりに、本計画の策定に当たり、ご尽力を賜りました振興計画審議会委員や市民会議メンバーの皆様、また市民アンケートなどにより貴重なご意見・ご協力をいただきました市民の皆様から感謝申し上げます。

平成23年3月

豊見城市長 宜保 晴毅

第4次豊見城市総合計画 目次

基本構想	1
基本計画	27
資料編	149

基本構想

基本構想 目次

1	総合計画の意義と構成	3
1-1	総合計画策定の意義	3
1-2	総合計画の役割	4
1-3	構成と期間	4
2	豊見城市の現状と課題	5
3	基本理念と将来像	9
3-1	コミュニティの「再生」と地域力の「新生」	9
3-2	まちづくりの基本理念	10
3-3	豊見城市の将来像	11
4	将来目標人口と都市形成の方向性	12
4-1	将来目標人口	12
4-2	都市形成の方向性	13
4-3	将来都市構造図	15
5	施策の体系	16
5-1	協働と交流によるまちづくり ～コミュニティ振興・市民参加・交流・人権分野～	17
5-2	子どもが生きる学びと文化のまちづくり ～教育・子育て・文化振興分野～	19
5-3	共助でつくる健康文化と福祉のまちづくり ～健康・福祉分野～	20
5-4	持続可能な環境と安心・安全のまちづくり ～環境保全・危機管理分野～	21
5-5	地域特性を活かした産業創造のまちづくり ～産業振興分野～	23
5-6	都市とみどりが調和するまちづくり ～市街地・都市基盤整備分野～	24
5-7	計画の推進のために ～行財政改革分野～	25

1 総合計画の意義と構成

1-1 総合計画策定の意義

○ まちの発展と単独市制施行

本市は、肥沃な農地に恵まれた人口10,000人弱のおだやかな農村でしたが、本土復帰以降、那覇市を中心とした都市圏域の拡大により市内各地で住宅団地の建設や宅地開発が進み市街化が進行した結果、急激に人口が増加し都市として大きく発展してきました。

また、「市制施行」の要件の1つである人口50,000人を達成し、平成14（2002）年4月1日には、単独市制施行を果たしました。

○ 3次にわたる総合計画の策定

本市は、昭和53（1978）年に最初の総合計画を策定して以来、「緑ゆたかな都市・豊見城」（第1次）「緑ゆたかな近代都市・豊見城」（第2次）「みどり豊かな健康文化都市・豊見城」（第3次）とこれまでの3次にわたる総合計画においても、いずれも自然や農村を表す「みどり」と「都市」が将来像に織り込まれ、都市とみどりの調和がこれまで市の大きなテーマとなっていました。

○ 社会経済情勢の変化

また、我が国では、近年の世界的な金融危機や様々な構造変化を背景に、少子高齢化、グローバル化、高度情報化の進展、地球環境問題への関心の高まりがみられるなど、様々な分野において大きな転換期を迎えており、市民一人ひとりの価値観や生活スタイル、地域の課題や期待も多様化・複雑化してきています。

○ 地方自治体を取り巻く環境の変化

また、「地方主権改革」を軸に地方自治制度の抜本的な改革や「新しい公共^{※1}」に関する議論の高まりがあり、自治体をめぐる環境はさらに変化することが予想されています。

さらに、本県においては、平成42（2030）年の本県の未来を描く「沖縄21世紀ビジョン」が策定されており、「時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支え合う平和で豊かな「美ら島」おきなわ」を基本理念に新しい本県のビジョンが掲げられています。

○ まちの未来を見据えた総合計画の策定へ

本市においても、これらの社会経済の動きを踏まえ、多様な個性や価値観を持つ市民の力と本島南部広域の要衝としての地の利をこれまで以上に活かしつつ、自らの将来を自らの責任でもって決定し、切り拓いていくことが求められてきます。

このような背景から、平成22（2010）年度を目標年次とする「第3次総合計画」を検証し、新しい時代の流れや市民の期待、地域の課題などの変化に対応したまちの未来を見据えたまちづくりの指針として「第4次豊見城市総合計画」を策定するものです。

【用語解説】

※1新しい公共：公共サービスを市民自身やNPOが主体となり提供する社会、現象、または考え方

1-2 総合計画の役割

○ 長期的かつ総合的な地域経営の指針

総合計画は、全ての分野における行政運営の基本となる地方自治体の最上位の計画であり、地域主権時代にふさわしい地域経営の確立に向けて、様々な施策や事業を総合的に推進するためのまちづくりの長期的かつ基本的な指針となるものです。

○ 市民や各種団体・事業者などの活動の指針

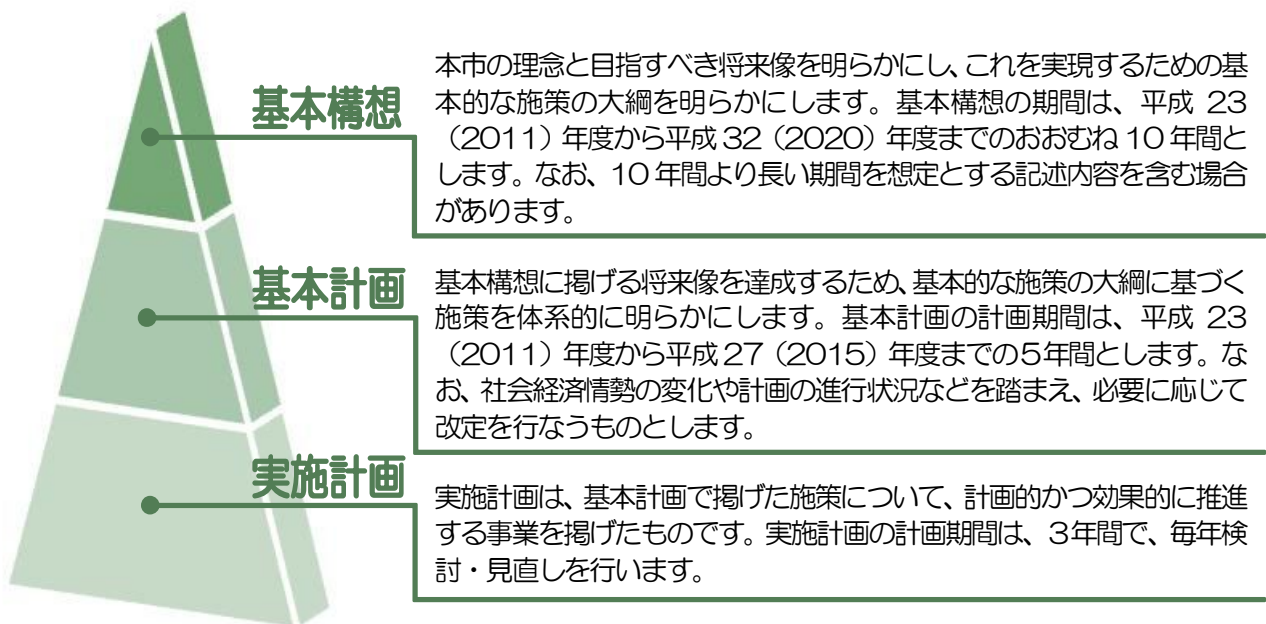
総合計画は、市民や各種団体・事業者に対し本市のまちづくりの方向性と必要な施策を示し、まちづくりに主体的に参画・協働するための指針となるものです。

○ 国・県などが策定する各種地域計画における指針

総合計画は、国や県、周辺自治体等との連携に際して、まちづくりの方向を示すものであり、計画実現に向けての必要な施策や事業を調整・反映させていく連携の基本的な指針となるものです。

1-3 構成と期間

この総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成されています。それぞれの概要と期間は、おおむね次のとおりです。



2 豊見城市の現状と課題

このような大きな変革のうねりの中で、全く新たな視点から本市の将来像を描くに当たり、社会状況の変化と今後の課題を次のようにまとめます。

(1) 少子・高齢化の流れと本市の人口の推移

我が国では、出生率の低下により少子化が進行し、既に総人口は減少に転じています。一方、高齢化も急速に進み、今世紀半ばには3人に1人が65歳以上という超高齢社会を迎え、今世紀半ばには1億人を割り込むと予測されています。少子・高齢化が進むことにより、地域経済を支える労働力の不足とそれに伴う経済活力の低下、地域社会の衰退、社会保障に関する負担の増加など、様々な問題が生じ地域社会に大きな影響を与えることが予想されます。

本市では、今後も若い世代や子育て世代の流入により人口は増加することが予測されており、当分の間は、15歳未満の年少人口の増加の傾向が継続することが予想されています。しかし、人口構成については、緩やかに高齢化が進行するなど、その構成比は、全国的な少子・高齢化の中で変化していくものと考えられます。

このような変化の中で女性や高齢者などの社会参加をより一層進め、だれもが能力を発揮できる環境づくりや子育て環境の充実を進めるとともに、健康文化のまちづくりや「ユニバーサルデザイン^{※2}」を取り入れた都市空間の形成など長期的な視点に立つまちづくりが求められています。

(2) 市民力を活かし、コミュニティを育むまちづくり

近年、「新しい公共」の担い手としてのNPO法人（特定非営利団体）やボランティアなどの役割が目され、協働によるまちづくりの取組が広がっている中、地域社会における様々な問題解決のためには、人と人との信頼性やネットワークの形成が大切であり、“ゆいまーる”などのいわゆる「ソーシャル・キャピタル（社会関係資本）^{※3}」の充実が求められています。

本市においても、市民活動団体やボランティア団体などの活動が活発になりつつあり、市民のまちづくりへの関心は高まっていますが、人口増加や都市化の進行などにより地域コミュニティへの参加意識や帰属意識の希薄化が懸念されています。

また、いわゆる「団塊世代」の定年退職が進み、地域社会に戻ってくることから、その培ってきた知識や経験、技術を活かし、まちづくりの新たな担い手として活躍することが期待されます。本市のまちづくりの中で、こうした世代が活躍できる場や機会の充実が重要になってきます。

特に、市民の独創性や多様性が尊重され、一人ひとりが、地域社会をはじめとする多様なコミュニティと関わりを持ちながら、自分で主体的に判断し、行動に責任を持って自己実現に向かい取り組む「自律」した社会を築き、市民力を活かし、育むことが求められています。

【用語解説】

※2ユニバーサルデザイン：誰もが安全快適に利用できる空間・モノ・体制づくり

※3ソーシャル・キャピタル：社会関係資本。人々の協働行動が活発化することにより社会の効率性を高めることができるという考え方のもとで、社会の信頼関係、規範、ネットワークといった社会組織の重要性を説く概念

(3) 子育てと教育環境の充実

若い世代が多い本市では、市民アンケートにおいても子育てや教育環境の充実への関心が最も高くなっています。子育て支援については、これからの国の「幼保一体化^{※4}」の動きを踏まえつつ、保育所待機児童の解消や幼稚園の預かり保育^{※5}の拡充、子育て相談の充実など地域における多様な子育て環境を充実させていくことが求められています。

教育環境の整備については、既存の小中学校の耐震化・長寿命化に向けた改修や改築、さらに豊崎地区の新設校や上田小学校の分離校の建設など市立学校の整備が当面の大きな課題となっています。

また、特別の支援を必要とする子どもへの一貫した支援体制の拡充が求められています。

(4) 地域文化の保全・活用

本市には、保栄茂のマチ棒、高安のガンゴー祭、与根・伊良波の綱引きなどの伝統行事をはじめとする豊かな地域文化がある一方、沖縄では珍しい神輿を担ぐ真玉橋フェスティバルやハーリー発祥を題材とした由来まつり、豊見城ハーリー大会など新しい地域文化の創造の動きもあります。

本市では、地域の誇りやアイデンティティの源泉として、これらの地域文化を保全し、振興することが求められています。また、地域資源として学校教育や観光に活用することも課題となってきます。

(5) 安心・安全への関心の高まり

台風、地震、津波などの自然災害、子どもや高齢者を狙った犯罪、食品・商品の安全性を巡る消費生活に関する問題、交通事故の増大など、市民の日常生活の安心・安全がゆらいでいます。

本市は、急速に都市化が進展してきたことから、防災無線の整備、防犯灯や歩道の設置、「地域防犯組織」の育成など安心・安全の環境づくりが依然として課題となっています。

また、複雑・多様化した市民生活に関する問題に対して、市民の生命と財産を守り、地域社会において安心して安全に暮らせるよう、市民、地域、事業者、行政など、それぞれの主体がお互いに連携しながら課題の解決を図る取組が求められています。

(6) 自然との共生と循環型・低炭素社会の動き

地球温暖化、砂漠化、酸性雨など地球規模で深刻化する環境問題に対し、地球環境問題の重要性が広く認識され、次代に自然環境を引き継ぐため、個人、企業を問わずその環境意識はかつてない高まりをみせております。これまでの大量生産、大量消費のライフスタイルから、持続可能な循環型のシステムに変革していくことが求められています。

本市においても、ラムサール条約に登録されている漫湖や饒波川周辺の水辺空間、史跡や丘陵地の緑地など貴重な自然環境をどのように次代に継承していくかが課題となっています。

また、廃棄物の処理や生活排水による水質汚染などの身近な環境問題から地球温暖化などの地球規模の環境問題まで、市民、企業、行政などの地域の主体がそれぞれ責任を持ち、自然と共生する「循環型・低炭素社会^{※6}」の構築に向けた取組を進めることが求められています。

【用語解説】

※4幼保一体化：少子化の進行、育児サービスの多様化に伴って生じている問題点を解決するべく、幼稚園と保育所の一体化を図り教育水準の均等化とサービスの効率化を目指す政策

※5預かり保育：教育課程に係る教育時間の終了後や夏休みに行う教育活動。平成22年度現在、市立幼稚園全園で12時半から18時半まで実施

※6低炭素社会：二酸化炭素の排出が少ない社会

(7) 新たな産業と雇用の創出

本市の産業は、小規模な経営が多く、産業構造や経営環境の変化の影響を大きく受けることから、その経営の安定化が課題となっています。

特に農水産業は、地理的特性や既存の産業基盤を活かした高付加価値型農業や水産業への転換が課題となっており、製造業や流通との連携による「6次産業化^{※7}」が求められています。

新たな産業の創出については、国や県の施策と連携して、本市の地理的特性などを活かした物流などの臨空型産業や健康・ウェルネス産業、観光産業を軸とした取組が求められています。

また、国内外の急激な経済情勢の変化に伴う企業活動や雇用環境への影響など、企業や労働者を取り巻く環境が大きく変化する中、家庭における家族の役割分担や、仕事と家庭・地域生活の調和がとれる社会環境、いわゆる「ワーク・ライフ・バランス^{※8}」が強く求められています。

本市においても、こうした変化に対応するため、産業基盤を強化し、新たな産業を創出することを通して、働きやすく暮らしやすい社会づくりを進めることが求められています。

(8) 個人の尊厳と人権が尊重される社会づくり

これまで、人権問題の解決に向けた施策が展開されてきましたが、なお、女性、子ども、高齢者、障害のある人などに関する様々な問題が存在しています。

個人の尊厳と人権が尊重され、個性や価値観の違いを認め合う環境をつくり、自分を尊重するとともに、他人を尊重する心を育む取組が大切になります。

また、男女がともに自立した個人として多様な生き方を選べ、互いに対等なパートナーとして社会のあらゆる局面において参画できる社会を実現することが重要となっています。

(9) 広域連携と有機的都市構造の形成

本市は、これまでの住宅開発を背景とした人口増加による成長社会がやや落ち着きをみせていますが、国道や県道、高速自動車道などが結節する広域的な交通の要衝という立地特性から、今後も商業や物流、観光などの新たな産業の受け皿としての発展が見込まれています。

市民生活においても、通勤、通学、買物などの生活圏は、本市の区域を越えて着実に拡大してきており、自立し活力ある地域社会を形成するには、複数の地域が共同し、又は相互に補完し連携していくことが重要になってきています。

このような変化の中で地域の特性を生かしながら、多様な都市機能がより効果的に発揮できるよう、「ユニバーサルデザイン」を取り入れた都市空間の形成、都市基盤の質の向上、中心街区を核とした拠点機能の形成や強化、さらに拠点間を結ぶ公共交通の整備など、市内にとどまらず広域的に連携して発展できる新たな都市構造を構築することが求められています。

【用語解説】

※7 6次産業化：農業や水産業などの第一次産業が食品加工・流通販売にも業務展開している経営形態

※8 ワーク・ライフ・バランス：仕事と生活の適正な両立

(10) 地域主権改革の進展に向けた行政経営・地域経営の視点

政権交代により「地方分権改革」は、その装いを新たにして、基礎的自治体（市区町村）に重きをおく「地方主権改革」となりました。この改革では、住民に直接関わる事務は基礎的自治体が担い、担えない事務事業は広域自治体が担い、それらで担えないものを国が担うという、いわゆる「補完性の原理^{※9}」に基づく改革が進められることとなっています。

「新しい公共」に関する議論や地方自治制度の抜本的な改革と相まって、この10年で自治体をめぐる環境は大きく変化することが予想されています。

また、地方自治体の果たすべき役割と責任がより一層大きくなり、自己責任、自己決定がこれまで以上に求められてきます。

本市は、人口増加や社会資本の拡充などを背景に歳入は着実に増加していますが、各種福祉施策の拡充、学校などの公共施設の建替えや耐震化への対応などにより今後とも厳しい財政状況となることが予想されています。

今後とも市民満足度を向上させるために、市民の視点に立ったまちづくりを進めるとともに、最小の経費で最大の効果を発揮する行財政運営に努めつつ、限られた地域資源を有効に活用し、持続可能な地域経営に取り組むことが求められています。

豊崎干潟クロツラヘラサギ 飛翔



【用語解説】

※9補完性の原理：個人で解決できることは個人が解決し、個人で解決できないことは地域が、地域で解決できないことは行政が解決のための支援を行う考え

3 基本理念と将来像

3-1 コミュニティの「再生」と地域力の「新生」

本市は、急激な発展により多くのみどりを失い、時の経過は人と地域の変え、そして都市の成熟は新たな価値観と方向性を求めています。

私たちは、今後どのような“まちの形”を目指すのでしょうか。誇りと愛着の持てるまちとは、どのようなものなのでしょうか。

総合計画の策定に当たって実施した市民アンケートでも、本市の住みよさは、みどりの豊かさや買物の便利さ、交通の便のよさ、そして子育て環境のよさが挙げられていました。

これからのまちづくりを考えるヒントがその中にあるように思えます。適度に便利な都市機能を備えながら、おおらかな生活空間の中で、ゆったりとした時間感覚で生活できるまち、都市でもなく田舎でもない、人間の生活の尺度にあったこの距離感が“とみぐすく”の魅力なのではないでしょうか。

このような“まちの形”をイメージするならば、私たちは、自らが主体的に行動することによって、この“まち”をさらに住みやすく魅力的なものに変えていくことができます。

「現在」は、未来の子孫からの預かりものです。大きく変化する時代の転換点の中にあって、若く様々な将来性を有する本市は、将来に何を残し、何を变えていくのか、そのキーワードが「再生」と「新生」です。

これからも子どもが増え、団塊の世代を中心として高齢化が進む本市にとって、子どもや高齢者が安心・安全で健やかに過ごす上で必要なのが地域コミュニティの「再生」であり、その充実です。

このような課題に対し地域における「つながり力」を強化し、多様な市民や組織のネットワークが、地域の公共的、社会的課題に対し自律的又は協働しながら、地域課題を解決したり、地域の価値を創りだしていく力が「地域力」です。

地域力は、地域課題の解決力やソーシャル・キャピタルを高めつつ、地域文化を保全し振興することで地域への愛着や誇りを高め、地域での新産業や雇用の創出に努めることで醸成されます。その力がとみぐすくの「新生」につながります。

地域で生まれ、地域で育ち、地域に愛着を持ち、地域に貢献する真の「とみぐすくんちゅ」が育まれることを通して、地域コミュニティの「再生」と地域力の「新生」を図ることが、さらなる活力と経済的に自立した豊見城市の原動力につながるものと考えます。

3-2 まちづくりの基本理念

私たちは
時代の大きなうねりにまちが激しく変貌するなかで
まちとみどりの調和を懸命に求めてきました

そしてみどり豊かなまちを目指すなかで
みどりのはかなさ 尊さを深く感じてきました

顧みると とみぐすくの発展を支えてきたのは
つねに地の利 ひとの力でした

今 大きな転換点に立ち
これからのまちの姿を展望するとき

私たちの想い 気概を 「自律 活力 共生」 に託し
響むまち豊見城の未来を照射する基本理念とします

自律

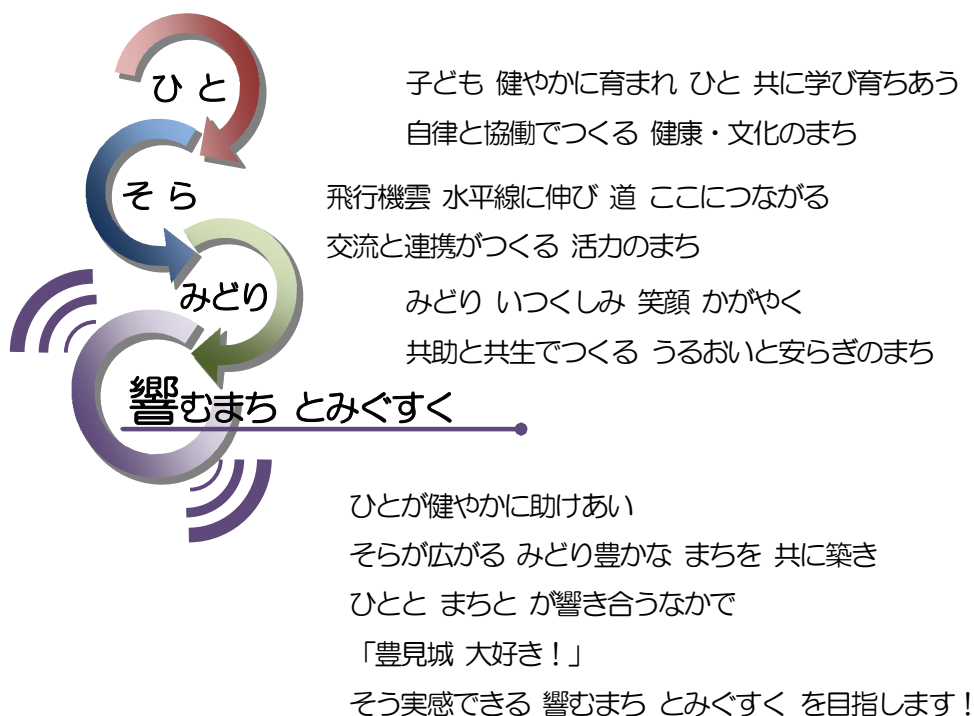
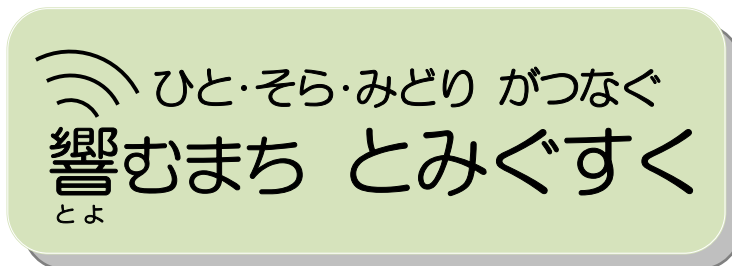
私たちは、自ら立ち自己実現に向かう自律した市民として、地域に生き、協働することで誇りと愛着のもてる自律したまちを目指します。

活力

私たちは、沖縄の玄関、南部広域の要衝という地の利を活かし、交流と連携により大きな夢と希望あふれる活力のあるまちを目指します。

共生

私たちは、発展の礎である豊かな自然、歴史文化を大切に思い、ひと・まち・みどりが共生する心地良い暮らしのあるまちを目指します。



「響（とよ）む」とは？

鳴り響くの意であり、転じて名高いという意味の古語です。14 世紀～15 世紀の初めに南山王のいとこ汪応祖（わんおうそ）が漫湖を見下ろす丘陵に城を築き、「とよみ城（ぐすく）」と美称し、それが歴史の中で変化し、市名「豊見城（とみぐすく）」の由来となったとされています。また、汪応祖は日本で初めて龍船（ハーリー）をつくり、漫湖に浮かべたという説もあります。「響（とよ）む」には、歴史に育まれた豊見城のアイデンティティと地方主権時代のまちを切り拓く気概、そして郷土への愛着が込められています。

4 将来目標人口と都市形成の方向性

4-1 将来目標人口

将来目標人口 70,000人

平成 22 (2010) 9月末
住民基本台帳登録人口

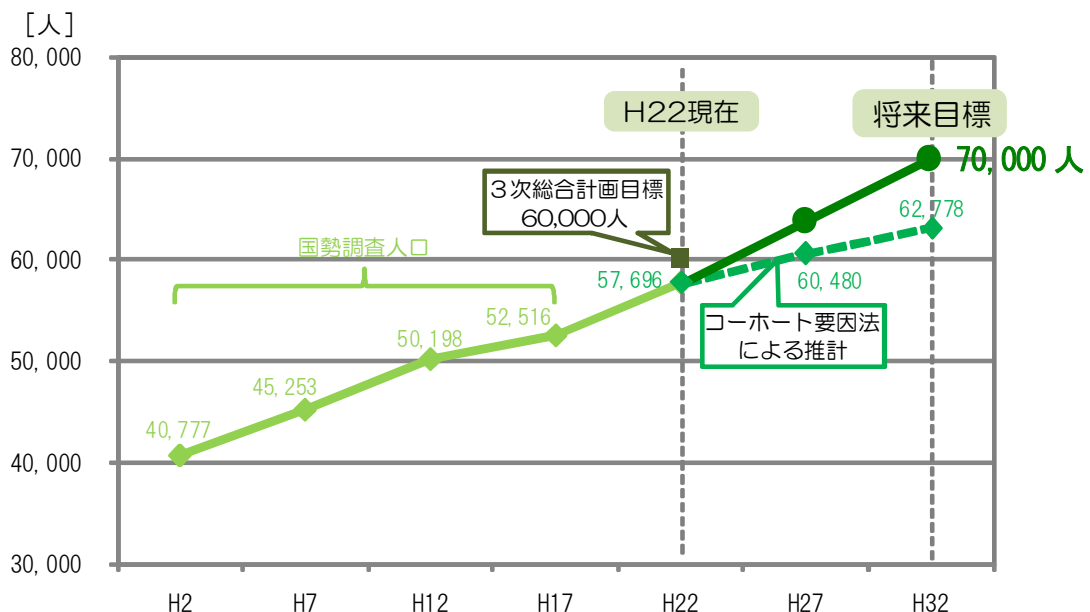
57,696 人

本市の現在の総人口は、平成 22 (2010) 年9月末現在の住民基本台帳によると、57,696 人となっており、近年増加傾向にあります。

本計画の目標年次である平成 32 (2020) 年における本市の将来人口を、住民基本台帳における男女・年齢別人口を基準として、人口動態率や移動率などの仮定値を当てはめて将来人口を計算する方法、いわゆる「コーホート要因法」を用いて推計すると、約 63,000 人となります。全国的には、少子高齢化による人口減少社会に突入していますが、沖縄県や本市におけるこれまでの人口推移をみると、今後もしばらくは人口の増加が続くものと考えられます。

さらに豊崎地区住宅地形成の進行や豊見城交差点付近の中心市街地としての拠点形成、幹線道路の整備に伴う沿線土地利用の高度化などに加え、企業誘致や産業振興などによる定着人口の増加により人口推計を上回る増加も見込めるものと予想されます。

そこで、本市の将来目標人口は、おおむね「70,000 人」と設定するものとし、今後 10 年間人口増加の傾向が続き、かつ、本市の施策が着実に進捗したケースを想定したときの目標として、また、想定よりも低い人口増加となった場合はより長期的な本市のまちづくりの将来的な目標人口として位置づけます。



4-2 都市形成の方向性

本市の掲げる将来像を実現するためには、優れた自然環境や地理的優位性を次の世代に継承するとともに、計画的に都市を形成していく必要があります。

土地は、現在及び将来における限られた資源であることから、自然環境の保全と公共の福祉の優先を基本として、快適な生活環境の確保と市域の均衡ある発展を図るため、都市形成の方向性として、将来都市構造の方針と土地利用の方針を次のように定めます。

4-2-1 将来都市構造の方針 ～広域連携拠点形成に向けて～

本市の地理的優位性を活かして行政、教育・文化、医療、商工業、観光、物流、居住等の機能の今後の受け皿として、国・県のビジョンと連携しつつ広域的な視点で主体的な分担を担っていきます。その際、自然環境や田園環境の保全、良好な生活環境の創造に留意しつつ、既存機能の高度化や、低・未利用地の活用を推進していきます。

本市の自立性を確立し、住む・働く・遊ぶ・集うなど、様々な都市機能を集積させるとともに、広域的な役割分担が必要な機能については、南部広域地域との連携を視野に入れ、「広域連携拠点」の形成を目指していきます。

そのため、自然や農地を保全しつつ、土地利用の秩序化と効果的・効率的な公共投資を図るコンパクトシティ※10の形成を目指し、3つの市街地において地域特性や役割を踏まえた適切な都市機能の充実・強化を図りつつ、市内の市街地や生活拠点を結ぶ総合的な交通体系や広域的交通ネットワークの形成を推進することにより、地域特性や機能が相互に補完しあう一体的な都市構造の形成に取り組んでいきます。

(1) 多機能都市構造の形成

本市は、3つの市街地がそれぞれ異なる特色を持った市街地として発展し、連たんする生活圏の形成や幹線道路沿いの商業施設等の集積がみられます。

今後は、市の「中心市街地」となる都市拠点の形成や、日常生活に必要なサービス施設が集積した生活拠点、多様な都市的サービス施設が集積した複合都市拠点、さらには周辺自治体を含めた広域的機能分担による新たな機能の集積拠点などの拠点形成を推進するとともに、その特性や役割に応じ全体バランスに配慮した公共施設配置の再構築や都市機能の集積を図ることで、それぞれが連携・補完しあう多機能都市構造の形成に取り組めます。

(2) 総合的な交通ネットワークの形成

道路網の整備や公共交通機関との連携促進、「LRT※11」などの新公共交通機関の導入検討、安心・安全で快適な歩行者空間の創出など、地球環境に配慮した持続的で快適な交通環境づくりに努めます。

また、本市の将来都市構造を実現するため、道路・交通網の再編を図るなど、各都市拠点間を効率的に結び、周辺自治体との広域連携に資する総合的な交通体系の確立を目指します。

【用語解説】

※10 コンパクトシティ：都市的土地利用の郊外への拡大を抑制すると同時に中心市街地の活性化が図られた、生活に必要な諸機能が近接した効率的で持続可能な都市

※11 LRT：Light Railway Transit 欧米や富山市等で導入されている近代的な路面電車

(3) 生活環境（アメニティ）都市の形成

尾根沿いの斜面緑地や河川は、本市の環境軸を形成する重要な骨格であることから保全を図るとともに、市民が身近な場所で自然の豊かさを感じられる空間として整備・活用を検討します。

また、豊見城総合公園や豊崎海浜公園などと連携した緑のネットワークを創出し、将来にわたって都市と農村と自然のバランスのとれた生活環境（アメニティ）都市の形成を目指します。

4-2-2 土地利用の方針 ～均衡ある発展に向けて～

本市はこれまで住・農・工・商や自然が混在しつつ急激に都市化してきたなかで、人の生活環境の質を向上させていくこと、中心市街地の形成や市庁舎も含めた公共施設の配置の再構築などが市の都市形成の核となる重要な課題となっています。

こうした課題を踏まえ本市の将来都市構造の形成に取り組んでいくに当たり、土地利用の方針を目的別の視点ごとに次のように定めます。

(1) 自然的土地利用の方針

豊見城城址やラムサール条約登録湿地の漫湖を含めた饒波川流域沿いは、人と自然が共生できる環境づくりに努めるとともに、歩くことを楽しめる空間としての水辺環境を創出し、また城址の復元も視野に歴史・文化、環境学習等のシンボリックゾーンとして、国や県との連携・協力の下で整備・活用を目指します。

瀬長島は、那覇市近郊で数少ない自然の海辺環境であることや豊見城発祥の地という伝承・伝説などの豊富な地域資源、さらには空港に隣接するという立地特性を最大限活用した整備・開発・保全に努めます。

その他旧集落にある御獄^{うたき}やくサティ森など、市民の暮らしと密接に関わってきた集落環境は、郷土の精神的風土を培ってきた地域資源として保全・再生に努めます。

(2) 都市的土地利用の方針

豊見城交差点周辺を、公共・公益サービスや商業、業務機能に加え、快適な都市生活が楽しめる居住機能など、多様な都市機能が集積した中心市街地として、市庁舎の移転や再開発、地区計画^{※12}の導入など長期的な視点での“まちの顔”づくりを行います。

豊崎地区は、中心市街地を補完し、本市の活力と魅力の向上を先導する拠点として、新たな産業や観光、ショッピングなどの複合的な機能を備えた複合都市拠点の形成を図ります。

高層住宅や幹線道路沿いなど高度の人口集積がある生活圏域においては、生活拠点として機能の充実を図り、歩いて暮らせる生活圏の形成を図ります。

【用語解説】

※12 地区計画：地区単位の開発や建築のルール

また、市街化調整区域^{※13}で市街化区域^{※14}と連たんする人口集中地域（DID）^{※15}や一定の住居の集積が進んだ地域については、既成市街地との調整を図りながら市街化区域への編入を検討し、周辺環境と一体となった生活環境や都市機能の整備に努めていきます。

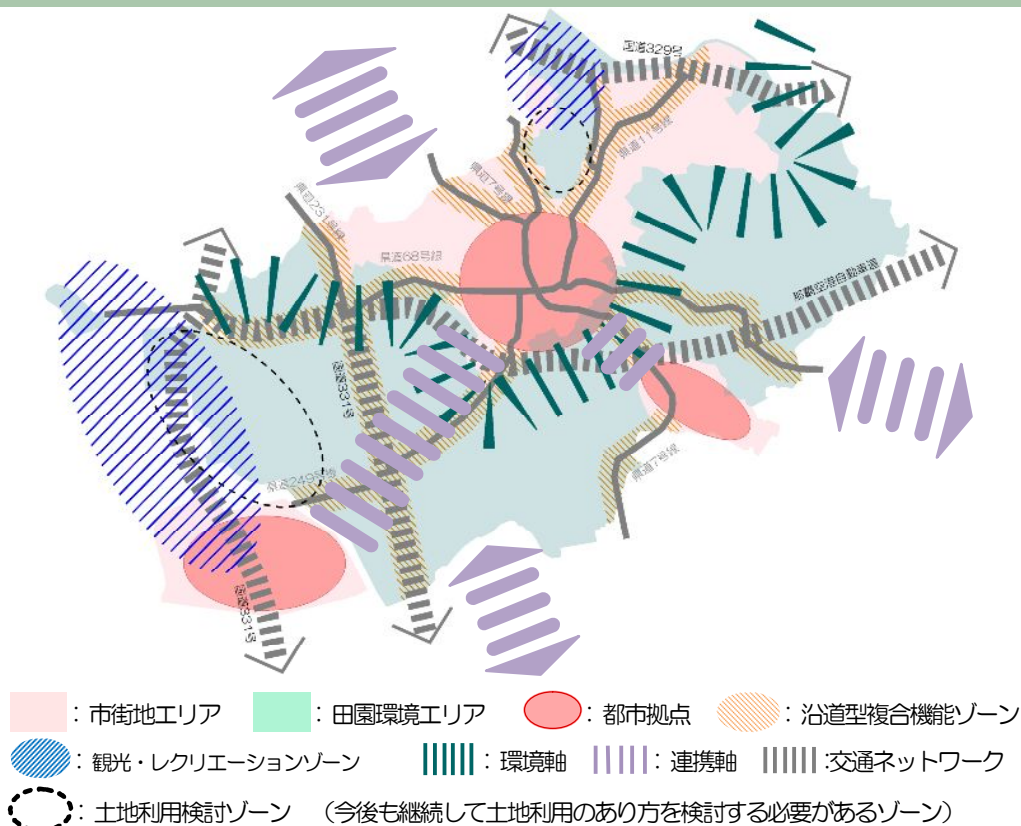
産業面においては、低・未利用地や幹線道路沿いの高度有効利用など、交通の要衝という本市の最大の優位性を活かした計画的な産業拠点の形成を図るとともに、「観光振興地域」に指定されている西海岸一帯を、「エアウェイ・リゾート」として、観光関連施設の立地を促進し、本市の観光資源を活用した体験型観光のネットワーク化を図ります。

(3) 農業的土地利用の方針

農業は、本市の文化・風土の基盤であることから、農業を都市の魅力を高める多様な都市機能の一つとして捉え、農村と都市住民の交流の促進や農村部の自然環境と都市部の利便性とのバランスのとれた都市と農村の共生を目指します。

農用地域^{※16}などの優良農地の保全と農業基盤の整備に努め、都市近郊型農業や施設園芸型農業の振興を図ります。また、耕作放棄地^{※17}などの低・未利用地については、農地の流動化に努めるとともに、広域的な視点での土地の高度有効利用を図ります。

4-3 将来都市構造



【用語解説】

※13 市街化調整区域：都市計画法に基づき、当面は市街化を抑制すべき区域

※14 市街化区域：都市計画法に基づき、市街化を図るべき区域

※15 人口集中地区（DID）：都市としての市街地の規模を示す指標。基本単位区の人口密度が4,000人/km²以上かつ隣接した基本単位区の合計人口が5,000人以上となる地区

※16 農用地域：農業振興地域の中で、おおむね10年先を見越して農用地等として保全していくべき土地

※17 耕作放棄地：農作物が1年以上作付けされず、数年の内に作付けする予定がない農地

5 施策の体系

1. 協働と交流によるまちづくり

～コミュニティ振興・市民参加
・交流・人権分野～

(1) コミュニティの振興

(2) 協働のまちづくり

(3) 交流の促進

(4) 平等参画社会の形成

(5) 平和行政の推進

2. 子どもが活きる学びと文化 のまちづくり

～教育・子育て・文化振興分野～

(1) 教育の充実

(2) 子育て環境の充実

(3) 地域文化の振興

(4) 生涯学習社会の確立

3. 共助でつくる健康文化と福祉 のまちづくり

～健康・福祉分野～

(1) 健康づくりの推進

(2) 福祉の充実

4. 持続可能な環境と安心・安全 のまちづくり

～環境保全・危機管理分野～

(1) 自然環境の保全と活用

(2) 公害対策と環境衛生

(3) 環境共生のまちづくり

(4) 災害に強いまちづくり

(5) 総合的な危機管理体制の強化

5. 地域特性を活かした産業創造 のまちづくり

～産業分野～

(1) 地域産業の活性化

(2) 新たな産業の創造

(3) 雇用の安定と促進

6. 都市とみどりが調和する まちづくり

～市街地・都市基盤整備分野～

(1) 快適で暮らしやすいまちの形成

(2) 生活と産業を支える都市基盤の整備

7. 計画の推進のために

～行財政改革分野～

(1) 行政運営の工夫

(2) 行財政の進行管理

5-1 協働と交流によるまちづくり

地域コミュニティの希薄化による社会の変貌や、低迷する経済情勢による地域活力の低下は本市においても例外ではなく、今、市民や自治体が自らの判断と責任でまちづくりをすることが求められています。このため、市民の力が地域で発揮できる仕組みをつくり、多様化する地域のニーズに市民と行政がそれぞれの役割を分担しながら自律した豊見城をつくることを進めていきます。

さらに「再生」と「新生」をキーワードに、地域間交流、世代間交流を推し進めるとともに、平等参画社会の形成に努めることにより、全ての市民がまちづくりに参加できる環境を構築していきます。

また、平和のまちづくりに向けて、戦跡の保全と活用に努めるとともに、平和学習や平和交流を通して平和行政を推進します。

(1) コミュニティの振興

地域におけるコミュニティは、市全体の活力や各種施策へ影響を及ぼす重要な基盤となるものです。自治会やNPO法人（非営利団体）などの市民組織の育成や活動支援、相互連携に向けた支援、地域コミュニティの核となる「地域リーダー」を担う人材を発掘・育成することで地域コミュニティの振興を図り、全ての地域・世代の市民が社会的に孤立することなくお互いに支え合う社会をつくっていきます。

(2) 協働のまちづくり

まちづくりに関する情報提供や市民参加の機会の拡大に努め、あらゆる立場や年代の市民が主体的にまちづくりに参加できる仕組みを整えていきます。また、行政の透明性と公平性を確保することで、市民と行政相互の対等な信頼関係を構築し、それぞれ自ら果たすべき役割を自覚しながら共に協力するまちづくりを推進していきます。

(3) 交流の促進

市民・地域のそれぞれの個性を尊重しながら交流を行うことにより、スポーツ・文化・産業などの様々な分野での相互に有益な地域間交流を実現していきます。さらに交流による人材育成を図り、広い視野でのまちづくりを推進していきます。また、国際化に対する市民意識の高揚や市民活動のグローバル化に対応するため、国際交流の機会を増やすとともに、市民・民間団体・行政がそれぞれの役割を分担し、主体的な立場で国際交流を進めていきます。

(4) 平等参画社会の形成

「ノーマライゼーション※18」の考え方の下、人権擁護に関わる啓発と普及活動を進めるとともに、児童虐待や家庭内暴力、セクハラ※19、パワハラ※20などの防止・抑止に向け、学校教育のみならず、社会教育としても取り組んでいきます。また、男女がともに尊重しあい平等に社会生活を営んでいける男女共同参画社会の形成に向けての啓発・教育活動を積極的に取り組んでいきます。

(5) 平和行政の推進

「平和のまちづくり」に向け、平和学習や国際交流・平和交流などを通して相互理解を深めるとともに、戦跡を保全し平和学習資源としての活用を図ることを通して平和行政を推進していきます。

おきなわ名木百選 嘉数のガジュマル



【用語解説】

※18 ノーマライゼーション：誰もが特別視されず当たり前の存在として広く受け入れられる社会づくり

※19 セクハラ：セクシャルハラスメント 性的な嫌がらせ

※20 パワハラ：パワーハラスメント 権力や地位を利用した嫌がらせ

5-2 子どもが生きる学びと文化のまちづくり

地域の未来と「子育て」は切り離せるものではなく、次代の豊見城を担う子どもたちを健全に育成していくためには、子育て環境をはじめとして教育環境や教育内容の充実が必要となります。そのため、子ども一人ひとりの個性を最大限に尊重し、発揮できるよう学校・家庭・地域が連携して良好な教育環境、生活環境、社会環境づくりに取り組むとともに、その基盤となる施設の充実を図っていきます。

また、地域に根ざした独自の風土文化を次代に継承し、市民の地域への誇りと愛着を育むとともに、市民自らの誇りを構築することで、豊見城のアイデンティティとなる新しい文化の掘り起こしを推進していきます。

(1) 教育の充実

「生きる力」を育む教育の充実を図るとともに、施設などの改善や充実に取り組みます。また、地域や保護者等との連携により安心・安全で開かれ、信頼される学校づくりを推進していきます。さらに、きめ細やかな特別支援教育の充実を図ります。

(2) 子育て環境の充実

子育てを子どものいる親や家族だけのものにとらえるのではなく、市民が協力して地域の子どもを見守りながら育て、地域で支えあう子育ての支援を推進し、安心と安らぎの中での子育てを地域全体で支援する環境づくりに努めます。また、保育ニーズの多様化や社会状況の変化に柔軟に対応しつつ、障害や発達の違いの有無に関わらず、全ての子どもが健やかに成長できる環境づくりに努めます。

(3) 地域文化の振興

本市の長い歴史の中で育み継承してきた伝統行事をはじめとする豊かな地域文化を守り伝えていくとともに、「グスク」や戦跡などの史跡、文化財の保全と活用に努めていきます。また、地域の誇りやアイデンティティの源泉となるよう、地域に眠る文化を掘り起こし再評価する取組や新しい地域文化の創造の動きを支援します。

(4) 生涯学習社会の確立

全ての市民がいつでも気軽に学び、生涯にわたり新たな知識や技能を習得しながら、自己実現を果たし、生きがいに満ちあふれた生活を送ることができるよう生涯学習のための機会やプログラムの充実に努めます。

また、青少年の健全育成の環境づくりや放課後や週末等の子どもたちの適切な遊びや生活の場の確保に向けて、家庭や地域、市民団体などと連携しつつ、学校施設や地域の公民館などを活用し多様な体験や交流機会を提供することを通して、子どもたちが安心・安全かつ健やかに育まれる環境づくりに取り組めます。

5-3 共助でつくる健康文化と福祉のまちづくり

まちの元気を生み出すには、市民が将来にわたって元気であり続けることが大切です。そのため、まず健康であることが前提となることから、生活習慣病^{※21} 予防や介護予防に重点をおき、健康増進のための体制づくりを推進していきます。さらに予防施策を実施することで医療費や社会保障費の抑制を図ります。

誰もが安心して暮らせることは、まちづくりの基本的な条件となります。少子高齢化の波は本市でも例外ではなく、福祉施策の更なる充実を図ります。また、行政のみでは十分な対応が困難な課題については、市民相互の「助け合い」「支え合い」の理念の下「共助」の仕組みづくりを推進していきます。

(1) 健康づくりの推進

長寿社会の中で心身ともに健康で生きがいのある人生を送るため、市民の健康づくりの意識高揚を図るとともに、全ての市民が健康で明るく生活の質を高めながら暮らしていけるよう、ライフステージに応じた各種保健事業を展開しつつ、特に予防施策に重点を置いてその推進に取り組みます。

全ての市民が、身近な地域の中で楽しみながら健康づくりや生きがいづくりが行えるように生涯スポーツやレクリエーションの振興に取り組みます。

(2) 福祉の充実

地域コミュニティの強化により市民相互の「助け合い」「支え合い」の活動を活発にすることで、「共助」による新たな福祉システムの構築を目指します。そのため、「コミュニティ・ソーシャル・ワーカー（CSW）^{※22}」の配置を通じて、市民・行政・地域組織・事業者などとの連携強化に努め、在宅福祉など多様化する福祉ニーズに対応していきます。

本市では、高齢者福祉、障害者福祉、生活保護などの各分野でサービスや情報提供・相談体制の充実にも努め、誰もが安心して生活し社会参加できる地域づくりを目指した福祉を積極的に推進します。

また、「ユニバーサルデザイン」などの考え方に基づき都市整備施策と連携した施策も進めていきます。

【用語解説】

※21 生活習慣病：糖尿病・脂質異常症・高血圧・肥満など、生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられている疾患

※22 コミュニティ・ソーシャル・ワーカー：高齢者や障害者、子育て中の親などの見守りや課題の発見、相談援助、必要なサービスや専門機関へのつなぎなど、要援護者の課題解決の支援を行う。地域の福祉力、セイフティネットの体制づくりなど、地域福祉の計画的な推進を図るために関係機関・団体などと連携する

5-4 持続可能な環境と安心・安全のまちづくり

「住んでよかった、これからも住み続けたい」まちの構築のためには、豊かな自然とみどり、きれいな環境を市民一人ひとりが実感することが大事です。良好な環境を維持していくためには地球温暖化に代表される地球規模の環境問題から、悪臭問題等の身近な環境問題まで、常に意識を持って取り組む必要があります。廃棄物の適正処理や発生抑制、環境教育や環境負荷への軽減の取組を進める中で、自然と共生する循環型・低炭素社会の構築に努め、その理念を次代に向けて継承していきます。

安全で安心できる居住環境は、住みよいまちの基本です。地震・火災・水害などの被害を最小限に抑え、迅速な救助と復旧・復興活動を進めるための「防災都市づくり」を推進するとともに、地域と行政の連携による防災体制の構築、有事の際の対応など、総合的な防災対策を展開していきます。

(1) 自然環境の保全と活用

ラムサール条約の登録湿地である漫湖をはじめとする貴重な自然環境については、環境に悪影響を与えないような十分な配慮と、新たな緑化、失われた環境の再生などに努めながら、「ワイズユース（賢明な利用）^{※23}」を図っていきます。

また、自然環境に関する情報提供や環境保全活動に対する支援、自然環境に親しむ場の創出などを通じて、本市の「みどり」を未来へ残す取組を推進していきます。

(2) 公害対策と環境衛生

航空機の離発着による騒音や放送電波の受信障害、畜舎などからの悪臭、河川の水質汚濁などについては、引き続き改善に努めていきます。

また、ごみの量の削減と再資源化を進めるとともに、し尿や生活排水の適正な処理などを通して、快適な居住環境づくりに努めます。ごみの不法投棄に対する啓発・監視活動や市民と連携した美化運動についても継続的に行っていきます。

【用語解説】

※23 ワイズユース：ラムサール条約で提唱された考え方。ここでは湿地に限らず、生態系を維持しつつ人類の利益のために持続的に利用すること

(3) 環境共生のまちづくり

地球環境問題への対応に向けて、バス利用の促進、低公害車の利用促進、市民や事業者への啓発活動などを通して「低炭素社会」の実現を目指します。また、都市基盤整備におけるコンパクトなまちづくりや緑化の推進を図るとともに、3R^{※24}の促進や公害防止といった地域レベルの活動を促進し、環境負荷を低減するまちづくりに取り組みます。

また、新エネルギーの開発・活用が急速に進んできている現状を踏まえて、太陽光発電などを中心にクリーンで再生可能な新エネルギーの普及啓発に取り組みます。

(4) 災害に強いまちづくり

災害に強い都市構造の形成や構造物・建造物の整備、避難所や避難路の確保など、地震・火災・水害などの被害を最小限に抑え、迅速な救助と復旧・復興活動を進めるための「防災都市づくり」を推進していきます。また、市内の防災体制の充実と他機関との連携、自治防災組織の育成・充実に向けた支援などによる、地域と行政が一体となって取り組む防災体制の構築、有事の際の対応など、総合的な防災対策を展開します。

(5) 総合的な危機管理体制の強化

防犯、交通安全、消防・救命救急などの各分野において危機発生時の迅速な対応と未然防止、設備の充実や人材の育成に努めます。また、感染症対策など危機管理の対象とすべき領域が多様化する中、関係機関との連携を図り総合的な危機管理体制を強化していきます。

豊崎美らSUNビーチ



【用語解説】

※24 3R リデュース（削減）・リユース（再利用）・リサイクル（再資源化）のこと

5-5 地域特性を活かした産業創造のまちづくり

市民が元気に笑顔で住み続けるためには、経済的な活力が欠かせません。多様な地域資源を活かし、農業・水産業・商業・製造業などの既存産業の維持、向上を図ります。また、地理的特性を活かし、国や県の沖縄21世紀ビジョンに基づく「沖縄新・リーディング産業」育成に係る施策と連動して、観光や物流産業の振興を図るとともに、外部からの産業活力を取り入れ、さらに「農商工連携^{※25}」による内発型産業の発展を促進します。まちのにぎわいは地域の活力となります。新しい産業を興す積極的な起業家を支援するとともに、雇用の促進を図ります。

(1) 地域産業の活性化

本市でこれまで営まれてきた農業・水産業、商業、製造業においては、経営安定や後継者の育成などの支援、各産業間の連携などに取り組むとともに、本市の地理的特性を活かし、国や県の「沖縄新・リーディング産業」育成に係る施策と連動して、地域特性や本市の強みを活かした地域産業の活性化に努めます。

(2) 新たな産業の創造

観光振興に向け、地域資源の活用や、新たな観光施設の誘致などに努めます。豊崎地区を含む西海岸地域については、「観光振興地域」として「エアウェイ・リゾート」の形成を目指します。また、「農商工連携」や健康・ウェルネスとの連携、「とみぐすくブランド」や体験プログラムの創出、PRの強化に努めます。また、社会経済情勢の変化を踏まえ、物流、情報通信、環境・エネルギー産業などの誘致や育成を促進します。

(3) 雇用の安定と促進

関係機関と連携した就労支援や、仕事と家庭、地域生活の調和が取れる社会の構築を目指すことを通じ、雇用の安定に努めます。また、地域産業を活性化させる取組や新たな産業創造の取組の中で多様な就労ニーズに応じた起業や雇用機会の創出を図っていきます。

【用語解説】

※25 農商工連携：地域の特色ある農林水産物、美しい景観など、長い歴史の中で培ってきた貴重な資源を有効に活用するため、農林漁業者と商工業者がお互いの「技術」や「ノウハウ」を持ち寄って、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大などに取り組むこと

5-6 都市とみどりが調和するまちづくり

明確な土地利用の方針を定め、都市と農地と自然の調和を図ることはまちづくりの基本となります。周辺自治体と連携しながら、地理的優位性、交通の利便性を活かし様々な都市機能の集積拠点となりうる都市づくりを展開します。

また計画的な土地利用の転換を図り、都市機能の適正配置を行うことでバランスの取れた土地利用を進めます。さらに地域の個性や自然環境の調和を配慮した土地利用、「ユニバーサルデザイン」を取り入れた生活空間の整備を進め、都市とみどりが調和するまちづくりを推進します。

(1) 快適で暮らしやすいまちの形成

これからも快適で暮らしやすい「人と環境にやさしいまち」として持続的な成長を実現していくため、明確な方針とルールに基づいた計画的な土地利用を進めていきます。また、各地域の都市拠点の形成を進めるとともに、「中心市街地」の形成と高度利用の促進を図ることで、さらなるスプロール化の抑制に努めます。

都市拠点においては、公共・公益施設などの都市機能の集積や企業誘致に努め、民間の活力を最大限に活用しつつ、調和のとれたまちづくりを進めていきます。

市街地の整備については、調和のとれた都市景観の保全と創出、安全で環境や人にやさしい住宅地形成や住宅づくりの誘導など、総合的なまちづくりの観点から進めていきます。

(2) 生活と産業を支える都市基盤の整備

本市の道路網については、本市の都市構造の方向性に従い、効率的な交通ネットワークの形成に努めます。まちの動脈となる国道や県道などの幹線道路網の充実についてはその促進を国や県に働き掛けるとともに、市道や生活道路のネットワークについては幹線道路との接続やその緊急性などを踏まえ重点的に整備を進めます。

また、交通弱者の増加や利便性向上の必要性を踏まえ、既存の公共交通の維持・充実とともに、新しいタイプの公共交通システムの導入可能性について、周辺自治体や関連機関と連携しながら検討していきます。

公園・緑地や上下水道については、計画的な整備、適切な維持・管理に加え、施設の長寿命化を推進し、快適な住環境の形成に努めます。

5-7 計画の推進のために

市民の満足度を高めるためには、市民のニーズや意見を的確に把握し、常に良質な行政サービスを提供することが重要となります。地方主権社会では、施策展開には計画と評価が有機的に連動した体制づくりが必要であることから、行政課題の優先順位の明確化を図るとともに、総合的かつ計画的な地域経営を推進します。

また、質の高い行政サービスを提供するために、組織の効率化や職員の能力向上を図り、民間活力の導入や広域連携の活用により、行財政運営の効率化を推進します。

(1) 行政運営の工夫

より効果的・効率的な行政運営を行っていくため、行政事務の効率化に加え、本計画に基づく各施策を確実に進めていくための最適な組織づくりを進めていきます。新庁舎建設に向けた検討も行っています。

市民の生活圏の拡大により複雑かつ多様化する行政課題や需要に対応するため、周辺自治体との広域連携を図っていきます。

また、民間活力の活用、独自施策の研究などに継続的に取り組みます。

(2) 行財政の進行管理

段階的・計画的な公共投資、「選択と集中」の考え方による重点施策の明確化、市民や外部機関の評価を伴う行財政評価の継続的な実施と充実などを通じ、行財政の的確な進行管理を進めていきます。また、独自財源の導入の可能性などについても検討していきます。

地方主権の動きの中、本市の将来像の実現に向けて、「自律」したまちづくりに取り組みます。

漫湖と とよみ大橋



基本計画

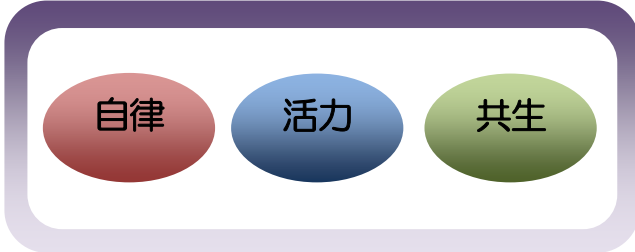
基本計画 目次

前期基本計画の体系	30
第1部 協働と交流によるまちづくり	
～コミュニティ・市民参加・交流・人権分野～	33
第1章 コミュニティの振興	34
1-1-1 コミュニティの振興	34
第2章 協働のまちづくり	36
1-2-1 協働のまちづくり	36
第3章 交流の促進	38
1-3-1 市民相互の交流促進	38
1-3-2 県外・国際交流の促進	40
第4章 平等参画社会の形成	42
1-4-1 人権意識の普及	42
1-4-2 男女共同参画社会の形成	44
第5章 平和行政の推進	46
1-5-1 平和行政の推進	46
第2部 子どもが活きる学びと文化のまちづくり	
～教育・子育て・文化振興分野～	49
第1章 教育の充実	50
2-1-1 幼児教育の充実	50
2-1-2 義務教育の充実	52
第2章 子育て環境の充実	56
2-2-1 子育て環境の充実	56
第3章 地域文化の振興	58
2-3-1 地域文化の振興	58
第4章 生涯学習社会の確立	60
2-4-1 生涯学習社会の確立	60
第3部 共助でつくる健康文化と福祉のまちづくり	
～健康・福祉分野～	63
第1章 健康づくりの推進	64
3-1-1 保健・医療体制の充実	64
3-1-2 スポーツ・レクリエーションの振興	68
第2章 福祉の充実	70
3-2-1 地域福祉の体制充実	70
3-2-2 高齢者福祉	72
3-2-3 障害者福祉	76
3-2-4 生活保護	78
第4部 持続可能な環境と安心・安全のまちづくり	
～環境・危機管理分野～	81
第1章 自然環境の保全と活用	82
4-1-1 自然環境の保全と活用	82

第2章 公害対策と環境衛生	84
4-2-1 公害問題への対応	84
4-2-2 環境衛生対策の推進	86
第3章 環境共生のまちづくり	90
4-3-1 環境共生のまちづくり	90
第4章 災害に強いまちづくり	92
4-4-1 防災都市づくり	92
4-4-2 防災体制の整備と国民保護への対応	94
第5章 総合的な危機管理体制の強化	96
4-5-1 防犯体制の強化	96
4-5-2 交通安全対策の推進	98
4-5-3 消防と救命救急体制の充実	100
第5部 地域特性を活かした産業創造のまちづくり ～産業分野～	103
第1章 地域産業の活性化	104
5-1-1 農業の振興	104
5-1-2 水産業の振興	108
5-1-3 商業の振興	110
5-1-4 製造・物流業の振興	112
第2章 新たな産業の創造	114
5-2-1 観光・リゾート産業の振興	114
5-2-2 新産業の育成・創出	118
第3章 雇用の安定と促進	120
5-3-1 雇用の安定と促進	120
第6部 都市とみどりが調和するまちづくり ～市街地・都市基盤整備分野～	123
第1章 快適で暮らしやすいまちの形成	124
6-1-1 計画的な土地利用の推進	124
6-1-2 調和のとれた市街地の整備	126
第2章 生活と産業を支える都市基盤の整備	130
6-2-1 道路網等の整備	130
6-2-2 公共交通サービスの維持・向上	132
6-2-3 公園・緑地の整備	134
6-2-4 水の安定供給	136
6-2-5 下水道の整備	138
第7部 計画の推進のために ～行財政改革分野～	141
第1章 行政運営の工夫	142
7-1-1 行政運営の工夫	142
第2章 行財政の進行管理	146
7-2-1 行財政の進行管理	146

前期基本計画の体系

○まちづくりの基本理念



○豊見城市の将来像

ひと・そら・みどり がつなく

響むまち
とよ

とみぐすく

ひとが健やかに助けあい
そらが広がる みどり豊かな まちを 共に築き
ひとと まちと が響き合うなかで
「豊見城 大好き！」
そう実感できる
響むまち とみぐすく を目指します！

○施策の体系

第1部 協働と交流によるまちづくり
～コミュニティ振興・市民参加・
交流・人権分野～

第2部 子どもが活きる
学びと文化のまちづくり
～教育・子育て・文化振興分野～

第3部 共助でつくる
健康文化と福祉のまちづくり
～健康・福祉分野～

第4部 持続可能な環境と
安心・安全のまちづくり
～環境・危機管理分野～

第5部 地域特性を活かした
産業創造のまちづくり
～産業分野～

第6部 都市とみどりが
調和するまちづくり
～市街地整備・都市基盤整備分野～

第7部 計画の推進のために
～行財政改革分野～

○各施策の詳細

第1部	第1章 コミュニティの振興	1節 コミュニティの振興	
	第2章 協働のまちづくり	1節 協働のまちづくり	
	第3章 交流の促進	1節 市民相互の交流促進	2節 県外・国際交流の促進
	第4章 平等参画社会の形成	1節 人権意識の普及	2節 男女共同参画社会の形
	第5章 平和行政の推進	1節 平和行政の推進	
第2部	第1章 教育の充実	1節 幼児教育の充実	2節 義務教育の充実
	第2章 子育て環境の充実	1節 子育て環境の充実	
	第3章 地域文化の振興	1節 地域文化の振興	
	第4章 生涯学習社会の確立	1節 生涯学習社会の確立	
第3部	第1章 健康づくりの推進	1節 保健・医療体制の充実	
		2節 スポーツ・レクリエーションの振興	
	第2章 福祉の充実	1節 地域福祉の体制充実	2節 高齢者福祉
		3節 障害者福祉	4節 生活保護
第4部	第1章 自然環境の保全と活用	1節 自然環境の保全と活用	
	第2章 公害対策と環境衛生	1節 公害問題への対応	2節 環境衛生対策の推進
	第3章 環境共生のまちづくり	1節 環境共生のまちづくり	
	第4章 災害に強いまちづくり	1節 防災都市づくり	
		2節 防災体制の整備と国民保護への対応	
	第5章 総合的な危機管理体制の強化	1節 防犯体制の強化	2節 交通安全対策の推進
		3節 消防と救命救急体制の充実	
第5部	第1章 地域産業の活性化	1節 農業の振興	2節 水産業の振興
		3節 商業の振興	4節 製造・物流業の振興
	第2章 新たな産業の創造	1節 観光・リゾート産業の振興	2節 新産業の育成・創出
	第3章 雇用の安定と促進	1節 雇用の安定と促進	
第6部	第1章 快適で暮らしやすいまちの形成	1節 計画的な土地利用の推進	
		2節 調和のとれた市街地の整備	
	第2章 生活と産業を支える 都市基盤の整備	1節 道路網等の整備	2節 公共交通サービスの維持・向上
		3節 公園・緑地の整備	4節 水の安定供給
		5節 下水道の整備	
第7部	第1章 行政運営の工夫	1節 行政運営の工夫	
	第2章 行財政の進行管理	1節 行財政の進行管理	

第1部 協働と交流によるまちづくり
～コミュニティ・市民参加・交流・人権分野～



地域がつながり支えあうまちづくりに向け、地域活動の基本である自治会活動の維持・促進を継続的に進めます。新たな若い世代などの自治会加入や、各種活動の充実と支援を図るとともに、各団体が連携した新たな組織のあり方についても検討していきます。

また、自助・共助・公助による「補完性の原理^{※1}」を啓発し、市民と行政の役割分担の下「協働のまちづくり」を推進するため、地域が主体的に実施する活動への支援や協力、地域活動組織や支援団体などの育成と支援、各活動のネットワークの充実に努めます。

○地域コミュニティの希薄化

本市では、各地域に長い歴史と伝統を持つコミュニティが形成されており、48の自治会が組織化されています。自治会の運営（施設・設備の改善等）には、市から各種の補助を実施しています。

自治会加入世帯数に大きな変化はないものの、人口と世帯数の増加が続いている本市では、平成18（2006）年度に39.6%であった自治会加入世帯率が、平成22（2010）年度には35.3%まで低下しています。

今後の地域の担い手の中心となる若い世代や新たに流入してくる世帯への自治会加入促進を図ることなどにより、自治会活動の活性化を図っていくことが課題となっています。

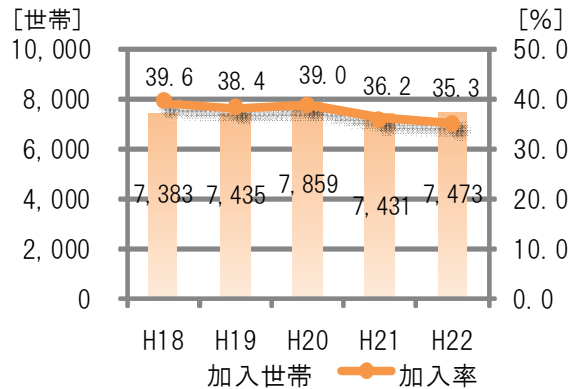
○地域活動意識の高まり

平成20（2008）年度から、地域団体が自主的に実施する事業に対し補助金を交付する「市民活動団体支援事業」として、市から助成を実施しています。

また、県の認証を受け市内に事務所を置くNPO法人（特定非営利団体）は9団体あり、認証を受けていない各種の団体（ボランティアなど）も数多くあります。

市民の自主的な地域活動の活発化がみられるなか、この市民力を活かし市民と行政の役割分担（協働のまちづくり）を図る上でも、このような地域活動の活性化や団体・組織の育成に対して、支援が求められます。

自治会加入世帯数の推移



※各年9月末現在

資料：市民課

市民活動団体支援事業の選定事例

年度	団体名	事業名
20	沖縄ジョン万次郎会	第4回沖縄ジョン万次郎会講演会&中学生「中濱万次郎」読書感想文コンクール
	ゆりかごの会	絵本と童謡
21	豊見城団地通り会	市道27号線におけるエイサーオーラセイイベント
	饒波川に桜並木をつくる会	饒波川に桜並木をつくる会
	豊見城市母子保健推進協議会	豊見城市母子保健推進員事業
	不登校を考える親の会	不登校を考える親の会
22	商工会青年部所属・まちづくり有志の会	豊見城の文化継承キラリ本
	豊見城龍船協会	第8回ハーリー由来まつり
	ふんどー	豊見城市の民話・昔話（おじー、おばーの話集）
	豊見城団地通り会	市道27号線におけるエイサーオーラセイイベント

資料：企画調整課

【用語解説】

※1 補完性の原理：個人で解決できることは個人が解決し、個人で解決できないことは地域が、地域で解決できないことは行政が解決のための支援を行う考え

(1) 自治会活動の活性化

自治会とその活動の充実のため、継続して支援に努めていきます。

また、自治会活動の維持・促進のため、加入を呼びかける広報活動や、特に若い世代や新たに流入した世帯の参加を促進するための手法・工夫について検討します。

また、「地域コミュニティ協議会」など、小学校区ごとに自治会やPTA、豊見城市社会福祉協議会、民生委員・児童委員など多様な地域の主体が一体となって、様々な地域課題を解決するための新しい形態の組織や仕組みづくりの検討を行います。

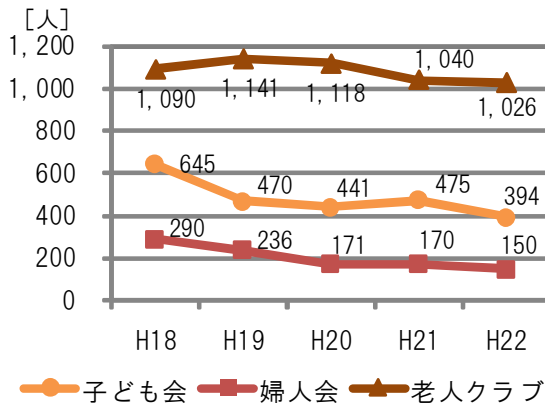
(2) 地域活動への支援

公民館をはじめとする施設の充実など地域活動の場の提供に努めるとともに、地域単位でのコミュニティの立て直しを図るため老人会、婦人会、青年会、子ども会、通り会などの各種地域活動組織における活動の維持・促進に努めます。また、自治会や地域で活動するNPO法人（特定非営利団体）などの団体やボランティアによる地域に貢献する活動に対して「市民団体活動支援事業」などを通して積極的に支援していきます。地域づくりや活性化に関する情報や助成事業等の情報提供も行います。

特に、人材・組織の育成や地域活動を積極的に行っている地域については、重点的な支援を図るとともに、地域の活動を牽引する「地域リーダー」や「キーパーソン（中心となる人）」の発掘・育成に努めます。

また、自治会を含めた各地域活動組織間のネットワーク構築を図ります。

子ども会・婦人会・老人クラブの加入人数の推移



エイサーオーラセー



施策の体系

コミュニティの
振興

自治会活動の
活性化

自治会組織づくりと活動支援

自治会加入の促進

総合的な地域組織づくりの検討

地域活動への
支援

地域活動の場の提供

地域活動組織の育成と活動支援

「地域リーダー」の発掘・育成

地域活動組織のネットワークの構築

目標指標	実績値	2015年目標値	2020年目標値
自治会加入率	35.3% (H22年)	40%	50%
市民活動団体支援数	4団体	6団体	10団体

行政と市民が取り組む「協働のまちづくり」が進む社会潮流を踏まえて、本市でも積極的な取組を進めます。その前提となる市民への十分な情報公開に努め、行政と市民相互の情報の共有化を図ります。各種の委員会等への市民委員の参加の促進や意見聴取・意見交換の機会の拡大などにより、行政計画づくりなどへの市民参加を促し、「協働のまちづくり」を積極的に進めていきます。また、日頃からの市民意向の把握に努めます。

○協働のまちづくりの前提となる情報公開

市では、個人情報の適正な取扱いに留意しつつ、市政の透明性を高めるため、行政一般の様々な情報の迅速な公開・開示に努めています。

毎月、広報紙「広報とみぐすく」を発行し、市内の全世帯に配布しているほか、市役所をはじめ中央公民館などの出先機関に備え付け、情報提供を行っています。近年は、インターネットの利用者が飛躍的に増えており、本市でもホームページ上で、広報紙を閲覧可能としており、行政計画を策定する際や、事業・イベントなどを実施する際には、関連情報を広報しています。

こうした中、行政と市民の「協働のまちづくり」を進めていく上での前提として、市民への情報の公開と共有化をさらに充実していくことが求められます。

○市民参加のまちづくりへ

これまでは「行政は役所が主体となって進め、必要に応じて市民の意見を聞く」というのが一般的でしたが、今日では、市政への市民参加は全国的に当然のことになってきています。

本市においても、本計画をはじめとして各種行政計画を策定する際は、市民の代表が委員に含まれる審議会、懇話会などを設置し、市民や事業者の計画づくりへの参加を促進しているところで

す。また、市民からの意見聴取や意見交換の機会拡大にも努めています。市役所ロビーに設置している「意見箱」や市ホームページの「交流広場」でも、市民からの意見聴取を常に実施しています。

「協働のまちづくり」に向けては、このような市民参加の機会の拡充を図ることで市民の市政に対する関心を促し、市民と行政が双方で協力し納得できる計画づくりや市政運営に努めていく必要があります。

市内視察風景



市民会議風景



(1) 情報公開と共有化の推進

市や関連機関が保有する情報を広く提供・周知することに努めます。新しい情報は、できるだけ迅速・正確に公開していきます。情報提供の手段として、広報紙や各種パンフレット、市のホームページなどを活用し充実を図ります。

市政に関する情報公開請求については、引き続き的確に対応していきます。また、市や関連機関が個人情報の収集などをする場合、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置をとるとともに、個人情報の開示が適正に行われるようにします。

広報とみぐすく



(2) 市民参加の機会拡大

「審議会」をはじめ、各種の委員会への市民委員の参加を促進します。議会や各種の審議会・委員会などにおける透明性・公平性を高めるため、傍聴の機会の拡大とともに、市ホームページなどを活用した審議結果などの広報も継続・充実します。また、市の横断的な施策展開や連携強化を図るため、各組織間の連絡調整の充実に努めます。

各種計画を策定する際には、早期に広報を行うとともに、説明会や懇談会などの開催による意見の聴取や、市民と行政の協働による「まちづくり協議会」などの設置にも努めます。

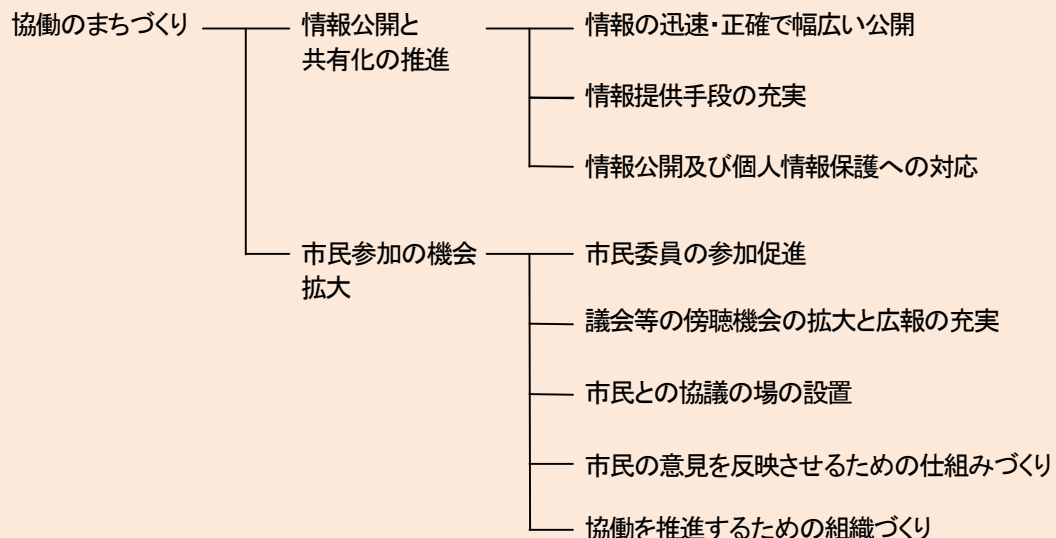
日頃から市民が市政に参画できる仕組みづくりの検討を行うほか、地域の多様な活動主体からの意見や意向の把握に努めます。

市のホームページにおける電子意見箱や、市役所ロビーの意見箱などを周知・活用することで、広く市政に係る提言を受け付けます。

さらに、市民が市政に関する意見や提言がしやすい環境づくりやそれらがどう市政に反映されているのか分かる仕組みづくりに努めます。

今後は、こうした市民の参加による協働のまちづくりに向けて、市民と行政の協働を推進していくための庁内組織を設置するとともに、協働推進の体制づくりを行います。

施策の体系



目標指標	実績値	2015年目標値	2020年目標値
市民アンケートの回収率	19% (H21年度)	25%	30%
広報紙の配布率	96.1% (H21年度)	97%	98%

第1節 市民相互の交流促進

施策の方針

市民生活の充実や地域コミュニティの強化のためには市民相互の交流促進が求められます。そのため、交流に関わる情報を広く収集し、市民に対して迅速に広報します。

「とみぐすく祭り」や「生涯学習フェスティバル」などの市民が楽しく交流できるイベントを開催するとともに、自治会などの地域組織における交流活動の支援や、交流の場としての各種の公共施設の活用を促進します。

市民団体や事業者等による多彩な交流活動の開催と充実・拡大を支援することを通して、市民相互の交流を促進していきます。

現状と課題

○市民交流に関する情報発信機能の強化

市民相互の交流には、文化・音楽・スポーツ・娯楽・地域活動・福祉など、いろいろな形態のものがありますが、市民生活を楽しく充実したものとすのほか、地域コミュニティの結びつきを強化するきっかけともなります。

交流を促進するためには、交流に必要な基礎的情報を、行政からも提供していくことが望ましいといえます。

現在も、市のホームページや広報紙などによって、市民交流につながるような関連情報の提供に努めていますが、多様化する市民ニーズにこえていけるよう、情報発信方法や発信する内容の充実を図るなど、さらに情報発信の機能を高めていく必要があります。

とみぐすく祭り



○市民の交流に対するニーズの多様化

本市においては、「とみぐすく祭り」「生涯学習フェスティバル」を始めとした祭りや伝統行事、各種の大会などのイベントが、市民相互の交流を促進する機会になっています。

また、中央公民館や各地域の公民館、スポーツ施設、学校など、様々な施設が市民の交流の場として活用されています。

交流に係る地域組織としては、豊見城市青年会や各NPO法人（特定非営利団体）を始め、多様なものがあり、地域振興・発展を目的に、市内でのイベントや行事の開催を支援しています。

このように様々な交流機会の提供や支援を実施してきていますが、さらなる市民交流の機会拡大を望む市民の声も強く、人口の流入により新しい住宅地が形成されてきている本市においては、今後、特に市民相互の交流の機会を充実していく必要があります。

生涯学習フェスティバル



(1) 市民交流に関わる情報提供

市民相互の交流に関わる情報を広く収集し、広報紙や市ホームページなどで、迅速にしかも幅広く広報します。また、市役所や公民館・図書館などの公共施設の掲示板などを活用して市民交流の情報を共有できる仕組みや、市ホームページなどで告知できるような仕組みづくりについて検討します。

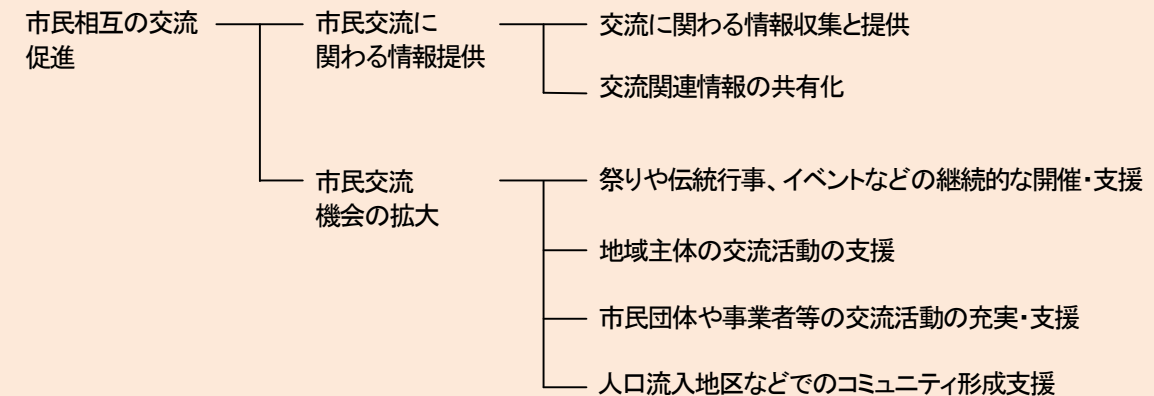
(2) 市民交流機会の拡大

市民交流と親睦を目的に開催されている「とみぐすく祭り」や生涯学習成果の発表や展示を通して市民の交流を育む「生涯学習フェスティバル」などを引き続き開催します。また、その他地域の伝統的な祭りや行事に加えて、市民発意による音楽・スポーツ・レクリエーションなど多彩なイベントの開催についても支援に努めます。

さらに自治会をはじめとした地域団体などの交流活動を支援するとともに、スポーツ施設、学校や保育所・幼稚園などを地域交流の場として活用できる仕組みづくりを行います。

市民発意の交流を促進するため、市民団体や事業者などが主催するイベントについても、その公共・公益性を考慮しつつ関係機関との適切な役割分担の下、支援に努めます。また、交流の促進を目的とした市民団体などの組織の活動支援にも努めます。特に、人口の流入と増加が見込まれるところでは、自治会などの地域組織の立ち上げとその活動の支援とともに、交流イベントの開催などを支援します。

施策の体系



目標指標	実績値	2015年目標値	2020年目標値
「交流活動の推進」の満足度	12.2%	15.0%	20.0%

※満足度は平成21年（2009年）実施の市民アンケートの施策評価で「満足」「やや満足」の回答の割合。

本市の3つの姉妹都市との交流を軸に県外交流を推進するとともに、新たな交流のあり方の検討や市民への県外交流に係る情報の周知などの取組を通して県外交流を促進します。

国際感覚に優れた人材育成を図るため、学校教育や生涯学習機会の充実や国際交流関連情報の提供、既存事業の拡大や新事業の導入の可能性の検討に努め、市民の国際交流機会の充実と活動支援に努めていきます。

また、県外や外国からの来訪者の受け入れ体制を充実するため、様々な分野の施策や組織と連携した取組に努め、観光振興や地域の活性化を促進していきます。

〇県外との交流による地域の活性化

本市を活性化していくためには、市民相互の交流にとどまらず、県外との交流も重要です。本市では、3つの自治体（宮崎県美郷町・高知県土佐清水市・宮崎県高千穂町）と姉妹都市提携を結び、交流事業を実施しています。広島県大竹市とは、互いの文化と歴史、平和の重要性を学ぶ交流事業を行っています。

また、県外との交流については、「観光」が大きな機会となりますが、本市には様々な観光資源が存在し、特産品を販売する「道の駅豊崎」や「空の駅瀬長島物産センター」なども県外との交流機会を拡大するに当たり本市の強みとなりえます。さらに、那覇空港や那覇市中心部と隣接し、県内各地との交通利便性が向上してきており、交流に有利な条件が整いつつあります。

本市においては、これまでの交流事業を充実していくとともに、本市の強みといえる地理的条件や様々な既存資源を活かして、県外との交流機会を拡大し、交流により地域を活性化していくことが求められています。

〇国際感覚に優れた人材育成

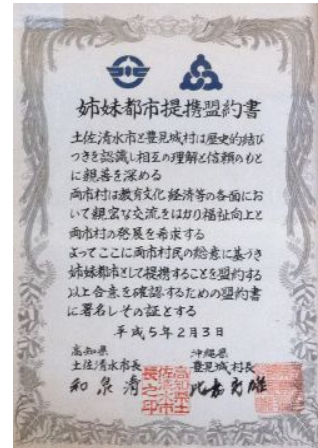
本市では、学校教育においては英語教育に力を入れているほか、中央公民館で外国語講座を実施するなど、国際交流の基礎となる語学能力の向上の取組を行っています。

社会経済がグローバル化し国際的な人材育成が求められる中、相互理解を深め、国際交流を活発化させていくことは、本市でも重要な課題といえます。そのため、各種交流事業や教育機関等と連携した国際交流を充実することが必要です。

宮崎県美郷町との盟約更新調印式



高知県土佐清水市姉妹都市提携盟約書



宮崎県高千穂町との交流



(1) 県外交流の推進

3つの姉妹都市との交流や広島県大竹市との平和交流を引き続き実施します。また、これらの交流が子どもたちだけの交流にとどまらずスポーツ交流、経済交流など幅広い交流につながるようその充実に努めます。

また、姉妹都市交流を軸に「農村体験」「文化体験」など新たな交流のあり方を関係機関と検討します。また、かつて学童疎開を縁として市民活動から姉妹都市提携に発展した高千穂町や美郷町のよう
に、市民から始まる県外交流を促進していくため、交流に関する事例などの関連情報を収集するとともに、市民や市民団体などへ広く紹介します。

(2) 国際交流の推進

学校教育や公民館などにおける生涯学習の機会において、外国語や外国文化の講座（授業）の設置などにより、相互理解を深め国際感覚を養う教育や人材育成を推進します。

市民の国際交流機会を充実していくため、国際交流に関する事例などの関連情報を収集し、既存事業の拡大や新事業の導入の可能性を検討していきます。また、情報提供や事業の紹介などを通じて、国際交流活動に関わる市民団体への支援に努めます。

また、中国など外国からの来訪者の受け入れ体制づくりのため、観光関連施設や PR の充実に努めるとともに、人材育成や市民の意識醸成、外国語の標識や案内板の充実など様々な分野との連携による取組を進め国際交流に資する体制づくりを図ります。

姉妹都市の概要

姉妹都市名	提携年月日	提携の経緯
宮崎県美郷町	昭和63年7月29日	太平洋戦争時に学童疎開という歴史的結びつきから提携された。
高知県土佐清水市	平成5年2月3日	ジョン万次郎が半年間停留した字翁長の高安家と、ジョン万次郎の子孫中浜家が交流を続けていたことをきっかけに提携した。
宮崎県高千穂町	平成7年8月1日	太平洋戦争時に学童疎開という歴史的結びつきから提携された。

施策の体系

県外・国際交流の促進

県外交流の推進

人的交流・経済交流の充実

新たな交流事業の充実

県外交流関連の情報収集と提供

国際交流の推進

国際感覚に優れた人材育成

国際交流事業の充実

観光関連施策と連携した総合的な交流体制づくり

目標指標	実績値	2015年目標値	2020年目標値
「交流活動の推進」の満足度	12.2%	15.0%	20.0%

※満足度は平成21年（2009年）実施の市民アンケートの施策評価で「満足」「やや満足」の回答の割合。

各種の媒体を用いて人権意識の普及・啓発を進めます。関係機関との連携の下に、「ノーマライゼーション^{※1}」を含む人権擁護の考え方を基本としつつ各種の行政施策を推進します。

「人権擁護委員」や「那覇地方法務局」による人権相談の開催や、法務省による人権相談を広報・紹介に努めるほか、市での相談窓口や電話相談の充実も検討します。

「児童相談所」や警察、子育て支援策などと連携した虐待行為の発見と予防、職場における差別防止に向けた意識啓発などを行います。

○人権擁護や差別防止の意識づくり

全ての市民が、いかなる場合にあってでも人種・信条・性別・社会的身分などによって差別されることはありません。近年、人権をめぐる意識は徐々に高まっていますが、人権の擁護は、依然として基本的で重要な行政課題といえます。

また、差別には、障害者差別、外国人差別、女性差別、いじめや仲間はずれ、児童虐待・高齢者虐待、DV^{※2}、セクハラ^{※3}、パワハラ^{※4}、職場などでの差別待遇など様々なものがあります。本市にあって、これらの差別防止に向けた意識の普及・啓発に努めていますが、今後も取組を継続・強化していく必要があります。

人権啓発活動



○人権擁護や差別防止の取組強化

本市では、あらゆる人権侵害の問題を正しく理解・認識してもらうため、行政内部にとどまらず市民や事業者に向けた意識啓発のための活動を行っています。春と秋の合同相談所などの機会を活用して、人権擁護委員や那覇地方法務局による「人権相談を実施するなどしています。

人権擁護や差別防止は、多面的な視点で取り組むこと、幅広い人たちを対象に、粘り強く進めていくことが必要であることから、こうした事業を含めて、人権擁護につながる具体的な取組を、一層拡大、充実させていくことが求められます。

【用語解説】

※1 ノーマライゼーション：誰もが特別視されず当たり前存在として広く受け入れられる社会づくり

※2 DV：ドメスティックバイオレンス 配偶者や内縁関係、両親、子、兄弟、親戚などの家族から受ける家庭内暴力

※3 セクハラ：セクシャルハラスメント 性的な嫌がらせ

※4 パワハラ：パワーハラスメント 権力や地位を利用した嫌がらせ

(1) 人権擁護の啓発・教育

全ての市民の人権を守るため、公共施設における掲示や、広報紙・市ホームページなどの各種の媒体を活用した啓発記事を提供し、人権意識の普及・啓発を進めます。また、市役所をはじめ福祉関連施設、教育関連施設などの公共・公益施設において、人権擁護を考え方の基本としつつ各種の行政施策に取り組んでいきます。

このような、人権擁護に関わる啓発・教育活動については、那覇地方法務局や市の教育関係機関などと連携して推進します。また、福祉関連機関とも連携して、「ノーマライゼーション」の考え方の普及を促進します。

(2) 人権擁護活動の充実

人権侵害の現状と実態の把握に努めます。人権擁護活動の充実に向けては、合同相談などの機会を活用して人権擁護委員や那覇地方法務局による人権相談を開催するとともに、法務省による人権相談の周知にも努めます。また、市の相談窓口や電話相談の充実を図ります。

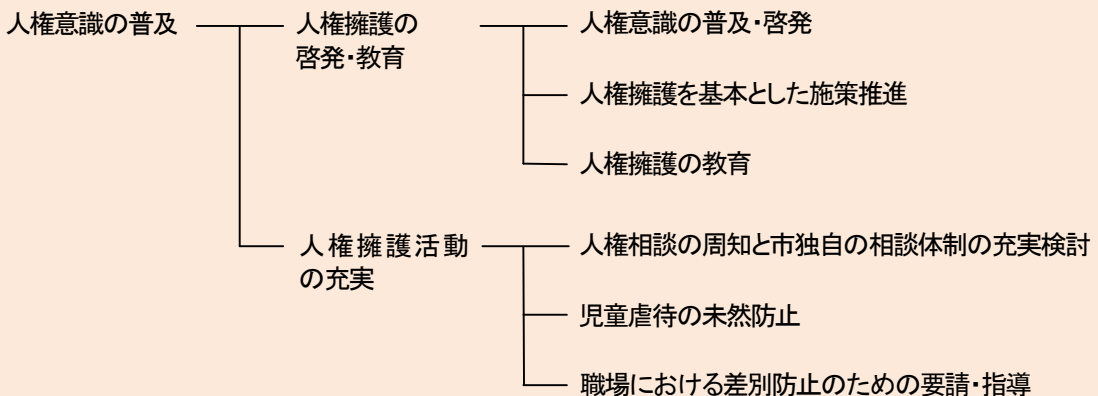
差別防止を図るため、様々な関連施策や機関と連携した多面的な取組を推進します。また、「児童相談所」や警察などの関係機関や地域の民生委員・児童委員などと連携し、各種子育て環境づくりや子育て支援策などを充実することで、虐待行為の早期発見・予防に努めます。

職場における差別問題の解決を図るため、関係機関と連携して、意識啓発に努めていきます。

法務省人権擁護局人権相談の紹介

- 那覇地方法務局常設人権相談所 098-854-1215
- 子どもの人権110番 0120-007-110 (全国共通フリーダイヤル)
- 女性の人権ホットライン 0570-070-810 (全国共通)
- インターネット人権相談受付 (24時間受付)
- パソコン <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>
- 携 帯 <http://www.jinken.go.jp/Soudan/mobile/001.html>

施策の体系



男女共同参画社会の実現に向けて、市役所や関係機関における率先した意識啓発を図るとともに、市民に対しても「ワーク・ライフ・バランス^{※1}」の推進や関連情報の提供などに努めていきます。学校教育や生涯学習の機会においても、啓発・教育活動を推進します。

豊見城市女性団体連絡協議会を始めとする関連団体による事業を支援し、男女共同参画社会の形成に努めていきます。

〇男女共同参画社会の意識づくり

男女が真に平等に社会で活躍できる場と与えられる男女共同参画社会の構築の必要性を指摘する声が高まり、全国的に各種の取組が行われています。

本市を含む沖縄県は、女性就業者の比率が比較的高いといわれますが、さらなる啓発活動などにより、市民全体の意識を高めていくことが必要です。

〇男女共同参画社会構築に向けたニーズの高まり

本市では、豊見城市男女共同参画講座、男女共同参画パネル展を開催するなど、男女共同参画社会の構築に関わる普及・啓発に努めています。関連する市民団体として豊見城市女性団体連絡協議会があり、女性の翼報告会と新春講演会が毎年開催されています。

このように本市では、男女共同参画社会の構築に向けた具体的な市民活動が実施され、様々な取組や支援の充実を求める声が高まりをみせています。

男女共同参画講座



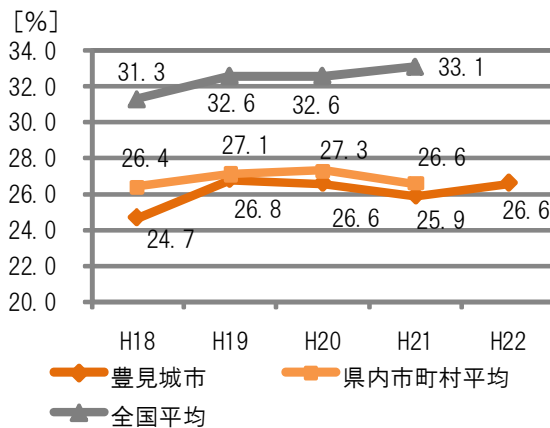
男女共同参画パネル展



新春講演会・女性の翼報告会



審議会男女登用比率



資料：市民課

【用語解説】

※1ワーク・ライフ・バランス：仕事と生活の適正な両立

(1) 男女共同参画社会に関わる啓発

男女共同参画社会の実現に向けて、率先して市役所や関係機関での意識向上に取り組みます。市民に対しても、育児休暇の取得と職場復帰の推進や、働き過ぎによる家事労働や育児の負担を軽減するための「ワーク・ライフ・バランス」の推進などの重要性を普及・啓発していきます。

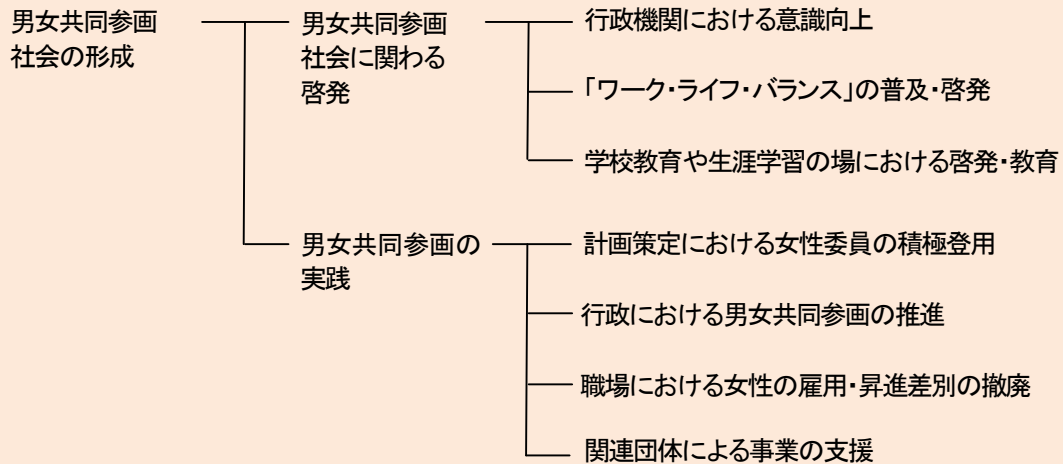
市の広報紙やホームページ、ポスター・チラシなどを通して男女共同参画の取組紹介など関連する情報の提供に努めるとともに、学校教育や社会教育の機会を活用して、啓発・教育活動を推進していきます。

(2) 男女共同参画の実践

各種の行政計画の策定における審議会などへの女性委員の積極登用を推進するとともに、行政内部においても男女共同参画を率先して取り組みます。

市民や事業者に対しては、労働基準監督署などの関係機関と連携して、女性の雇用・昇進に当たっての差別撤廃を促進していきます。また、男女共同参画社会の形成への取組を推進していく豊見城市女性団体連絡協議会をはじめとする関連団体による関連事業を支援していきます。

施策の体系



目標指標	実績値	2015年目標値	2020年目標値
市の審議会における女性委員の比率	26.6% (H22年4月1日現在)	30.0%	35.0%
ジェンダーの内容理解率	32.1% (H21年度)	40.0%	50.0%

※ジェンダーの内容理解率の実績値は第2次男女共同参画プラン策定にかかるアンケート結果

「非核平和都市宣言」「核兵器廃絶・平和宣言」を採択し、「非核宣言自治体協議会」に加盟している本市は、平和のまちづくりに向け、平和学習や国際交流・平和交流などを通して相互理解の促進、戦跡の保全と平和学習資源としての活用などを図り、将来にわたって「平和行政」を推進していきます。

○平和行政の展開

沖縄県そして本市は、先の大戦で地上戦を体験しており、戦争の悲惨さを後世に正しく伝えていく必要があります。市議会では、平成元（1989）年に「非核平和都市宣言」及び「核兵器廃絶・平和宣言」を採択しており、市は「非核宣言自治体協議会」に加盟しています。

これらの基本理念をもとに、平和学習や国際的な文化交流や人材交流による相互理解の促進や啓発活動を通して「平和行政」を継続して推進する必要があります。

原爆展



○平和学習資源の状況

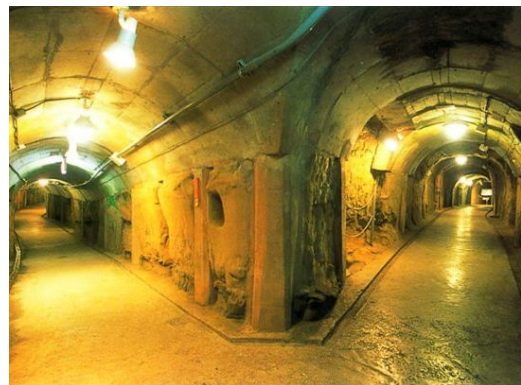
本市には、戦跡などの平和学習資源が多く存しています。

字豊見城火番原丘陵部には、沖縄戦の際に構築された「旧海軍司令部壕」があり、戦争の悲惨さと平和の大切さを伝える平和学習の場として公開され、多くの方が訪れています。また、昭和33（1958）年には、慰霊塔が建てられ、約4,000柱の御霊が合祀されています。現在、「旧海軍司令部壕」は、多くの人々に公開されています。

また、丘陵北東端部には、約600人の負傷兵が収容されていたといわれている「第24師団第2野戦病院壕」がありますが、現在は落盤等のおそれがあり公開されていません。

これらの戦跡については、継続して保存し、観光だけではなく平和学習資源として活用していくことも重要な課題です。

旧海軍司令部壕



(1) 平和行政の展開

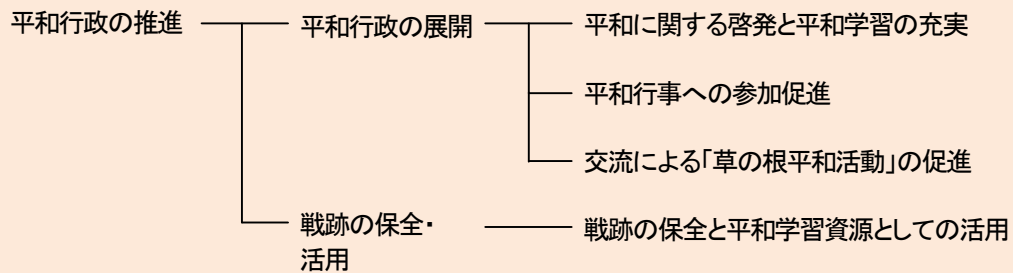
「慰霊の日」や広島平和記念日などの節目において、沖縄戦や原爆の展示を行い平和の尊さ、重要性を広報・啓発するとともに、教育機関と連携して、平和学習の充実を図ります。

また、市民や地域団体などに対しては、県外や外国人などとの文化交流や人材交流などの機会を通じた、「草の根平和活動」を推進します。

(2) 戦跡の保全・活用

「旧海軍司令部壕」や「第24師団第2野戦病院壕」といった戦跡についても、多くの住民を巻き込んだ地上戦が展開された沖縄県そして本市として、非戦の誓いを新たにできる上できわめて重要です。全ての市民が知り、来訪者に事実を伝えるべく、関係団体との連携の下、保全と周知に努めていきます。また、本市から平和なまちづくりを発信していくため、市民や来訪者に対する平和学習資源として活用を充実していきます。

施策の体系



目標指標	実績値	2015年目標値	2020年目標値
三二原爆展	実施	実施	実施

第2部 子どもが生きる学びと文化のまちづくり
～教育・子育て・文化振興分野～



国や県教育委員会の基本方針等を基本としつつ、多様化する教育ニーズに対応する教育や体験活動の実施など、教育プログラムの充実を図ります。人口増加に伴う幼稚園の新設や、園舎の老朽化への対応による教育環境の改善に努めます。

家庭や地域、他の幼稚園との緊密な連携やコミュニケーションの下、教育指導を幼児一人ひとりの発達に留意しつつ推進するとともに、相談機能の強化、「預かり保育^{※1}」の継続・推進など、多様な教育ニーズへの対応を図ります。

また、国の「幼保一体化^{※2}」の動向を踏まえ、幼稚園における保育機能の導入についても検討します。

○幼児教育の環境のさらなる充実へ

本市には現在、幼稚園が7園（市立6園・私立1園）ありますが、市立幼稚園の運営を行うとともに、私立幼稚園の経営に対して補助を実施しています。人口の増加により、入園希望者も増える傾向にあり、受入れ数の拡大や老朽化対策などのため、園舎の改築・増築なども実施しています。

平成24（2012）年度の開設に向けた豊崎地区における幼稚園・小学校の新設、平成27（2015）年度の開設に向けた上田幼稚園・小学校の分離新設の計画がそれぞれ進められています。こうした中、幼稚園の教育環境のさらなる充実について、市民の期待に応える取組が必要となっています。

○国の動きを見据えた連携体制づくり

幼児期の教育は、幼稚園のみが担うものではなく、家庭や地域との連携により、「地域ぐるみの子育て・教育」を進めていく必要があります。一方、共働き家庭などが増加している中、幼稚園には、保育のニーズを担うことも期待されるようになってきています。

こうしたなか、「幼保一体化」が提起され、幼保の統合施設の整備などを開始している自治体もみられます。本市においても、市立幼稚園全園で「預かり保育」を実施し、共働き家庭や出産等による一定期間の保育などのための子育て支援策を実施していますが、幼稚園と家庭・地域、そして保育所との間でさらに連携を強化していくことが必要となっています。

○支援を必要とする園児への支援の提供

本市の幼稚園では「特別支援教育」を実施し、障害を持つ園児を対象に特別支援補助員を配置するなど支援しています。このように支援を必要とする園児やその保護者へのきめ細かな対応により、支援を提供していくことが必要です。

【用語解説】

※1 預かり保育：教育課程に係る教育時間の終了後や夏休みに行う教育活動。平成22年度現在、市立幼稚園全園で12時半から18時半まで実施

※2 幼保一体化：少子化の進行、育児サービスの多様化に伴って生じている課題点を解決するべく、幼稚園と保育所の一体化を図り教育水準の均等化とサービスの効率化を目指す政策

幼稚園の一覧

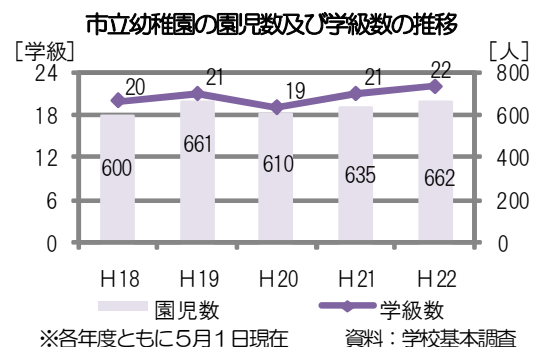
単位：学級・人・人/学級

幼稚園名	学級数	園児数	1学級あたりの園児数
上田幼稚園	6	184	31
長嶺幼稚園	3	80	27
座安幼稚園	4	127	32
豊見城幼稚園	2	68	34
伊良波幼稚園	3	83	28
とよみ幼稚園	4	120	30
聖マタイ幼稚園(私立)	5	127	25

※平成22年（2010年）5月1日現在

※聖マタイ幼稚園は3～4歳児含む

資料：学校基本調査



(1) 教育プログラムと施設の充実

国や県教育委員会の基本方針等を基本としつつ、各幼稚園の地域特性等を踏まえた体験活動の充実や地産地消^{※3}の観点からの食育^{※4}など多様化するニーズに対応する教育を実施することを通して、本市の実態にあった教育プログラムの充実を図ります。幼児期における確実な育ちを支えるとともに、子どもの発達や学びの連続性を確保し、小学校への円滑な移行を図る観点から、複数年保育の検討を行います。

園舎などの施設については、今後も情操教育などに留意して、老朽化への対応や環境改善などを計画的に実施していきます。備品や用具などについても、各幼稚園の状況やニーズを正確に把握しその充実に努めます。なお、豊崎地区においては幼稚園の新設、上田幼稚園の分離新設を推進します。

(2) 家庭・地域、保育との連携の強化

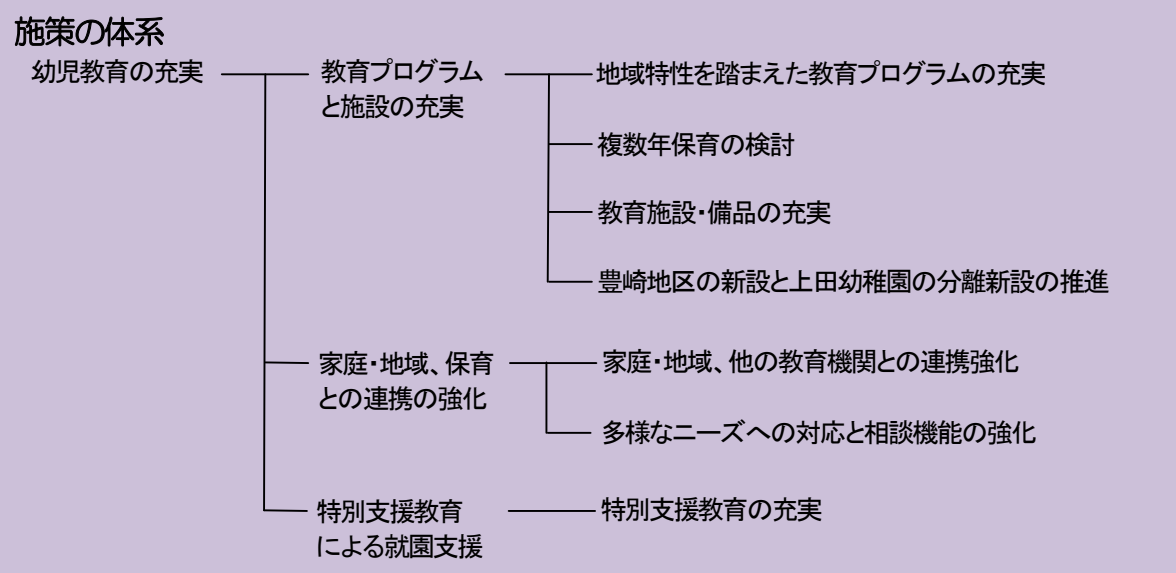
家庭や地域、他の幼稚園や保育所、小学校との交流や情報交換などの連携の下、規則正しい生活習慣を身に付けさせる教育指導を、幼児一人ひとりの発達に留意しつつ進め、総合的な視点から幼児教育を推進します。

「預かり保育」の希望者全員受入れの継続に加え、早期受入れなどの多様な保育ニーズへの対応を図るとともに、子育てに悩む保護者の相談の場として、市や幼稚園の相談機能の強化に努めます。

国の「幼保一体化」の動向を踏まえ、幼稚園における保育機能の導入についても検討します。

(3) 特別支援教育による就園支援

特別な支援を要する園児に対し、園生活で必要に応じて「特別支援補助員」を配置するなど、きめ細かな支援を行うことで、安全への配慮と幼稚園教育の充実を図ります。



目標指標	実績値	2015年目標値	2020年目標値
幼稚園の新設数	—	2施設(豊崎地区の新設、上田幼稚園の分離新設)	2施設
「預かり保育」の受け入れ率	100.0% (H22年)	100.0%	100.0%

【用語解説】

※3地産地消：地域で採れた食物を地域で消費すること

※4食育：様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること

「新学習指導要領」に基づく指導方法の工夫・改善や、個性を伸ばす多様な教育や生活指導等を実施します。また、教職員の指導力の向上を図り指導体制の充実に努めます。

施設・設備については、学校施設の新設・建替えなど計画的な整備と、耐震化・長寿命化などによる適切な維持・管理を図るとともに、運動施設や情報教育の強化のための機器整備など設備の充実に総合的に推進します。

学校給食センターを拠点に、安全でおいしい学校給食を継続して提供するため、施設・設備の老朽化への対応や適切な運営・管理を行うとともに、農水産業などと連携した地産地消^{※1}や食育^{※2}を推進します。

家庭や地域などと連携した多様な体験や交流機会の提供、学校に関する情報の発信、相談体制の充実、「地域力」の活用など、地域全体での教育環境づくりに努めます。

また、「ノーマライゼーション^{※3}」の考え方を基本に、きめ細かな「特別支援教育」の充実や困窮世帯への支援、不登校のいじめ・差別の防止に取り組んでいきます。

○新しい時代に対応した教育

本市には、平成 22 (2010) 年度現在、小学校が 6 校 (152 学級、児童数 4,423 人)、中学校が 3 校 (58 学級、生徒数 1,984 人) あります。国では、いわゆる「生きる力」を育成するため教育施策を進めており、この考え方に基づいた「新学習指導要領」が、小学校は平成 23 (2011) 年度から、中学校は平成 24 (2012) 年度から実施されます。

また、外国語教育、情報教育、特別支援教育を重視しており、それぞれ外国人講師配置事業・小学校外国語活動事業、情報教育指導補助員配置事業、特別支援教育補助員配置事業を実施しています。

こうした中、小・中学校に対しては、新しい時代に対応した教育を進めていくことが期待されています。

○教育施設の不足と老朽化

施設の老朽化への対応や教育環境の向上のため、緊急性の高いところから、教室の増築、校舎や運動施設の改築・整備、空調や放送、LAN^{※4}などの設備の改善を実施しています。また、平成 18 (2006) 年度には、市立幼稚園を含め小・中学校の耐震化優先度調査を実施しています。

小・中学校の一覧

単位：学級・人・人/学級

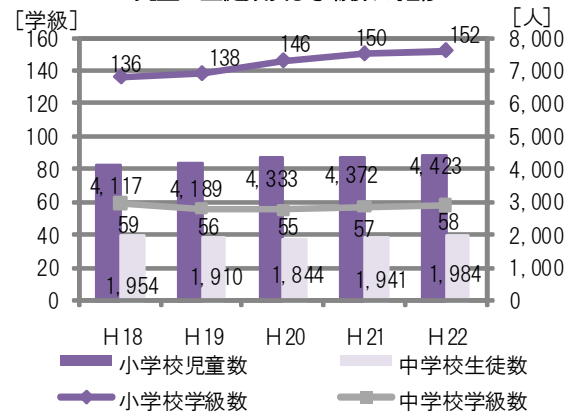
学 校 名	学 級 数	児 童 ・ 生 徒 数	1 学 級 あ た り の 児 童 ・ 生 徒 数
上 田 小 学 校	39 (3)	1,218 (12)	31
長 嶺 小 学 校	19 (2)	523 (6)	28
座 安 小 学 校	31 (3)	867 (11)	28
豊 見 城 小 学 校	17 (2)	490 (9)	29
伊 良 波 小 学 校	20 (1)	567 (2)	28
と よ み 小 学 校	26 (1)	758 (4)	29
豊 見 城 中 学 校	21 (1)	746 (2)	36
長 嶺 中 学 校	19 (2)	600 (6)	32
伊 良 波 中 学 校	18 (1)	638 (7)	35

※平成 22 (2010) 年 5 月 1 日現在

※ () 内はそのうち特別支援学級

資料：学校教育課

児童・生徒数及び学級数の推移



※各年度ともに5月1日現在

資料：学校基本調査

【用語解説】

※1 地産地消：地域で採れた食物を地域で消費すること

※2 食育：様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること

※3 ノーマライゼーション：誰もが特別視されず当たり前の存在として広く受け入れられる社会づくり

※4 LAN：組織内で情報を電子的に共有するネットワーク環境

人口増加により、上田小学校の過密が顕著なほか、豊崎地区の開発の進行に伴い小学校の新設が必要とされています。平成 24（2012）年度開設に向けた豊崎地区の幼稚園・小学校の新設、平成 27（2015）年度開設に向けた上田幼稚園・小学校の分離新設の計画がそれぞれ進められています。

今後も人口増加が続き、多くの施設で建替えの時期を迎える本市においては、適切な教育環境を提供するため、施設や設備の適切な維持・管理が課題となります。

○安全な学校給食の提供と新たな役割

小学校に学校給食を提供するため、昭和 61（1986）年、伊良波地区に学校給食センターが建設されました。安全な学校給食の提供に向けては建物や設備等の老朽化への対応と適切な維持管理が必要です。

献立においては、栄養のバランスはもちろんのこと、地産地消の考え方から、地元産の食材、特に産地である葉野菜類を多く使用した給食を提供することに努めています。また、栄養士による食育指導、保護者への講話や試食会、調理講習会なども開催しています。

○地域全体での教育環境づくり

小・中学生への教育は、学校のみではなく、家庭や地域などとの連携が不可欠となります。本市では、「地域力」を活かして学校支援ボランティアによる学習、読書活動、環境美化、防犯、クラブ活動支援、学校生活支援など多彩な活動が展開されています。

今後は、学校と家庭や地域などとの連携をさらに強化し、地域全体での教育環境づくりが求められます。

○支援が必要な児童・生徒への支援の提供

本市の小・中学校では「特別支援教育」を重要視しており、障害をもつ児童・生徒を対象に特別支援教育補助員の配置をはじめとする支援を行っています。また、不登校などの児童・生徒については、「教育相談室」における教育相談や学習活動等を実施して、学校生活への復帰を支援しています。

困窮世帯への就学援助として就学援助補助（要保護・準要保護）事業を実施しています。また、豊見城市育英会では、向学心があるものの経済的理由により就学困難な生徒・学生へ学資を貸与する「奨学生」制度を実施しています。

このような支援を必要とする児童・生徒やその保護者へのきめ細かな対応を図ることにより、学習機会を確実に提供していくことが重要課題です。

パソコン教室



豊崎小学校・幼稚園完成予想図



学校給食



(1) 教育プログラムの充実

幼児・児童・生徒の「生きる力」の育成を目指した「新学習指導要領」に基づく小・中学校教育を実施します。また、「確かな学力」の向上を図るため、定期的な学力調査等を実施するとともに、児童・生徒一人ひとりが意欲や関心を持ち、「わかる喜び」を実感することができる指導方法の工夫・改善に取り組みます。

社会情勢の変化に適応していく上で重要な素養と基礎知識を身に付けるため、児童・生徒の外国語教育、情報教育及び特別支援教育の充実に取り組みるとともに、児童・生徒一人ひとりの個性と能力に応じたきめ細かな生活指導や進路指導、キャリア教育、スポーツ・文化教育など教育プログラムの充実に努めます。

教職員の指導力の向上を図るため、研修や評価システムの充実を図るとともに、教職員相互の連携や若い教職員への指導・相談などを充実します。また、新しい教育システムの導入を検討します。

(2) 教育施設・設備等の充実

本市では、人口増加とともに児童・生徒数の増加が想定されるため、豊崎地区における小学校の新設、上田小学校の分離新設など、的確な将来予測に基づいた学校施設の計画的な整備を実施します。また、学校施設の維持・管理を図るとともに、「耐震化優先度調査」に基づいた耐震化や長寿命化に努めます。

設備面においては、運動施設の整備や「情報教育」の強化のためのパソコンやLAN整備など、教育設備の充実に努めます。

(3) 学校給食の充実

学校給食センターを拠点に、安全でおいしい学校給食を継続して提供していくため、施設・設備の老朽化への対応に計画的に取り組むとともに、適切な運営・管理に努めていきます。

農水産業などと連携し、地元産の食材を多く使用した給食を提供することで地産地消を推進します。児童・生徒の発達段階に応じた健康づくりのための食育指導や、保護者への講話や試食会、調理講習会等の充実に今後取り組んでいきます。

また、良質な学校給食を維持していくため、給食費の徴収率の向上を図ります。

(4) 家庭や地域等との連携

学校に関する情報について、保護者のみならず地域全体に積極的な発信を行います。教育委員会と学校などが連携し、児童・生徒と保護者の誰もが気軽に相談できる体制の充実に努めます。

学校と地域の防犯対策を図るPTAや地区防犯協会などによる安全マップの作成、不審者情報の共有化、「声かけ運動」など多様な活動を促進することを通して「地域力」を活かした教育環境づくりを支援します。

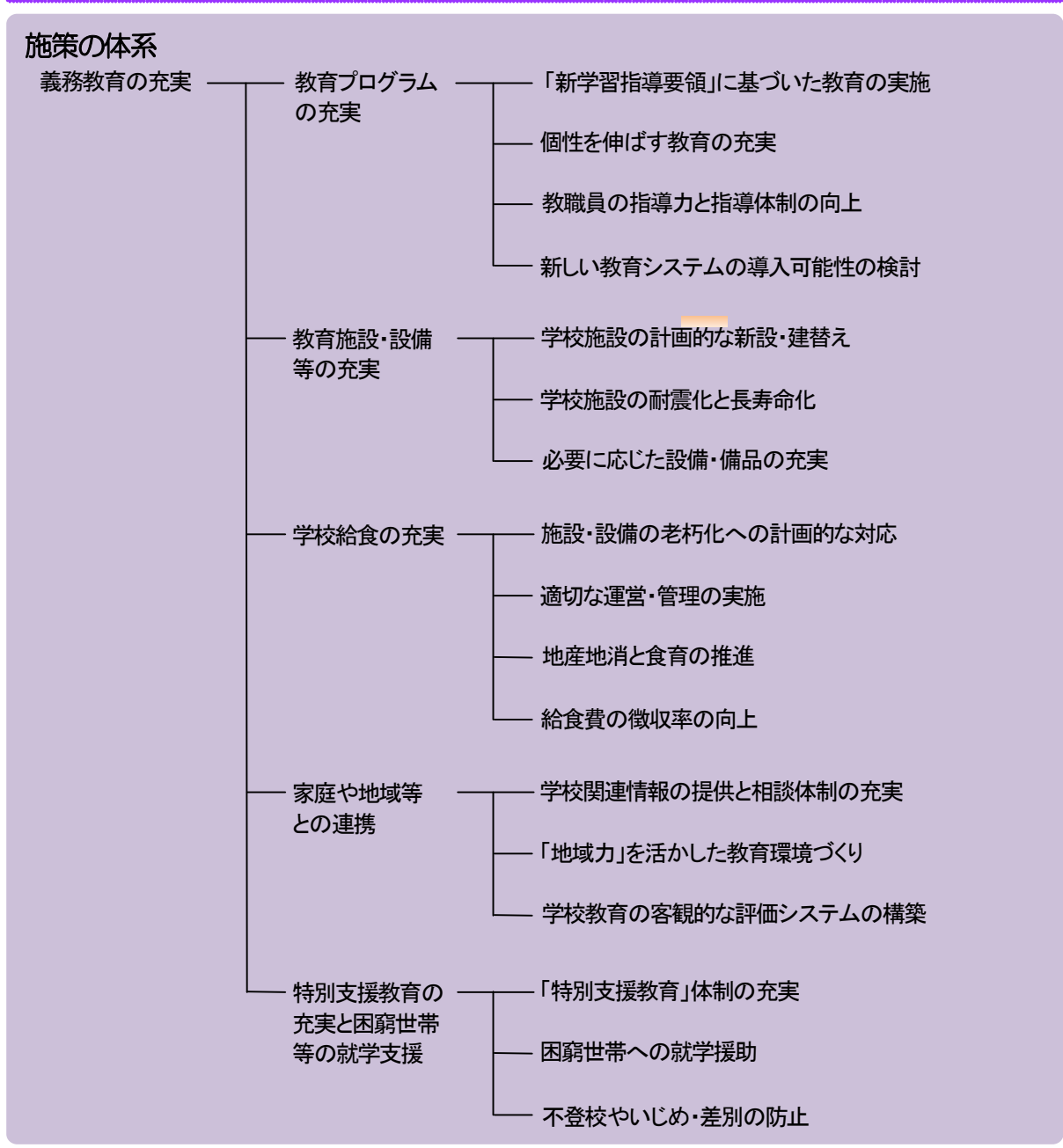
また、学校評議員や保護者アンケートなどによる学校評価により学校教育の客観的な評価を実施し、地域に関われ信頼される学校づくりに努めます。

(5) 特別支援教育の充実と困窮世帯等の就学支援

「ノーマライゼーション」の考え方を基本に、障害をもつ児童・生徒の受入体制の充実に向け、「特別支援教育補助員」の適正配置やバリアフリー化の推進、障害の状況に応じた就学相談、健常児童・生徒との交流活動など、きめ細かな「特別支援教育」の充実に努めます。

また、困窮世帯への就学援助を図る「就学援助補助（要保護・準要保護）事業」を継続します。

不登校の児童・生徒に対して、「教育相談室」などでの教育相談や学習支援を継続的に実施し、通学・学習意欲の向上を支援します。また、いじめや差別がない社会づくりを目指し、思いやりの気持ちを育てる教育を充実します。



目標指標	実績値	2015年目標値	2020年目標値
小・中学校の分離新設・建替え数	—	2校（豊崎地区の新設、上田小の分離新設）	3校
小・中学校の校舎の耐震化率	60.0%（H22年4月）	67.5%	100.0%

子育てを子どものいる親や家族だけのものにとらえるのではなく、市民が協力して地域の子どもを見守りながら育て、地域で支えあう子育ての支援を推進し、安心とやすらぎの中での子育てを地域全体で支援する環境づくりに努めます。

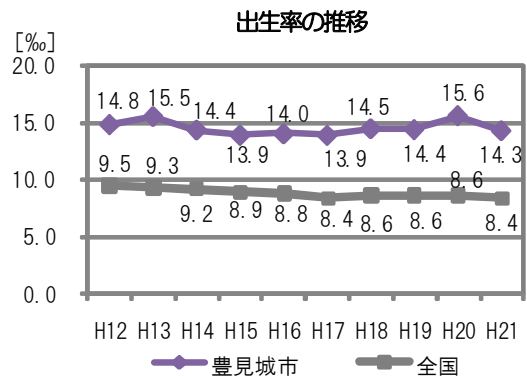
保育ニーズの多様化や社会状況の変化に柔軟に対応しつつ、一人ひとりの個性を尊重した子育て環境の充実に努めるとともに、「公」と「民」の保育機能の効果的・効率的な運営を行い、障害や発達遅れの有無に係らず、全ての子どもが健やかに成長できる環境づくりに努めます。

○高い出生数と要保育児童の増加

全国的に出生率が低下する中、本市は平成 21 (2009) 年度で人口 1,000 人当たりの出生数が 14.3 人 (全国 8.4 人) と高い水準を維持しており、子どもの数は増加しています。

本市には、16 施設の認可保育所 (公立 2 施設、私立 (法人立) 14 施設) があり、平成 21 (2009) 年度において 1,629 人の児童を受入れています。

また、若い世帯の流入やひとり親世帯、共働き世帯の増加に伴い、要保育児童数についても増加が予想されています。



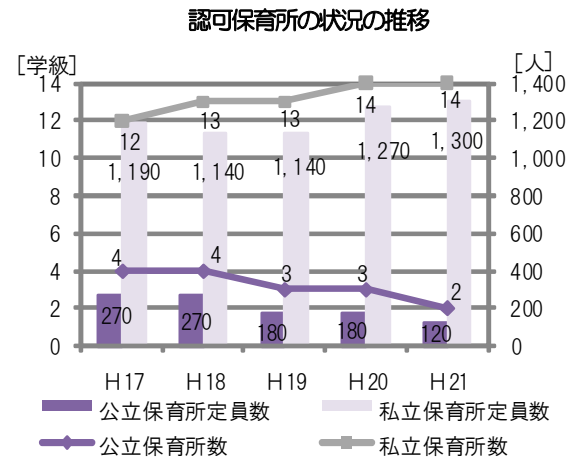
※各年共に3月31日現在
※「%」は人口1,000人当たりの値

資料：市民課

○子育て支援ニーズの多様化

市民のライフスタイルの変化に伴って、要保育児童が増加傾向にあるなかで、延長保育や一時預かり、特定保育、障害児保育など保育ニーズは多様化しています。

また、家庭や行政だけでなく地域ぐるみで子育てを支援することで、安心して子どもを産み育てることのできる社会を構築するとともに、児童を健やかに育む環境を整えていくことが必要となっています。



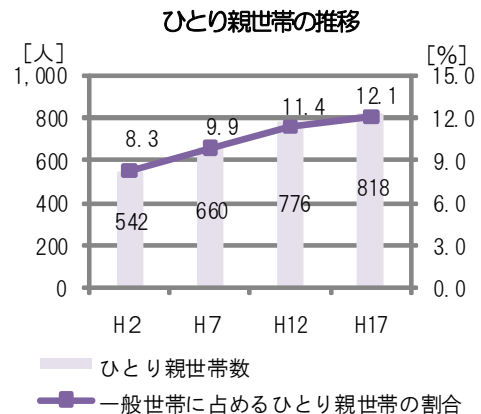
資料：沖縄県

こうした中、本市では各機関が連携した子育て環境の充実を図るため、平成 22 (2010) 年3月には豊見城市次世代育成支援行動計画を策定し、各種事業を推進しています。

○ひとり親世帯の増加

ひとり親世帯の数は、平成 17 年度の国勢調査によると 818 世帯と増加傾向にあります。

子どもが健やかな環境で成長していくために、こうした世帯の精神的・経済的な負担を軽減するとともに、社会的な自立に向けた支援を行っていく必要があります。



資料：国勢調査

(1) 保育サービスの充実

公立保育所の役割を明確にし、多様な保育ニーズに柔軟かつ迅速に対応できる体制構築に努めます。民間の認可保育施設や認可外保育施設への各種支援を図り、「公」と「民」の保育機能の効果的・効率的な運営を行います。また、国の「幼保一体化^{※1}」の動向を踏まえた、施設やサービスの充実とその支援などの対応に努めます。

(2) 地域と社会による子育て支援

豊見城らしく子育てにやさしいまちづくりを進めるため、地域の中で子どもが健やかに育つことを全ての市民が見守り、支えあう地域コミュニティ意識の醸成に努めます。

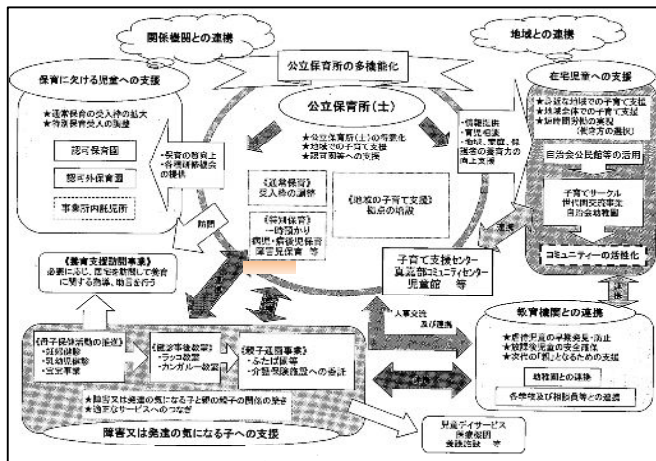
また、子育て家庭が必要とする子育て支援情報の提供や、公的な各種制度の活用を継続するとともに、民生委員・児童委員や各種関係機関と連携し、全ての家庭が良好な家庭環境の中で子どもを育てることを支援していきます。

こうした取組の中で、子どもたちを犯罪や事故から守るための地域の安全対策に努めるとともに、子どもの安全な居場所づくりや、交流の場づくりを推進し、児童の健全育成に資する生活環境の形成を推進します。

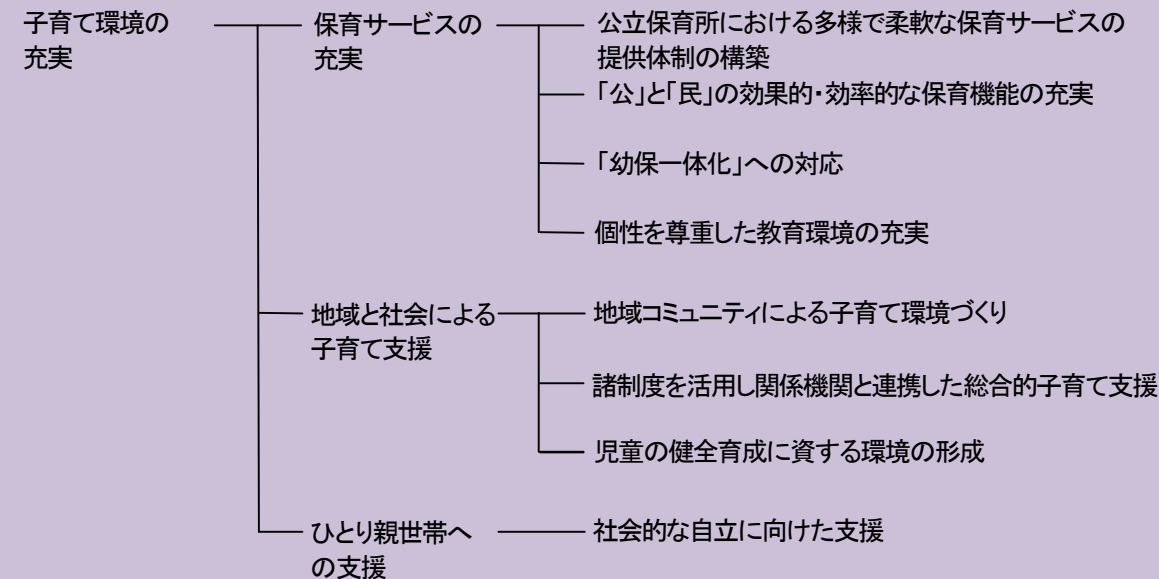
(3) ひとり親世帯への支援

「母子及び父子家庭等医療費助成事業」「母子家庭自立支援給付金事業」などの各種制度に基づく経済的負担の軽減に向けた支援や、雇用施策と連携した就業支援など、ひとり親世帯の社会的な自立に向けた必要な支援を行うことで、安心して子育てができる環境の構築に努めます。

豊見城市次世代育成支援行動計画



施策の体系



目標指標	実績値	2015年目標値	2020年目標値
子育て支援センター設置数	1施設	3施設	3施設

【用語解説】
 ※1 幼保一体化：少子化の進行、育児サービスの多様化に伴って生じている問題点を解決すべく、幼稚園と保育所の一体化を図り教育水準の均等化とサービスの効率化を目指す政策

本市に残る歴史的・文化的な資源を保全・継承していくため、「指定文化財」の適切な管理の徹底に努めるとともに、その他歴史的・文化的資源についても、郷土の歴史文化を学ぶ材料として保全・活用していきます。

地域文化の保全・活用と地域文化の振興を担う人材育成を図るため、総合文化祭やハーリー由来祭りをはじめとする文化関連事業の実施及びその支援に努めるとともに、歴史民俗資料展示室の展示資料の充実とPRを行います。また、公共施設を活用した文化関連講座の開催、学校教育における文化学習の継続・充実などにも努めます。

本市の歴史を後世に伝えるため、市民などからの情報の収集にも努めつつ、市史の編纂事業を継続します。

〇守り育てる豊富な歴史・文化資源

本市には豊見城グスク、平良グスク、保栄茂グスクなどの「グスク」をはじめ、高安家（ジョン万次郎が滞在）や組踊「未生の縁」などがあります。

これらは本市にとって重要な歴史的・文化的資源であり、大切に守り育てていくことが必要です。

〇文化財保護の継続

本市には、市指定の有形文化財として、こうしょうおぼえ口上寛（古文書）、重修真玉橋碑文（歴史資料）、字与根大城家文書（古文書）、真玉橋遺構（建造物）が存在します。文化財は、全ての市民の財産であり、未来の文化創造のために後世に引き継いでいくことが求められます。

〇地域文化を活用した取組

地域の伝統行事として各地の綱引き、高安のガンゴー祭、保栄茂のマチ棒などがあります。文化的な祭りとしては市総合文化祭、ハーリー由来祭りなどがあります。このような文化関連の祭りやイベントについては、今後も継続・充実を図る必要があります。そのための体制づくりや支援などが求められます。

郷土の歴史文化資料を収めた歴史民俗資料展示室の展示資料の充実やPR、そのほか、地域文化講座の開催、学校教育における文化学習なども必要です。

〇市の歴史の継承

本市の歴史を収集し広く市民に伝え後世に継承していくことは、市の責務であるといえます。

本市では、これまでに市史の編さん事業を行ってきており、すでに民俗編、新聞集成編、戦争編、及び文献資料編を発刊しています。

真玉橋遺構



保栄茂のマチ棒



市(村)史・写真帳・市(村)史だより



(1) 歴史的・文化的資源の保全・継承

本市に残るグスクをはじめとする歴史的・文化的資源を保全し、次世代に継承していきます。また、関連情報を収集・整理するとともに、広く公開することで市民全体の共有財産としての意識を向上させます。伝統芸能については関連組織などへの必要な支援を検討することにより、後継者の育成につなげます。

(2) 文化財の保護

本市の貴重な財産である「指定文化財」については、保護・保全・保管など適切な管理を行います。特に真玉橋遺構については、遺構そのものの保全とともに、周辺環境の保全や整備にも努めます。

また、文化財として指定されていないその他の歴史的・文化的な資源についても、郷土の歴史や文化を学ぶ材料や場として、保全するとともに、積極的に活用します。

(3) 文化事業の実施と関連施設の充実

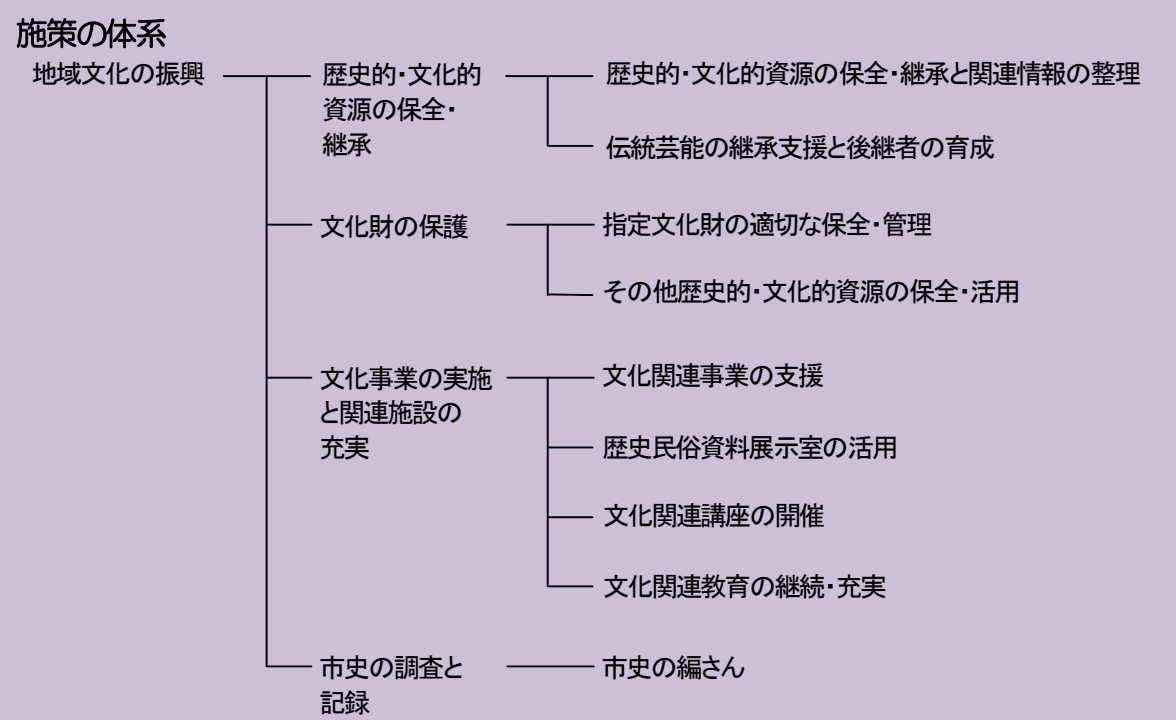
市総合文化祭やハーリー由来祭りをはじめとする文化関連事業の実施とその支援に努めるとともに、「ボランティアガイド」など、本市の文化振興の担い手となる人材育成にも努めます。

郷土の歴史や文化を学ぶ場として歴史民俗資料展示室の展示資料の充実を図るとともに、市民などに対して広報・PRに努めます。

地域の歴史文化の保全・継承を支援していくため、文化関連の講座などを開催します。また、学校教育における本市の歴史文化に関する学習を充実します。

(4) 市史の調査と記録

市の歴史を収集し、広く市民に伝えることで後世に継承していくため、市民などからの情報の収集に努めつつ、市史「移民編」の編さんを進めていきます。



目標指標	実績値	2015年目標値	2020年目標値
文化財標柱設置数	53本	70本	100本

市民生活をより豊かにする生涯学習社会の確立を図り生涯学習ニーズの多様化に対応するため、市民団体や事業者などと連携した体制の構築を図るとともに、中央図書館や中央公民館といった関連施設の充実に努めます。また、関係機関と連携し、生涯学習に関連した情報共有ネットワークの強化を図るとともに、各種講座などのプログラム内容の充実と、人材や講師の育成・発掘などに努めることを通して多彩な生涯学習プログラムの提供・充実に努めます。さらに、子どもたちが安心・安全かつ健やかに育まれる地域の環境づくりに努めます。

〇多様化する生涯学習ニーズ

近年は、社会経済の成熟とともに、市民の価値観の多様化と高度化がさらに進み、また、いわゆる「団塊の世代」が一斉退職の時代を迎えていることもあって、生涯学習のニーズの高まりがみられます。

本市においては、生涯学習に関連する施設として中央図書館、中央公民館などが整備されています。

平成8（1996）年に開館した中央図書館は、蔵書数と登録者数は増えているものの、貸出者数と貸出冊数は減少する傾向にあり、「読書離れ」の一面もうかがえます。書籍の貸出し以外に、読み聞かせや資料展示、手作り教室などの催しも開催しています。

また、中央公民館は、市民の教育・文化・生涯学習の向上に寄与する社会教育施設として昭和57（1982）年に開館しましたが、施設・備品の更新や老朽化等も問題となっているほか、女性の利用が中心の面があり、男性の参加を促す工夫も必要です。

市民の生涯学習ニーズの高まりや多様化に応えるため、生涯学習施設と体制をさらに充実させていく必要があります。

〇様々な生涯学習プログラムの展開

様々な生涯学習の機会を市民に提供するため、関係機関と連携して、様々な講座や講演を実施しています。平成15（2003）年度からは生涯学習フェスティバルを開催し、サークル団体の発表などの機会を通して活動の活性化を支援しています。また、平成21（2009）年度には、市民団体活動支援講座や庭づくり講座などを実施しています。また、地域の要望により、地域に出向いての講座開催などの取組も行っています。

生涯学習機会の拡大に向け、これらを含む多様なプログラムを継続的に提供し、また充実に努めていくことが求められています。

〇子どもが健やかに育まれる地域環境の必要性

放課後や週末に子どもが、元気にのびのびと過ごすことができる安全な環境づくりのため、健全育成環境や放課後・週末における遊び場・居場所づくりが求められています。

中央図書館の蔵書数等の推移

単位：冊・人

年度	H 17	H 18	H 19	H 20	H 21
蔵書数	193,212	193,721	195,355	199,307	197,640
登録者数	34,293	35,660	37,236	38,651	39,943
貸出者総数	77,106	78,718	78,321	77,596	72,684
貸出総冊数	298,395	310,839	311,912	309,046	294,363

※各年度ともに3月31日現在

資料：中央図書館

中央公民館の利用状況の推移

単位：人・回

年度	H 17	H 18	H 19	H 20	H 21
利用者数	66,546	101,429	68,000	83,219	111,709
利用回数	2,668	3,121	2,902	3,108	3,226

資料：中央公民館

拡大おはなし会（中央図書館）



(1) 生涯学習体制の充実

市民の生涯学習の充実を支援するため、市民団体や事業者などと連携した体制の構築・強化を図ります。

中央図書館や中央公民館といった関連施設の充実を検討するとともに、適切な維持・管理に努めます。必要に応じて補修や備品の充実などを行うほか、利用時間や利用形態・運営方法などのあり方について、効果や効率、コストなどを総合的に考慮して、継続的に検討する中でより市民に利用しやすい施設運営に努めます。また、関係機関との生涯学習に関する情報共有のため、ネットワークの強化を図ることも検討します。

(2) 多彩な生涯学習プログラムの提供

さらに多様化する市民の生涯学習ニーズに応えるため、様々な分野における学習情報や講座の開催内容などを、市ホームページや広報紙など活用しつつ迅速・正確に収集し、提供します。

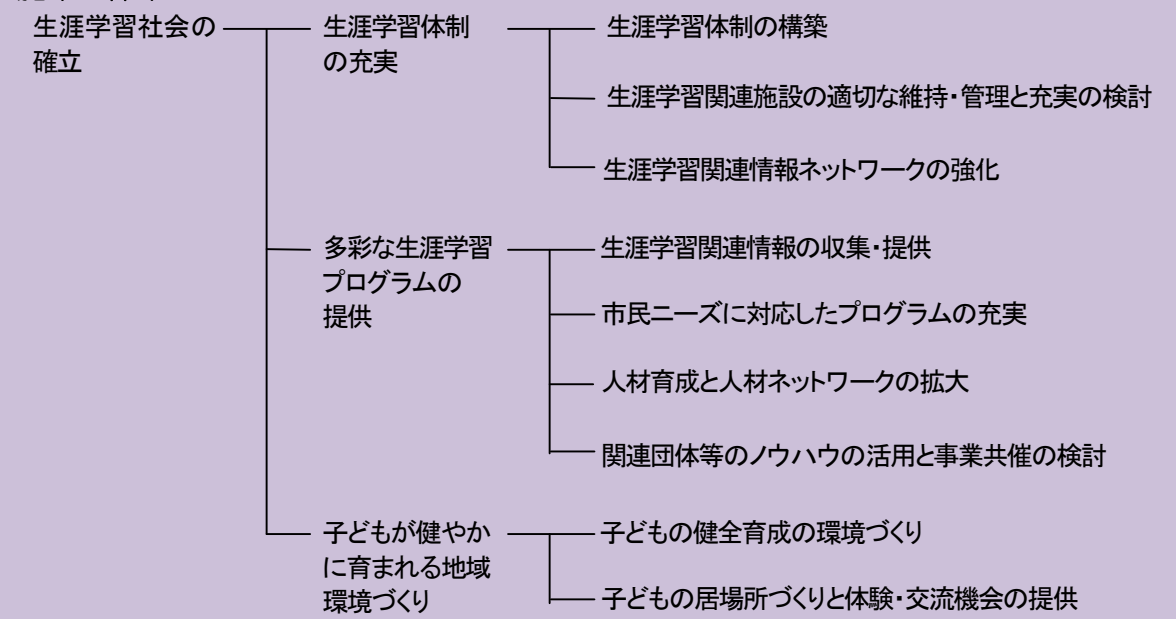
また、各種の講座などのプログラム内容の充実に努めます。市民に身近な地域単位での生涯学習の場を提供する「出前講座」の開催など、市民意向を踏まえてプログラムの変更や充実も検討します。さらに運営に当たる人材や講師の育成を図るとともに、市内外に人的なネットワークを拡大することにより新たな講師などの発掘にも努めます。

市主催の事業を継続することにとどまらず、沖縄県や市内の各種団体、地域の人材などがもつ情報やノウハウを活かすとともに、こうした関係機関との事業の共催も検討します。

(3) 子どもが健やかに育まれる地域環境づくり

子どもたちが安心・安全かつ健やかに育まれる環境づくりのため、家庭や地域、市民団体などと連携して放課後や週末等の子どもたちの適切な遊びや生活の場の確保に努めるとともに、学校施設や地域の公民館などを活用し、放課後子ども教室事業などの施策を通して学習やスポーツ、文化活動、交流活動など多様な体験や交流機会を提供に取り組みます。

施策の体系



目標指標	実績値	2015年目標値	2020年目標値
中央図書館貸出者総数	72,684人 (H21年度)	80,000人	90,000人

第3部 共助でつくる健康文化と福祉のまちづくり ～健康・福祉分野～



第1節 保健・医療体制の充実

施策の方針

保健所などの関係機関と連携した重点事業の実施、健康管理や体力づくりなどの健康関連情報の収集と提供、喫煙や過度な飲酒抑制の雰囲気づくりなど、市民の健康づくりを支援し健康意識の高揚に努めます。

また、健康診査や予防接種の受診率の向上、最新情報への留意と情報提供、母子保健事業の充実といった、疾病予防及び健康増進事業の充実を図ります。

年金制度や国民健康保険制度については、国・県などの関連機関との役割分担の下、総合的な相談体制の充実と迅速・正確な情報の収集と提供などに努めます。

現状と課題

〇健康とみぐすく 21 に基づいた健康づくり

本市では、健康づくりのための基本計画として「健康とみぐすく 21」を策定し、市民の健康づくりに関わる取組を進めてきました。平成 20（2008）年度には中間評価及び改訂を行い、「生活習慣病※1」の予防のための重点課題を新たに設定するとともに、健康事業に関わるリーダーの育成なども実施しています。

今後、さらに市民の健康づくりを発展させていく基盤として、健康関連の情報を広く提供し、市民全体でその重要性に関する意識を共有していくことが課題となっています。



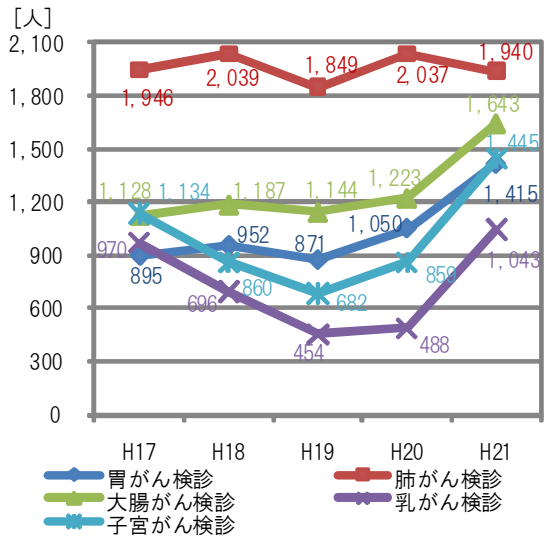
〇各種健康診査や予防接種の適切な実施

本市では、市民の健康維持・増進のために「特定健診」や各種健康診査及び一般健康診査を実施しており、それぞれの人に適切な健康診査の機会提供に努めています。近年は、特に「生活習慣病」予防のため、「メタボリック・シンドローム※2」の改善、慢性腎臓病の予防のための検査や指導などを実施しています。

また、感染症の予防などを目的として各種予防接種事業を行っています。「集団接種」から「個別接種」への移行が国の基本的な考え方ですが、本市では「BCG（結核）」「DT（ジフテリア・破傷風）」「ポリオ（小児麻痺）」において「集団接種」を実施しています。両者に長所・短所があるため、慎重な検討が必要です。

「BCG（結核）」は平成 15（2003）年度から乳幼児期の単回実施に変更され、平成 19（2007）年度以降、予防接種事業に統合されて

各種健康診査の受診者の推移



※各年度ともに3月31日現在

資料：健康推進課

【用語解説】

※1生活習慣病：糖尿病・脂質異常症・高血圧・肥満など、生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられている疾患
 ※2メタボリック・シンドローム：内臓脂肪型肥満に高血糖・高血圧・高脂血症等のリスク要因が重なった状態

います。「日本脳炎」は平成 17（2005）年度から積極的な接種勧奨を中止していましたが、平成 22（2010）年度から再開しており、未接種者への対応が課題となっています。

さらに親子の健康づくりを支援するため、「乳幼児健診」のほか、「母子保健訪問指導事業」「こんにちは赤ちゃん事業」「親子教室」などを実施し、子育てに関する相談や保健指導、意識啓発などの取組も行っています。

高い出生率を背景に人口の増加が続いている本市では、市民の健康維持・増進と医療費の抑制を図るため、こうした健康診査や予防接種の受診率を向上し、病気の予防と早期発見を推進していくことが重要な課題といえます。

○年金制度改革の動き

「社会保険庁」による、いわゆる「消えた年金問題（年金記録問題※3）」は、国民の年金制度に対する信頼感を大きく損ね、国では抜本的な年金制度改革を実施しているところです。平成 22（2010）年 1 月には「日本年金機構」が設置され、将来的には抜本的な改革が行われることも予想されており、注視が必要です。

平成 21（2009）年度現在、本市の国民年金への適用被保険者数（加入者数）は 14,989 人と、近年は横ばい傾向がみられますが、収納率は低下しており 36.8%となっています。

○健康保険制度改革の動き

本市では、国民健康保険の保険税の適正な収納を推進しています。

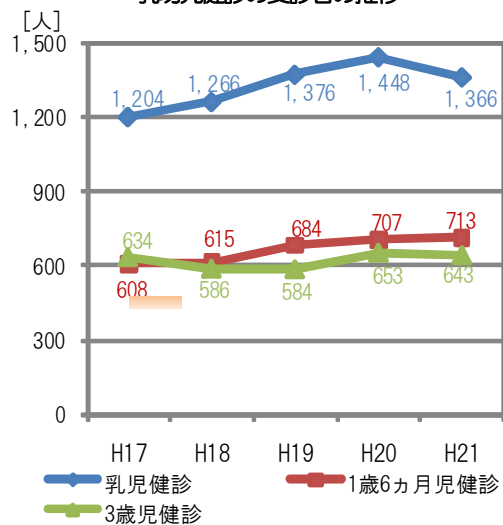
また、年々増加する医療費を抑制するため、医療制度改革として平成 20 年度より義務化された特定健診や特定保健指導をはじめとする生活習慣病予防対策等を実施するとともに、世代に応じた健康づくりと市民意識の向上を図ることにより、医療費の適正化や福祉関連費用の抑制に努めています。

平成 20（2008）年 4 月には後期高齢者医療制度※4（長寿医療制度）が導入されました。今後、国において抜本的な見直しが行われる可能性もあり、注視が必要です。

主な予防接種事業の一覧

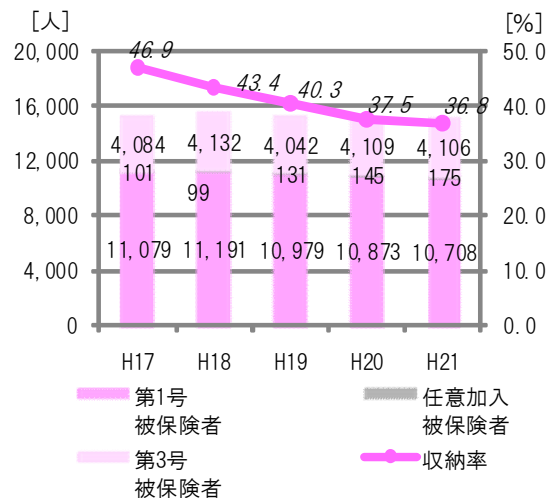
名 称	種 別
インフルエンザ	個別接種
日本脳炎	個別接種
B C G（結核）	集団接種
D T（ジフテリア・破傷風）	集団接種
M R（麻疹・風疹）	個別接種
D P T（ジフテリア・百日咳・破傷風）	個別接種
ポリオ（小児麻痺）	集団接種

乳幼児健診の受診者の推移



※各年度ともに3月31日現在 資料：健康推進課

国民年金加入状況及び収納率の推移



※各年度ともに3月31日現在 資料：国保年金課

【用語解説】

※3年金記録問題：社会保険庁の年金記録にミスや不備等が明らかになり、ずさんな管理が指摘された問題

※4後期高齢者医療制度：老人保健制度を全面的に改正し、75歳以上の高齢者は従来の医療保険制度とは独立した制度に加入する。医療費の負担割合は、公費負担が5割、現役世代が4割、高齢者が1割

(1) 健康意識の向上

保健所や医療機関などの関係機関と連携し、市民の健康維持・増進や健康意識の向上のための事業を行います。「生活習慣病」をはじめとする疾病予防のための健康管理や健康増進、体力づくりなど、健康づくり関連の情報について広く収集し、市民への提供に努めるとともに、受動喫煙の防止や休肝日の市民意識の向上に努めます。

(2) 健康づくり事業の充実

各種の健康診査の受診率の向上のため、情報の早期提供や受診の勧奨などを行います。また、「特定健診」「特定保健指導」体制や内容の充実に努めます。

予防接種は、「集団接種」から医療機関での「個別接種」への移行を促進することを原則にしますが、予防接種率を向上させるため、情報提供の充実などに努めていきます。予防接種の基準については国などの判断となることも多いため、最新情報に留意し、迅速・正確な情報を市民に提供していきます。

各種乳幼児健診体制や感染症予防対策など母子の健康管理や出産・育児不安の解消に向けた取り組み、健康的な生活習慣や食習慣の確立のための相談と保健指導や食育^{※5}などの関連事業なども継続実施していくとともに、市民意見を聴取して充実や改善を検討していきます。

(3) 年金制度に関する支援の充実

国・県・「日本年金機構」などの関係機関との適切な役割分担の下、市民の年金制度全般に関わる相談体制の充実に努めます。国による制度改革が行われる可能性が高いため、情報収集に留意しつつ、改正が行われる際には、迅速・正確な情報提供を行い、適切に対応していきます。

(4) 国民健康保険制度に関する支援の充実

国・県などの関係機関との適切な役割分担の下、市民の国民健康保険制度に関わる相談体制の充実に努めます。国による健康保険制度の改革や、関連する医療制度・薬事制度などに関わる改革の動きに留意し、市民に対して迅速かつ正確な情報提供を行い、適切に対応していきます。

医療費の適正化や福祉関連費用の抑制を図るため、レセプト（明細書）点検の強化や医療費通知によるコスト意識の高揚を図ります。また、特定健診や特定保健指導などによる生活習慣病の予防対策の周知徹底に努めます。

乳児一般健診



【用語解説】

※5食育：様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること

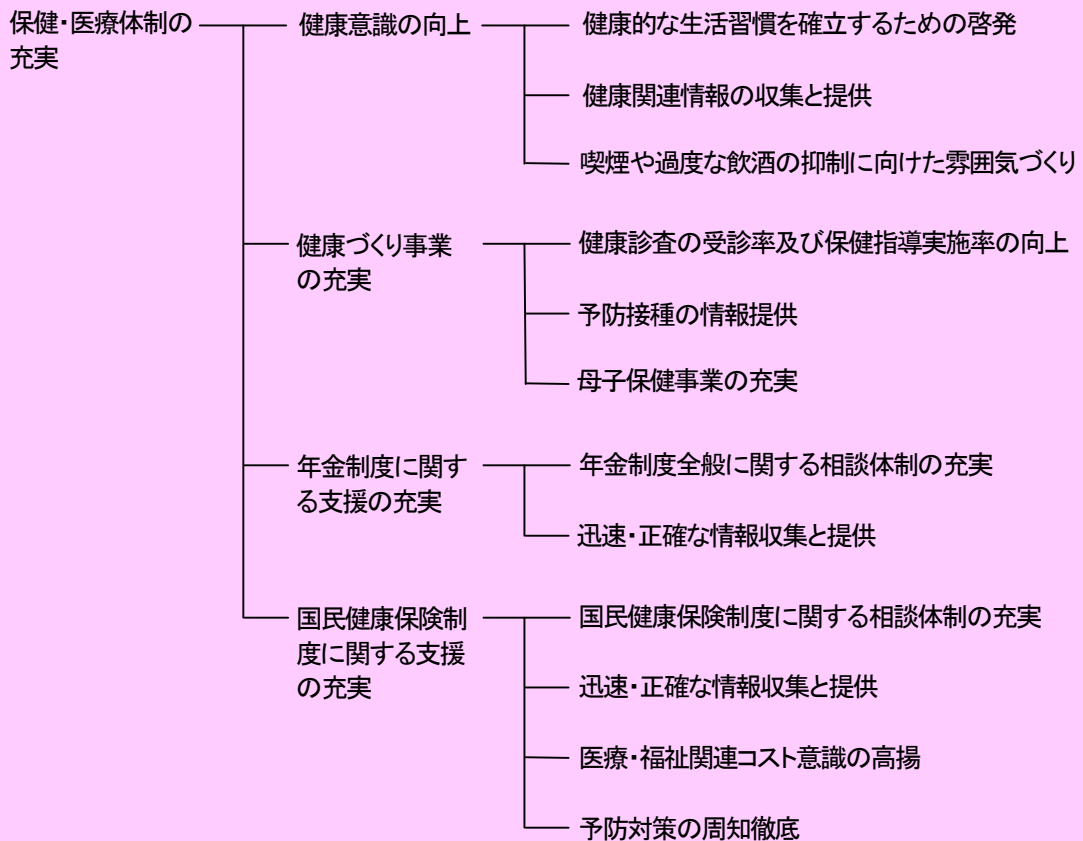
子ども達の虫歯予防活動



共助でつくる健康文化
と福祉のまちづくり

施策と体系

施策の体系



目標指標

目標指標	実績値	2015年目標値	2020年目標値
特定健診の受診率 (40~74歳の国保被保険者)	29.1% (H21年度)	65%	70%
メタボリック・シンドローム の割合	男性：26.2% 女性：14.6% (H19年度)	男性：20.0% 女性：維持	男性：15.0% 女性：維持
肥満の割合 (BMI25以上)	男性：41.1% 女性：29.9% (H19年度)	男性：30% 女性：25%	男性：25% 女性：25%

市民のスポーツ・レクリエーション活動を支援するため、既存のスポーツ施設や公共施設の有効活用を図るとともに、新たなスポーツ施設の整備に向けた検討に努めます。また、関連情報の収集・提供を行うとともに、市民ニーズに対応したスポーツ教室・講座の充実、各種スポーツイベントや多彩なスポーツ・レクリエーションの機会の充実に努めていきます。

各種競技や学校教育におけるスポーツ振興、生涯スポーツの支援を図るため、競技ごとに協会を設立するなど振興に向けた組織体制の強化に取り組むとともに、体育指導員やスポーツ指導者の育成と資質・技能の向上を支援します。

〇スポーツ施設の維持・充実の取組

本市のスポーツ施設としては陸上競技場をはじめ、瀬長島野球場、総合公園庭球場、豊崎にじ公園庭球場、水泳プール、与根屋外運動場（野球場）、与根サッカー場があります。また、長嶺小学校及び豊見城小学校の運動場は照明設備が設置され、夜間でも一般開放しています。

こうしたスポーツ施設は、市民の健康増進やレクリエーション、交流の場になるなど、重要な機能を果たしているため、今後も維持・充実に努めていく必要があります。

〇各種スポーツ振興のニーズの高まり

本市の主催する代表的なスポーツ関連のイベントとしては「新春マラソン大会」「壮年ソフトボール大会」「児童生徒オリンピック大会」があります。

また、NPO法人豊見城市体育協会が、陸上競技大会や各種のスポーツ大会を開催しています。豊見城市スポーツ少年団が開催する少年野球・バレーボール・サッカーなどの大会その他各種団体や地域による運動会なども活発に開催されています。

その他、豊崎美らSUNビーチではビーチバレーやビーチサッカーなど新たなスポーツへのニーズの高まりもみられます。

〇スポーツ振興の体制づくり

本市では、スポーツ関連の団体が組織化され、体育指導員やスポーツ指導者などにより、スポーツ振興が進められています。

また、市民の心身の健康維持・増進に向け、学校教育におけるスポーツ振興にとどまらず、生涯スポーツを支援する体制づくりに努めていくことが必要です。

新春マラソン大会



児童生徒オリンピック大会



陸上競技大会



(1) スポーツ施設の維持・充実

市民のスポーツ・レクリエーション活動を支援するため、各種スポーツ施設の適切な維持・管理に努めるとともに、「指定管理者制度^{*1}」の導入後の市民サービスの向上や利便性の向上について検証を実施し、より市民の利便性の高い施設運営を図ります。

市内の学校における運動施設の一般開放を引き続き実施するとともに、時間の拡大などに向けた検討を行います。また、既存の公園や道路を利用したジョギングやウォーキングコースの整備に努めます。

本市の屋内スポーツ振興の核となる「市民体育館」の建設に向けて取り組んでいきます。

(2) 多彩なスポーツ事業の実施

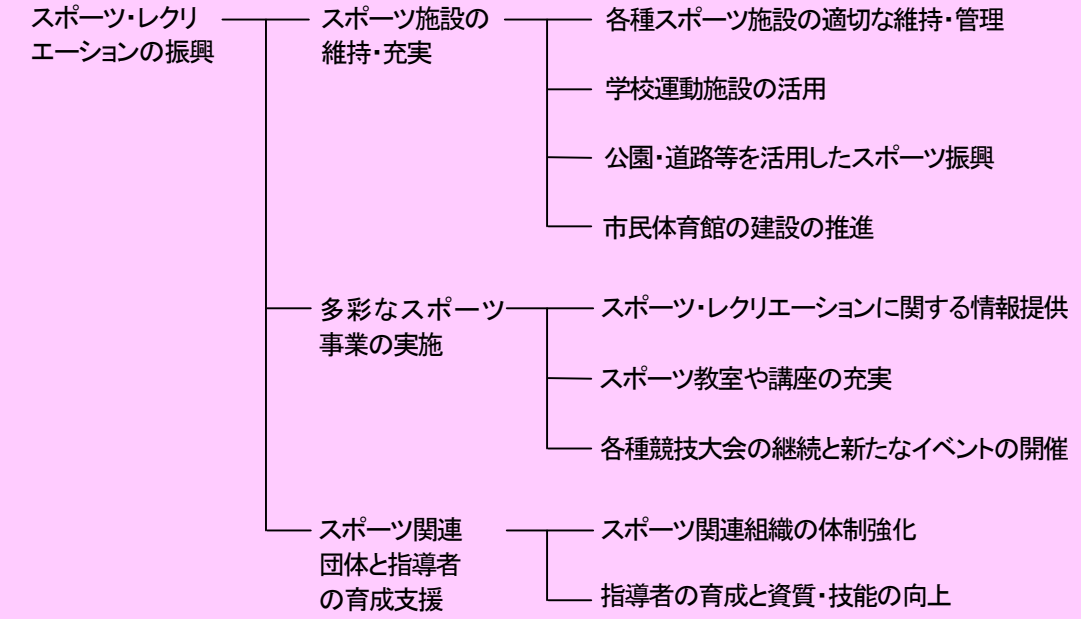
競技人口の増加や競技力の向上のため、スポーツ・レクリエーションに関する情報の収集と提供を行い、スポーツ振興に努めます。

各種のスポーツ教室や講座、スポーツイベントなどに対する市民ニーズを把握し、関係団体と連携して、その充実に努めるとともに、新たなスポーツイベントの開催について検討します。

(3) スポーツ関連団体と指導者の育成支援

各種競技のさらなる振興を図るため、種目別の協会設立やNPO法人（特定非営利団体）化の検討など、組織体制の強化を支援します。また、学校におけるスポーツ振興や「生涯スポーツ」の充実に努めるため、各種研修会や講習会を開催し、体育指導員やスポーツ指導者の育成と資質・技能の向上を図ります。

施策の体系



目標指標	実績値	2015年目標値	2020年目標値
スポーツ教室・講習会の開設数	3教室	5教室	7教室
各種スポーツ大会開催数	26大会	28大会	30大会

【用語解説】

^{*1} 指定管理者制度：行政に代わって指定された民間事業者等が公共施設の管理を行う制度

地域コミュニティの強化により市民相互の「助け合い」「支え合い」の活動を活発化させることで、「共助」による新たな福祉システムの構築を目指します。そのため、「コミュニティ・ソーシャル・ワーカー（CSW）^{※1}」の配置を通じて、市民・行政・地域組織・事業者などとの間の連携強化に努め、在宅福祉など多様化する福祉ニーズに対応していきます。

○「共助」による地域福祉の推進の必要性

高齢化の進行や地域コミュニティの希薄化などがみられるなか、「共助」の考え方を基本とした地域福祉の必要性が高まっています。

本市においては、行政や民間事業者による各種の福祉施設が設置されています。また、「介護保険法」の改正に伴い、平成18（2006）年4月には、介護予防、保健・福祉・医療の向上、権利擁護、虐待防止等の課題に対する地域の総合的マネジメントを担う施設として、市内2箇所に「在宅介護支援センター」が設置され、それらを統括する施設として「地域包括支援センター」が設置されています。そこでは、市内高齢者の訪問等による実態把握を行うとともに、地域や行政との緊密な連携により介護を必要とする高齢者や、そのおそれのある高齢者とその家族への対応を行っています。

○地域福祉の体制づくり

福祉行政は、国や県の支援を受けつつ、市が主体となって事業を進めていますが、地域レベルの取組の重要性から、各種の福祉関連組織や保健・医療・教育などの関連機関と連携して進めています。社会福祉法により設置されている豊見城市社会福祉協議会では各種の福祉サービスの提供のほか、相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力など、様々な地域の福祉増進策に取り組んでいます。

また、民生委員・児童委員は、地域に密着して、担当地域の調査と生活実態把握や社会福祉事業施設との連携支援や市民からの相談業務に取り組むとともに、地域の子どもの生活や妊産婦の健康状態の把握や、福祉行政の中で行政と市民をつなぐ重要な役割を担っています。また、このほか在宅福祉サービス、子育て支援、ミニデイサービス、世代間ふれあい地域交流会など幅広い地域福祉に関わる活動に係る支援も行っています。

さらに、豊見城市老人クラブ連合会、母子寡婦福祉連合会、豊見城市ボランティア連絡協議会、豊見城市身体障害者福祉協会、豊見城市ボランティアセンターなどが市内の福祉関連団体と活動し、本市の「共助」を支えています。

本市においては、福祉施設は比較的充実していますが、施設間の連携などにより更なる充実を図るとともに、その担い手となる人材の育成や福祉関連組織支援を進めることで、地域福祉の充実を図る必要があります。

【用語解説】

※1 コミュニティ・ソーシャル・ワーカー：高齢者や障害者、子育て中の親などの見守りや課題の発見、相談援助、必要なサービスや専門機関へのつなぎなど、要援護者の課題解決の支援を行う。地域の福祉力、セーフティネットの体制づくりなど、地域福祉の計画的な推進を図るために関係機関・団体などと連携する

(1) 地域福祉の推進体制の充実

地域福祉を進める上での基本的な考え方として「ノーマライゼーション^{※2}」「ユニバーサルデザイン^{※3}」を掲げ、人権擁護施策などと連携して、市民全体の生活の安定と安心の保障に努めます。誰もが住みよい豊見城市を目指し、地域や福祉関連の組織を始め、保健・医療関連の機関を含めて相互が緊密に連携・協力して、総合的な地域福祉の推進体制の確立を目指します。

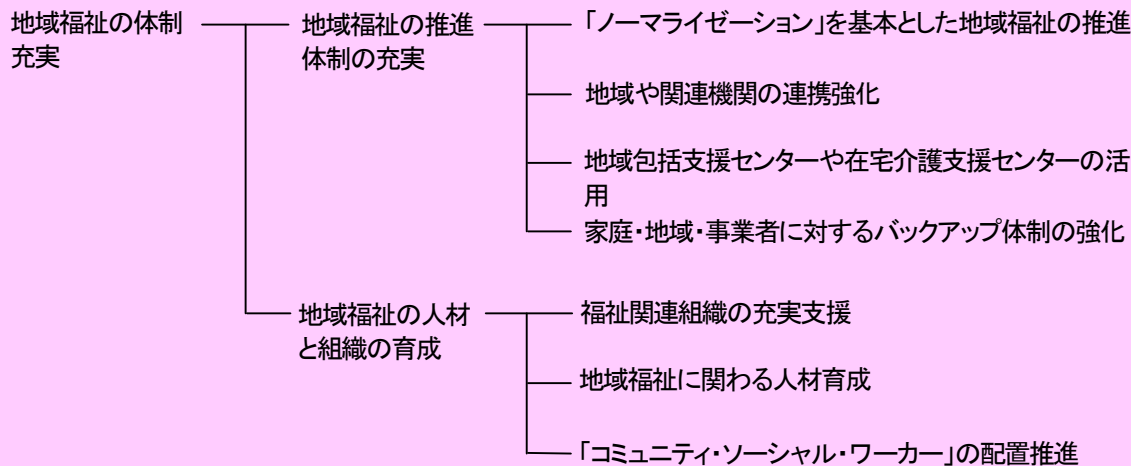
高齢者福祉の核として地域包括支援センターや在宅介護支援センターの機能を充実していくとともに、家庭、地域、事業者の共助の仕組みを行政がバックアップする体制の強化を推進します。また、「共助」による地域福祉を図るため、地域の公民館等など既存施設の利活用を促進します。

(2) 地域福祉の人材と組織の育成

社会福祉協議会や民生委員・児童委員、福祉関連団体など地域福祉を支える団体等の支援とともに、福祉関連の組織で働く人たちや福祉ボランティアなど地域福祉に関わる人材の育成のために情報の提供や相談体制の充実、教育訓練プログラムの提供などに努めます。

また、地域において、支援を必要とする市民に対して、地域とのつながりや人間関係など本人を取り巻く環境を重視した援助を行うために、専門的知識を有する者として「コミュニティ・ソーシャル・ワーカー」の配置を推進することことで、地域での支援に軸足を置いた地域福祉の充実を図ります。

施策の体系



目標指標	実績値	2015年目標値	2020年目標値
「地域で支える福祉づくり」の満足度	14.6%	20.0%	25.0%

※満足度は平成21年（2009年）実施の市民アンケートの施策評価で「満足」「やや満足」の回答の割合。

【用語解説】

※2ノーマライゼーション：誰もが特別視されず当たり前の存在として広く受け入れられる社会づくり

※3ユニバーサルデザイン：誰もが安全快適に利用できる空間・モノ・体制づくり

第2節 高齢者福祉

施策の方針

高齢者が地域・自宅で元気に暮らし続けられる環境を整えるため、「在宅福祉サービス」を提供することで一人ひとりの高齢者のニーズに応えるサービスの提供に努めるとともに、地域や高齢者福祉の関連機関が連携して、在宅福祉の体制を充実します。

また、介護予防のための高齢者の健康の維持・増進に関連する事業の実施や、各種の活動機会の提供や就労支援などによる高齢者の「生きがいづくり」に取り組みます。

現状と課題

○高齢社会の到来と在宅福祉の流れ

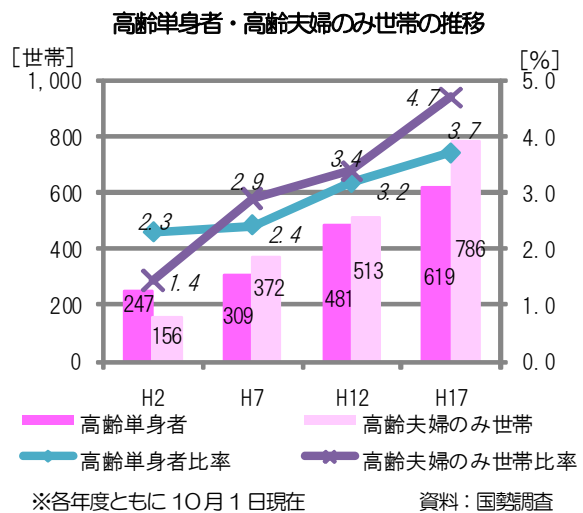
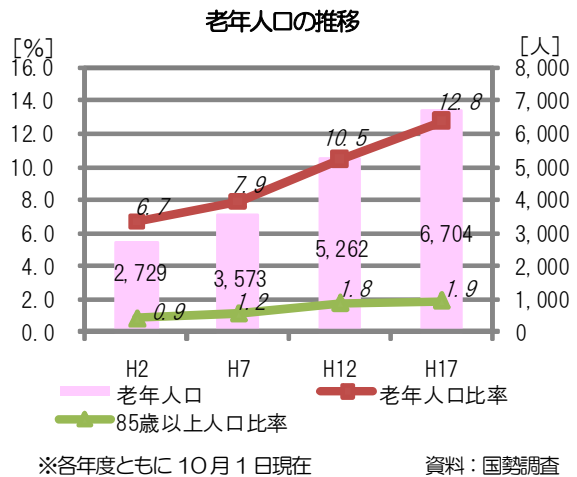
本市における 65 歳以上の老年人口比率は 12.8%（平成 17（2005）年国勢調査）と、他市町村と比較して低いものの、着実に高齢化が進行しています。また、高齢単身者・高齢夫婦のみ世帯を合わせた比率は 8.4%（同）です。今後、若い世代の流入は見込めるものの高齢者や高齢単身者・高齢夫婦のみ世帯の数、比率ともに増加することが予想されています。

本市では平成 21（2009）年に豊見城市高齢者保健福祉計画を策定し、各種事業を実施しています。

また、平成 12（2000）年4月から介護保険制度が導入され、平成 15（2003）年からは県内 28 市町村で構成する沖縄県介護保険広域連合に参画しています。これまでの行政主導の「措置制度^{*1}」とは異なり、利用者が直接介護サービス事業者と契約してサービスを選択できる「利用者本位の仕組み」となっています。

本市では、虚弱高齢者等を対象とした介護予防事業、地域における包括的・継続的なケアマネジメントを提供する包括的支援事業、市が独自で行う任意事業など組み合わせて積極的な介護予防施策を展開しています。

本市の介護認定者数については、人口増加と高齢化の進行により増加の傾向にあり、今後も、国の動きを把握しながら、高齢者福祉のニーズに的確に応え、高齢者福祉の充実を図る必要があります。



豊見城市高齢者保健福祉計画に基づく主な事業

在宅介護支援センター事業
外出支援サービス事業
介護用品支給事業
緊急通報システム事業
お元気コールサービス事業

【用語解説】

※1 措置制度：市町村が利用できるサービスなどを行政が定める仕組み

〇介護予防と生きがいを感じる活動支援

高齢者の健康を維持・増進させることは、安定し生きがいを感じられる充実した暮らしを実現するために不可欠です。また、結果として医療費や福祉関連支出を抑えることで他の福祉施策の充実を図ることができます。

これらの観点から、地域包括支援センターを中心に、介護が必要とならないようにする、あるいはその時期を遅らせる「介護予防」を目的とした健康維持・増進のための事業を実施しています。

また、高齢者の交流の促進や「生きがいづくり」などを目的とした「老人クラブ」が各地域で組織化され、平成 21（2009）年度現在、本市には 21 クラブあります。高齢者の増加とともに、地域コミュニティの希薄化や働く高齢者の増加、価値観の多様化などから、加入率が減少傾向にあります。

また、「生きがいづくり」と「元気な高齢者」の雇用を促進するために豊見城市シルバー人材センターが設置されています。同センターは、平成 16（2004）年に法人化され、平成 21（2009）年 3 月末現在の会員数は 367 人となっており、会員は増加傾向にあります。

これらの介護予防施策や生きがいづくりを通して、高齢者が生きがいを感じられるような交流活動や就労の機会の充実を促進することも求められます。

シルバー人材センター新春餅つき大会



介護認定者数の推移

単位：人

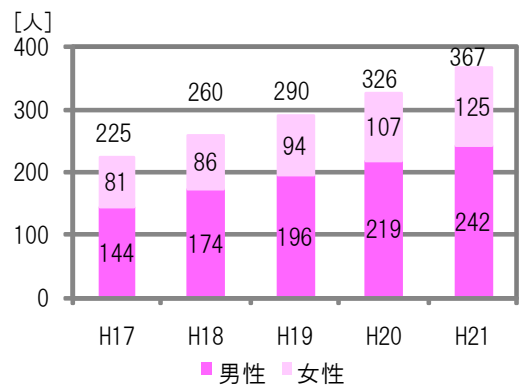
年度	区分	総計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
H18	計	1,100	112	95	178	190	199	173	153
	1号	1,038	109	84	163	176	194	168	144
	2号	62	3	11	15	14	5	5	9
H19	計	1,161	103	125	168	190	210	177	188
	1号	1,090	94	113	160	176	199	166	182
	2号	71	9	12	8	14	11	11	6
H20	計	1,208	116	142	186	199	205	170	190
	1号	1,140	108	129	174	185	198	164	182
	2号	68	8	13	12	14	7	6	8
H21	計	1,265	93	170	199	199	213	191	200
	1号	1,193	87	158	188	182	205	181	192
	2号	72	6	12	11	17	8	10	8

※各年度とも3月31日現在

※「1号」は65歳以上の被保険者、「2号」は40歳から65歳未満の被保険者

資料：障がい・長寿課

豊見城市シルバー人材センターの会員数推移



※各年度とも3月31日現在

資料：商工観光課

デイケアセンター



(1) 在宅福祉サービスの充実

高齢者が地域・自宅で元気に暮らし続けられるような環境形成を目指すとともに、一人ひとりの高齢者のニーズに応えるため、沖縄県介護保険広域連合との連携により介護保険制度を基軸とした在宅福祉サービスの提供に努めます。

また、高齢者福祉に関わる組織や民生委員、保健・医療関連の組織との連携により、在宅福祉の体制を充実とともに、地域コミュニティの活性化と「共助」の考え方の普及など、地域における高齢者福祉の啓発に努めます。

(2) 健康づくりと生きがいづくり

「介護予防」の考え方が、高齢者や家族の健康と幸福のため、市内事業所などと連携し、健康づくりや維持増進のための事業を実施及び支援していきます。

また、平均寿命の伸びと団塊世代の退職等により「元気な高齢者」の増加が進むと予想されることから、「生きがいづくり」を重要なテーマとして取り組みます。高齢単身者の自宅への「閉じこもり」や「孤立化」などが起きないように、老人クラブなどと連携した交流事業を推進します。さらに、気軽に参加できる公民館単位のミニデイサービスなどの活動充実や、中央図書館や中央公民館などにおける生涯学習、文化活動やスポーツ・レクリエーション活動、ボランティア活動などの機会の拡大に努めます。

今後増加する元気な高齢者の人材活用と生きがいづくりのため、豊見城市シルバー人材センターの支援に努めます。

転倒骨折予防教室



流水運動教室



豊見城市高齢者保健福祉計画

理念 **豊かに生き生きと暮らせるまち 豊見城**



計画の検証と反映

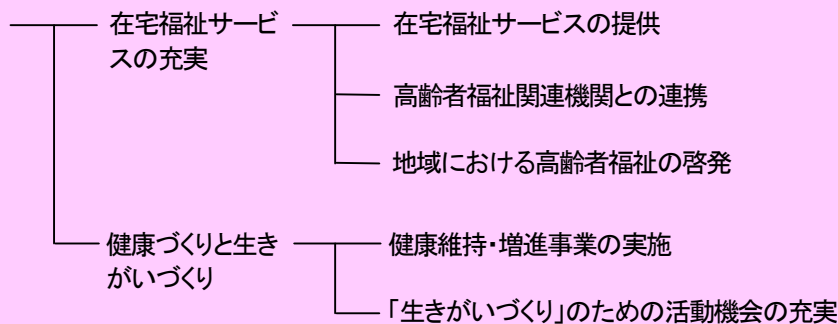


共助でつくる健康文化
と福祉のまちづくり

施策と体系

施策の体系

高齢者福祉



目標指標

目標指標	実績値	2015年目標値	2020年目標値
介護予防事業の参加者数	1,152人 (H21年度)	1,300人	1,400人
シルバー人材センター入会率	3.4% (H21年度末)	4.0%	4.5%
ミニデイサービス参加者数	17,930人 (H21年度)	20,450人	22,970人

障害者向けの福祉サービスの充実のため、「在宅サービス」を中心とした障害者相談支援事業や地域活動支援センター、就労支援事業、居住サポート事業などのサービスの充実と普及・啓発を図ります。

また、障害者の自立と社会参加を促進する観点から、豊見城市障害者自立支援協議会を設置し、様々な施策を実施します。退院が可能と考えられる精神障害者への地域復帰の促進、市民の支えあいにより、障害者の地域での生活と社会参加の促進を図ります。

○障害者の安定した生活と社会参加支援

本市の障害者数は、平成 21（2009）年度現在、身体障害者 1,536 人、知的障害者 272 人、精神障害者（手帳所持者）306 人の、合計 2,114 人で、人口増加とともに増えています。

本市では、平成 20（2008）年度に豊見城市障害者計画及び障害福祉計画を策定し、各種障害者福祉施策を推進しています。

また、地域における障害者支援組織として豊見城市身体障害者福祉協会等があり、各種事業を実施しています。

このように、障害者の基本的な人権を保障し、安定した生活と社会参加を支援していくことは、基本的な課題といえます。

○自立支援と在宅サービス中心へ

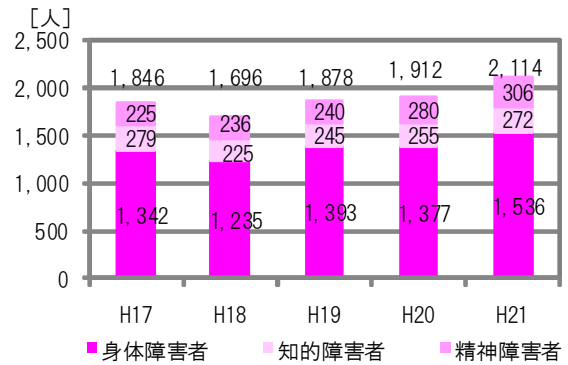
わが国の障害者福祉政策は、かつての「措置制度^{※1}」から「サービスの選択と自己決定」、そして「自立支援」と基本的な考え方の転換が行われ、本市もその考え方を基本としています。

施設中心のサービスの提供から、「在宅サービス」中心の地域での生活・活動を重視した施策を推進することが課題となっています。

豊見城市障害者計画及び障害福祉計画



障害者数（手帳所持者）の推移



資料：障がい・長寿課

豊見城市障害者計画及び障害福祉計画に基づく主な施策

障害者手帳の交付	障害者相談支援事業（強化）
補装具の交付・修理	住宅入居支援
日常生活の援助・各種助成	成年後見人制度
介護給付・訓練等給付	コミュニケーション支援事業
医療費の助成	その他の事業（郵便等による不在者投票）
在宅サービス（地域生活支援事業）	手当て（特別障害者手当・障害児福祉手当）
地域活動支援センター	

豊見城市身体障害者福祉協会の主な事業

身体障害者の実態調査・指導啓発及び手帳交付の促進
各種相談に関すること
身体障害者福祉法の普及徹底と活用指導
各種講演会・講習会・研究会等の開催
関係機関に関すること
慰問激励に関すること
その他目的達成に必要な事業

【用語解説】

※1 措置制度：利用者が利用できる福祉サービスなどを行政が定める仕組み

(1) 障害者向けの福祉サービスの充実

豊見城市身体障害者福祉協会などの障害者福祉関連組織と連携しつつ、各種障害者福祉施策を推進しています。特に、障害者にとって身近な相談場所として障害者相談支援事業所の充実を図るとともに、地域活動支援センターの活動内容の充実と利用促進を図ります。

また、就労支援事業や居住サポート事業を始めとした地域での生活・活動を重視した障害福祉サービスの充実を図るとともに、市民に対し障害者福祉に関する意識の普及・啓発を図ります。

(2) 障害者の自立と社会参加の支援

障害者の自立と社会参加の支援に向けては、豊見城市障害者自立支援協議会を中心に、課題解決のための諸施策や社会資源の開発支援などを検討します。

退院が可能と考えられる精神障害者の地域への復帰を促進していくとともに、関係機関と連携して障害者が地域で暮らし続けていけるような、市民の支えあいによる地域づくりを支援します。

障害者スポーツ大会

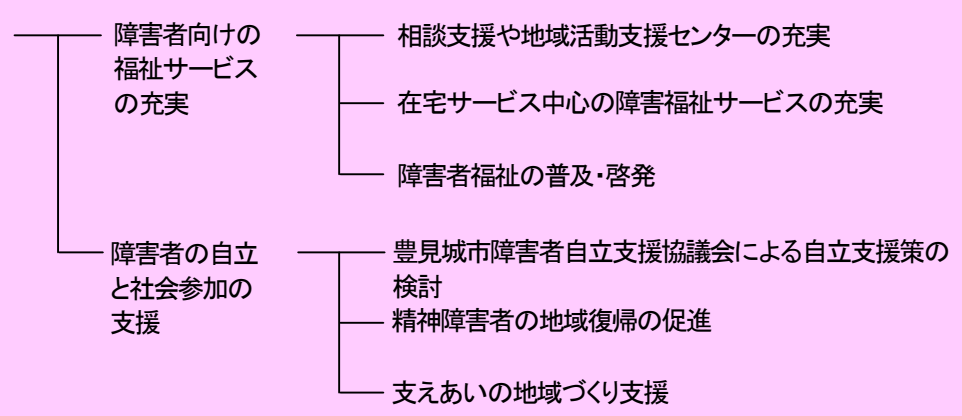


障害者福祉展



施策の体系

障害者福祉



目標指標	実績値	2015年目標値	2020年目標値
障害福祉在宅サービスの受給者数	212人 (H21年度末)	255人	290人
相談支援事業所等への相談者数(延べ人数)	9,700人 (H21年度)	11,600人	13,300人

市民に最低限の生活保障と社会的な自立を支援するため、必要な相談や適正な保護事業の運用、被保護者の自立支援などを実施します。自立支援に向けては、各種福祉サービスの提供に努めるとともに、那覇公共職業安定所（ハローワーク）などの関係機関と連携した就労支援に努めます。

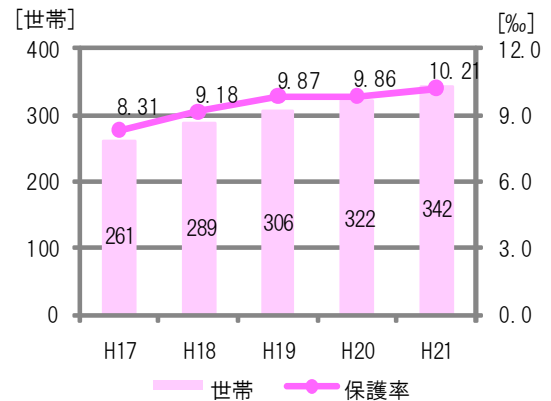
○セイフティネットの確保と就労支援

憲法第25条に定める「生存権」を実現するための制度の一つとして「生活保護法」があります。年金制度などの他の社会福祉・社会保障によっては、困窮状態から脱することができない市民に対し、金銭及び現物給付を行うことにより、「健康で文化的な最低限度の生活」を保障することを目的としています。

本市における平成21（2009）年度平均の生活保護受給世帯は342世帯、被保護者数632人、保護率は人口1,000人当たり10.21人と、近年増加傾向にあります。

被保護者の自立のための支援にも取り組んでいます。

生活保護世帯の推移



※各年度ともに年度平均
※%は人口1,000人当たりの割合

資料：社会福祉課

(1) 生活保護と自立支援

市民に最低限の生活保障と社会的な自立を支援するため、規則の定める低所得者向けの生活保護事業を継続し、必要な相談と適切な保護施策を実施するとともに、的確な審査、被保護世帯の実態把握による制度の適正運用に努めることを通して、セイフティネットの確保に努めます。

また、社会的・経済的な自立支援のため、各種福祉サービスの提供に努めるとともに、那覇公共職業安定所（ハローワーク）などの関係機関と連携し、就業相談や職業訓練の機会を提供するなど、就労支援の充実に努めます。

施策の体系

生活保護

——— 生活保護と
自立支援

- 低所得者向けの生活保護事業の継続
- 的確な審査と制度の適正運用
- 就労支援の充実

第4部 持続可能な環境と安心・安全のまちづくり ～環境・危機管理分野～



自然環境の保全と活用

本市には、「漫湖」「饒波川」「瀬長島」「豊見城城址」などの周辺に貴重な自然環境が存在します。このような自然環境は、保全を基本としつつ、周辺地域を含め開発行為などを行う場合は、「ワイズユース（賢明な利用）※¹⁾」を十分に検討します。

また、こうした取組を行っていく中で、自然環境を市民や来訪者が自然に親しむ場としての活用を図り、人々の環境に対する意識を高めていきます。

○貴重な自然環境

本市には平成 11（1999）年に「ラムサール条約」に登録された漫湖があり、クロツラヘラサギなど渡り鳥の渡来地となっています。また「瀬長島」は、大海原を望む貴重な自然資源であり、航空機を眺める名所にもなっているほか、その他「豊見城城址」周辺の丘陵地や「饒波川」などの河川沿いの水辺空間など貴重な自然環境も残されています。

しかし、近年の宅地化の進行などにより、地域に残る自然環境の喪失が懸念されており、その保全に努めて行くことが必要です。

○身近な自然を活かした取組

本市には、人々が自然に親しみ、理解を深めることができる施設や環境があります。

漫湖周辺には、「漫湖水鳥・湿地センター」が設置されており、漫湖の生物や自然環境の学びの場として活用されているほか、近隣の小・中学校の総合学習に活用されています。

また、瀬長島には、市民のみならず、近隣自治体の住民や観光客にとって身近に自然に親しむ海辺環境があります。

都市化が進展する本市においては、環境保全の視点も持ち合わせることで、市民や来訪者が自然と親しみ、環境に対する意識を高める場として活用できるよう取り組んでいく必要があります。

漫湖



クロツラヘラサギ



瀬長島



【用語解説】

※1ワイズユース：ラムサール条約で提唱された考え方。ここでは湿地に限らず、生態系を維持しつつ、人類の利益のために持続的に利用すること

(1) 貴重な自然環境の保全

「ラムサール条約」に登録された漫湖や「饒波川」の周辺、「瀬長島」を始めとする水辺空間、史跡や斜面緑地が残る「豊見城城址」周辺など、本市に残る貴重な自然環境はうらおいのある都市景観を形成する重要な要素となっているため、住民に憩いや安らぎを提供する資源として保全に努めるとともに、「ワイズユース（賢明な利用）」を検討していきます。

市の実施する事業では、率先して環境保全を図るための工夫を行うとともに、民間開発については、市の土地利用計画や規定に基づき環境保全を啓発していきます。

水質汚濁や土壌汚染などに対する公害対策と連携し、下水道整備の充実と接続の促進、ごみの不法投棄の防止、環境調査や違反事業者への始動、パトロールなどの総合的な環境保全対策を推進します。

(2) 自然環境を活用した取組の充実

その価値を損なわないよう自然環境を保全しながら、市民や来訪者などが自然環境と親しめる場を創出し、自然環境と共生できる形での活用を図っていきます。

こうした動きに加え、行政としても道路や公共施設などについて緑化を進めることで、人々の環境に対する意識を高める波及効果を生み出し、緑化運動や自然環境と親しむ活動を推進します。

また、教育機関と連携し、学校教育の場でも環境教育の機会を充実させ、市民と協働による緑化の推進を図ります。

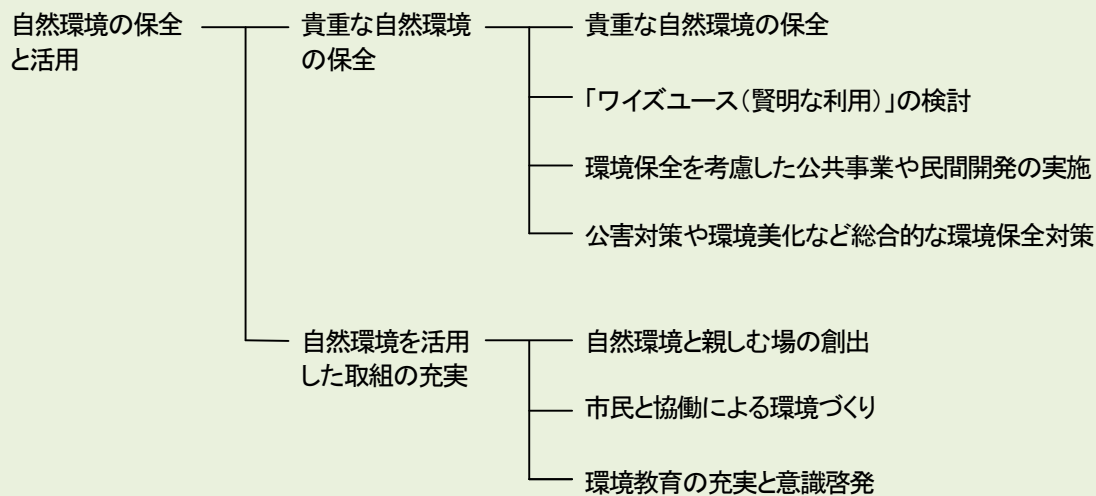
漫湖水鳥・湿地センター



三角池観察会



施策の体系



目標指標		実績値	2015年目標値	2020年目標値
国場川水系の水質(汚染度=BOD値)	長堂川	12.0mg/l	10.0mg/l以下	10.0mg/l以下
	饒波川	6.5mg/l	6.5mg/l以下	6.5mg/l以下
漫湖水鳥・湿地センターの利用者数		20,025人 (平成21年度)	25,000人	30,000人

本市の環境改善と市民の健康と生活を守るため、騒音・振動、水質汚濁、悪臭、大気汚染、土壌汚染などの各種公害問題への対応を図ります。公共下水道や農業集落排水施設などの処理施設の整備を推進するとともに、公害の発生状況に対する監視や調査体制を充実します。また、市民や事業者に対する指導・啓発を継続的に進めるとともに、都市構造や産業分野などの市全体のまちづくりの観点から、総合的な対策を実施・検討していきます。

○騒音・振動の問題

本市是那覇空港が近接しており、航空機による騒音問題が大きな課題です。国の「住宅騒音防止対策事業」において「那覇空港周辺地域の国土交通省が定める区域」で一定の要件を満たす住宅所有者や居住者に対して、防音工事のための助成を行っています。

○水質汚濁の問題

水質汚濁の改善策として、公共下水道や農業集落排水施設の整備と接続の促進、合併浄化槽^{※1}の設置促進を実施しています。公共下水道などへの接続や合併浄化槽の設置については、市の広報紙やホームページなどで啓発しています。

国場川水系（国場川本流・長堂川・饒波川）と豊見城西側水系（伊良波排水路・保栄茂川）について水質検査を実施しており、また、国場川水系沿いの7自治体で「国場川水系環境保全推進協議会」を設置し、環境保全対策を連携して推進しています。

今後も、生活排水の適正処理や事業所などからの排水に対する指導など、水質改善に向けた取組を継続していく必要があります。

○大気汚染の問題

野焼きは、「ダイオキシン類^{※2}」を発生させ、悪臭のほか、煤じんなどの大気汚染の原因となるおそれがあり、屋外での廃棄物の焼却行為や廃棄物焼却炉の使用は、法令により禁止されています。

今後も、大気汚染を防止し、環境改善や市民の健康と安全を守るため、規準や法令に基づいた適切な監督や指導を継続していく必要があります。

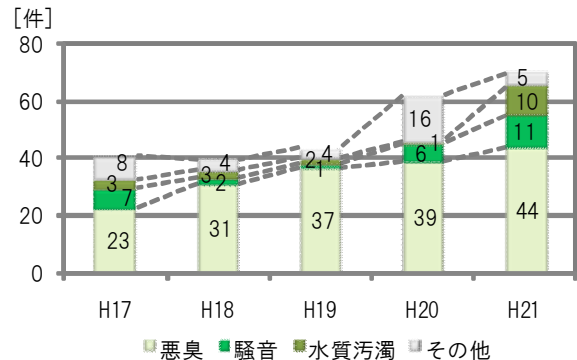
○悪臭の問題

悪臭は大気汚染と同一発生源の場合が多く野焼きや畜舎、肥料、農薬散布などに関するものがみられます。「悪臭防止法」に基づいて、悪臭を防止する必要があると認める地域（規制地域）内にある工場、その他の事業所の事業活動によって発生する悪臭について、規制基準による規制と指導を実施しており、今後も継続した取組が必要です。

○土壌汚染の問題

土壌汚染は、農業用水や河川の汚染を招くおそれがあることから、野焼きや産業廃棄物の不法投棄などにより、「ダイオキシン類」を含む有害物質による土壌汚染につながらないように今後も留意が必要です。

公害苦情件数の推移



※各年度ともに3月31日現在

資料：生活環境課

【用語解説】

※1 合併浄化槽：尿尿と併せて生活雑排水を処理する設備、単独浄化槽は尿尿のみを処理する設備

※2 ダイオキシン類：塩素を含む物質の不完全燃焼などで発生する有毒物質

(1) 騒音・振動対策

航空機騒音や自動車騒音に対して、観測を継続し監視体制の強化に努めます。また、自動車における騒音・振動に対しては、長期的視点に立った幹線道路網や渋滞箇所の整備なども含めた総合的な対策を実施・検討します。

工場や事業所などから生じる騒音・振動に対しては、個々に改善要請や指導を行うとともに、移転・集約化を検討・促進します。

(2) 水質汚濁対策

公共下水道整備や農業集落排水施設整備の推進と接続促進、合併浄化槽の導入促進など、地域特性を踏まえた生活排水の適正処理に努めます。また、畜舎や工場などからの排水については、監視体制や指導を継続・強化します。周辺市町と連携し、「国場川水系環境保全推進協議会」を中心とした国場川水系などの水質改善に取り組みます。

(3) 大気汚染対策

「野焼き」や特定施設などからの汚染物質の排出に対して、監視と指導を継続・強化します。自動車交通による大気汚染対策として、騒音・振動対策と同様に、総合的な対策を実施・検討します。

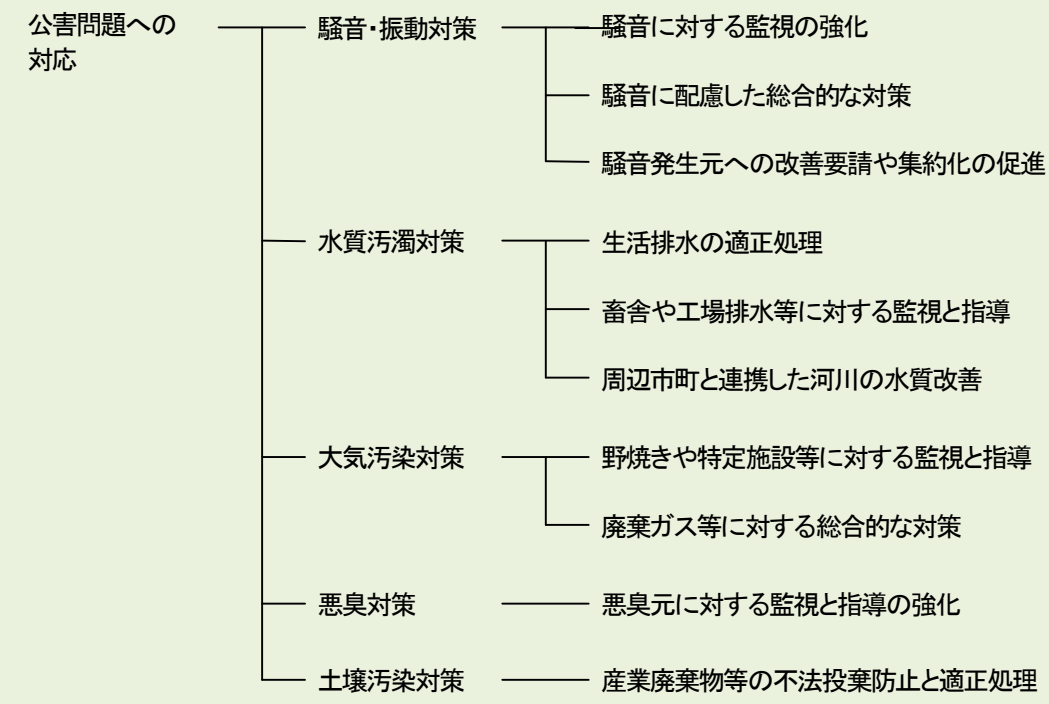
(4) 悪臭対策

悪臭対策には、調査のうえ迅速に対応していきます。特に苦情の多い畜舎などに対しては、環境改善の指導を継続・強化します。

(5) 土壌汚染対策

産業廃棄物の不法投棄等を未然に防ぐための監視の充実に努めるとともに、関係機関との連携による廃棄物の適正処理を図っていきます。

施策の体系



目標指標	実績値	2015年目標値	2020年目標値
騒音苦情件数	11件 (H21年度)	7件	5件
水質汚濁苦情件数	10件 (H21年度)	5件	3件
悪臭苦情件数	44件 (H21年度)	22件	11件

ごみ処理については、環境衛生の維持・向上と環境負荷の軽減に向け、適正なごみ処理を継続するとともに、ごみの資源化・減量化を促進します。南部地域の効果的・効率的なごみ処理に向けては、ごみ処理一元化施設の建設計画を関係市町と連携し推進していきます。

地域の環境美化に向けては、市民に対する環境美化や不法投棄防止の意識啓発と美化活動への参加を促進します。また、し尿処理や伝染病対策に向けた狂犬病・そ族^{※1}昆虫・ハブ対策などの環境衛生対策に継続して取り組んでいきます。

〇ごみの減量化と広域連携

本市のごみは糸満市にある「糸・豊環境美化センター」へ収集され、可燃物は焼却（約 85 t / 日）、不燃物のうちカン類はプレス処理後に資源化されています。粗大ごみについては破碎処理の後に資源物・可燃物・不燃物に分類し、ビン類や焼却残さは最終処分場で埋め立て処理しています。

平成 15（2003）年度から「ごみ総合対策事業」として開始した、指定袋による 5 種類の分別収集の効果が表れており、ごみの削減努力により抑制が図られ、ごみの搬入量は平成 21（2009）年度で 13,903 t / 年と、人口増加が続く本市において大きな変化はみられません。

しかし、適正なごみ処理の継続とともに、環境負荷の軽減等をより一層推進するため、引き続きごみの資源化や減量化を図っていく必要があります。

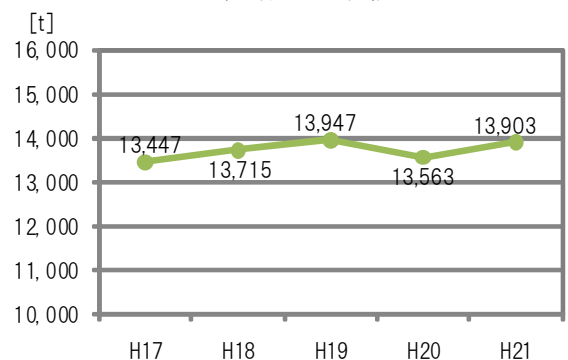
また、県南部の 6 市町では、ごみ処理一元化施設の建設を計画しており、広域的に連携した取組が必要です。

〇環境美化活動の取組

「瀬長島サンセットパーク等環境整備事業」では、ビーチレクリエーションなどから発生する一般ごみと、不法投棄された家電や自動車などの回収やパトロールを定期的を実施しており、ボランティアとの連携で効果をあげています。その他、環境美化活動として漫湖チュラカーギ作戦、まるごと沖縄クリーンビーチ豊崎、豊崎干潟清掃活動、国場川水あしびなどといった活動も実施されています。

本市は、豊見城市ポイ捨てのない快適なまちづくり条例を定め、投棄者への指導・勧告、不法投棄対策と不法投棄防止のための看板設置、広報宣

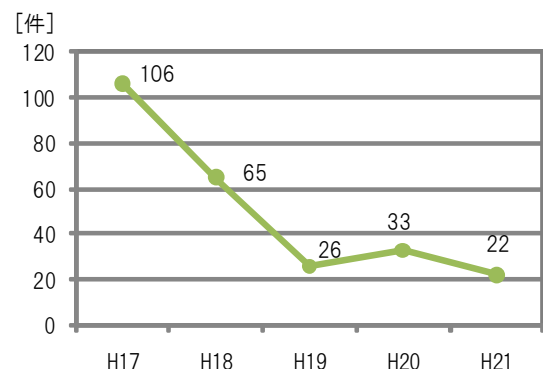
ごみの搬入量の推移



※各年度ともに3月31日現在

資料：生活環境課

不法投棄相談件数の推移



※各年度ともに3月31日現在

資料：生活環境課

【用語解説】

※1 そ族：病原菌を媒介するネズミ類

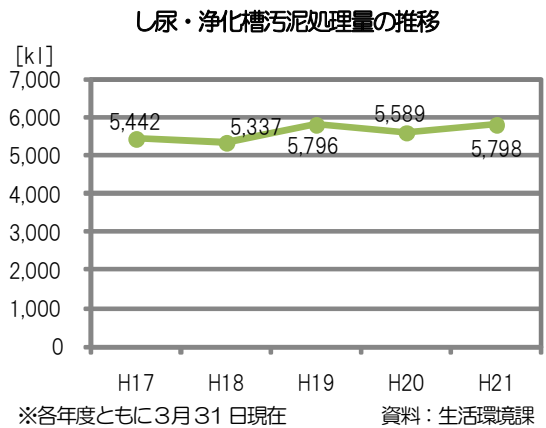
伝活動などを実施しています。放置自転車対策として、放置者への指導・勧告も行っています。その成果から、近年では不法投棄相談件数が減少しています。

このような、環境美化活動や不法投棄の防止については、今後も市民の協力の下継続・充実していく必要があります。

○し尿処理の取組

本市のし尿処理は、糸満・豊見城清掃施設組合のし尿処理施設において実施しています。かつては単独浄化槽による処理が大半でしたが、公共下水道の整備の進捗とともに、公共下水道による放流処理の割合が増大しています。

し尿と浄化槽汚泥の処理量の合計値は、平成21（2009）年度で5,798klと、公共下水道の整備の進捗などにより長期的には減少傾向にあります。環境衛生対策としては、適切なし尿処理に継続して取り組んでいく必要があります。



○狂犬病・そ族昆虫・ハブ対策の状況

本市では豊見城市飼い犬条例を定めており、狂犬病予防対策、飼い主に対する飼い方の指導、放し飼い・徘徊犬の捕獲や登録、広報宣伝活動などを実施しています。また、所有者不明の動物などの死骸回収を、民間委託で実施しています。

そ族昆虫駆除対策として、そ族昆虫駆除薬剤の散布、そ族昆虫対策に関わる指導、広報宣伝活動などを実施しています。

ハブ対策としては、ハブ捕獲器の設置や広報宣伝活動などを行っています。

(1) ごみの資源化・減量化と適切処理

各家庭や事業者に対し、引き続きごみの分別の徹底や生ごみ処理機等の導入促進などを図るとともに、3R^{*2}によるごみ総量の削減と再資源化を啓発・促進していきます。

循環型社会の推進に向け、灰溶融炉によるごみ処理を行うことでごみの資源化を推進し、既存のごみ処理関連施設の適切な維持・管理と老朽化対策・延命化を講じるとともに、広域的なごみ処理一元化施設の建設計画を進めます。

(2) 環境美化と不法投棄防止の推進

地域団体や事業者などとの連携を図り、瀬長島サンセットパーク等環境整備事業などの市民と協働による環境美化活動を継続・充実します。

ごみの不法投棄を防止するため、豊見城市ポイ捨てのない快適なまちづくり条例に基づく指導・勧告、看板設置、地域との連携・協力によるパトロールなどの防止策を強化します。放置自動車の防止についても、指導・勧告を継続実施します。

(3) 適切なし尿処理

公共下水道処理区域や農業集落排水施設整備事業地区においては、整備を推進するとともに、これら施設への接続を促進します。また、接続が困難な区域や施設に対しては、浄化槽の設置についての啓発を行うとともに、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽^{*3}への移行を促進します。

(4) 狂犬病・そ族昆虫・ハブ対策等

豊見城市飼い犬条例に基づき、飼い主の責任と自覚を促すため、飼い方指導や飼い犬の登録を徹底します。狂犬病予防のため予防接種の推進、徘徊犬の保護パトロールの実施などにより、犬による事故の未然防止に努めます。

そ族昆虫の発生を防ぎ、伝染病などの未然防止を図るため、その温床となる空き家や空地の所有者に対する管理の要請・指導、駆除の支援や指導など実施していきます。

ハブ対策については、ハブ捕獲器の設置や広報宣伝活動などを継続して推進します。

漫湖チュラカーギ作戦



国場川水あしび



【用語解説】

※2 3R：リユース・リデュース・リサイクル、再使用・消費削減・再資源化

※3 合併浄化槽：し尿と併せて生活雑排水を処理する設備、単独浄化槽はし尿のみを処理する設備

瀬長島清掃活動



施策と体系

施策の体系

環境衛生対策
の推進

ごみの資源化・
減量化と適切
処理

ごみの分別と削減や再資源化の促進

ごみ処理関連施設の適切な維持・管理

循環型処理施設建設計画の推進

環境美化と不法
投棄防止の推進

市民と協働による環境美化活動の充実

不法投棄防止の啓発と指導の強化

適切なし尿処理

公共下水道及び農業集落排水施設の整備と接続促進

合併浄化槽設置の促進

狂犬病・そ族昆
虫・ハブ対策等

犬による事故の未然防止

そ族昆虫の駆除と未然防止

ハブ対策の継続実施

目標指標

目標指標	実績値	2015年目標値	2020年目標値
市民1人当たり 1日のごみ排出量	773g/日/人 (H21年度)	680g/日/人	679g/日/人
不法投棄相談件数	22件 (H21年度)	15件	10件
単独浄化槽から合併処理 浄化槽への切り替え基数	2基 (H21年度)	5基	5基

第1節 環境共生のまちづくり

施策の方針

「低炭素社会^{※1}」の実現と環境負荷の軽減に貢献していくため、本市においても、「集約型都市構造（コンパクトシティ）」の形成や緑化の推進、公共事業による環境に配慮した工夫など、まちづくりの視点における総合的な取組を推進します。

また、エコカーやエコ住宅の普及など、市民の協力による環境対策にも取り組んでいくとともに、地球環境問題への対応や新技術による産業振興などに向け、新エネルギーや新技術の導入・活用の可能性を検討します。

現状と課題

○環境関連計画に基づく環境対策

平成 21（2009）年 1 月には「豊見城市地球温暖化防止実行計画」を策定し、平成 25（2013）年度までの5カ年で、市の公共施設からの「温室効果ガス^{※2}」の総排出量を6%減らすことを目標としています。

また、本市の登録自動車台数は、平成 20（2008）年度で 20,686 台であり、自動車交通に大きく依存している状況にあります。エコカー^{※3}や省エネで環境にやさしいエコ住宅の普及など、市民の協力による環境負荷の軽減が継続的な課題となります。

○環境に配慮したまちづくりの要請

環境負荷の低減と効果的・効率的なまちづくりの考え方として、「集約型都市構造（コンパクトシティ）」という考え方があります。本市でもこの考え方を基本に、都市構造や土地利用の転換、緑化の推進など、環境に配慮したまちづくりが求められます。

また、本市域における公共事業でも、率先して道路舗装や擁壁などに環境負荷を軽減する取組が求められます。

○新エネルギービジョンの策定

平成 21（2009）年 2 月に、「豊見城市地域新エネルギービジョン」を策定し、「風力発電」「太陽光発電」「太陽熱利用」「バイオマスエネルギー^{※4}」「天然ガスコージェネレーション^{※5}」「クリーンエネルギー自動車（エコカー）」「環境教育・環境学習」といった新エネルギーや新技術の、本市における導入可能性を検討しています。

温室効果ガス排出量の削減目標

基準年度の温室効果ガス排出量	3,002トン 平成 19（2007）年度
期間	平成 21（2009）年度 ～平成 25（2013）年度
削減目標	基準年度から6%削減

資料：豊見城市地球温暖化防止実行計画

市が導入しているエコカー



長嶺中学校ソーラーカー



【用語解説】

※1 低炭素社会：二酸化炭素の排出が少ない社会

※2 温室効果ガス：オゾン、二酸化炭素、メタンなど地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらす気体

※3 エコカー：電気自動車・ハイブリッドカーなど環境に優しい車

※4 バイオマスエネルギー：生物を利用したエネルギー

※5 天然ガスコージェネレーション：天然ガスの燃焼による熱を動力や電力に変換し、その排熱を熱源として利用するシステム

(1) 低炭素社会への取組推進

地球温暖化対策として、二酸化炭素（CO²）をはじめとする「温室効果ガス」の大幅削減が国際公約となる中、本市でも「低炭素社会」に向けた取組によりその貢献に努めていく必要があります。幅広い分野で施策を展開していきます。

エコカー導入については、市が率先導入を検討するとともに、市民や事業者への普及の促進に努めます。また、環境にやさしい住宅や建物の建築のため、エコ住宅普及の必要性や支援制度などの周知に努めるとともに、建物の壁面緑化・屋上緑化といった身近な取組手法の導入を促進します。

(2) 環境負荷を低減するまちづくり

「集約型都市構造（コンパクトシティ）」や土地利用の推進、過度な自動車利用の抑制と公共交通機関や自転車利用・徒歩移動への転換、緑地の保全・創出といった施策を、環境負荷を低減する観点から総合的に推進していきます。

道路舗装の工夫（遮熱舗装・透水性舗装等）や擁壁への植栽などの実施や助成策について、国や県へ協力を求めるとともに、本市での導入の検討に努めます。

(3) 新エネルギーの活用検討

豊見城市域新エネルギービジョンでの検討成果を踏まえ、本市では学校や公共公益施設における太陽光発電パネルの導入を進めるとともに、住宅用太陽光発電パネルの設置に対し助成することで、身近なところからの新エネルギーの活用を努めます。

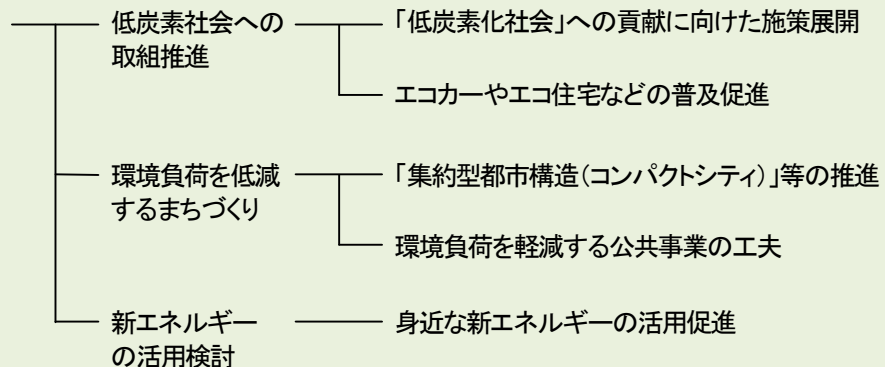


資料：新エネルギーガイドブック2008

持続可能な環境と安心なまちづくり

施策の体系

環境共生のまちづくり



目標指標	実績値	2015年目標値	2020年目標値
新エネルギーの導入	—	新エネルギーを活用した施設改良または整備	

台風・大雨・土砂災害・津波・地震・火災などの自然災害から市民の安全と生活を守るため、災害に強いまちづくり（防災まちづくり）を推進します。公共施設や都市基盤、民間施設などの建築物や構造物の耐震性・耐火性の向上を図るとともに、災害に強い都市構造や土地利用の推進、避難所や避難路の確保、適切な避難誘導など、市全体で「防災まちづくり」に計画的に取り組みます。

また、沖縄県全体の課題である不発弾処理については、市民の安全を守るため、国・県や警察などと連携し、適切な避難と処理を実施します。

○自然災害への対策

[台風]

沖縄県、そして本市は、台風の常襲地帯であり、古くから建物の構造への配慮や石垣などの塀の設置、防風・防潮林の育成などに努めてきたほか、堤防の整備などにより、被害を最小限に抑える取組を実施してきました。

[大雨]

近年、地球温暖化等の影響により、ゲリラ豪雨をはじめ記録的な大雨による土砂崩れ、家屋への浸水、道路等の冠水、河川等の氾濫など甚大な災害へと発展する可能性が高まっています。本市では、大雨により平成 17（2005）年及び 19（2007）年に、我那覇、上田地区でそれぞれ傾斜地が崩落するなど、住民避難を伴う事態も発生しました。近年は、比較的被害は少ないものの、今後とも十分な備えと警戒が必要です。

[土砂災害の危険箇所]

近年は、宅地開発が市内至るところで進み、崖地の近辺にまで住宅が建設されることも多くみうけられ、土砂災害のリスクも高まっています。

本市における土砂災害危険箇所は、平成 22（2010）年 3 月 31 日現在で 30 箇所（土石流危険渓流 1 箇所、地すべり 4 箇所、がけ崩れ急傾斜 25 箇所）あり、そのうち 4 箇所（地すべり 1 箇所、がけ崩れ急傾斜 3 箇所）が指定されています。「土砂災害防止法」における「土砂災害警戒区域」指定も 2 箇所あります。

[その他災害]

その他災害には、津波・高潮・火災・危険物が起因した災害など、様々なものがあります。また、近年では大規模地震が発生する危険性が高いことも指摘されています。

平成 22（2010）年 2 月に発生した 2010 年チリ地震では、本島にも津波警報が発令されており、海岸線と漁港をもつ本市では、津波や高潮への対応も重要な課題となります。

本市では、災害発生時の避難場所などが指定された豊見城市防災マップが作成されています。様々な自然災害に備え、都市基盤や建築物・構造物の整備・改良を図るとともに、災害時に安全で迅速な対応を行うため、災害に強いまちづくりを引き続き推進していくことが求められます。

○不発弾処理の問題

沖縄県は、沖縄戦時に激しい地上戦が展開されたことから、いまだに多くの不発弾が地中に残されているといわれます。本市でもこれまで不発弾が発見されており、豊見城市地域防災計画に定められている体制と手順で適切に処理されています。

不発弾の処理に当たっては、市民が避難を余儀なくされる場合もあり、警察等と連携し、今後も市民の安全確保と適切な処理を行っていくことが重要です。

(1) 災害に強い都市構造の形成

台風や集中豪雨、大地震などの自然災害に強い都市構造の形成に向けて、道路・公園、上下水道等の都市基盤の整備・改善を図ります。危険箇所からの施設や住宅地の分離、建物の適正な壁面後退、過密化の抑制など、計画的な土地利用の誘導を推進します。

また、避難・救援・延焼防止などの機能を持ち避難路や避難場所などとなる公園や生活道路網の整備と改良を推進します。避難場所（安全確保のための一時避難の場所）・避難所（避難生活を行う場所）への誘導については、豊見城市防災マップによるほか、避難経路に避難標識の設置を行ないその充実に取り組みます。

(2) 災害に強い建築物・構造物の整備

学校などの避難所に指定されている公共施設における耐震性と耐火性の向上に努めます。また、一刻を争う津波被害等から避難者らの安全を確保するため、公共施設等の新改築等にあわせて「緊急避難施設」としての機能整備を図るほか、民間ビル等の「避難ビル指定」を推進します。

さらに、橋梁・擁壁・護岸などの構造物についても、強度・耐震性を随時調査し、必要に応じ補強などの措置をとります。

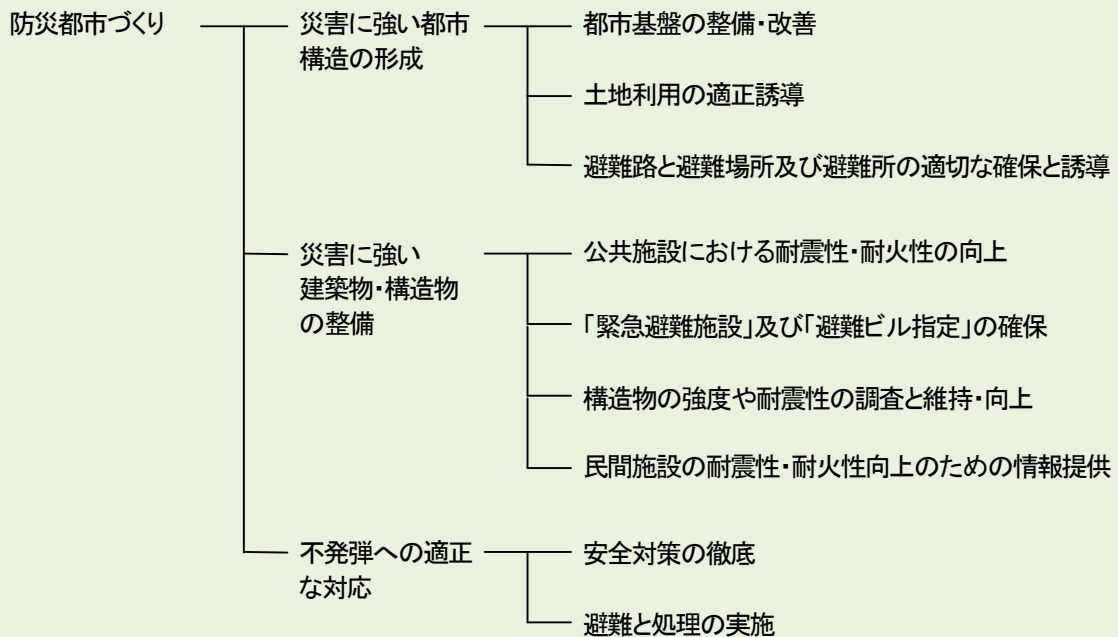
市内の建築物全体の耐震性・耐火性向上のため、関連情報の提供と啓発をに努めるとともに、支援のための補助制度の導入なども検討します。

(3) 不発弾への適正な対応

残存している不発弾による事故を防止するため、県の広域探査発掘事業などの積極的な活用を図るとともに、工事の際の安全対策を徹底します。

不発弾処理が必要な際には、警察や自衛隊などと連携して、的確な避難と処理を行います。

施策の体系



目標指標	実績値	2015年目標値	2020年目標値
避難ビル指定数	—	該当ビルの調査等を踏まえ指定	
避難誘導標識の設置件数	25基 (H17年度)	50基	—

防災体制の整備と国民保護への対応

施策の方針

本市では、市民の安心・安全の確保のため、豊見城市域防災計画に基づく防災体制の整備と充実を図るとともに、豊見城市国民保護計画に基づき体制や対応を整え有事の際の対応に備えます。

市民の安全と財産を守るため、市の体制の充実や関連機関との連携強化を推進するとともに、防災や国民保護に関する市民への情報提供と啓発活動を図り、地域の防災組織の組織化や育成、地域における各種活動などを支援します。

〇地域防災計画に基づく防災体制

本市では、災害対策基本法に基づき、防災と減災及び復旧・復興のための計画である豊見城市域防災計画を策定しています。大規模災害が発生した場合は、豊見城市災害対策本部が設置され、同計画の定めに基づき、応急・復旧対策が行われることになっています。

また、同計画において防災関係機関等は、各々の連携と適切な役割分担により防災対策を講じることとしており、それぞれの役割を担うため、行政をはじめとして市民においても防災体制の充実・強化が求められています。

〇国民保護計画に基づく有事への対応

国は武力侵攻やテロリズムなどの有事に備える基本法制として、平成18（2006）年に国民保護法（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律）を制定しました。

これを受け、本市でも豊見城市国民保護計画を平成19（2007）年に策定し、対象とする事態等の定義付けや体制の整備、国民保護に関する啓発や訓練等の実施、事態等発生時における避難誘導などの対応措置等を示しています。

同計画に基づき、市民や関連機関と協力し、有事の際の体制や対応などの備えをしておくことが必要となります。

現状と課題

豊見城市防災マップ



資料：総務課

(1) 行政の防災体制の充実

市役所内の防災体制の再確認・徹底を図るとともに、必要に応じた体制の強化と見直しを行います。

災害発生の周知・伝達をはじめ、災害発生後の避難誘導や関連情報の把握、減災を進める上での迅速・的確な情報の伝達・収集などのため、防災無線などの通信施設の整備、IT（情報通信技術）などの活用、体制の充実を図ります。

また、大規模災害等の発生を想定し、全市民的な防災訓練などの実施や、災害対策備蓄食糧等の備蓄整備に努めます。防災関係機関との連携強化を図り、日頃から情報交換などを実施します。

(2) 地域防災組織の充実支援

災害や防災関連の情報を収集・整理し、市の広報紙やホームページなどを活用した広報と啓発活動を実施します。

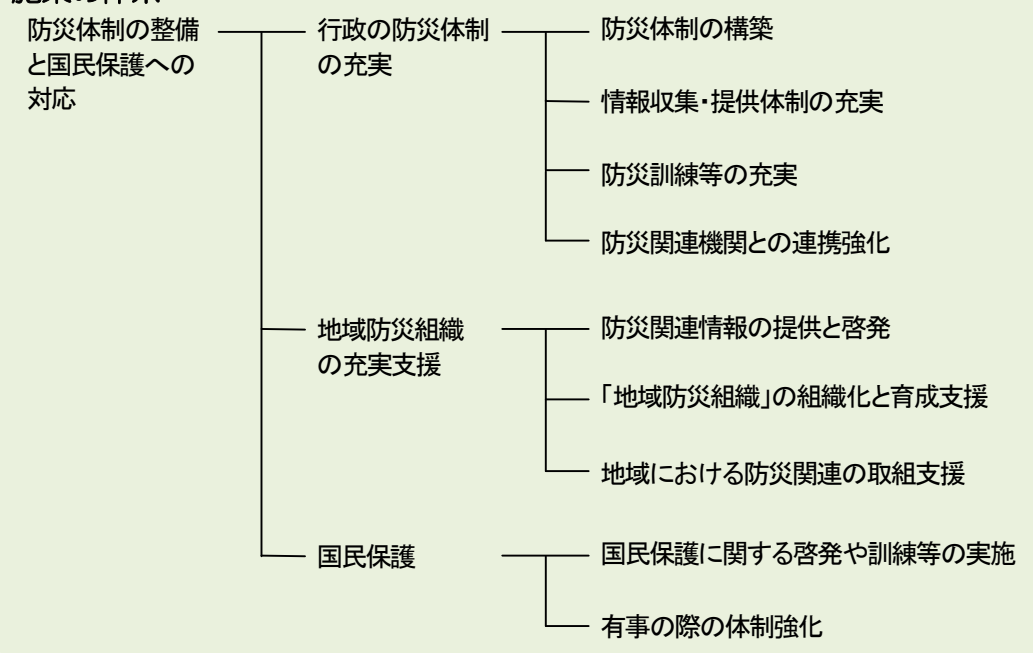
「自主防災組織」や防災ボランティアの組織化と育成強化を支援し、地域と行政の協働による防災体制の強化を図ります。また、地域や事業者における防災訓練の実施支援や、危険箇所チェックのための「まち歩き」、地域の「ハザードマップ^{※1}」の作成支援なども検討します。

(3) 国民保護

有事の際に迅速・的確に対応するため、国民保護に関する正しい認識を深め、市民に対して各種啓発活動や訓練等の実施に努めます。

平素から警察や自衛隊などとの情報交換を実施するとともに、非常事態等の伝達や避難誘導等に効果を発揮するJアラート^{※2}、防災無線等の資機材の導入・運用を目指し、体制の強化・整備を図ります。

施策の体系



目標指標	実績値	2015年目標値	2020年目標値
ハザードマップの作成	市全図の作成	更新	更新

【用語解説】

※1ハザードマップ：危険箇所を示した図面

※2 Jアラート：全国瞬時警報システム、通信衛星と市町村の防災行政無線を利用し、緊急情報を住民へ瞬時に伝達するシステム

防犯体制の強化

地域の安全性を向上させ住みよいまちづくりを推進するため、防犯体制の強化に努めます。

警察や安全なまちづくり推進協議会、小祿・豊見城地区防犯協会、PTA、学校などとの連携による防犯活動を推進するとともに、地域における「自主防犯組織」の育成や活動を促進し、地域社会全体で「防犯まちづくり」に取り組みます。

また、都市計画や、教育、福祉分野などと連携し、犯罪や非行を未然に防止する都市空間の形成や社会づくりを引き続き進めていきます。

○治安に対する意識の高まり

本市における犯罪認知件数（犯罪の発生が確認された件数）は、平成20（2008）年度で482件と、「窃盗犯」が最も多くなっています。犯罪認知件数は減少し検挙率は上がってきていますが、全国的に衝撃的な事件の報道や米軍による事件の頻発などから、市民の治安に対する意識は高くなっています。

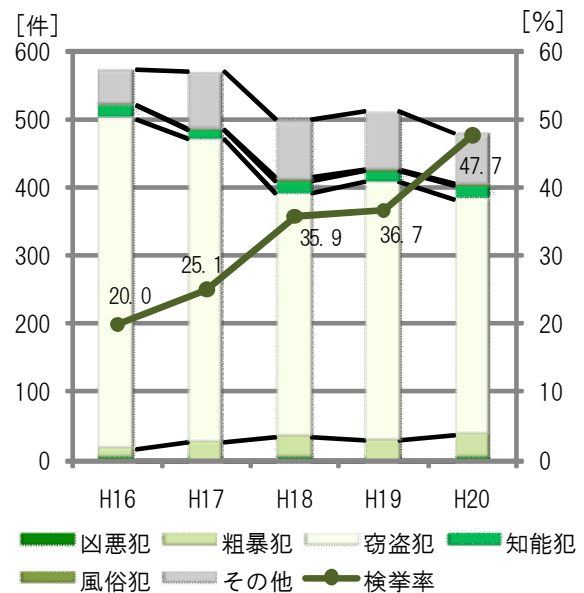
警察や小祿・豊見城地区防犯協会などでは、防犯に向けた様々な啓発活動などが展開されており、地域では自主防犯ボランティア団体が組織されています。

これらの関係機関の連携を強化するとともに、地域による防犯活動を推進し、犯罪のない安全で住みよい地域づくりを継続して進めていくことが求められます。

○安全なまちづくりに向けて

街灯の設置や死角の解消など、まちづくりの観点からも地域の安全性を向上させることができます。都市計画分野と連携した、安全な都市空間の形成を推進していくことが必要です。

犯罪認知件数及び検挙率の推移



※各年とも12月末現在

資料：犯罪白書

(1) 地域の防犯体制づくり

警察や「小祿・豊見城地区防犯協会」、教育機関など関係機関との連携・協力により防犯活動を展開します。また、地域づくりや教育、福祉施策などを総合的に推進し、犯罪の発生や青少年の非行を未然に防止する社会づくりに努めます。

地域住民による夜間巡回パトロールや防犯パトロール、声かけ運動など、地域社会全体の取組で防犯のまちづくりを推進します。また、「地域防犯組織」の組織化・育成とその活動を支援します。

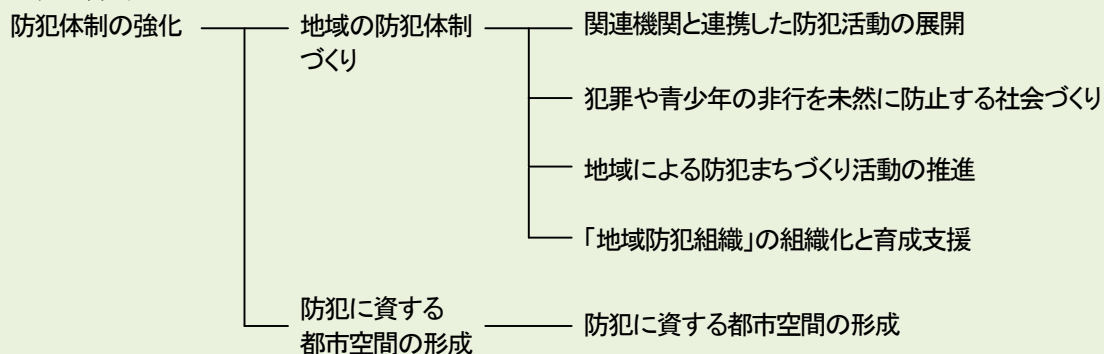
(2) 防犯に資する都市空間の形成

都市計画や都市づくりの施策と連携して、犯罪防止及び事故防止のため防犯灯の設置や、死角の解消、塀の生垣化など、防犯に資する都市空間の形成を推進します。

自主防犯ボランティア団体一覧

豊見城自治会	真玉橋団地自治会	社会福祉法人おもと会 とよみの社	豊見城団地青年会
我那覇自治会	豊見城ニュータウン自治会	豊見城団地ボランティアサークル	豊見城市青年会
翁長自治会	エコシティとはしな自治会	瀬長青年会パトロール隊	あやめの会
平良自治会	瀬長自治会	医療法人友愛会 豊見城中央病院	長嶺中学校PTA
高安自治会	嘉数ヶ丘自治会	豊見城地区万引き防止パトロール隊	伊良波中学校PTA
金良自治会	渡橋名団地自治会	豊見城市商工会青年部	豊見城中学校PTA
長堂自治会	渡橋名自治会	FMとよみハッパ隊	上田小学校PTA
嘉数自治会	沖縄ヤクルト(株)豊見城センター (ヤクルト配達員防犯パトロール)	沖縄県立豊見城高等学校	とよみ小学校PTA
真玉橋自治会	琉球新報豊見城販売店会 (琉球新報配達員防犯パトロール)	豊見城タイムスミーマール パトロール隊	豊見城小学校PTA
根差部自治会	豊見城郵便局 日本郵便豊見城支店 (郵便配達員防犯パトロール)	沖縄県立豊見城南高等学校	長嶺小学校PTA
豊見城団地自治会	豊見城市シルバー人材センター	TOMITONミーマール パトロール隊	伊良波小学校PTA
平和台地域防犯 パトロール隊	桜山荘	豊見城中学校親父の会	座安小学校PTA
桜ヶ丘ハイツ自治会	那覇鋼材(株)	伊良波中学校おやじの会	

施策の体系



目標指標	実績値	2015年目標値	2020年目標値
地域防犯組織数	52	55	60

交通安全対策の推進

施策の方針

交通事故の防止に向け、総合的な交通安全対策を推進します。国や県、警察などの関係機関と連携し、信号機や道路標識の設置など、道路環境の整備・改善を推進します。また、警察や地域の交通安全活動組織、教育機関などと連携した交通安全運動や交通安全教育を推進し、市民の交通安全に対する意識啓発を図ります。

○交通事故の増加

本市における交通事故の発生件数は、平成 21 (2009) 年度で 290 件、死傷者数は 364 人となっています。人口増加やモータリゼーションの進展に伴い、発生件数・死傷者数ともに増加傾向にあります。

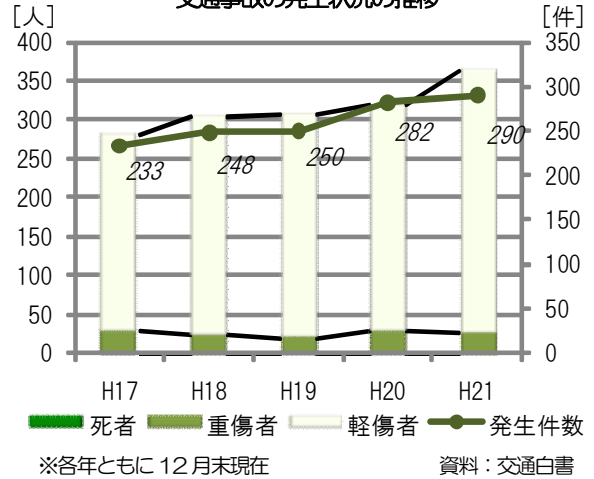
まちづくりにおいては、交通事故を未然に防ぐための道路交通環境の改善が求められます。

○交通安全に対する意識啓発

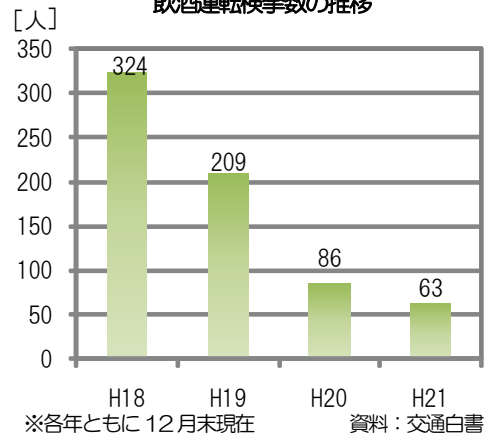
近年、本市における飲酒運転検挙数は減少しているものの、沖縄県は交通死亡事故に占める飲酒運転の割合が全国ワーストであり、飲酒運転根絶に向け平成 21 (2009) 年 10 月には沖縄県飲酒運転根絶条例が施行されました。

交通事故防止に向けては、ハード整備などのまちづくりに加え、交通安全運動や教育などのソフト施策を関係機関と連携して推進するとともに、市民の意識啓発を推進することが重要です。

交通事故の発生状況の推移

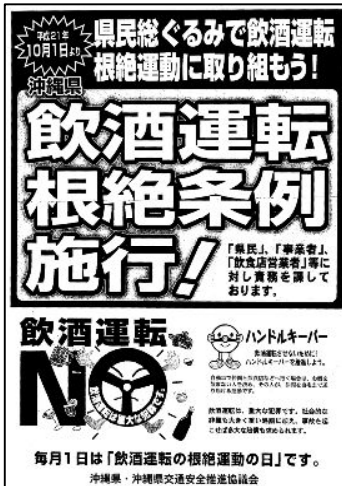


飲酒運転検挙数の推移



現状と課題

飲酒運転根絶条例のポスター



豊見城市交通安全推進協議会



(1) 交通安全施設の整備

国道や県道などの幹線道路においては、横断歩道や信号機、ガードレールの設置や植栽伐採などを要請し、飛び出し事故や車の乗り上げ事故などの防止を図ります。

市道などの生活道路では、十分な幅員の確保や歩行者優先の標識の設置などを推進します。特に学校や福祉施設へ向かう道路については、必要に応じて「スクールゾーン」や「シルバーゾーン」の表示を進めるとともに、安心して歩行者が通行できる歩行空間の整備などを検討します。

また、交通事故の多発する交差点や見通しの悪い箇所、信号機や交通標識が見えづらい箇所などの交通上危険な箇所を把握するとともに、関係機関と連携してその改善に努めます。

(2) 交通安全活動の充実

警察や地域の活動団体と連携した交通安全運動や、学校における交通安全教育の実施などを通し、交通ルールの遵守や交通マナーの向上について、その重要性を周知・啓発します。また、交通安全に資する交通環境の向上を図るという視点から、「ノーマイカーデー」の導入や公共交通の利便性向上などの公共交通の推進施策との連携に努めます。

豊見城市交通安全推進協議会と、その構成団体である豊見城地区交通安全協会、交通安全母の会などが行う様々な交通安全活動を支援します。

スクールゾーン

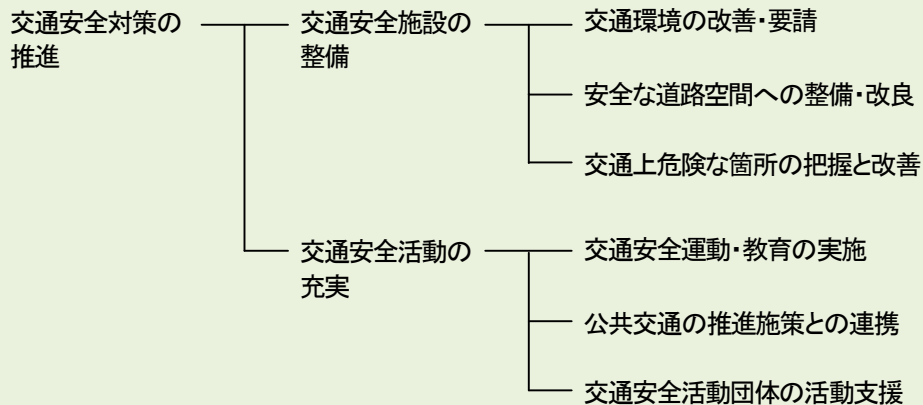


交通安全教室



持続可能な環境と
安心のまちづくり

施策の体系



消防と救命救急体制の充実

施策の方針

消防力の向上のため、消防の広域化に向けての取組を継続するとともに、施設や資機材の適切な維持管理、更新、人材育成・人員の適正化、火災予防の取組、市民への情報提供や訓練の実施、地域防災組織の育成強化など、「防災まちづくり」を総合的に推進します。

救命救急体制についても、関連機関との連携を強化し、施設や資機材の適切な維持管理、更新、人材育成・人員の適正化、市民への情報提供や知識・技術の普及などを図ります。また、感染症対策については、国の方針を的確に把握し、迅速かつ正確な情報提供と予防接種の実施などの適切な対策を講じる体制づくりを図ります。

○消防力の向上と広域化の取組

火災は、年間 10 件程度発生しており、火災予防と迅速・適切な消火活動、避難体制の確立は重要です。

消防体制は、市民サービスの向上を図るため、消防の広域化や消防救急無線のデジタル化等について検討が進められています。一方、人材の育成や「はしご車」の導入などを行っており、今後も消防力の向上に向け、適切な人材の確保と施設や資機材の維持管理、更新が求められます。

また、水道事業とあわせ消火栓などの消防水利の整備・充実を進めています。

災害に強いまちづくりの施策と連携し、住宅への火災警報機や消火器の設置など、家庭における身近な火災予防の取組も重要となります。

○救急出動の状況

救急出動の件数は、平成 22 年（2010 年）で 2,193 件と、近年は増加傾向にあり、救急体制の整備とともに、不要不急な出動要請の自粛の呼びかけなどが課題となっています。

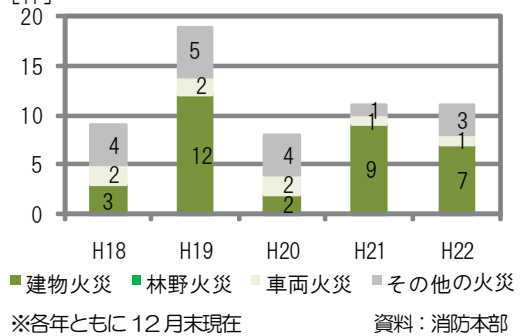
また、水難事故については、水上バイクの導入や潜水士の育成を進めています。

○新型インフルエンザなどへの対応

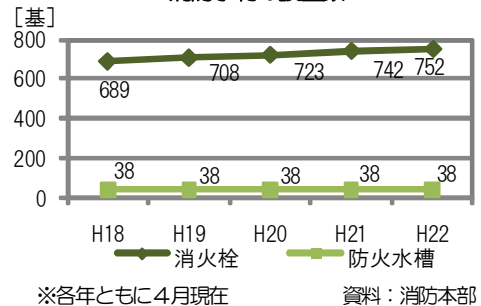
平成 21（2009）年に、強い感染力をもった「新型インフルエンザ」が世界的に流行しました。沖縄県では流行が早く、インフルエンザ警報が発令されるなど大きな問題になりました。抗生物質（タミフル・リレンザ）が効果をもたないタイプのインフルエンザが発生した場合は、「爆発的な流行（パンデミック）」が危惧されています。

本市でも、豊見城市域防災計画において、感染症のまん延のおそれが生じた際の防疫計画を策定しています。国や県、医療機関などの関係機関と連携して、関連情報の収集・提供などの迅速・適切な対応をとる体制づくりが求められます。

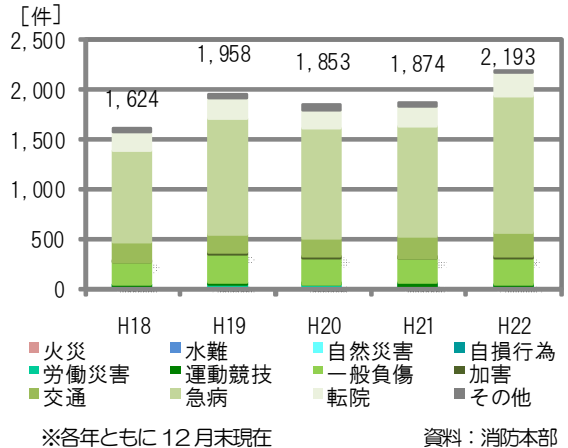
火災件数の推移



消防水利の設置数



救急出動件数の推移



現状と課題

(1) 消防力の向上と火災予防の推進

消防力向上のため、消防の広域化に向けての取組を進めるとともに、消防救急無線のデジタル化や「消防指令センター」の整備など、施設や資機材の適正な維持管理と更新、人材育成と人員の適正化を図ります。

「防火対象建築物」に対する予防査察と防火指導を実施するとともに、住宅における火災警報器の設置を促進します。消火栓等の消防水利は継続して水道事業とあわせた維持・充実を図ります。

火災や火災予防の情報提供の充実と啓発を図るとともに、地域や学校、企業における消防訓練・避難訓練の実施を支援します。また、消防団や地域の自主防災組織の組織強化と活動の支援を行います。

(2) 救命救急体制の強化

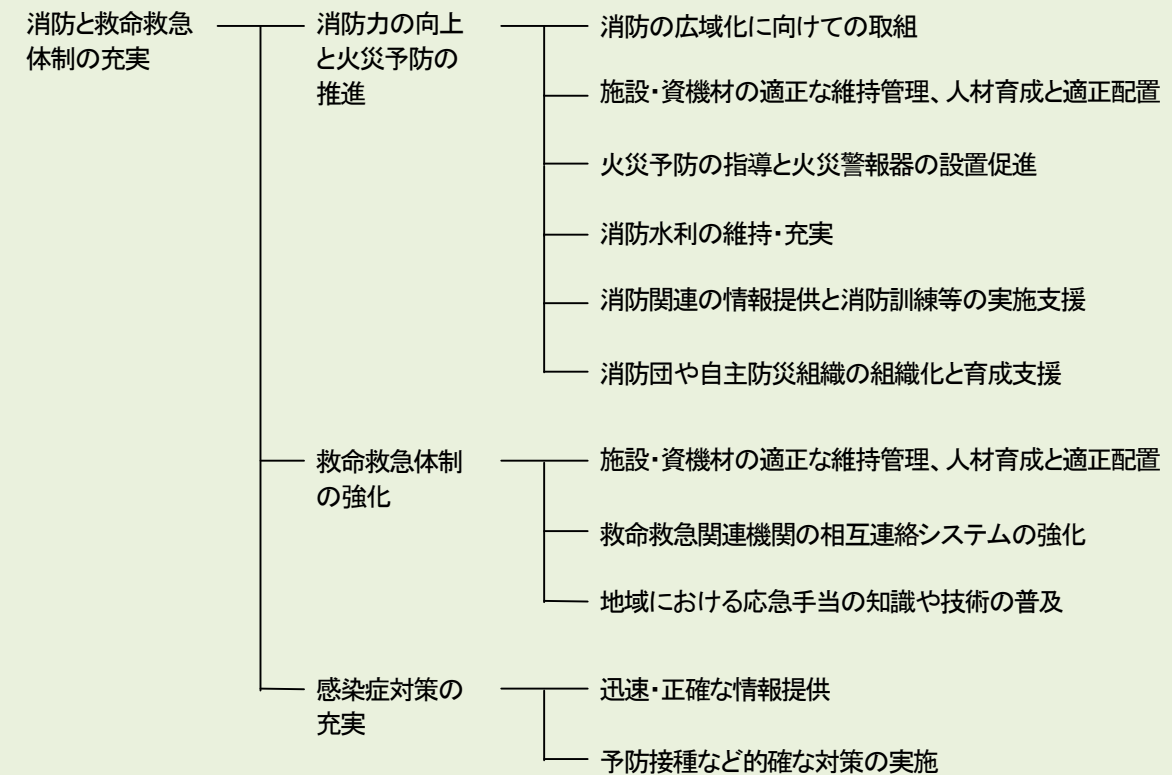
救命率向上のため、高規格救急車（救急救命士の活動が可能な構造をもつ救急車）などの施設や資機材の適正な維持管理と更新に努めるとともに、救急隊員や救急救命士の技術向上のための教育訓練の充実、人員の適正配置を推進し、救命救急体制の強化に取り組みます。

消防署・救急車・ドクターヘリ・医療機関などの相互連絡システムの強化により、早期搬送と受け入れ拒否の軽減を図ります。また、地域や学校、企業における応急手当の知識や技術の普及を図ります。

(3) 感染症対策の充実

新型インフルエンザをはじめとする感染症の流行情報の早期入手と、迅速・正確な情報の提供に努めます。また、国の方針なども踏まえた予防接種などの的確な対策を実施します。

施策の体系



目標指標	実績値	2015年目標値	2020年目標値
消防・救急の現場到着までの平均時間	5.85分	5.75分	5.65分

第5部 地域特性を活かした産業創造のまちづくり
～産業分野～



本市は都市近郊地域として、野菜や花き、近年は熱帯果樹などを中心とした農業を振興してきました。

今後も、農業生産の場である優良農地の保全や耕作放棄地の活用を図っていきます。また、魅力ある農業経営のため農業経営の向上と安定化、多様な農業担い手の育成・確保、安心・安全なとみぐすくブランドづくり、生産・流通・販売体制の強化などを推進します。

農村地域の活性化や生活環境の改善に向けては、都市と農村の交流、農村景観の保全と創出などによる農の多面的利用、生活基盤や施設の整備・改善などに努めます。

○耕作放棄地の解消

本市の農用地等の多くは「農業振興地域※1（1,329ha）」に位置しており、その中でも特に農用地等としての保全・利用の必要性の高い区域を「農用地区域※2（301ha）」に指定しています。また、平成21（2010）年における耕作面積は362haで、宅地化の進行に伴う「農地転用※3」や担い手不足などによる「耕作放棄地※4」化により減少していましたが、近年下げ止まりとなっています。農家数については、専業農家・兼業農家ともに大きく減少してきています。

農業振興に向けては、優良農地を保全・確保していくとともに、意欲のある担い手への農地の集約化や経営安定化を図っていく必要があります。

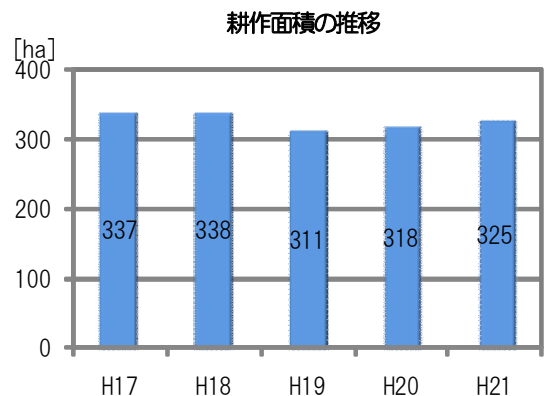
○特色ある農業生産

農業生産額は平成18（2006）年で24億6千万円と、近年は横ばい傾向にあります。農家数は減少しているため、経営規模が大きい農家が増加しているものと思われます。

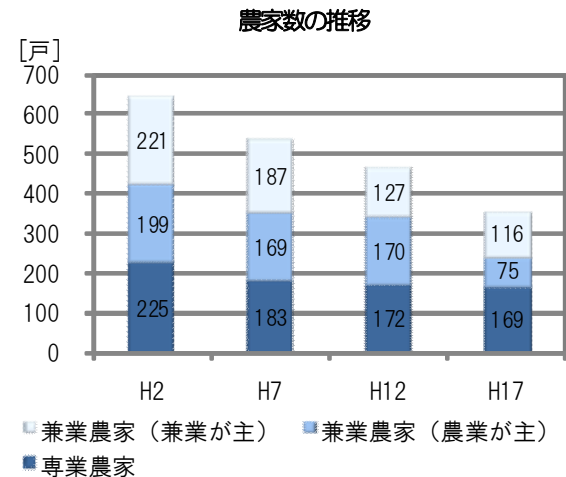
品目別にみると野菜を中心に、果実・乳用牛の占める割合も比較的高くなっています。

平成8（1996）年5月にトマトが「指定産地」の指定を受け、平成12（2000）年6月にはマンゴーとパパイヤが県内で初めて「拠点産地」の認定を受けました。本市の特産品であるマンゴーについては、豊見城市『マンゴーの里』宣言を行うとともに、平成21（2009）年には「沖縄県農林漁業賞」を受賞しています。

これらの魅力ある農作物などを活かして特色ある農業振興を図っていくことが求められます。



資料：沖縄農林水産統計年報



資料：農業センサス

【用語解説】

※1 農業振興地域：農業振興地域の整備に関する法律に基づき自然的・経済的・社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域

※2 農用地区域：農業振興地域の中で、おおむね10年先を見越して農用地等として保全していくべき土地

※3 農地転用：農地を農地以外の目的に転用すること、転用する場合は許可が必要

※4 耕作放棄地：農作物が1年以上作付けされず、数年の内に作付けする予定がない農地

○農村交流ニーズの高まり

近年、市民農園や農業体験など、都市と農村の交流に対するニーズが高まっています。一方、農村地域においては少子高齢化の進行や地域コミュニティの衰退などが課題となっています。

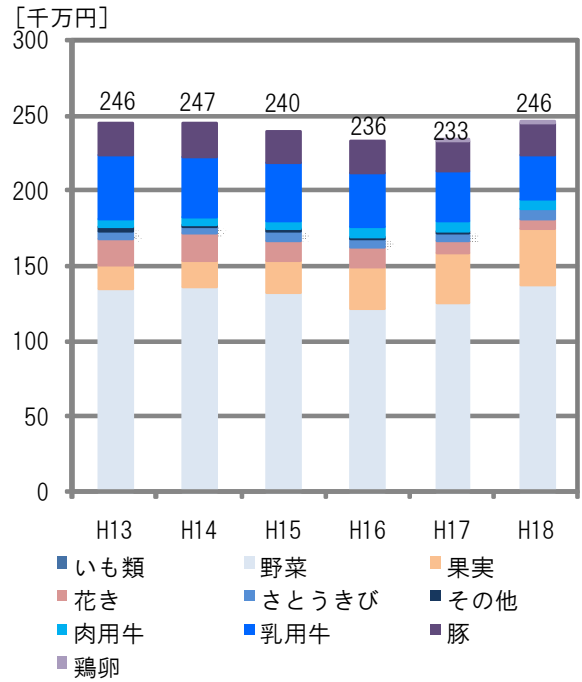
これらの状況を踏まえ、農村における交流促進や、交流による地域コミュニティの活性化が求められています。

○農村環境の維持・向上

本市の農村地域では昔ながらの農村集落が形成され・継承されてきました。

今後も、地域の生活環境の向上を図るため、集落道や農村公園、農業集落排水施設整備などの生活環境整備に継続して取り組んでいくことが求められます。

農業生産額の推移



資料：沖縄農林水産統計年報

マンゴー (拠点産地)



マンゴーコンテスト



マンゴーフェア



トマト (指定産地)



(1) 優良農地の保全と農業経営の安定化支援

多くの優良農地は「農用地区域」として指定されており、豊見城農業振興地域整備計画に基づき保全と農業振興に努めていくとともに、必要に応じて見直しを図ります。ただし、「農地転用」の必要性が高く法令の定める要件を満たす場合や、計画的な都市的土地利用への転換の際には、関係機関との調整などの上、転用を検討します。

「農用地区域」などでは環境保全の視点も踏まえつつ、土地改良や農道・農業用排水路整備といった農業生産基盤の整備を図るとともに、農地の集約化などによる「耕作放棄地」の有効活用や農地の流動化を促進し、優良農地の保全と農業経営の安定化を図ります。

また、国で検討される「所得保障制度」の動向も踏まえつつ、JAおきなわなどの関係機関と連携して、経営の安定化に向けた支援に努めるとともに、担い手となる農業後継者や女性・高齢農業者、各種生産組合や農業法人など、農業に携わる人材の育成・確保や組織化を支援します。

市場の力を借りた農業振興を図るために、株式会社の参入を含めた農業経営主体の多様化に向けた取組に努めます。

(2) 特産品を活かした農業振興

マンゴーやパパイヤなどの熱帯果樹、トマトを始めとする近郊野菜などについて、生産と流通の拡大を支援し、地域ブランド化を推進することでとみぐすくブランドとしてさらに市内外に定着するように積極的にPRします。

栽培技術のマニュアル整備、共同での選果や出荷、生産地から市場までの一貫した低温輸送による品質保持など、農家とJAおきなわなどの連携による各種の取組を強化します。

「トレーサビリティ^{*1}」の確立や減農薬栽培を行う「エコファーマー^{*2}」の認定制度の活用などにより、安心・安全のとみぐすくブランドのイメージ定着を図るとともに、外国産や他産地と差別化を図ります。

道の駅豊崎に隣接するJAおきなわの物販施設などでの産地直送販売を支援します。市外への移出や輸出とともに、「地産地消^{*3}」を重視し、「農商工連携^{*4}」や学校給食による「食育^{*5}」などに活用します。

(3) 農の多面的活用

「農」を通じた市内外の都市住民との交流を促進します。市民農園や農業体験などの導入も検討します。本市においては、市外からの新たな住民が増加するなか、農村住民との相互交流の機会の提供などにより、農業に対する理解を深めるとともに農村の活性化を図ります。

(4) 魅力ある農村環境の形成

本市の歴史の中で培われた豊かな農村集落の景観は、本市の大きな魅力の一つです。古くからの地域コミュニティの維持・活性化を図りその景観を維持するとともに、集落道や農業集落排水施設など必要な生活基盤の整備や施設整備などに努め、快適な環境づくりを進めます。

また、農業集落排水施設については、効果的な運用を図るため、接続率の向上に努めます。

【用語解説】

※1 トレーサビリティ：産地の特定を全工程で可能とすること

※2 エコファーマー：「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、「土づくり」と「化学肥料・農薬の使用の低減」を一体的に行う計画を策定し認定を受けた農業者

※3 地産地消：地域で採れた食物を地域で消費すること

※4 農商工連携：地域の特色ある農林水産物、美しい景観など、長い歴史の中で培ってきた貴重な資源を有効に活用するため、農林漁業者と商工業者がお互いの「技術」や「ノウハウ」を持ち寄って、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大などに取り組むこと

※5 食育：様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること

ビニールハウス



饒波のぼ場



施策の体系

農業の振興

優良農地の保全
と農業経営の
安定化支援

優良農地の保全と農業振興

「耕作放棄地」の活用支援

農業経営の安定化支援

担い手や生産組織の育成と多様な農業経営の導入検討

特産品を活かした
農業振興

とみぐすくブランドの育成・PR

生産・集出荷・流通技術の向上

産地直送・販売体制の充実

「地産地消」「食育」の推進

農の多面的活用

都市と農村の交流促進

魅力ある農村
環境の形成

地域コミュニティの維持・活性化

農村集落の景観づくり

生活基盤や施設の充実

目標指標	実績値	2015年目標値	2020年目標値
耕作放棄地の解消	24.9ha (H21年度)	20.0ha	17.4ha

水産業の振興

「与根漁港」や「瀬長船溜場」を中心に水産業に関わる生産基盤の整備・充実を図るとともに、水産業従業者や組織・団体の育成を支援します。

また、漁獲量・時期の調整や需要の把握、栽培漁業・養殖漁業・観光漁業の展開などにより、将来にわたって「持続可能な漁業」を推進するとともに、直販体制やPRの強化、とみぐすくブランド化などを推進し、水産業経営の向上・安定化を支援します。

○水産業基盤の充実と担い手確保

本市の年間漁獲量は、平成20（2008）年では、99.7tとなっています。漁獲高・生産額ともにまぐろ類やソデイカがその多くを占めています。

「与根漁港」は、これまで漁港整備計画により逐次関連施設の拡充が進められ、おおむね整備を完了しています。また、漁業生産の場である漁場整備については、沖合におけるパヤオ（浮漁礁）設置などを継続的に実施してきました。

今後は、都市化や土地開発に伴う河川や海域等の水質汚濁やサメ被害への対応など漁業環境の改善が課題となっています。

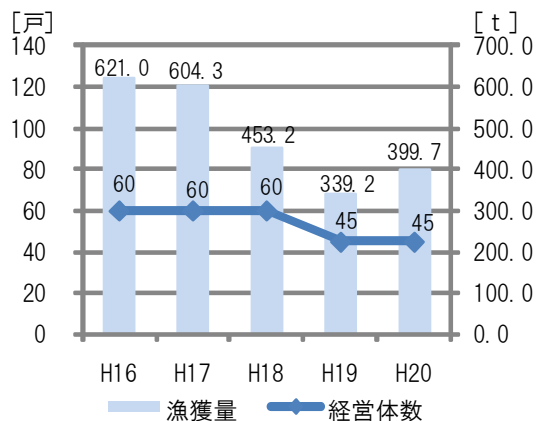
また、糸満漁業協同組合与根支部及び瀬長支部に所属する経営体数は、平成20（2008）年で45戸となっており、水産業従業者の高齢化や後継者不足が課題となっています。

○水産資源の保全と有効活用

「与根漁港」は、本市の水産業の拠点であり、近年は遊漁船業も盛んになっています。

将来にわたって安定的な水産業を振興していくためにも、栽培漁業や養殖漁業などにより適切な水産資源の保全を図るとともに、遊漁船と連携した観光漁業の振興や直販体制の充実や特産品の開発なども課題となっています。

漁業経営体数・漁獲量の推移



資料：漁港港勢調査

パヤオ直売店



与根漁港



(1) 水産業環境の充実

「与根漁港」や「瀬長船溜場」の有効活用に努め、漁業振興の基盤づくりに努めるとともに、オニヒトデやサメ駆除、水質維持改善、海浜清掃等を実施し、漁場環境の改善に取り組みます。

また、水産業従業者や漁業関連の組織・団体の育成と活性化を支援します。

(2) 多面的な水産資源活用

海域利用や水産資源保全のための方策を検討し、禁漁期間・区域、漁業権や観光利用との区分などのルール遵守した「持続可能な漁業」を推進します。本市の主要水揚げ品である「まぐろ」「ソデイカ」をはじめとする需給状況を注視し、必要に応じて対策を協議します。

与根地区や瀬長地区、糸満漁業協同組合、JA とみぐすくなどの関係機関と連携して、栽培漁業・養殖漁業・観光漁業など、多面的な水産業の振興を促進します。また、道の駅豊崎に隣接する JA おきなわの物販施設と連携して水産物の直販に取り組むとともに、とみぐすくブランド化に向けて水産加工品の開発や PR に努めます。

サメの駆除



施策の体系

水産業の振興

水産業環境の充実

「与根漁港」「瀬長船溜場」の有効活用

漁場環境の改善

水産業従業者の育成と漁業関連組織・団体の活性化

多面的な水産資源活用

「持続可能な漁業」の推進

多面的な漁業の振興

直販体制の充実ととみぐすくブランドの育成・PR

目標指標	実績値	2015年目標値	2020年目標値
漁業従業者数（経営体数）	45（H20年度）	47	50

経済のグローバル化※1とともに、全国的な商業経営の低迷がみられるなか、豊崎タウンとして新たな商業拠点が形成されるなど、本市の商業規模は伸びてきています。既成市街地や豊崎タウン、幹線道路沿いなど、地域特性に応じた計画的でバランスのとれた商業立地を誘導していきます。

「豊見城市商工会」を中心として各店舗や商店街などの活性化を支援するとともに、事業者自らの経営向上を支援します。さらに、農商工連携等による新たな商品の開発や米軍基地や東アジアを中心とする海外をターゲットとした新たな販路の開拓などに取り組みます。

○新たな商業地形成の動き

本市には、幹線道路沿いを中心に小規模な店舗や飲食店が分布するほか、沿道型の商業施設やコンビニエンスストアなどの立地がみられます。また、近年では、豊崎タウンの「アウトレットモールあしびなー」、幹線道路沿いのショッピングセンターやスーパーマーケットなど大規模商業施設の立地が進行しています。

本市の人口増加や豊崎タウンの商業地形成などにより、商業の事業所数・従業者数・年間販売額ともに伸びてきています。

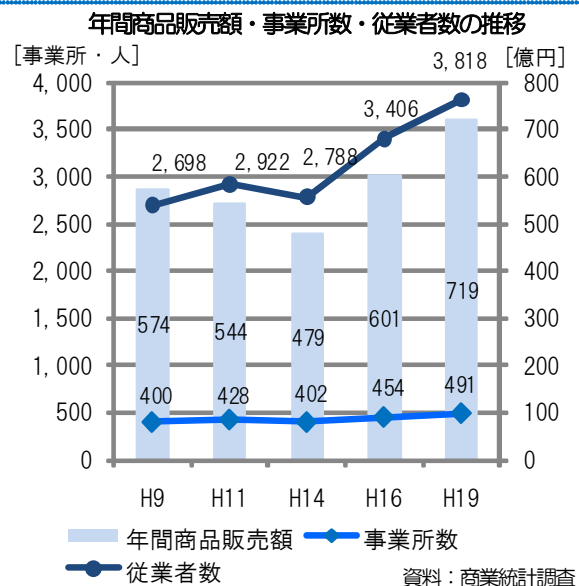
豊崎タウンとともに、既成市街地や幹線道路沿いにおける計画的でバランスのとれた商業施設の立地を図ることが求められます。

○各商業施設における活性化

本市では「豊見城市商工会」を中心に、商工業者の経営支援や地域の活性化を図るため、様々な活動を実施しています。

しかし、既成市街地などにある既存の商業施設は小規模であり、近年の経済の低迷を受けて厳しい経営状況にあります。そのため「中心市街地」の形成によるにぎわいのまちづくりや大規模商業施設との共存共栄による各店舗や商業の活性化を図る必要があります。

また、各事業者の新たな事業展開に対する支援の充実とともに、既存の販路に加え、新たなマーケットの構築、環境づくりが求められます。



アウトレットモールあしびなー



TOMITON



【用語解説】

※1グローバル化：社会的あるいは経済的な連関が、国家や地域などの境界を越えて、地球規模に拡大すること

(1) 計画的な商業地配置

豊崎タウンにおいては商業施設の立地が進行しており、にぎわいと魅力の向上と、新市街地としての新しい商業文化の創造に努めます。

また、「中心市街地」に不足する商業機能を強化するため、既成市街地での新たな商業立地も検討します。住宅地や集落地の中心地、幹線道路沿いなどに、計画的に商業施設を立地するための規制・誘導を図り、市全体にバランスのとれた商業地配置の実現を目指します。

(2) 特色ある商店街の育成支援

地域単位で互いに結びつきを強め、各々が個性をもった商店街として発展していけるように、「豊見城市商工会」などの関係機関と連携し、商店街（「通り会」）などの育成や取組を支援していきます。

また、「中心市街地」の形成とあわせた、新たなにぎわい拠点の形成を検討します。

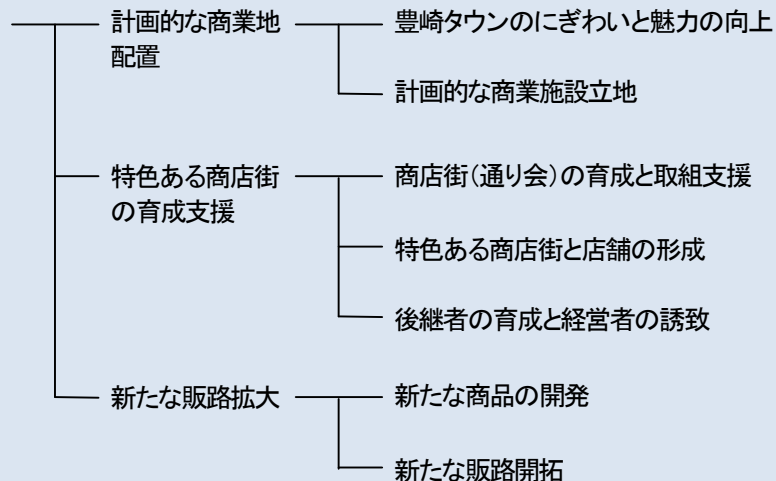
さらに、特産品の販売店や工房といったユニークな店舗の展開や誘致など観光産業との連携も視野に入れ、伝統行事・祭り・各種イベントの開催やインターネットを活用した情報発信などの充実を促進し特色ある商店街の形成に努めます。また、商業の担い手として、後継者育成のほか、意欲のある経営者の誘致等にも取り組みます。

(3) 新たな販路拡大

商業の発展のためには、「農商工連携^{※2}」等による新たな商品の開発を進めていくと同時に、これまでの地域に限られた販路だけではなく、新たな販路の拡大が求められることから、今後、民間企業と連携を図りながら、米軍基地や東アジアを中心とする海外など、外国人をターゲットとした新たな販路の開拓や事業サポートに向けて取り組みます。

施策の体系

商業の振興



目標指標	実績値	2015年目標値	2020年目標値
年間商品販売額	719億円 (H19年)	790億円	860億円

【用語解説】

※2農商工連携：地域の特色ある農林水産物、美しい景観など、長い歴史の中で培ってきた貴重な資源を有効に活用するため、農林漁業者と商工業者がお互いの「技術」や「ノウハウ」を持ち寄って、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大などに取り組むこと

本市の製造業は、比較的規模が小さく、市内に分散立地している傾向にあります。相談・融資・経営者育成支援や、「農商工連携※1」による加工業の振興、観光業との連携促進、工場の集約化など、経営環境の改善と安定化に向けた支援に努めていきます。

また、豊崎地区では工業施設が立地・集積しつつあり、地域特性を活かした生産性の高い工業地の形成を図っていきます。

今後、「企業立地促進法」などの制度を活用して、臨空・臨港型産業の新たな物流関連産業の集積・拠点形成に努めます。

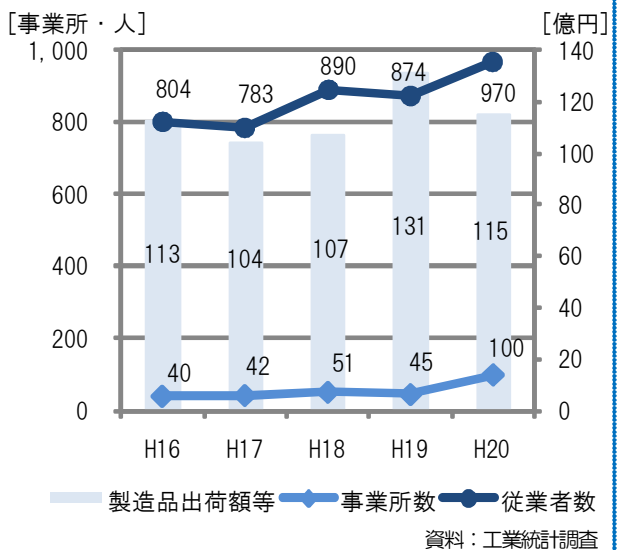
○既存の製造業の状況

本市の製造業は、事業所数が50前後、従業員数は900人弱で推移しており、製造品出荷額等は、平成19（2007）年度に約131億円に達しましたが、近年の経済の低迷により、経営環境に影響を受けています。

本市で古くから営まれている製造業としては、酒造所や製糖、食品加工などがあり、近年では観光と連携した取組も行われています。

本市の既存の製造業は、比較的規模の小さいものが多く、市内に分散立地している傾向がみられますが、各工場経営の改善と安定化を図ることが求められます。

製造品出荷額等・事業所数・従業員数の推移



○豊崎開発による新たな工業地形成

豊崎地区においては「都市開発関連用地（製造・物流用地）」が確保され、製造・物流などの施設の立地が進行しており、豊崎地区を中心とした生産性の高い工業地の形成が期待されます。

○物流関連企業の誘致・集積

物流産業については、県の新・リーディング産業に位置付けられており、民間航空会社によるアジアを対象とした物流のハブ化事業が本格的に稼働しています。また、豊崎地区や国道331号周辺への物流業者の展開が進んでいることから、臨空や臨港立地優位性という本市の強みを生かした物流産業の集積への取組が求められています。

忠孝蔵（忠孝酒造）



【用語解説】

※1 農商工連携：地域の特色ある農林水産物、美しい景観など、長い歴史の中で培ってきた貴重な資源を有効に活用するため、農林漁業者と商工業者がお互いの「技術」や「ノウハウ」を持ち寄って、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大などに取り組むこと

(1) 工場経営の安定化

内陸部に分散立地する既存の工場については、経営環境の改善のため、豊見城市商工会などと連携して相談体制の充実や施設設備の近代化のための融資、後継者や経営者の育成などの支援を実施します。

また、「農商工連携」による本市の特産品の生産農家や販売者と連携した加工業の振興、本市独自の製造業の活用や体験型観光などの新たな取組による観光業との連携を促進し、工場経営の安定化を図ります。

(2) 豊崎地区の工業地形成

豊崎地区では、製造・物流などの工業施設の立地が進行し、新たな工業地が形成されつつあります。住宅地や商業施設も隣接しており、住宅地などに配慮した施設整備や「地区計画^{※2}」の遵守などを引き続き要請・指導するとともに、企業群の組織化など各種の経営支援を行うことで、生産性の高い工業地の形成に努めます。

(3) 物流関連企業の誘致・集積

国や県「沖縄新・リーディング産業」育成に係る施策や企業立地促進法による企業立地促進制度などを活用して、臨空・臨港型産業の新たな物流関連産業の集積・拠点づくりに努めます。

瀬長島物産センター



泡盛（忠孝酒造）



施策の体系

製造・物流業の
振興

工場経営の
安定化

相談体制や融資の充実と経営者育成

新たな工業地形成と集約化の検討

製造業と観光業の連携

豊崎地区の
工業地形成

生産性の高い工業地の形成と企業立地

新たな事業者・組織の経営支援

物流関連企業の
誘致・集積

物流関連産業の拠点づくり

目標指標	実績値	2015年目標値	2020年目標値
製造品出荷額	115億円（H20年度）	140億円	150億円
豊崎地区への工場立地数	9件	11件	13件

【用語解説】

※2地区計画：地区単位の開発や建築のルール

本市の自然環境や歴史・文化資源などの既存の観光資源の保全・活用とともに、新たな観光資源の育成・創出や、体験型プログラムや「健康・ウェルネス」、イベントなどの多彩な観光メニューの提供により観光振興を図ります。また、豊崎地区をはじめとする西海岸一帯においては、「観光振興地域」として観光拠点の形成と観光機能の充実を推進します。

情報発信や誘客のためのPR、県外や海外からの誘客に向けた取組などを推進するとともに、観光振興を担う人材や組織を育成し、市民・事業者・行政が連携した観光振興の推進体制の確立を図ります。

○観光資源の活用充実

本市には、瀬長島や漫湖周辺などの豊かな自然、更に漫湖水鳥・湿地センターや空の駅瀬長島物産センターなど自然環境を活かした施設や商業施設など、多彩な観光資源を有しています。こうした豊富な観光資源を活用し、観光振興と誘客を図ることが求められます。

○豊崎地区を中心とした観光拠点の形成

豊崎地区では、アウトレットモールや「道の駅豊崎」などの商業施設をはじめ、「豊崎美らSUNビーチ」などの海浜公園の整備が進むとともに、1日に約2,000台を発車・返車することができる県内でも最大の「レンタカーステーション」が立地しています。

路線バスの延伸や民間事業者による「無料シャトルバス」の運行、将来は那覇空港まで接続される那覇空港自動車道（豊見城東道路）豊見城・名嘉地インターチェンジの開通など、観光振興をめぐる状況は明るく、豊崎地区を含む「観光振興地域」に指定された西海岸一帯では、さらなる発展に向けた観光拠点の形成が求められます。

○新たな観光プログラムの展開

本市では、民間による工房見学や農業体験、漁業体験など、様々な観光体験プログラムがこれまで実施されてきました。また、本市では、地域の伝統的な祭りや伝統芸能、さらに各種イベントも開催されています。

近年の観光においては、「エコツーリズム」や「健康・ウェルネス」のニーズが高まっていますが、自然環境に囲まれた温暖な気候と、熱帯果樹や野菜など農産物が栽培され医療施設の集積もみられる本市においては、これらのニーズに対応しやすい環境であるといえます。

道の駅豊崎



豊崎美らSUNビーチ



本市の地域特性を活かした、新たな観光プログラムの展開を検討し、他地域と差別化を図った観光振興を推進していくことが求められます。

○情報発信や観光推進体制の強化

平成 20 (2008) 年 12 月には、「道の駅豊崎」が開業し、併設された「情報ステーション」では、本市を含む沖縄本島に関わる観光情報をはじめ、交通情報・気象・飛行機のフライトなどに関わる情報を提供しており、市役所の窓口と並んで、観光案内の施設として機能しています。

今後も、市民・事業者・行政が連携し、観光情報の発信や PR を強化し、観光を推進する組織や人材の育成など、観光振興体制の充実を図っていく必要があります。

観光マップ

The image shows a comprehensive tourism map of Naha City. The map includes major roads, public transport lines, and various points of interest. To the right of the map is a vertical sidebar with several sections:

- 観光マップ**: The main title of the map.
- 観光案内**: General tourism information.
- 観光施設**: A list of tourism facilities with their addresses and phone numbers.
- 観光イベント**: A list of tourism events.
- 観光バス**: Information about sightseeing buses.
- 観光タクシー**: Information about sightseeing taxis.
- 観光ホテル**: A list of sightseeing hotels.
- 観光レストラン**: A list of sightseeing restaurants.
- 観光ショップ**: A list of sightseeing shops.
- 観光レンタカー**: Information about sightseeing car rentals.
- 観光レンタサイクル**: Information about sightseeing bicycle rentals.
- 観光レンタバイク**: Information about sightseeing motorcycle rentals.
- 観光レンタボート**: Information about sightseeing boat rentals.
- 観光レンタバイク**: Information about sightseeing motorcycle rentals.
- 観光レンタボート**: Information about sightseeing boat rentals.
- 観光レンタバイク**: Information about sightseeing motorcycle rentals.
- 観光レンタボート**: Information about sightseeing boat rentals.

現状と課題

地域特性を活かした産業創造のきっかけ

(1) 観光拠点の充実

瀬長島を中心とする西海岸や漫湖周辺の自然資源、また、旧海軍司令部壕などの歴史・文化資源について適切に保全し、観光拠点として活用していきます。各々の観光資源は適切に維持管理し、必要に応じ観光拠点機能を充実していきます。

観光資源の充実や観光需要の動向を踏まえて、宿泊施設の誘致も検討します。

施設や拠点間を有機的なネットワークとして結び、相乗効果を発揮させるため、幹線道路の整備や新設、「市内一周バス」などの路線バスの活用、歩行者や自転車ルート of 快適性の向上、外国人観光客を含むだれにとってもわかりやすい案内サインの充実などを総合的に実施します。

(2) エアウェイ・リゾートの形成

豊崎地区などの西海岸一帯については、那覇空港に隣接するアクセス性の良さやレンタカーステーション、情報ステーションが整備されているメリットを活かし、エアウェイ・リゾートの形成を推進します。

豊崎地区は、大規模商業施設や道の駅豊崎、豊崎美らSUNビーチなどが立地しており、新しい観光拠点として最大限に活用します。空の駅瀬長島物産センターが立地し温泉計画が進行している瀬長島、水産業の拠点である与根漁港や瀬長船溜場、海域におけるマリンスポーツや釣りなども含め、観光機能の育成・整備を図ります。また、ホテルやレジャー施設を含めた施設誘致などの様々な可能性を検討します。

(3) 多彩な観光プログラムの提供

観光施設の整備にとどまらず、「工房見学」「農業体験」「漁業体験」など、市内に既に存在する産業を活用して、多彩な観光体験プログラムの提供に努めるとともに、そのためのPRや「観光協会」等の観光関連団体の組織化と育成を支援します。また、県外や国外からの誘客、本市の地域特性を活かした「とみぐすくエコツーリズム」や「健康・ウェルネス」の育成を図ります。

集客に効果をもつ、音楽・スポーツ・祭り・伝統芸能などの各種イベントの開催を充実・支援します。「豊崎海浜公園」をはじめとする大規模施設を中心に、市内各所での開催の可能性も検討します。

(4) 観光振興体制の充実

市民・事業者・行政など各々主体が、ホスピタリティ（来客をもてなす心）を持って本市の観光PRを推進するとともに、市のホームページや観光関連の資料・マップなどについて更なる充実に努めます。

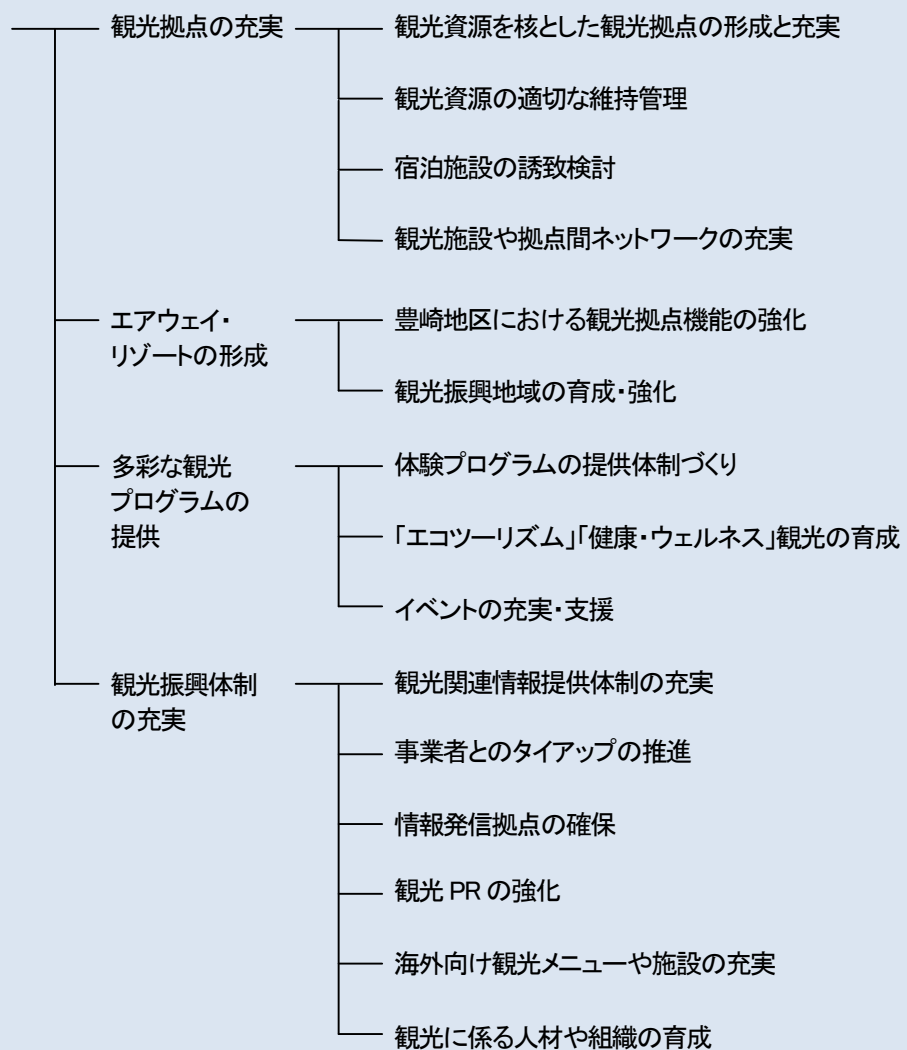
情報発信に当たっての民間旅行業者や市内の観光関連事業者などとのタイアップ（事業協力等）を推進します。また、市庁舎での案内に加えて、「道の駅豊崎」内にある「情報ステーション」など情報発信拠点の確保・充実に努めます。

沖縄観光コンベンションビューロー（OCVB）や他自治体などとの連携を強化し、観光情報の提供を充実します。県外の観光関連機関との連携の強化も図ります。また、経済のグローバル化の進展に伴い、アジアを中心とした海外からの観光客の誘客とPRの強化、外国人をターゲットとした観光メニューの開発や環境整備に努めます。

観光ボランティアの育成支援や、観光に係る人材や組織（観光関連NPOや観光協会など）の育成などを検討し、地域の人材を活かした観光振興体制づくりを図ります。

施策の体系

観光・リゾート
産業の振興



地域特性を活かした
産業創造のまちづくり

目標指標	実績値	2015年目標値	2020年目標値
観光協会の設立	検討中	設立	—

第2節 新産業の育成・創出

施策の方針

社会状況やニーズの変化に対応した新たな産業を育成・創出し、本市における産業振興と雇用促進を図ります。

経済のグローバル化や地球環境問題、地域福祉の充実などの様々な問題へ対応する、情報通信産業や環境・エネルギー産業、コミュニティ・ソーシャルビジネスなどは、本市において注目される成長産業の一つと考えられ、これらの育成支援や企業誘致を図ります。

また、市の特産品や資源を活用した「とみぐすくブランド」の構築など、付加価値の高い産業の育成を図ります。

現状と課題

○新技術による新たな産業

本市では、IT（情報通信技術）の振興のため、平成18（2006）年度に「IT新事業創出体制強化事業」を実施しました。市街地の大型空き店舗の整備を行い、平成19（2007）年4月に情報通信関連企業が2社入居しています。無停電電源装置・監視カメラ・入退室管理システムなどを導入し、入居企業から高い評価を受けています。

しかし、施設が老朽化してきており、今後はその対応と、さらなる企業誘致に向け、新規の施設整備の検討も必要となっています。

地球環境問題の顕在化とともに、政府の支援もあって環境・エネルギー関連産業が成長しつつあります。本市でも、「豊見城市地域新エネルギービジョン」を策定しており、環境・エネルギー関連企業の育成・誘致を推進していくことが求められます。

また、地域コミュニティの希薄化が問題となっているなか、新たに地域や社会の問題をビジネス手法により解決する考え方も生まれています。

ITセンター



特産品



○特産品などの活用

本市の主要特産品として、ウーヅ染め、琉球漆器などがあります。

これらを市内外にPRするとともに、「農商工連携※1」を図り販売促進や新商品開発を行うことで、付加価値のある新産業を創設・育成していくことが求められます。

○経済のグローバル化

経済の「グローバル化」が進行し、国際競争の激化や中国やインドをはじめとするアジア諸国の経済的な台頭が著しくみられます。

本市においても、那覇空港からのアクセス性を活かし、物流・情報通信・観光産業など、経済の「グローバル化」に対応した産業の誘致と育成を推進していくことが求められます。

【用語解説】

※1 農商工連携：地域の特色ある農林水産物、美しい景観など、長い歴史の中で培ってきた貴重な資源を有効に活用するため、農林漁業者と商工業者がお互いの「技術」や「ノウハウ」を持ち寄って、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大などに取り組むこと

(1) 新たな産業の育成

情報通信産業については、IT（情報通信技術）の振興のため、さらなる技術革新の一翼を担う企業の誘致・育成に努めます。

また、民間との協働による地球環境問題への貢献に向け、豊見城市地域新エネルギービジョンなどを踏まえ、豊崎地区のレンタカーステーションや自動車関連企業の集積を活かした「エコカー^{※2}」の普及、「天然ガスコージェネレーション^{※3}」「風力発電」「太陽光発電」「太陽熱利用」「バイオマスエネルギー^{※4}」など、環境・エネルギー関連産業の誘致・育成を推進します。

地域によるまちづくりを進めるため、「コミュニティビジネス^{※5}」や「ソーシャルビジネス^{※6}」などの支援を検討します。

(2) とみぐすくブランドの構築

市内の農業・水産業・商業・製造業といった個別の産業振興に加え、相互が連携する「農商工連携」により、新産業の創出・育成を支援します。

「拠点産地」の指定を受けた高品質の「マンゴー」をはじめとする本市の特産品が、更に全国的に知名度を上げるように、豊見城市商工会と連携しとみぐすくブランド化の取組を推進します。

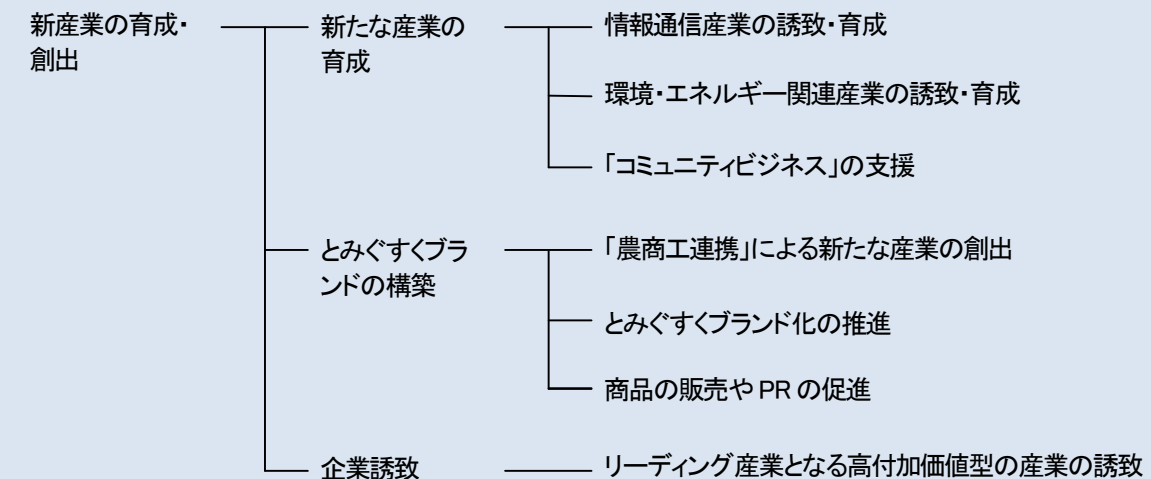
また、特産品に限らず、景観や動植物、人材など、幅広くブランド化可能な資源を調査・発掘し、新産業の育成に結びつけていきます。

さらに「道の駅豊崎」などの観光施設や各種関連団体と連携し、商品の販売やPR、人材の紹介などに積極的に取り組みます。

(3) 企業誘致

那覇空港からのアクセス性の高さなどの立地特性を活かした物流関連企業の誘致に努めるとともに、特に立地条件の良い西海岸地域などを中心に情報通信や観光産業、ウェルネス産業など本県のリーディング産業となる高付加価値型の産業の誘致を推進します。

施策の体系



地域特性を活かした産業創造のまちづくり

目標指標	実績値	2015年目標値	2020年目標値
情報通信関連企業の立地数	6件	8件	10件

【用語解説】

- ※2エコカー：電気自動車・ハイブリッドカーなど環境に優しい車
- ※3天然ガスコージェネレーション：天然ガスの燃焼による熱を動力や電力に変換し、その排熱を熱源として利用するシステム
- ※4バイオマスエネルギー：生物を利用したエネルギー
- ※5コミュニティビジネス：地域が抱える課題を地域資源を活かしながらビジネス的な手法によって解決する事業
- ※6ソーシャルビジネス：社会的課題への取組を、継続的な事業活動として進めていくこと

雇用の安定・促進を図るため、「那覇公共職業安定所（ハローワーク）」などと連携した就労支援を行うとともに、雇用に積極的な企業の表彰など、市内企業を支援する取組も検討します。

「豊見城市地域雇用創造推進協議会」や教育関連機関、民間事業者などと連携するとともに、観光振興や新たな産業の創出などの産業振興を総合的に取組むことにより、雇用機会の拡大や新規雇用の創出、人材育成などを推進していきます。

○雇用問題の深刻化

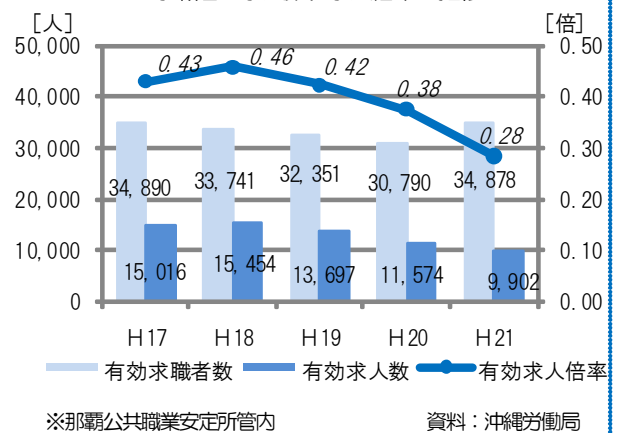
本市を含む「那覇公共職業安定所（ハローワーク）」管内での有効求人倍率は0.28と、雇用をめぐる環境は極めて厳しい状況にあります。近年の経済環境の悪化により、求職者数の急増と求人数の減少が同時進行しており、雇用問題が深刻化してきています。

○雇用の創出と的確な人材育成

新規の雇用創出を図るため、市・豊見城市商工会・JAおきなわ豊見城支店・有識者からなる「豊見城市地域雇用創造推進協議会」が設置されています。「とみぐすく de はたらこう！」をキャッチフレーズに、本市の企業などへの就職を応援するため、就職支援セミナーや企業セミナーなどを実施し、雇用の促進に努めています。

また、就業前教育や働くことへの意識づくりを図るため、講演会や職場体験も実施していますが、産業振興施策と連携した企業誘致など雇用の創出を図るとともに、企業のニーズを踏まえた的確な人材育成の強化が求められます。

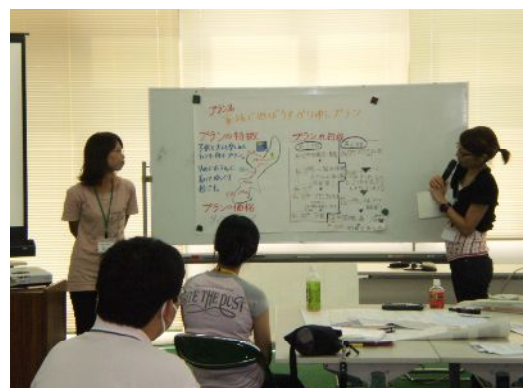
求職者・求人数、求人倍率の推移



IT系セミナー



観光系セミナー



(1) 雇用の安定

「那覇公共職業安定所（ハローワーク）」などの関係機関との連携により、就業相談、職業訓練などの就労支援を充実します。また、本市において就職あっせんや求職者への教育の強化、コーディネーター設置などを進めるため「ふるさとハローワーク」の設置に取り組みます。

産業振興施策による企業の活性化を図るとともに、豊見城市商工会と連携した雇用に積極的な企業への表彰や企業セミナーなどを実施し、企業を支援します。

また、子育て家庭に対しては、働きながら子どもや家庭とのふれあいを大事にする機会を創出ができるよう、「ワーク・ライフ・バランス^{※1}」を推進し、就労環境や条件の改善を図る普及啓発や就労支援対策の充実に努めます。

(2) 雇用の創出

「豊見城市地域雇用創造推進協議会」などと連携して、本市の企業などへの就職を応援するため、就職支援セミナーや市内企業へのセミナーなどを実施し、雇用の促進に努めます。

雇用の拡大と新規創出に向けては、既存事業者の活性化を支援するとともに、県などの関係機関と連携した企業誘致に努めます。企業誘致に当たっては、内発的で持続的な発展のため、観光振興（とみぐすくブランドづくり）や新産業の創出などの他分野の施策との連携を図り安定的な雇用の継続と新規雇用の創出に努めます。

また、教育関連機関や民間事業者などと連携し、産業振興の流れや企業のニーズにマッチした人材育成を図ることで、雇用促進を支援します。

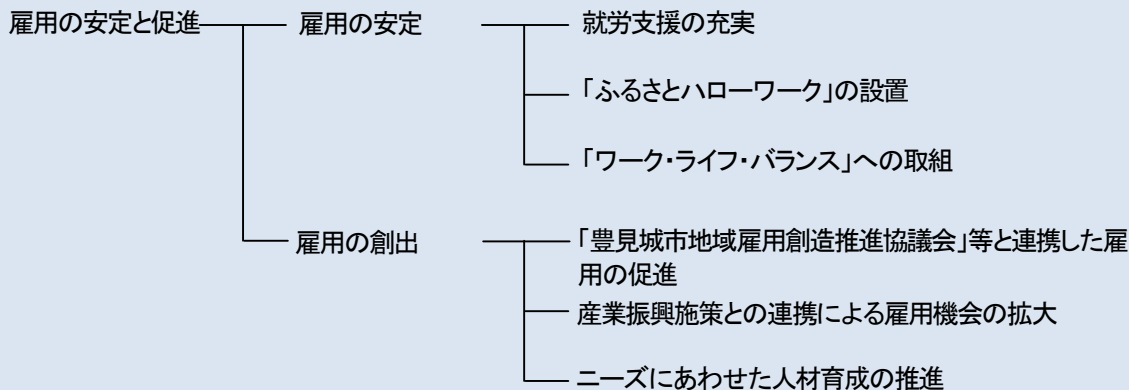
企業見学会



経営力アップセミナー



施策の体系



目標指標	実績値	2015年目標値	2020年目標値
市内の完全失業率	11.3% (H17年度国勢調査)	6.5%	4.0%

【用語解説】

※1ワーク・ライフ・バランス：仕事と生活の適正な両立

第6部 都市とみどりが調和するまちづくり ～市街地・都市基盤整備分野～



本市では都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律などに基づいた法規制の活用や、国土利用計画や都市計画マスタープラン、農業振興地や整備計画など各種土地利用に関する計画の策定と必要に応じた見直しにより、土地利用方針の明確化や秩序ある土地利用の規制・誘導に努めています。

今後も、これら法規制や関連計画に則った土地利用の展開を進めるとともに、社会情勢の変化や人口増加等を踏まえ、適切な時期や規模における区域や計画の見直しを検討します。

○土地利用の状況

本市の土地利用構成をみると、平成 21（2009）年において畑が 40%と最も多く、宅地が 31%で続いています。本市は、自然環境や農地に囲まれた農村でしたが、近年では住宅を中心とした宅地化が急速に進行しており、既成市街地や各集落には住宅用地が広がり、幹線道路の沿道には商業施設の立地がみられるようになっていきました。豊崎地区では、県土地開発公社が主体となった大規模開発事業（豊見城市地先開発事業）が実施され、住宅地や道の駅豊崎、アウトレットモールをはじめとする大規模商業施設の立地が進行しています。最近では、レンタカーステーションが立地し、製造業の進出も進められています。

急速な人口増による宅地化が進行したことで、農地と住宅の混在や、丘陵地への住宅の立地が進み都市基盤が不十分な地域もみられることから、秩序ある土地利用の展開が求められます。

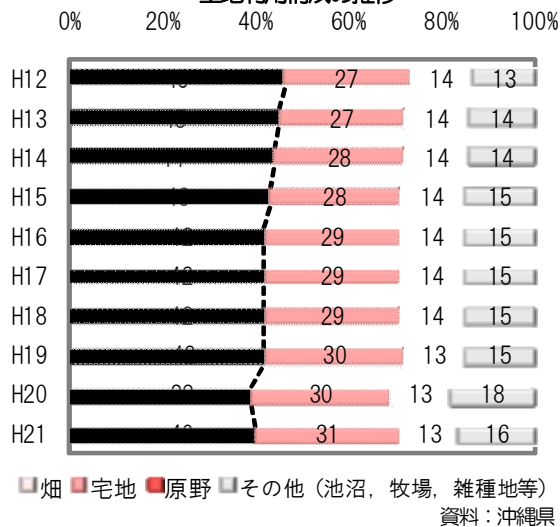
○土地利用規制の状況

本市は、都市計画法に基づく「那覇広域都市計画区域^{※1}」の一部に含まれており、上田地区を中心とする既成市街地と豊見城団地地区、そして豊崎地区が「市街化区域^{※2}」に指定されています。「市街化区域」には「用途地域^{※3}」が指定され、建築の用途・形態・高さなどに関する制限があります。それ以外の部分は「市街化調整区域^{※4}」であり「当面は市街化を抑制すべき区域」となっていますが、実際には「開発許可^{※5}」などにより、都市的な土地利用が散発的に進行している状況です。

その他、漫湖及びその周辺に指定されている「鳥獣保護区^{※6}」「特別保護地区^{※7}（ラムサール条約登録湿地）」や、「農業振興地域^{※8}（農用地区域^{※9}）」「保安林^{※10}」「漁港区域^{※11}」などが指定されており、各々に土地利用に関する規制があります。

今後も、これら土地利用に関する法規制を活用し、適切な土地利用を誘導していくことが求められます。

土地利用構成の推移



【用語解説】

- ※1 都市計画区域：一体の都市として整備、開発及び保全する必要がある区域
- ※2 市街化区域：都市計画法に基づき、市街化を図るべき区域
- ※3 用途地域：用途の混在を防ぐため、建築の用途・形態・高さなどに関する制限
- ※4 市街化調整区域：都市計画法に基づき、当面は市街化を抑制すべき区域
- ※5 開発許可：一定の要件に該当する開発行為について開発事業者等が許可を得て行うもの
- ※6 鳥獣保護区：鳥獣の保護繁殖を図るために指定される区域
- ※7 特別保護地区：湿地の保全に関する条約であるラムサール条約に基づき漫湖の水域に指定
- ※8 農業振興地域：農業振興地域の整備に関する法律に基づき、総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域
- ※9 農用地区域：農業振興地域の中で、おおむね 10 年先を見越して農用地等として保全していくべき土地
- ※10 保安林：森林法に基づき、公益目的を達成するため伐採や開発に制限を加える森林
- ※11 漁港区域：漁港の維持、保全を行う区域

(1) 土地利用方針の明確化

基本構想に示す将来都市構造を基本に、都市と農村と自然が調和した効率的で住みやすい「集約型都市構造（コンパクトシティ）」の形成を図ります。また、土地利用の大枠を規定する豊見城市国土地利用計画や、土地利用方針を含めた都市計画のあり方を示す豊見城市都市計画マスタープランの市民への周知を図り、適切な時期における見直しを検討します。

優良農地の保全と農業振興に向け、農業振興地域における農用地区域を定める豊見城市農業振興地域整備計画においても、市民への周知を図り、適切な時期の見直しを検討します。

(2) 土地利用の規制・誘導

都市計画法における「区域区分（市街化区域と市街化調整区域の区分）」や「用途地域」などの土地利用の規制に関わる基本的な制度を、県との役割分担の下適正に運用していくとともに、「用途地域」及び「地区計画^{※12}」の遵守のため、啓発や広報に努めます。

また、「中心市街地」や豊崎地区などの既存市街地の土地利用の推進を行った上で、都市化の動向や市民ニーズを踏まえ、土地利用方針を定めた計画的な「市街化区域」の拡大や「用途地域」の変更等を検討します。市街地整備に当たっては、民間活力の活用に努めつつ、「土地区画整理事業^{※13}」や「地区計画」などを活用した計画的な市街地形成を促進・検討していくとともに、その他の地域を含め、「地区計画」や「建築協定^{※14}」などのまちづくりにおけるルールづくりと締結を促進します。

「農用地区域」を中心とした優良農地の保全と有効利用を図りつつ、その除外に当たっては特に計画的な土地利用の誘導に努めます。

施策の体系

計画的な土地利用の推進

土地利用方針の明確化

土地利用の規制・誘導

- 「集約型都市構造(コンパクトシティ)」の形成
- 国土地利用計画・都市計画マスタープランの周知と適切な見直し
- 農業振興地域整備計画の周知と適切な見直し

- 土地利用規制の適正運用
- 計画的な「市街化区域」の拡大と「用途地域」の変更
- 民間活力による市街地形成や地域ルールづくりの促進
- 優良農地の保全・確保

目標指標

目標指標	実績値	2015年目標値	2020年目標値
国土地利用計画の改訂	第3次計画を策定 (H14年12月)	見直し	進行管理
都市計画マスタープランの改訂	現計画を策定 (H21年3月)	見直し	進行管理

【用語解説】

※12 地区計画：地区単位の開発や建築のルール

※13 土地区画整理事業：公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業

※14 建築協定：地権者間、地権者と建設業者等の間でかわされる建築に関する協定

豊見城交差点付近の「中心地」を本市の「中心市街地」と位置づけ、「中心市街地土地区画整理事業」の代替事業や土地の高度利用、施設誘致、民間活力の活用などを推進し、「中心市街地」の形成に向けたまちづくりを進めます。

一般の市街地や集落地域においては、適切な土地利用の規制・誘導と生活基盤の整備・充実などにより、生活環境の維持・向上に努めます。

また、本市の特徴を活かした自然・文化景観や田園景観との調和のとれた美しい都市景観の形成や、公営住宅の維持管理、民間による良質な住宅づくりの支援などの総合的な取組により、質の高い美しい市街地の形成を推進します。

○明確な中心市街地のない都市構造

豊見城交差点付近の「中心地」では、都市計画に基づく市街地開発事業として「豊見城土地区画整理事業」が完了し、「宜保土地区画整理事業」は早期完了に向けて取り組んでいます。

「中心市街地土地区画整理事業」については、「土地区画整理事業^{※1}」を縮小する方向で、代替手法による整備を地権者とともに検討中です。

本市は、明確な「中心市街地」の位置づけを行っていませんが、本市の「中心地」において、土地区画整理事業や代替事業による市街地開発事業や公共公益施設の集積などを図り、「中心市街地」を形成していくことが求められます。

中心市街地



○市街地の拡大

昭和55（1980）年に「豊見城団地」が「人口集中地区（DID）^{※2}」の要件を満たして以降、本市の「市街化区域^{※3}」は拡大しています。「市街化区域」では住宅を中心に商業・業務など都市的な土地利用が図られています。

今後も、市民の生活環境の維持・向上に向け、土地利用の規制・誘導や必要な生活基盤の整備・充実により、計画的に市街地を形成していくことが求められます。

豊見城団地改良住宅



【用語解説】

※1 土地区画整理事業：公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業

※2 人口集中地区（DID）：都市としての市街地の規模を示す指標。基本単位区の人口密度が4,000人/km²以上かつ隣接した基本単位区の合計人口が5,000人以上となる地区

※3 市街化区域：都市計画法に基づき、市街化を図るべき区域

※4 市街化調整区域：都市計画法に基づき、当面は市街化を抑制すべき区域

〇都市景観づくりの視点

平成 16（2004）年に景観法が制定されるなど、都市景観が重要なテーマとなっています。

本市には、瀬長島などの西海岸一帯やとよみ大橋と漫湖周辺、丘陵地とグスク群、豊崎地区などの新市街地や昔ながらの集落地の田園風景など、様々な景観資源が存在しており、特徴ある景観を形成しています。

これら特徴ある景観を保全・活用し、優れた都市景観を形成していくことが求められます。

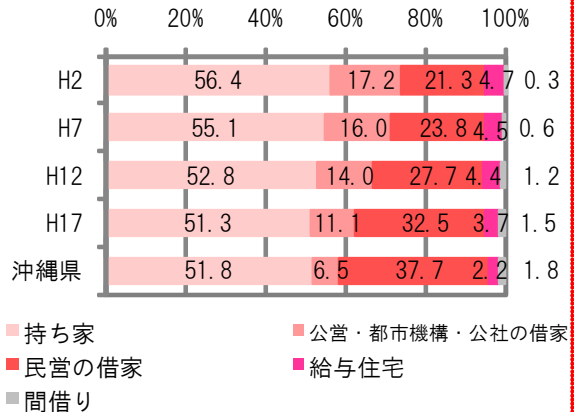
〇良質な住宅の確保

本市では、持ち家世帯の割合が半数強を占めていますが、核家族化の進展や市外からの流入によりマンションなどの民間借家が 30%を超え、近年急速に増加しています。

豊見城団地などの公営住宅に住む世帯も 1 割程度となっています。本市は、豊見城団地地区に住宅地区改良事業を導入し、老朽化した住宅の建替えを進めています。平成 22（2010）年度には集会所の整備を終え、現在は、緑地・道路・下水道などの整備事業を実施しており平成 23（2011）年度中に事業完了の予定となっています。

既存の住宅地の改善や公営住宅の維持・管理はもちろんのこと、今後の人口増加や高齢社会の到来を想定し、良質な住宅を確保していくことが必要です。

住宅所有関係別世帯数の推移



資料：国勢調査

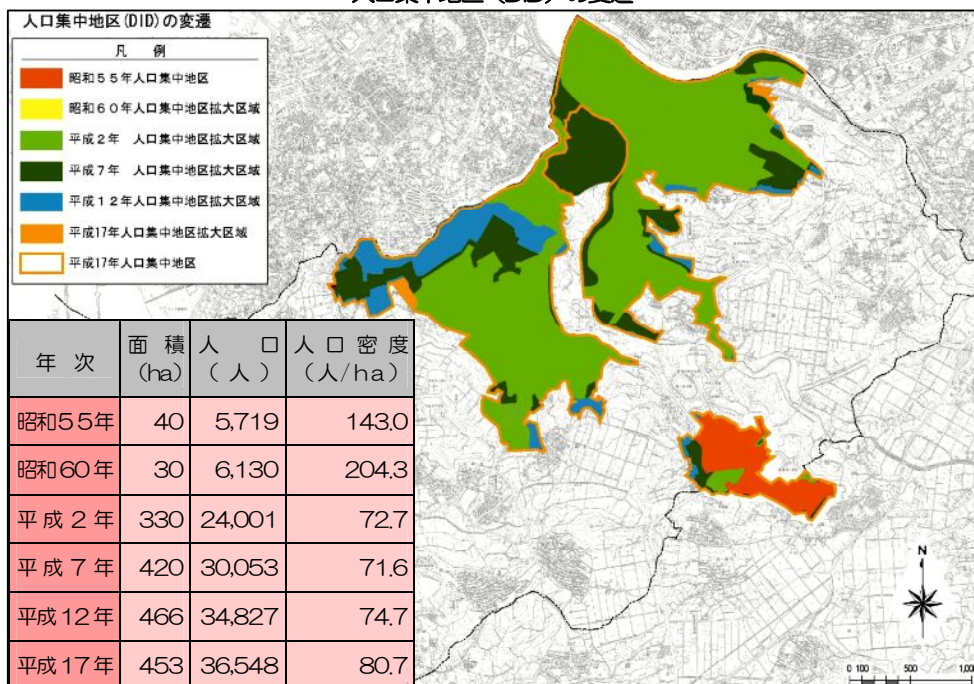
公営賃貸住宅の状況

団地名	棟数	戸数	建築年度
県営住宅	21	1,445	
上田団地	3	128	H20~22
渡橋名団地	4	253	H13~19
豊見城団地	2	100	H21~23
真玉橋市街地住宅	3	287	S58~59
豊見城高層住宅	3	140	H3~5
翁長高層住宅	1	128	H5~7
豊見城団地県改良住宅	5	409	H17~21
市営住宅	6	419	
豊見城団地市改良住宅	6	419	H17~22
合計	27	1,864	

※平成 22 年 12 月末現在

資料：市営住宅課

人口集中地区 (DD) の変遷



資料：国勢調査

(1) 中心市街地の形成

豊見城交差点付近の「中心地」を本市の「中心市街地」と位置づけ、地域の活性化に向けた「中心市街地」の形成を進めます。

市街地開発事業については、「宜保土地区画整理事業」の早期事業完了を図ります。「中心市街地土地区画整理事業」については、街路事業や地区計画^{※1}を中心とした代替事業を地権者とともに検討し、早期に事業化を図ります。また、県道 11 号線や県道 68 号線の拡張整備に伴い、沿道の高度利用の促進を図ります。

事業区域以外を含め、市の「中心市街地」として育成すべき区域を明確化し、施設の立地誘導や都市基盤整備、民間活力の活用、土地利用の規制・誘導策などを総合的に展開します。長期的視点から、市庁舎や学校施設の立地のあり方を含めて検討します。

(2) 市街地の計画的なまちづくり

生活道路における歩道の整備や植栽、段差解消などのバリアフリー化^{※2}、サインや街灯の充実などの公共空間の充実策を、総合的に展開します。

地区特性を踏まえた地区計画の導入などにより、建物のデザインや高さ、形状などについて、各々にふさわしい土地利用の規制と誘導を推進します。

(3) 都市景観の創出

とみぐすくの前風景ともいえる田園景観などの保全・形成に努めるとともに、市街地や集落地においては、地域特性に応じた景観の創造に努めます。

これらを損ねることがないように、周辺地域における土地利用の規制・誘導にも配慮するとともに、市民に対しても景観づくりの意識向上に努めます。

(4) 良質な住宅づくり

市営及び県営の公営住宅における適正な維持管理を推進・要請していきます。

また、民間における各種の優良な住宅に対する認定制度などを紹介・普及するなど、市内の住宅全体の質を向上させるため民間を含めた優良住宅の確保に努めます。

【用語解説】

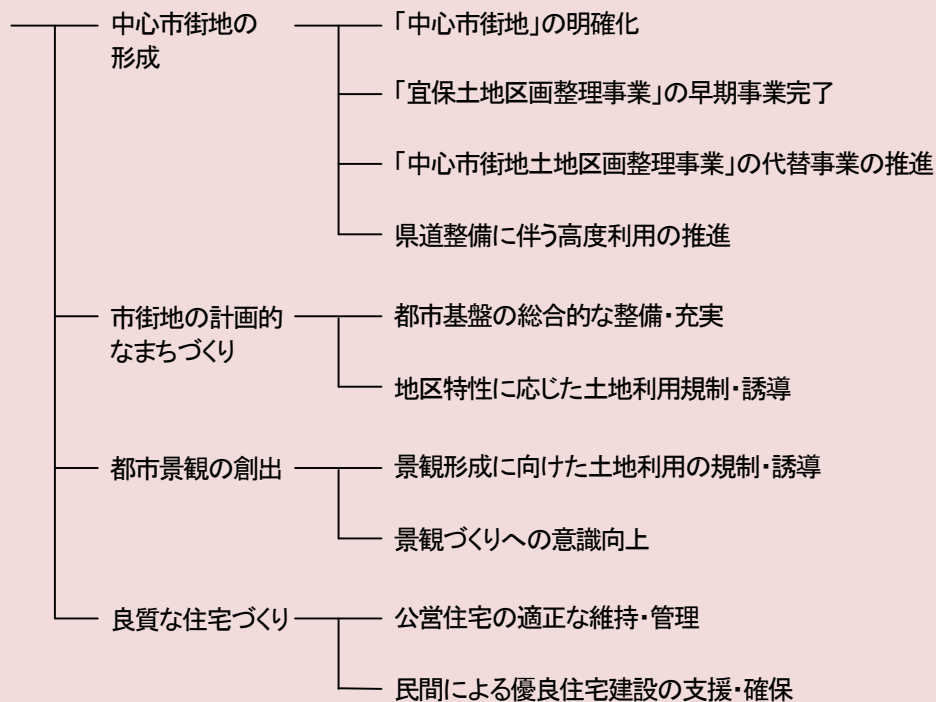
※1 地区計画：地区単位の開発や建築のルール

※2 バリアフリー化：段差などの障害の除去



施策の体系

調和のとれた市街地の整備



調和のとれた市街地の整備

目標指標	実績値	2015年目標値	2020年目標値
中心市街地土地区画整理事業	代替手法の検討	代替手法の決定・事業化	事業実施
地区計画等のきめ細かなルールづくり	2地区 (宜保地区・豊崎地区)	他の地区での導入検討	他の地区での導入

国道や県道においては、事業中の道路整備の促進と、広域交通を担う新たな幹線道路の整備検討を要請していきます。また、幹線となる市道の計画的かつ効果的な整備と維持管理に努め、市内の道路網の形成を図っていきます。

生活道路（住宅地内の市道や集落道）については、地域住民の安全性や快適性を考慮し、適正な整備・改良に努めます。

○幹線道路網の整備状況

本市の主要な幹線道路には、国道4路線及び県道8路線があり、本市の広域的な自動車交通の多くを処理しています。近年では、高規格道路（高速道路）である那覇空港自動車道（豊見城東道路）や豊崎地区への国道331号バイパスが一部供用開始したことにより、広域交通の利便性が飛躍的に向上してきています。

しかし、都市を形成する上で重要な「都市計画道路^{※1}」として23路線が定められているものの、改良率は64.4%（平成19（2007）年3月）にとどまっています。また、幹線となる市道（1級・2級など）の改良状況も51.1%（平成21（2010）年4月）であり、道路の整備が人口増による都市化の進展に追いついていない現状も一部見られます。

○安全で快適な生活道路の確保

生活道路網の整備水準は、埋立てによる開発を行った豊崎地区や「土地区画整理事業^{※2}」を実施している宜保・豊見城地区といった計画的な市街地開発が実施された区域では高いものの、急速な宅地化が進行している地区など、その他の地区では比較的低い状況にあります。また、生活道路整備に対する市民の期待も高いものとなっています。

市民の生活に密着している住宅地内の市道や集落内道路などにおいては、適切な整備・改良や維持・管理を実施していくことが求められます。

国道331号バイパス



都市計画道路の整備状況 単位：km、km/千人、%

	計画 総延長	計画 水準	改良済 総延長	整備 水準	改良 率
豊見城市	32.0	0.59	20.6	0.38	64.4
那覇広域	395.7	0.51	293.2	0.38	74.1
沖縄県	708.8	0.55	532.0	0.42	75.0

※計画水準は人口千人当たりの計画総延長

※整備水準は人口千人当たりの改良済総延長

資料：都市計画年報（平成19年3月）

市道の整備状況

単位：m、%

	実延長	改良済未改良				改良率
		55m以上	55m未満	55m以上	55m未満	
1級	32,088	18,770	1,612	137	11,569	63.5
2級	13,568	5,695	2,029	702	5,142	56.9
その他	76,712	14,237	20,217	5,000	37,258	44.9
計	122,368	38,702	23,858	5,839	53,969	51.1

※平成21年4月現在

資料：道路施設現況調査

【用語解説】

※1都市計画道路：「都市計画法」に基づき「都市計画決定」を行い整備する道路

※2土地区画整理事業：公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業

(1) 幹線道路網の整備

那覇空港自動車道（豊見城東道路）の那覇空港への延伸などにより増加が予想される広域的な自動車交通処理機能を担う幹線道路網から順次整備を要請し、交通渋滞の緩和・解消を図ります。

沖縄県が実施している本市の東西の中心軸となる県道 11 号線及び県道 68 号線の改良を促進します。また、県道東風平豊見城線の整備を促進するとともに、隣接する南部市町とのアクセス性の向上を図るため、東西の幹線道路の強化などを要請します。

さらに、平成 22（2010）年度に策定した豊見城市道路整備プログラムの適切な運用により、幹線となる市道については計画的かつ効率的に整備を進めます。市道の長寿命化を図るとともに、適正な維持管理に努めます。歩道や街灯、街路樹の整備、案内サインの充実、「ストリートファニチュア^{※2}」の整備なども検討・要請します。また、沿道の土地利用の適切な規制・誘導とともに、道路と一体となった景観形成や生活環境の向上なども検討します。

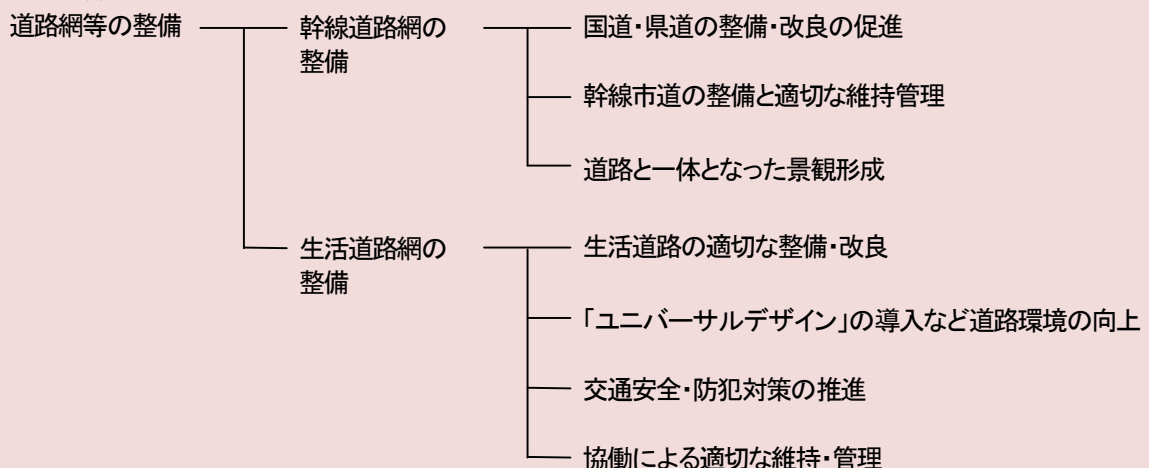
(2) 生活道路網の整備

道路幅員や隅切りの確保、歩車道の分離、行止り道路の解消など、生活道路（住宅地内の市道や集落道など）の危険箇所から順次整備・改良を実施し、幹線道路と連絡する有機的なネットワークを計画的に形成します。

段差の解消など、だれもが利用しやすい「ユニバーサルデザイン^{※3}」を推進し、道路環境の向上に向け取り組みます。特に、スクールゾーンや福祉施設周辺、住宅地内などでは、「コミュニティ道路^{※4}」の推進や歩道設置などの交通安全対策等を実施します。

また、市道については適切な維持管理に努めるとともに、美化活動など市民と協働の取組を推進します。

施策の体系



目標指標	実績値	2015 年目標値	2020 年目標値
市道改良率	51.1% (H21 年4月)	58.0%	60.0%

【用語解説】

※2ストリートファニチュア：街灯やベンチ等、歩行空間の快適性を高める道具

※3ユニバーサルデザイン：誰もが安全快適に利用できる空間・モノ・体制づくり

※4コミュニティ道路：蛇行や曲り角などにより自動車の速度を落とさせ、歩行者の安全性や快適性を考慮した歩行者優先道路

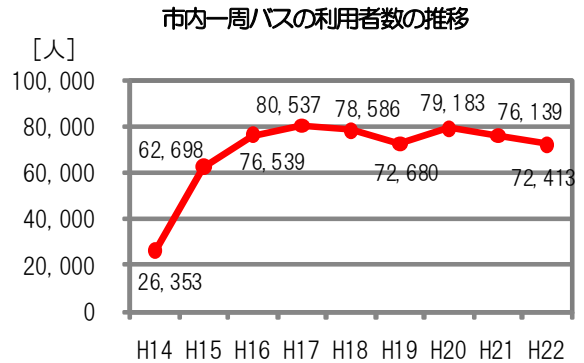
交通渋滞緩和や環境負荷の軽減、「交通弱者」の利便性向上などの観点から、既存の公共交通である路線バスの維持・充実については、バス事業者などの関連機関と連携し、推進します。

また、長期的視点で、新たなタイプの公共交通システムの導入検討や都市政策や観光・産業振興と連携した取組、市民の意識啓発など、自家用車への過度な依存を抑え、公共交通の利用増進を促進します。

○バス事業の状況

平成 14 (2002) 年の「市内一周バス」の運行開始、豊崎開発の進行に伴う路線バスの延伸、那覇空港から「アウトレットモールあしびなー」への民間による「無料シャトルバス」の運行など、本市のバス路線は徐々に充実してきており、利便性が向上しています。

本市では自家用車への依存度が高く、地域によってはバスの停留所までの距離があるなど、必ずしも満足すべき状況にはありません。バス事業の維持・充実や「交通弱者（高齢者・障害者等の車を運転できない人）」の利便性向上などに向け、バスが利用しやすい環境づくりをバス事業者と連携して進めていく必要があります。



※各年度ともに前年10月から当年9月まで
 ※平成14年4月1日より運行開始

資料：市民課

市内一周バス



○新たな公共交通の検討

路線バスを運営しているバス事業者においては、いずれも厳しい経営状況にある中、国や県、民間事業者と連携を図りつつ、新たな公共交通の検討を行っていく必要があります。

○公共交通利用への転換

バス事業等の公共交通を維持・充実し、交通渋滞緩和や環境負荷を軽減するためには、自家用車への過度な依存から公共交通利用への転換を、行政・市民が意識的に進めていくことが求められます。そのためには、公共交通が利用しやすいまちづくりや市民の意識啓発など、総合的な取組が必要となります。

市内一周バスルート図



(1) バスサービスの維持・充実

バス事業者をはじめとする関係機関と連携して、バスルートの検討や、停留所をはじめとする施設の充実、IT（情報通信技術）を活用するなどした運行情報の提供、利用促進キャンペーンなどを支援します。

那覇市や那覇空港へのアクセス性向上の観点から、「沖縄都市モノレール ゆいレール」との接続性の維持にも努めます。

(2) 新しいタイプの公共交通の検討

バスの停留所から離れた「公共交通不便区域」に居住する人や高齢者・障害者等の「交通弱者」のため、法令の規制緩和などの流れを踏まえつつ、「福祉タクシー^{※1}」や「コミュニティバス^{※2}」といった交通機関の導入の可能性や、民間の送迎バスやスクールバスなどの活用も検討します。

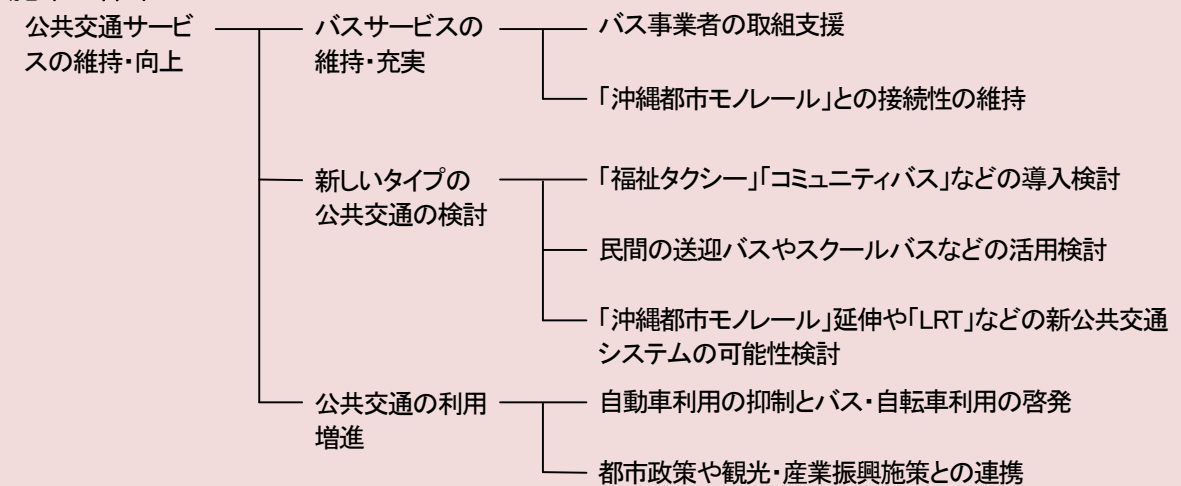
平成 15（2003）年に那覇市内を巡る「沖縄都市モノレール ゆいレール」が開業し、現在は北側（首里以北）への延伸計画があることから、周辺市町や関連機関と連携し、南部地域への延伸要請や「LRT^{※3}」などの新しいタイプの公共交通システムの研究を行い、長期的視点で可能性を検討します。

(3) 公共交通の利用増進

沖縄県やバス事業者などと連携して、不要不急の自動車利用の抑制とバス・自転車利用促進のキャンペーン、バス利用者へのインセンティブ（優位性）の付与などを検討し、環境や人にやさしいまちづくりと、家用車に過度に依存した現状の改善に努めます。

また、公共交通の利用促進に向けて、市街地を分散させずコンパクトにまとめる都市政策（「コンパクトシティ^{※4}」の形成）や、観光・産業振興施策とも連携した総合的な取組を検討します。

施策の体系



目標指標	実績値	2015年目標値	2020年目標値
「交通網の整備」の満足度	22.7%	25.0%	30.0%

【用語解説】

- ※1 福祉タクシー：身体障害者や高齢者など、移動に大きな制約を伴う人々を対象にするタクシー
- ※2 コミュニティバス：地域住民の交通の利便性向上を目的に、地方公共団体が運行に関する乗合バス
- ※3 LRT：Light Railway Transit 欧米や富山市等で導入されている近代的な路面電車
- ※4 コンパクトシティ：都市的土地利用の郊外への拡大を抑制すると同時に中心市街地の活性化が図られた、生活に必要な諸機能が近接した効率的で持続可能な都市

みどりを創出し市民の憩いや健康づくりの場となる公園・緑地の整備については、「都市公園^{※1}」などのバランスのとれた整備・配置に努めるとともに、地域特性に応じた個性ある公園づくりや、小公園・広場など「一息つける空間」の創出も検討します。

また、ボランティアや「指定管理者制度^{※2}」の活用など、市民や事業者との協働による、安全で魅力ある公園・緑地の維持管理に努めます。

○公園・緑地の整備状況

本市で供用開始している都市公園は県営公園1箇所を含む28箇所です。近年、豊崎海浜公園や豊崎都市緑地といった大規模な公園・緑地の部分供用を始め、わんぱく広場、豊崎にじ公園、豊崎野鳥観察広場、そして豊崎南緑地が新規に整備されたことから、平成21(2009)年度末現在の市民1人当たりの公園面積は5.91㎡/人と、整備水準は向上してきています。「豊崎海浜公園」などについては引き続き整備を進めており、平成27(2015)年度に整備が完了する予定です。

また、都市公園とは別に、集落地域における農村公園が5箇所あり、民間事業者による宅地開発に伴い設置された小規模な公園もあります。

今後も、市民の憩いの場として都市公園や農村公園などバランスのとれた計画的な配置や緑地の創出を図っていくことが求められます。

○公園・緑地の維持管理

美化ボランティア活動支援制度により、地域住民の公園内の維持管理(除草・清掃など)の機会も増加してきています。また、指定管理者制度を活用した、市民団体や事業者による公園管理の事例もあります。

しかし、今後は老朽化が進む公園施設の修繕にかかる費用が増大することが予想されることから、公園利用者の安全安心を図るとともに、将来の改築に係るコストの低減を図ることが重要となっています。また、市民や事業者と連携して、適切な公園・緑地の維持管理を継続していくことが必要です。

都市公園の整備水準

	都市公園合計		都市計画 区域内人口 (千人)	1人当たり 公園面積 (㎡/人)
	箇所	面積 (ha)		
豊見城市	28	33.71	59	5.91
那覇広域計	420	530.48	798	6.65
沖縄県計	729	1,397.01	1,311	10.66

※平成21年度末現在

資料：沖縄県

豊崎海浜公園



兄ィニイの丘



【用語解説】

※1 都市公園：「都市公園法」に基づき設置する公園

※2 指定管理者制度：行政に代わって指定された民間事業者等が公共施設の管理を行う制度

(1) 都市公園の整備

豊崎海浜公園や豊崎都市緑地など、未整備「都市公園」の整備を推進します。豊崎海浜公園においては、運動施設を始め散策路や自然観察スポットなど自然環境に親しめる整備の工夫やプログラムの充実を図ります。

都市公園の整備は着実に進んでいるものの、豊崎地区などに偏っている傾向があるため、市内の各地でバランスのとれた配置に努めます。また、親水公園・歴史文化公園・花のある公園・農村公園など、地域特性に合った個性ある公園の整備に努めます。

公園づくりに当たっては、計画段階からの市民参加を推進します。

(2) 小公園・広場・緑地の整備

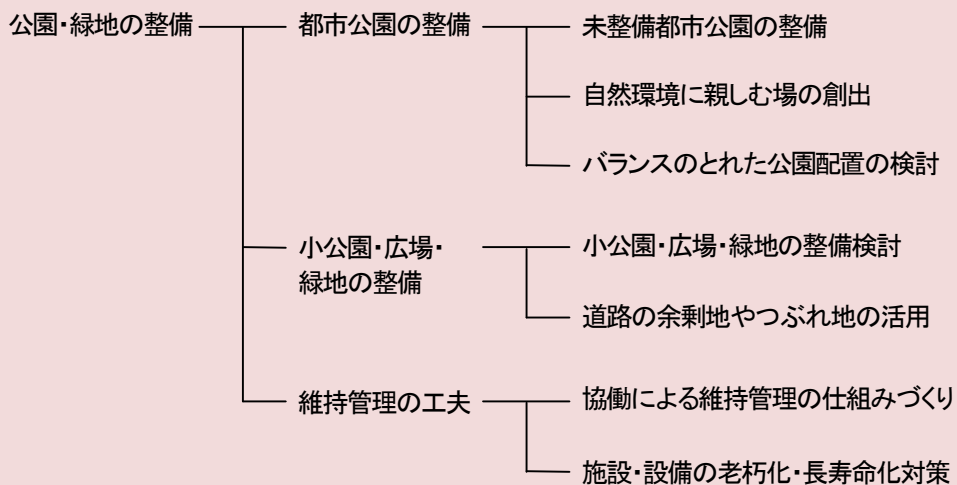
都市公園など根幹的な公園整備を着実に進める一方で、民間事業者による宅地開発に伴い設置される公園・緑地、道路わきや集落内の小空間などを活用して、小公園や小広場の整備も検討します。生活道路の余剰地やつぶれ地などを利用し、ベンチの設置や木陰をつくる樹木を植栽するなど、市内各所に「一息つける空間」の整備を検討します。

(3) 維持管理の工夫

指定管理者制度の導入など市民や事業者との連携により、公園・緑地における日常的な維持・管理の仕組みづくりに努めます。

遊具などの安全性の確保を第一に、老朽化施設・設備の修繕や長寿命化対策を講じます。

施策の体系



目標指標	実績値	2015年目標値	2020年目標値
市民1人当たり都市公園面積	5.91㎡/人	7.45㎡/人	8.27㎡/人
都市公園面積	33.71ha (平成21年度末)	45.04ha	51.93ha

人口増や宅地の拡大など需要に応じた施設整備、耐震化・長寿命化による老朽化対策、水質の定期検査、「節水」意識の啓発など、将来にわたって安全でおいしい水道水を安定的に供給するため、水道施設の整備と維持管理に努めつつ、限られた水資源の有効利用を図ります。

○水道水の供給と施設整備の状況

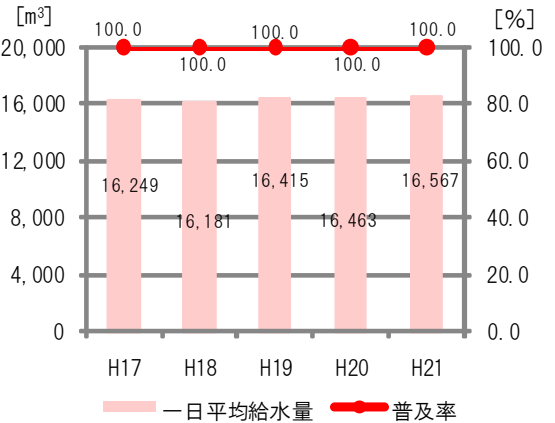
本市は饒波川や国場川などが流れているものの、水源に乏しいことから水道水には活用できず、長い間、井戸水などに依存してきました。しかし、昭和43（1968）年に水道事業を創設し、昭和52（1977）年度に上水道普及率100%を達成しました。平成21（2009）年度における1日平均給水量は16,567m³であり、沖縄県企業局から受水し市全域に供給しています。

本市では、都市の発展や人口増に伴い給水量は増加していることから、水道事業の拡張計画を継続してきました。現在は平成28（2016）年度を目標年度とした豊見城市水道事業中長期計画に基づき、配水池やポンプ場などの施設の整備、配水管の敷設と老朽化対策、漏水対策、耐震化などの基盤整備を進めているとともに、水質の安全性確保のための水質検査など、安全な水道水の供給に努めています。

○限られた水資源の有効利用

本市において人口増と宅地の拡大が続くなか、限りある水資源の有効利用を図るとともに、行政や市民・事業者などの利用者側に対して「節水」意識の啓発を図る必要があります。

給水に係る概況の推移



資料：水道部

渡橋名配水池



(1) 水道水の安定供給

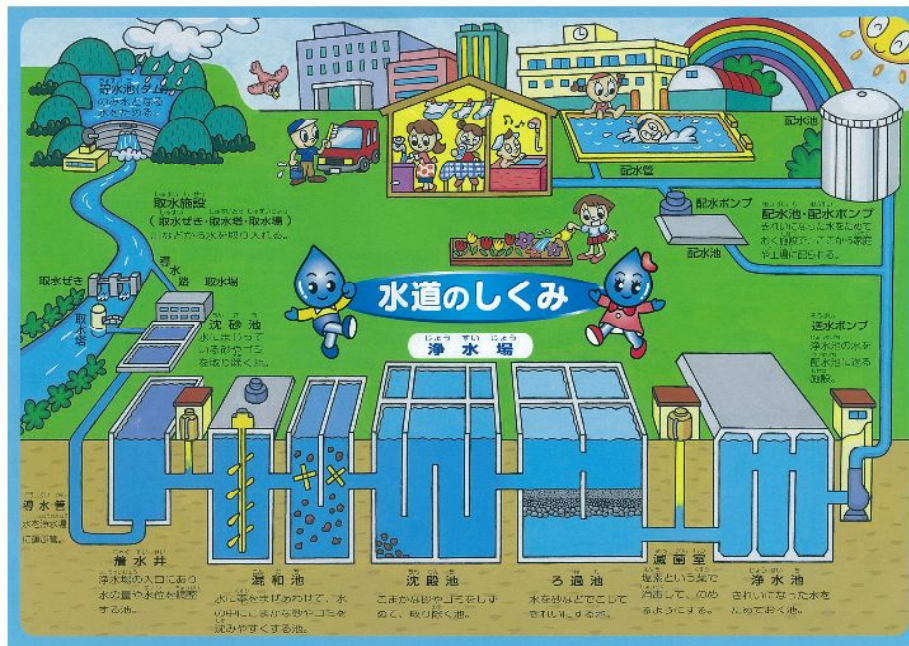
安全でおいしい水道水を安定的に供給するとともに、増加する人口や宅地の拡大などの需要に応えるとともに、災害時のライフラインを確保するための耐震化や長寿命化を考慮した施設整備や老朽化対策、配水池やその他給水関連施設の維持や管理、水質の定期検査などを実施します。

(2) 水の有効利用の推進

漏水調査を実施し「有収率（有効に供給できる割合）」の向上に努めるとともに、雨水や地下水など多様な水資源の利用を促進します。

「水は有限な資源である」という認識に立って、水の有効利用と「節水」の普及・啓発活動を推進します。

水道のしくみ



施策の体系

水の安定供給

水道水の安定供給

水道需要への対応

施設の維持管理と耐震化・長寿命化

水の有効利用の推進

「有収率」の向上

多様な水資源の利用促進

「節水」の普及・啓発

目標指標	実績値	2015年目標値	2020年目標値
有収率	94.9%	95.1%	96.0%

本市の下水道の整備には公共下水道（汚水・雨水）、「農業集落排水施設」、「浄化槽」の3つがあります。本市の環境衛生と生活環境の向上を図るため、それぞれの地味状況に応じた整備を推進するとともに、市民に対する下水道施設への接続や「合併処理浄化槽※1」設置の啓発を行います。

また、下水道施設の老朽化対策においては、耐震化・長寿命化を図るとともに、適正な維持・管理に努めていきます。

○公共下水道（汚水・雨水）充実の必要性

本市の下水道整備の歴史は比較的新しく、昭和56（1981）年度に、公共下水道の整備事業に着手し、昭和60（1985）年10月から供用を開始しました。平成21（2009）年度末現在、全体計画面積924.3haのうち491.9haが供用開始しており、計画面積に対する整備率が約53.2%、人口普及率が約66.9%となっています。

豊崎地区の整備はほぼ完了し、今後は内陸部の市街地における未整備地域の早期整備を図る必要があります。計画区域外での整備要望もあり、今後整備を検討していく必要があります。

また、下水道施設の一部においては老朽化が懸念されており、耐震化や長寿命化に考慮した老朽化対策が必要とされています。

近年、集中豪雨が多発し、本市でも浸水被害がみられるため、雨水排水については、充実した施設（雨水排水管渠など）を整備していくことも重要となっています。

○農業集落排水施設の維持と整備検討

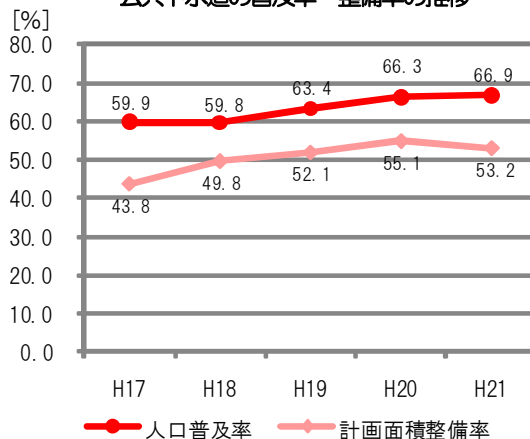
平成15（2003）年度に、保栄茂・翁長地区で集落地域における下水道整備である農業集落排水施設整備事業が完了しました。今後は、適切な施設の維持管理を行うとともに、接続率の向上を図る必要があります。

○浄化槽設置の啓発

生活排水の処理施設として、「公共下水道」「農業集落排水」とともに「浄化槽」があり、大きく「単独処理浄化槽」と「合併処理浄化槽」の2種類に分かれます。

浄化槽の設置者には一定の維持管理の義務が生じる一方で、浄化槽の設置に対する補助制度があります。本市で「浄化槽」を使用している家庭や事業所の大半は「単独処理浄化槽」となっており、生活雑排水は未処理のまま河川へ放流されている状況にあるため、「合併処理浄化槽」の設置を進めていく必要があります。

公共下水道の普及率・整備率の推移



※各年度ともに3月31日現在

※平成21年度に計画面積を拡大したため整備率が下がっている
資料：沖縄県

汚水中継ポンプ場



【用語解説】

※1 合併浄化槽：尿尿と併せて生活雑排水を処理する設備、単独浄化槽は尿尿のみを処理する設備

(1) 公共下水道（污水・雨水）の整備

公共下水道の計画区域において、汚水処理のための下水道施設の新規整備を段階的に推進します。今後は県道等の整備状況、社会情勢の変化や人口動態・分布の見通しを考慮し、効率的な施設整備に努めていきますが、基本的には内陸部の市街地における未整備地域の早期整備を図り、続いて計画区域外での整備検討というように段階的に進めていきます。また、老朽化が懸念されている污水管や中継ポンプ場などの施設について、耐震化や長寿命化のための整備を検討し、施設の改善を推進します。

公共下水道への接続環境が整っている区域では接続を啓発・要請し、接続率の向上に努めます。

また、浸水被害など対策が必要な箇所について、雨水排水管路などの施設整備に努めます。

(2) 農業集落排水施設の活用

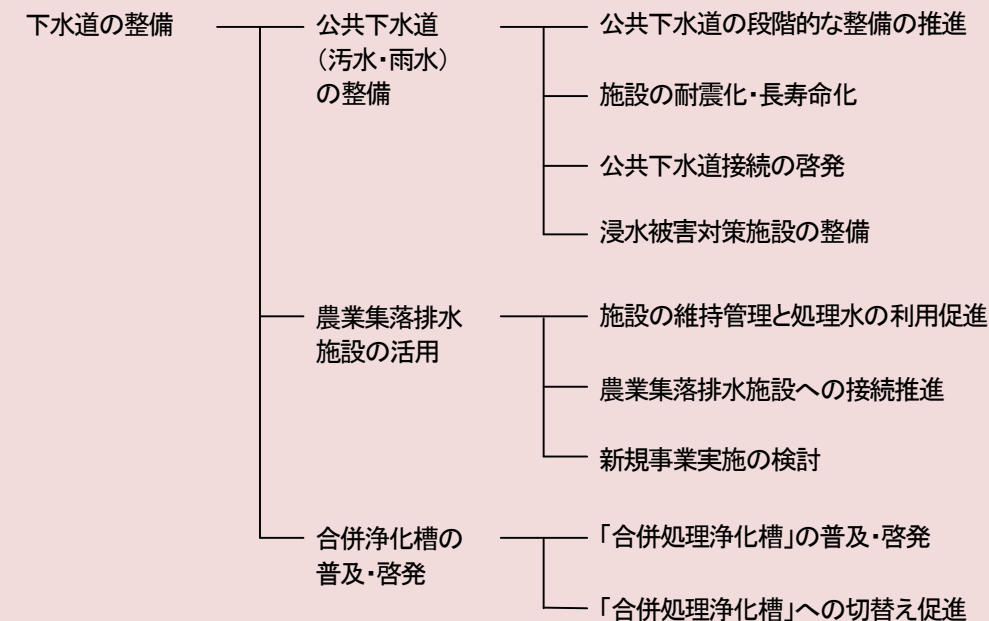
平成 15（2003）年度に農業集落排水施設の整備事業が完了した保栄茂・翁長地区では、施設の適切な維持管理を行うとともに、処理水の農業用水としての利用を推進します。また、受益地区での施設への接続を推進します。

(3) 合併浄化槽の普及・啓発

公共下水道や農業集落排水施設の計画区域外では、補助制度を活用した「合併処理浄化槽」の設置を普及・啓発し、適切な汚水処理・排水処理を推進します。

また、「単独処理浄化槽」から「合併処理浄化槽」への切替えを促進します。

施策の体系



目標指標	実績値	2015年目標値	2020年目標値
下水道整備面積（污水）	492ha	524ha	556ha
下水道整備面積（雨水）	400ha	414ha	428ha

第7部 計画の推進のために ～行財政改革分野～



行政運営の工夫

窓口サービス、情報提供、庁舎の適切な維持・管理と建て替えなど、総合的な行政サービスの向上に努めます。また、情報セキュリティ・個人情報保護の徹底、情報化推進体制の強化、情報システムの運用管理の強化などにより、ITを活用した行政事務の効率化と市民サービスの向上に努めます。

行政内における適正な機構改革と人員配置、職員の育成、部局横断的な取組などを図りつつ、多様な任用形態の検討、適切な外部委託、「指定管理者制度^{※1}」の拡大と「PFI^{※2}」の検討などの民間活力の活用を推進します。

また、市独自の施策を検討・実施していくとともに、市民サービスの効率的・効果的な提供のため、周辺自治体との広域連携の強化も図ります。

○行政サービスの提供状況

本市では、庁舎のほか、中央公民館や中央図書館、「わくわく児童館」「真嘉部コミュニティセンター」や学校・保育所などの各種公共施設において、各種の行政サービスを提供しています。また、沖縄県や豊見城市社会福祉協議会、NPOなどの関係機関による行政サービスの紹介や連携による事業も実施しています。

市役所の窓口サービスについては、「いきいきフレッシュアップ運動」や「窓口業務時間の見直し」などのほか、中央公民館や中央図書館の開館時間の延長を行っています。

市庁舎は、民間建物であったものを改修して使用していますが、建築から26年が経過し建物や施設の老朽化が進行していることから、庁舎と設備の維持・管理を実施しています。安全性の確保を第一に市民の利用に当たっての利便性などの確保、職員の業務能率の向上、避難所としての機能の確保などの観点から、建替えを含めた今後のあり方を検討する必要があります。

人口増加や高齢化の進行などにより、市民の行政サービスへのニーズはさらに高まり、また多様化することが予想されることから、様々な視点から行政サービスを充実していく必要があります。

○行政サービスの電子化に向けて

情報通信技術の発展と情報通信ネットワークの普及により、本格的な高度情報化社会の到来が現実のものとなりつつあります。豊見城市においても、全ての市民がこの高度情報化の恩恵を享受できるようになることが大切であり、行政サービスの高度化、行政運営の簡素化・効率化、地域連携の活性化等を図るため、便利で効率的な電子自治体^{※3}の構築が求められます。

○行政組織の状況

本市の職員数は、平成22(2010)年4月現在で369人です。「最小の経費で最大の効果を実現」するために定員管理を実施して効率的な人員配置を進めてきた結果、類似団体よりもかなり少ない職員数を実現しています。しかし、今後は「地域主権改革」に伴う権限移譲の進展によって業務量が增大していくことが予想されるなか、現在の職員数で対応していけるのか検証していく必要があります。

本市の行政機構は、6部(総務部・企画部・市民健康部・福祉部・経済建設部・水道部)と消防本部などの部局から構成されていますが、これらと独立して、教育委員会をはじめとする行政委員会を設置しています。

「中央集権」から「地域主権」への時代の変化を控え、新しい「地方の役割」に対応できる体制づくりが大きな課題となっています。

【用語解説】

※1 指定管理者制度：行政に代わって指定された民間事業者等が公共施設の管理を行う制度

※2 PFI：Private Finance Initiative 公共施設において、従来のように公共が直接整備せずに民間資金を利用し民間に施設整備と公共サービスの提供をゆだねる手法

※3 電子自治体：ITを利用して、様々な行政事務手続きを効率化し、住民の利便性向上を図った地方自治体

○人材育成の必要性

本市では、平成 18 年（2006 年）2 月に「豊見城市人材育成基本方針」を策定し、全職員の「市民への奉仕者」としての意識を高め、適切な人員配置や異動、研修、自己研さん、健康管理などに努めています。

研修については、市独自の研修のほか、「自治研修所」や「全国市町村アカデミー」などの研修所への職員派遣も行うとともに、職員の資質の向上のため、「人事評価システム」の全庁的な導入に向けて平成 22 年度（2010 年度）から一部試行を開始しています。

また、職員の給与や定員管理などの状況を「豊見城市人事行政運営等の状況」として毎年度公表しています。

職員の意識や能力の向上は、行政サービスを向上させるうえでの前提であり、引き続き、人材の育成に努めていく必要があります。

○民間活力導入の必要性

行政と民間の適切な役割分担の下、各種の事業を進めていくことは、社会的な要請となっており、民間活力を効果的に活用していくことが今後も求められます。

また、本市の公共施設については、平成 22 年度現在、27 施設で指定管理者制度を導入しています。

○広域連携の検討

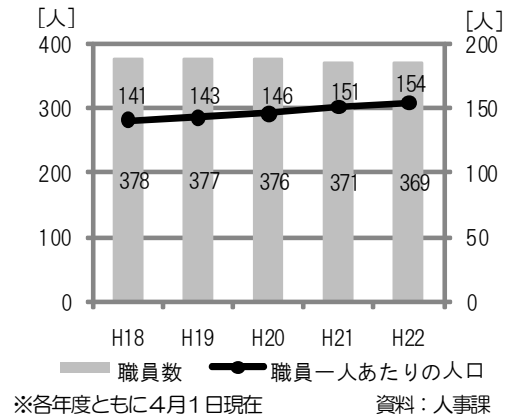
地方行政には、市が単独で進めるよりも、周辺の市町村と連携して行うことが望ましい分野が存在します。

本市は、現在糸満・豊見城清掃施設組合や南部広域行政組合、南部広域市町村圏事務組合などの広域的な組織に加入しており、ごみやし尿の処理、広域的なごみ処理一元化施設建設に関わる事務を広域的に取り組んでいます。

また、3市3町による「南斎場（仮称）」建設に向けて新たな協議が進んでいます。

さらに、沖縄県消防広域化推進協議会に参画し、消防広域化に向けての具体的な取組を進めています。

市役所職員数の推移



指定管理者制度の活用施設一覧

1	翁長共同利用施設
2	伊良波共同利用施設
3	上田地区コミュニティ供用施設
4	平良地区コミュニティ供用施設
5	豊見城地区コミュニティ供用施設
6	長嶺児童クラブ
7	饒波農業集落多目的集合施設
8	饒波農村公園
9	空の駅瀬長島物産センター
10	瀬長共同利用施設
11	田頭共同利用施設
12	宜保地区コミュニティ供用施設
13	根差部地区コミュニティ供用施設
14	豊見城市改良住宅及び地区施設
15	豊見城市と根漁港
16	渡嘉敷農村公園
17	保栄茂馬場公園
18	豊見城市と根体育施設
19	平和台共同利用施設
20	与根共同利用施設
21	高安地区コミュニティ供用施設
22	我那覇地区コミュニティ供用施設
23	豊見城市地或活動支援センター
24	座安集落多目的共同利用施設
25	座安農村公園
26	翁長馬場公園
27	豊見城市立瀬長島野球場

※平成 22 年度現在

資料：管財検査課

(1) 行政サービスの充実

市民への行政サービスをより迅速・正確・適切なものとするため、全般的な改革を継続していきます。個別の相談窓口の充実や、総合相談窓口の新設の検討、県などの相談窓口との連携の強化と適切な役割分担を図るなど、行政窓口でのサービスをさらに改善します。

市民サービスの利便性の向上を図るため、インターネットをはじめとする IT を活用した市ホームページの充実による電子的な情報の提供と意見聴取などを推進します。

市庁舎や設備の効率的な維持・管理とともに、市庁舎の建て替えの検討を継続します。市民要望などを踏まえて、フロア構成のあり方などについても随時検討を行います。

(2) 行政事務の電子化の推進

電子自治体を推進するため、情報セキュリティ・個人情報保護の徹底、情報化推進体制の強化、情報システムの運用管理の強化などにより、IT を活用した行政事務の効率化に努めます。

また、情報システム間の連携を容易に実現するシステム共通基盤の構築により、システムの標準化と他自治体との共同化を進めるとともに、共有型「GIS^{*4}」の検討を行います。その際には、情報セキュリティ保護（情報漏洩の防止等）に留意します。

(3) 機構改革と人事管理・人材育成

本計画に基づき、「地域主権」時代の到来を始めとする社会情勢や市民ニーズの変化に対応できる体制づくりに向け、組織機構のあり方や適正な人員配置と職員数を検討します。また、「縦割り行政の弊害」を減らすため、部局横断的な取組に努めます。事業によってはプロジェクトチーム等を編成し機動的に対応します。

人材育成については、スペシャリスト（専門職）の養成による専門性の向上と、幅広い知識や技術の向上を両立させた行政職員の育成を推進します。また、職員の研修機会の充実を図り、民間意識を吸収する体制を構築することで、職員意識の啓発に努めます。

適材・適所の人材配置や職員の資質向上を図るため、能力・意欲・達成度などを総合的に評価する「人事評価システム」を充実します。

マナー研修



(4) 民間活力の活用

行政経費の削減とともに、行政運営の効率・効果を高めるため、期間や目的を限定した職員の雇用など、多様な任用形態を検討・実施します。民間事業者や市民団体、NPO法人（特定非営利団体）などの市民力を行政に活用していくとともに、専門性などを必要とする場合においては、外部委託などを実施します。

公共施設の運営管理などにおいては、「指定管理者制度」の拡大とともに、PFIの導入についても検討します。

(5) 周辺市町等との広域連携

自律的な都市、南部地域の広域連携拠点都市への成長を目標にしつつも、市民サービスの効率的・効果的な実施のため、南部広域行政組合や糸満・豊見城清掃施設組合などの広域的組織と連携するとともに、最終処分場や「南部広域圏南斎場」の建設などの広域事務事業を推進します。

その他、周辺市町と連携し、観光・産業・企業立地・公共交通・消防・職員人事・公共施設建設など、本市だけでは対応できない課題への対策を検討します。また、周辺市町との情報の交換、共有化を推進します。

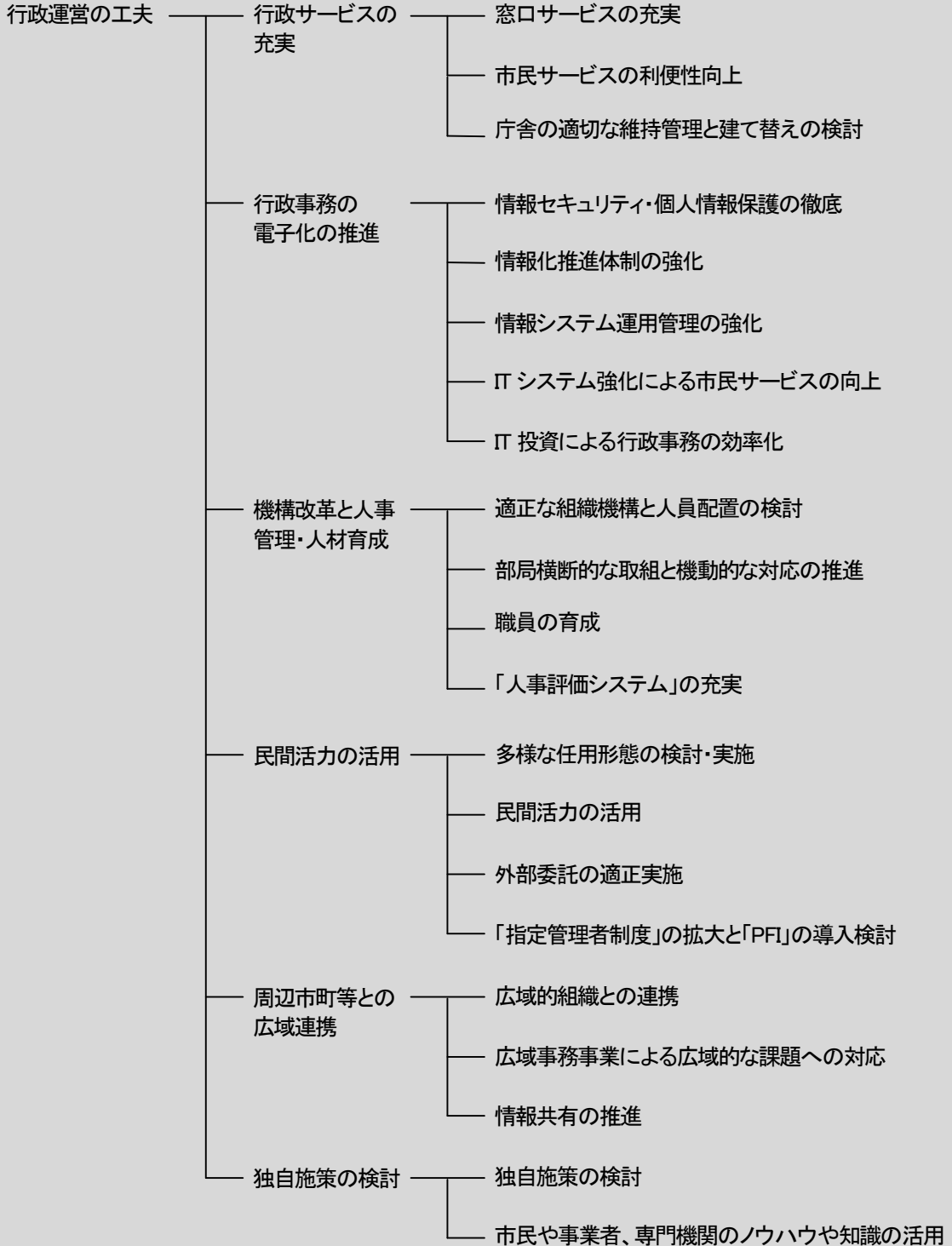
【用語解説】

※4GIS：Geographical Information Systems 地理情報システムの略で、様々な地理空間情報を重ね合わせて表示するためのシステム

(6) 独自施策の検討

地方分権社会における自治体間の競争の激化に対応するため、本市の独自施策を検討・実施していきます。市民や事業者、市民団体などのノウハウや知識の行政施策への活用を検討するとともに、大学やシンクタンク（研究機関）などとの連携を図ります。

施策の体系



目標指標	実績値	2015年目標値	2020年目標値
市ホームページにおける各課ページ開設数	85.3%	100.0%	100.0%

基金の積立て、波及効果の高い事業への集中投資、柔軟で段階的な開発などにより、長期的視点に立った計画的で、選択と集中による財政運営を推進します。また、財政状況の把握・分析、将来予測を行い、健全な財政運営に努めます。

現在実施している事業評価を継続し、適切な進行管理に努めます。第三者機関による評価なども継続し「マネジメントサイクル（管理工程）」の確立に努めます。

また、既存の税収の確実な確保と並行して、市独自の課税制度や受益者負担制度などについて研究し、導入の可能性を検討します。

○計画的な財政運営の必要性

全国的に厳しい経済状況にあるものの、着実な人口増加による税収増と徹底した行財政管理により堅実に主要な財政指標は推移しています。

本市の「歳入」「歳出」額は、平成 22（2010）年度の当初予算額は約 281 億円で、「一般会計」約 179 億円、「特別会計」約 84 億円、「公営企業会計」約 18 億円となっています。

しかし、公共施設の建て替えなど今後の財政支出の増加も予測されるため、長期的な視点に立った計画的な財政運営が求められます。

○行財政評価の重要性

行財政状況と推移を的確に把握し、継続的に評価を行なっていくことが、行政の重要課題となっています。

本市では、市の実施する主要事業に関する評価（「豊見城市事業評価」）を実施しており、一次（市役所内部）及び二次（「豊見城市事業評価委員会」）の評価を行い、その有効性の検討を行い、事業の改善に努めています。

今後は、こうした評価体系に沿って、さらに各種評価の継続と充実にも努めていくことが求められます。

○財源確保のための工夫

租税に関わる制度は極めて複雑ですが、「国税」と「地方税」に大別されます。今後の「地方分権」の進展とともに、税源の委譲も行われる可能性があるため、独自の財源確保の可能性を検討することも求められます。

主要財政指標の状況

	財政力指数	経常収支比率	実質公債費比率	将来負担比率	ラスパイレース指数
豊見城市	0.52	86.9	14.9	58.2	96.5
沖縄県	0.30	94.4	11.4	122.7	96.0
全国市町村平均	0.55	91.8	11.2	92.8	-

※平成 21 年度（2009 年度）

資料：総務省

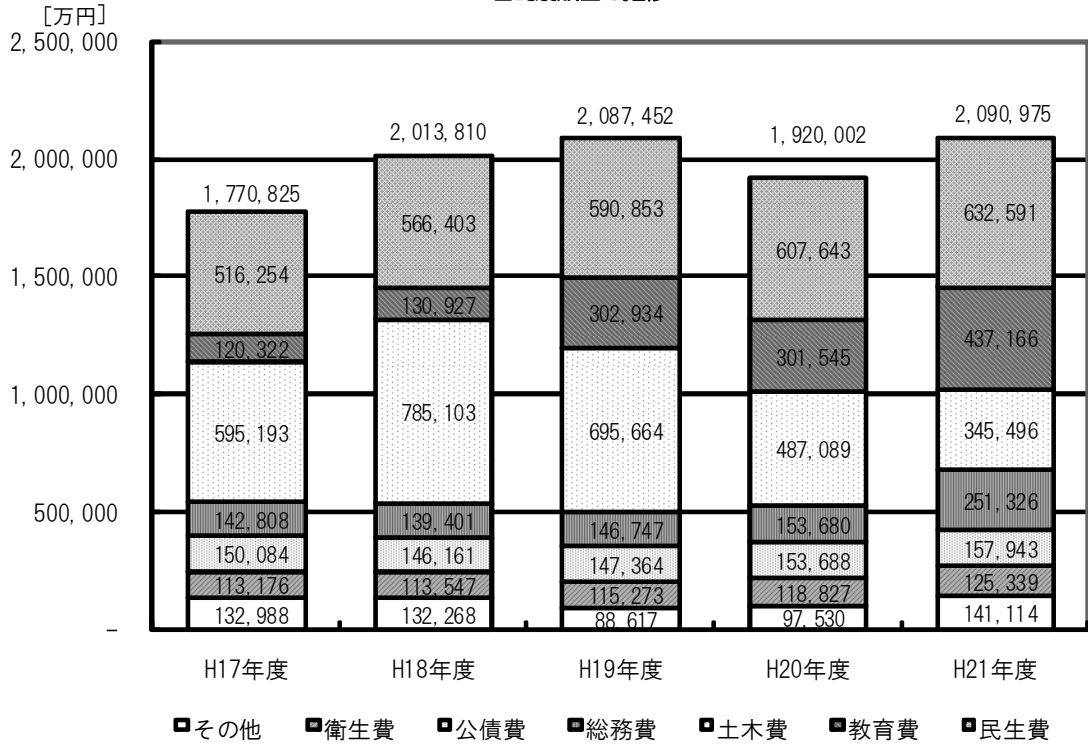
主要な財政指標の動向

指標	本市の状況
財政力指数（財政面での強さ）	○近年、安定した伸び ○人口増や新築物件増などによる税収増のほか、市税徴収の向上の取組の成果もみられる ○類似団体平均をわずかに下回る
経常収支比率（財政の余裕度・弾力性）	○事務事業の見直しや補助費等の削減の効果がみられる ○類似団体平均を上回る ○生活保護費などの扶助費比率の伸びが大きく、今後の悪化が懸念される
実質公債費比率（借金を返済するための負担の度合い）	○普通建設事業費に係る公債費償還や廃棄物処理事業の償還にかかる負担金により高水準 ○類似団体平均をわずかに上回る ○今後も増加する見込み
ラスパイレース指数（国家公務員の給与を 100 とした場合の地方公務員の給与水準）	○類似団体平均を下回る
人口一人当たり人件費・物件費等決算額（人口一人当たりの公務員給与や施設の管理費等）	○特別職報酬や各種手当の削減、施設の維持管理の一部に「指定管理者制度 ^{※1} 」を導入するなど経費を軽減した成果がみられる ○類似団体平均を大きく下回る
人口一人当たり地方債現在高（人口一人当たりの借金の残高）	○地方債発行の抑制により少ない ○類似団体平均を大幅に下回る ○学校建設や公営住宅建設等の事業実施により今後は増加が予想される
人口 1,000 人当たりの職員数	○平成 15（2003）年度以降、定員削減を実施 ○類似団体の平均を大きく下回る

【用語解説】

※1 指定管理者制度：行政に代わって指定された民間事業者等が公共施設の管理を行う制度

目的別歳出の推移



※各年度ともに決算期

資料: 財政課

歳入・歳出の推移

単位: 百万円

	H17		H18		H19		H20		H21	
	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出
総額	29,410	29,212	31,997	31,353	34,345	34,034	29,221	28,325	30,545	30,398
一般会計	16,122	15,820	18,249	17,719	18,431	18,138	18,113	16,975	19,850	19,444
特別会計	11,759	11,823	12,180	12,088	14,427	14,368	9,712	9,735	9,143	9,121
国民健康保険事業	4,572	4,670	5,238	5,198	5,866	5,860	5,493	5,639	5,805	5,923
老人保健事業	2,921	2,938	2,790	2,773	2,785	2,806	293	287	9	10
後期高齢者医療	—	—	—	—	—	—	202	201	228	224
下水道事業	1,428	1,425	979	961	1,038	1,021	814	788	901	893
育英会	17	14	13	12	11	10	10	9	11	10
農業集落排水事業	10	10	8	12	18	17	19	18	21	20
土地区画整理事業	1,123	1,101	687	669	1,897	1,850	571	486	594	482
住宅地区改良事業	1,688	1,665	2,466	2,462	2,812	2,804	2,310	2,307	1,574	1,559
公営企業会計 (水道事業)	1,529	1,569	1,568	1,546	1,487	1,528	1,396	1,615	1,552	1,833
収益的収支	1,301	1,232	1,380	1,228	1,337	1,259	1,340	1,274	1,367	1,262
資本的収支	228	337	188	318	150	269	56	341	185	571

※各年度ともに決算期

資料: 財政課

(1) 計画的な財政運営に向けての取組

公平でより効率的な財政運営の運営に向けて、地方主権や沖縄振興政策などの国や県などの動向に留意しつつ、高齢化の進行と将来的な人口の伸びの鈍化、経済情勢の悪化の可能性などを考慮しつつ、中・長期的な財政計画を策定し、選択と集中による財政運営を実施するとともに、民間活力の導入に努め、効率的で効果的な予算編成と執行を行います。また、財源の安定確保に努めるとともに、独自財源の確保に向けて検討を行います。

(2) 行政評価の充実

現在実施している事業評価を継続し、施策や政策レベルの効果と進捗の評価、その進行を管理します。実施手法においても随時検証し、必要に応じて見直します。また、内部評価のみならず、外部機関などの第三者による評価を実施し、市民に分かりやすい客観的な評価となるよう努めます。

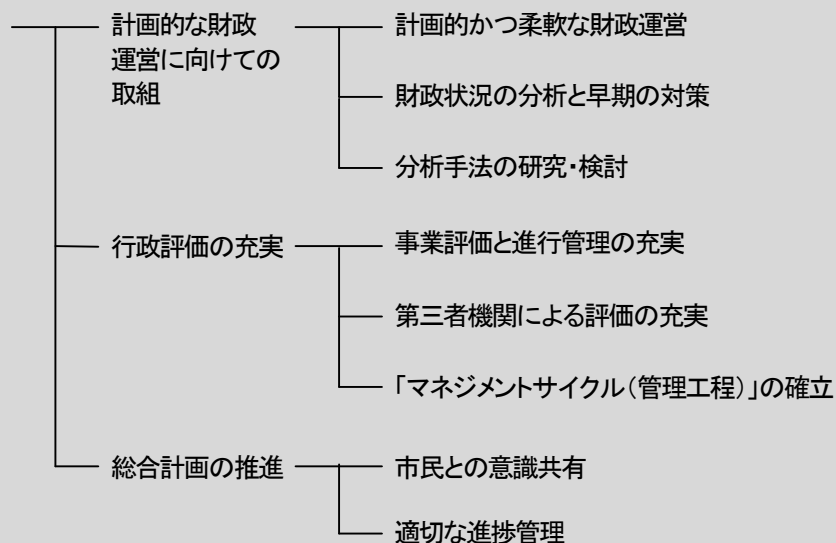
これらの取組により「Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）」という「マネジメントサイクル（管理工程）」の確立に努めます。

(3) 総合計画の推進

市民と行政の意識の共有化を図るため、市民に向けて総合計画を周知するとともに、職員が総合計画への認識を深めるための取組を行い、各種施策の展開や適切な進捗管理を実施していきます。

施策の体系

行財政の
進行管理



資料編

1	豊見城市の概況	150
1-1	市の沿革	150
1-2	自然条件	151
1-3	社会経済等の状況	152
2	計画策定の経緯	159
3	第4次総合計画策定方針	162
4	市民会議名簿	166
5	振興計画審議会名簿	166
6	振興計画審議会に関する規則	167
7	振興計画審議会への諮問文	168
8	振興計画審議会からの答申文	169

1 豊見城市の概況

1-1 市の沿革

(1) 間切時代

琉球の歴史書「球陽」によれば、14世紀の前半に沖縄本島で三山の対立が明確になったとき、南山王に従った地方の中に「豊見城」の名が記されています。南山王の従弟汪応祖（ワンオウソ）によって「漫湖」を眺望する丘陵地に築かれたグスクを「とよみ^{ぐすく}城」と美称したことに由来し、時代の変化とともに「とみぐすく」と呼ばれるようになったといわれています。豊見城は中山に対する南山の要衝地として重要な位置を占めており、地名の由来をもつ「豊見城グスク」をはじめ、各所に城塞が築かれました。当時の豊見城間切は、現在の市域以外に那覇市、糸満市、八重瀬町の一部をも含めた大きな領域をもつものでした。

豊見城市域の村々は明治5（1872）年に琉球藩、明治12（1879）年には廃藩置県により沖縄県の所管となりました。その後、明治29（1896）年から11年間で郡区が編成され、区及び間切に特別の自治機関が設けられると、豊見城は「島尻郡」に所属することとなりました。明治30（1897）年には沖縄県間切島吏員規則が公布され、豊見城間切番所は豊見城間切役場と改称されました。

(2) 村制の施行と沖縄戦への突入

明治41（1908）年、島嶼町村制により間切・島が村（そん）に、村（むら）が字と改称されると、豊見城間切の豊見城・地覇・志茂田・座波名・喜久嶺・保栄茂・翁長・高良・高入端・良長・真嘉部の11字をもって「豊見城村」が誕生しました。大正9（1921）年には一般市町村制が施行され、近代的な町村自治が開始されました。明治から大正の豊見城は、政府が糖業の奨励政策をとっていたこともあり、純粋な農村としてサトウキビなどの栽培に取り組みました。

昭和16（1941）年12月に太平洋戦争が開戦すると、昭和20（1945）年4月1日には米軍の本島中部への上陸により沖縄戦が本格的に始まります。5月下旬、戦線の南下に伴い、村内に留まっていた住民も大部分が島尻南部へと避難しましたが、激しい弾雨の中をさまよひ、多くの人命が失われました。沖縄戦で日本海軍司令部壕が築かれた豊見城では、日本海軍沖縄方面根拠地隊が米軍との戦闘の中で全滅し、村内は焦土と化しました。この時、真玉橋や豊見城城跡など古くから伝わった多くの文化財も失うこととなりました。

(3) 戦後の復興と急速な都市化

昭和20（1945）年8月にわが国は降伏し敗戦を迎えます。灰じんに帰してしまった本市ですが、住民たちは、それぞれがかつて暮らした地に戻り、生活の再建に向けての努力を開始します。そして、本土復帰までの27年間を、米軍の占領地下の中で村の復興にまい進しました。

戦前、県内最大の野菜産地の一つであった本市も、昭和47（1972）年の本土復帰をきっかけに、大きく変容します。那覇市を中心とした中南部への人口集中に伴い、那覇市から近隣市町村へ密度の低い市街地が拡大していきます。本市においても、昭和40年代から50年代にかけて、豊見城団地や上田団地、渡橋名団地などの建設にみられる大量の住宅供給を中心とした都市開発が行われ、急速な都市化と人口の増加がみられました。

一方で急速な都市化は、スプロール化（無秩序な開発による低密度な市街地の拡大）や住・商・工の

用途が混在した市街地を生じさせるとともに、都市の核となる中心市街地の形成に課題を残すこととなりました。そのため、本市の顔としての都市機能核の形成と、さらなるスプロール化の抑制を目的として、村役場が立地し、消防署やJA、商業業務施設などの公共公益施設が集積した上田交差点周辺地域（豊見城・宜保・中心市街地）において土地区画整理事業が計画されました。

(4) 財政難の打開とさらなる都市成長

平成2年（1990年）、わが国はバブルの崩壊を迎えました。景気後退や地価下落など、社会経済状況が劇的に変化する中、全国の地方自治体と同様、本市も深刻な財政難に直面し、平成11（1999）年には「財政非常事態宣言」を発するに至りました。その後、本市は行政改革に取り組み、一定の成果を上げたものの、中心市街地土地区画整理事業については、財政上の理由による計画見直しに際し、地権者の合意形成が困難になったことから平成21（2009）年3月に中止となりました。

一方で、豊見城及び宜保土地区画整理事業や、住居施設と観光・リゾート・商業施設などが調和した豊崎地区における事業などが調順な進展をみせ、平成12（2000）年までに本市は人口5万人規模に発展しました。平成14（2002）年には市制施行を果たし、現在においても新規企業の進出や新たな住宅建設などにより、その成長力は高い水準を維持し続けています。

1-2 自然条件

(1) 位置と地勢

本市は、北緯26度10分、東経127度40分の地点にあって沖縄本島南西部に位置しています。最高地点である108.6mの高嶺丘陵域をはじめ、嘉数丘陵域、豊見城丘陵域、これら間に広がる平地部とで構成され、西は東シナ海に面し、北は那覇市、東は南風原町及び八重瀬町、南は糸満市と接しています。県都那覇市とは国道331号で結ばれており、那覇空港からは車で15分ほどとなっています。また、市内には「豊見城インターチェンジ」及び「豊見城・名嘉地インターチェンジ」があり、本県を縦断する「那覇空港自動車道」へのアクセスも容易となっています。

面積は19.45k㎡で、沖縄県面積の0.85%を占めています。野菜や果樹を中心とした農業生産地域と都市近郊住宅地の性格を有する都市です。

亜熱帯海洋性気候に属し、黒潮の影響を受けるため四季を通じて温暖多湿です。熱帯性及び温帯性植物が多く生育する環境となっています。台風の主要進路にあたる「台風常襲地帯」となっており、猛烈な暴風雨による被害を多く受けることも少なくありません。

(2) 豊見城市の自然

本市は、市土の東側一体に緩やかな起伏をもつ3つの丘陵に囲まれ、その間をぬうように長堂川、饒波川が流れ国場川に合流し、また、保栄茂川が沿岸域へと流れています。

こうした緩やかな丘陵と各河川水系を中心とした森林、原野、肥沃な土壌に恵まれた農用地がなだらかに沿岸域へと広がり、丘陵域から農用地にかけて「緑の帯」となっています。

豊見城丘陵には、かつて琉球三山分立時代の城塞として築かれた「豊見城グスク」があり、ヤブニッケイやハマユビワ、オオバギといった樹種を中心とした自然林の豊かな緑に包まれています。その眼下には「国場川」を水系とした「漫湖」が広がり、河口付近にはメヒルギやヤエヤマヒルギなどのマングローブをはじめとする豊かな熱帯・亜熱帯植物が群生しています。この一帯は、湿地保全を目的とした国際

条約である「ラムサール条約」(「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といい、湿地の保存に関する国際条約。水鳥を食物連鎖の頂点とする湿地の生態系を守る目的で、1971年2月2日に制定され、1975年12月21日に発効した。)に登録されている(1995年5月)極めて貴重な湿地帯となっています。東シナ海沿岸には、約2~3kmにわたる遠浅の「イノー礁池」が発達した海岸があり、その沿岸にある緑に覆われた小高い瀬長島は、スポーツやレクリエーションの場として、地域住民に広く親しまれる場所となっています。

本市は鳥類の良好な生息地となっており、「饒波川」や「漫湖」の干潟、瀬長から与根海岸の干潟、豊崎の干潟、河口の遊水池などの水辺に野鳥が飛来・生息しています。主に沖縄で冬を越す“冬鳥”が観察されており、貴重種であるクロツラヘラサギ、セイタカシギ、コサギ、ミフウズラ、シロチドリ、コアジサシなどが確認されています。分布範囲も広く、湿地帯を中心に、一部は河川沿いに内陸部へと及びます。これらの鳥類は、干潟に生息するゴカイをはじめとする「底生生物」などを餌としており、この底生生物が干潟に流入する有機物やマングローブの落ち葉などを栄養源とし、食物連鎖が形成されています。しかし、近年では「漫湖」周辺のマングローブの増加に伴い干潟の陸地化が進み、渡り鳥の飛来数が減少してきています。

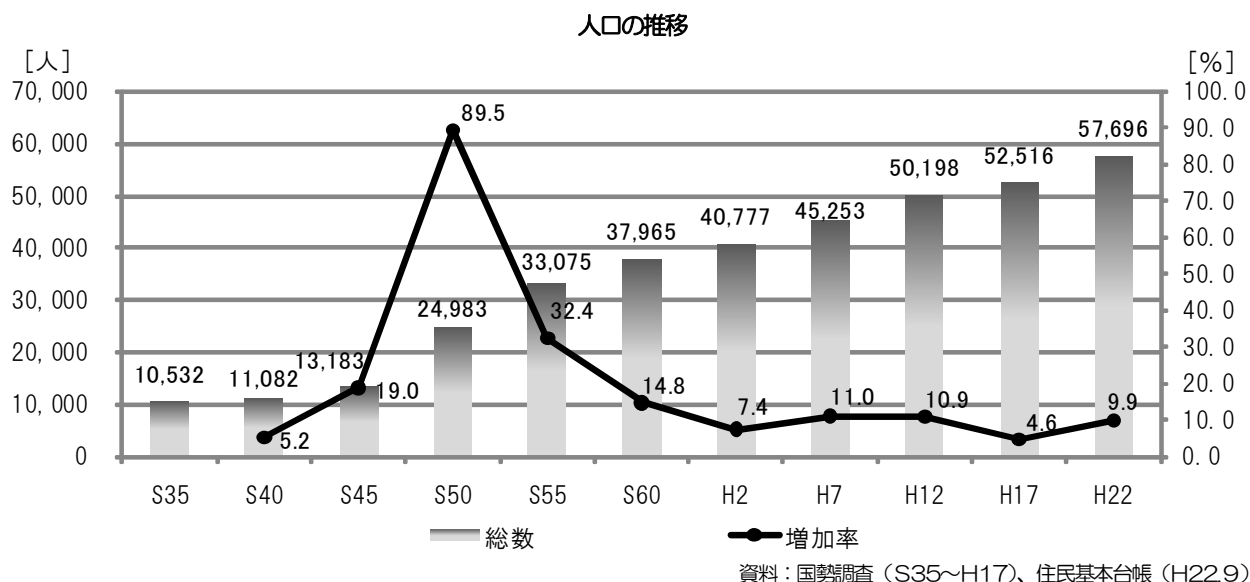
1-3 社会経済等の状況

(1) 人口と世帯数

① 緩やかな人口増の継続

本市の人口は、昭和35年以降の我が国の高度経済成長とともに、昭和40年代前半の第二次ベビーブームや、昭和47(1972)年の本土復帰、昭和50(1975)年の沖縄海洋博覧会の開催等の社会的影響を受け、豊見城団地建設などの宅地開発を進めたことで、都市圏域の拡大や人口流入により、急激な増加を見せました。

近年においては、全国的な少子高齢化の影響により人口増加率は減少しているものの、沖縄県特有の高い出生率による安定した自然増と、豊見城・宜保土地区画整理事業や豊崎地区の開発により、全国及び沖縄県の平均と比較しても、高い増加率と人口増を維持してきたことにより、本市の現在の総人口は、平成22(2010)年9月末現在の住民基本台帳によると、57,696人となっています。



②単独・核家族世帯を中心とした世帯数の増加

本市の世帯数は、直近の10年間で約5,000世帯増加し、平成22(2010)年9月現在21,193世帯となっています。人口の増加率を上回る割合で増加したことで、世帯当たり人員は2.72人/世帯まで減少しています。

世帯構造からみると、平成17(2005)年度では核家族世帯が71.1%と最も多い割合を示していますが、近年では、三世帯世帯の減少と単独世帯の割合の増加がみられます。この傾向は、全国及び沖縄県全体平均の動きの方が顕著であり、核家族世帯と三世帯世帯を合計した(いわゆるファミリー世帯の)割合は本市の方が約10%多く75.8%となっています。

③他市町村と比較して非常に緩やかな少子高齢化

全国的な少子高齢化の流れは本市にもみられます。直近の10年間で年少人口は約1.1%減少し平成22(2010)年9月末現在で19.8%、老年人口は約3.4%増加し13.5%となっています。

しかし、沖縄県の平均及び全国平均と比較すると、非常に緩やかな動きとなっており、平成22年9月の全国平均と比較すると年少人口は約6.5%多く、老年人口は約9.6%少ない状況となっています。

(2) 産業構造

①労働力人口の増加と景気悪化等による完全失業者割合の増加

本市の平成17(2005)年度における15歳以上人口は総人口の79.7%を占める41,837人で、このうち、労働力人口は61.1%の25,545人、非労働力人口は36.1%の15,126人となっています。総人口の増加に伴い労働力人口も増加しており、15年間で7,699人増加しています。沖縄県平均と比較すると、老年人口の割合が少ないこともあり、労働力人口の割合が約4%多くなっています。

労働力人口のうち、88.7%を占める22,545人が就業者で、11.3%に当たる2,891人が完全失業者となっており、沖縄県平均とほぼ同水準となっています。本市においては、就業者の割合は減少傾向にある一方、完全失業者の割合は増加傾向にあり、15年間で約5%増加しています。

労働力の推移

単位：人、%

	豊見城市								沖縄県	
	H2		H7		H12		H17		H17	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
総人口	40,777	100.0	45,253	100.0	50,198	100.0	52,516	100.0	1,361,594	100.0
15歳以上人口	29,063	71.3	33,992	75.1	39,247	78.2	41,837	79.7	1,106,943	81.3
労働力人口	17,846	(61.4) 100.0	21,549	(63.4) 100.0	23,901	(60.9) 100.0	25,545	(61.1) 100.0	635,849	(57.4) 100.0
就業者	16,657	93.3	19,627	91.1	21,831	91.3	22,654	88.7	560,477	88.1
完全失業者	1,189	6.7	1,922	8.9	2,070	8.7	2,891	11.3	75,372	11.9
非労働力人口	11,182	(38.5) 100.0	12,434	(36.6) 100.0	14,854	(37.8) 100.0	15,126	(36.1) 100.0	422,417	(38.2) 100.0
家事	5,305	47.4	5,724	46.0	6,553	44.1	6,432	42.5	163,362	38.7
通学	3,723	33.3	3,862	31.1	3,794	25.5	3,475	23.0	87,013	20.6
その他	2,154	19.3	2,848	22.9	4,507	30.3	5,219	34.5	172,042	40.7

※15歳以上人口には労働力不詳含む

資料：国勢調査

②第三次産業を中心とした就業者構成の確立

本市の平成17(2005)年度における産業別就業人口をみると、第一次産業が4.7%、第二次産業が14.9%、第三次産業が79.0%と、沖縄県平均とほぼ同様に、第三次産業の割合が高くなっています。第一次産業及び第二次産業の就業者数及びその割合が近年減少傾向にあるのに対し、第三次産業は就業者数・割合ともに増加しています。

業種別にみると、卸売・小売業が 19.1%と最も多く、次いでサービス業が 14.5%、医療・福祉が 11.6%と続いています。

産業別就業人口の推移

単位：人、%

	豊見城市								沖縄県	
	H2		H7		H12		H17		H17	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
総数	16,657	100.0	19,627	100.0	21,831	100.0	22,654	100.0	560,477	100.0
第一次産業	1,451	8.7	1,304	6.6	1,150	5.3	1,072	4.7	32,873	5.9
農 業	1,387	8.3	1,227	6.3	1,083	5.0	1,015	4.5	29,609	5.3
林 業	2	0.0	2	0.0	5	0.0	-	0.0	154	0.0
漁 業	62	0.4	75	0.4	62	0.3	57	0.3	3,110	0.6
第二次産業	3,157	19.0	3,505	17.9	3,658	16.8	3,377	14.9	91,358	16.3
鉱 業	10	0.1	6	0.0	16	0.1	11	0.0	272	0.0
建設業	1,876	11.3	2,253	11.5	2,453	11.2	2,211	9.8	63,523	11.3
製造業	1,271	7.6	1,246	6.3	1,189	5.4	1,155	5.1	27,563	4.9
第三次産業	12,035	72.3	14,804	75.4	16,859	77.2	17,892	79.0	427,738	76.3
電気・ガス・水道業	85	0.5	110	0.6	136	0.6	113	0.5	3,255	0.6
運輸・通信業	1,493	9.0	1,719	8.8	1,857	8.5	-	0.0	-	0.0
情報通信業	-	-	-	-	-	-	626	2.8	12,391	2.2
運輸業	-	-	-	-	-	-	1,489	6.6	27,080	4.8
卸売・小売業・飲食業	4,075	24.5	4,995	25.4	5,497	25.2	-	0.0	-	0.0
卸売・小売業	-	-	-	-	-	-	4,327	19.1	99,943	17.8
金融・保険業	556	3.3	691	3.5	680	3.1	647	2.9	11,854	2.1
不動産業	203	1.2	227	1.2	251	1.1	266	1.2	6,552	1.2
飲食店・宿泊業	-	-	-	-	-	-	1,343	5.9	45,144	8.1
医療・福祉	-	-	-	-	-	-	2,639	11.6	61,690	11.0
教育・学習支援業	-	-	-	-	-	-	1,084	4.8	30,978	5.5
複合サービス事業	-	-	-	-	-	-	285	1.3	6,222	1.1
サービス業	4,197	25.2	5,422	27.6	6,677	30.6	3,285	14.5	89,628	16.0
公務	1,426	8.6	1,640	8.4	1,761	8.1	1,788	7.9	33,001	5.9
分類不能	14	0.1	14	0.1	164	0.8	313	1.4	8,508	1.5

※平成 17 年度国勢調査より産業分類の変更がある

資料：国勢調査

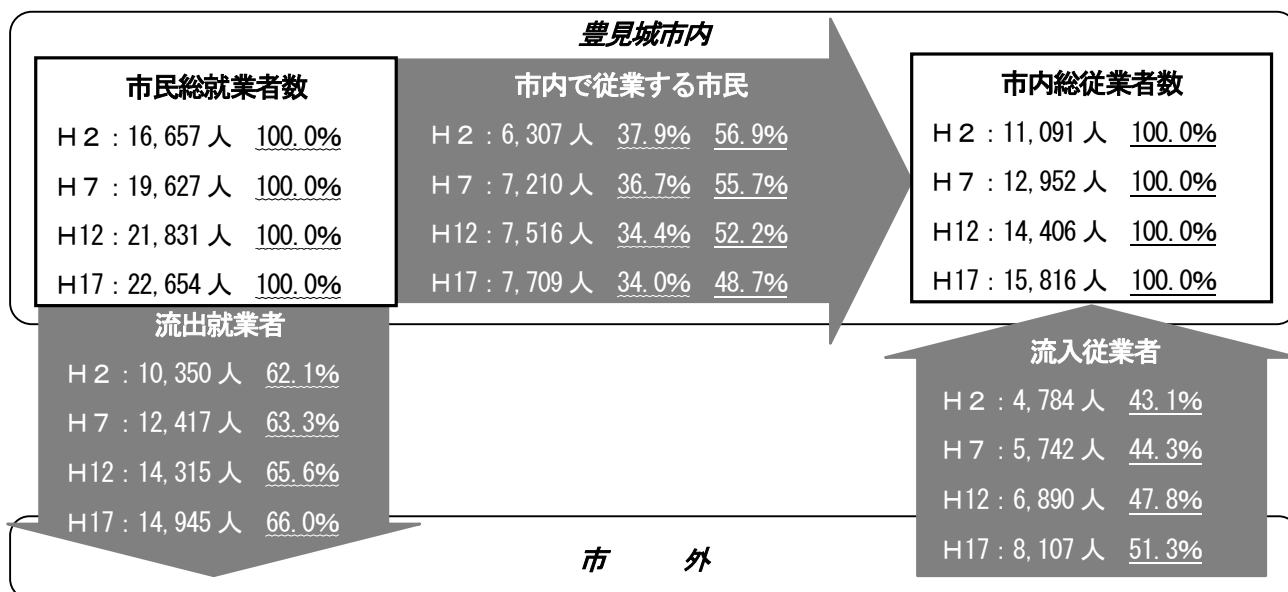
※総数には分類不能の産業を含む

③第三次産業を中心とした就業者構成の確立

本市の平成 17（2005）年度における市民総就業者数は 22,654 人と比較し、市内総従業者数は 15,816 人が少ない状況が続いています。市民総就業者うち、34.0%に当たる 7,709 人は市内で従業していますが、66.0%を占める 14,945 人は那覇市等の市外で従業する流出就業者となっています。本市の市民総就業者数の増加に伴い、市内で従業する市民も市外への流出就業者もともに増加していますが、流出就業者の増加が特に顕著で 15 年間で約 4%増となっています。

一方、市外から本市に従業する流入従業者も増加しています。平成 17（2005）年度において市内総従業者数の 51.3%に当たる 8,107 人となり、市内で従業する市民の割合を逆転するに至りました。

就業者・従業者の流動



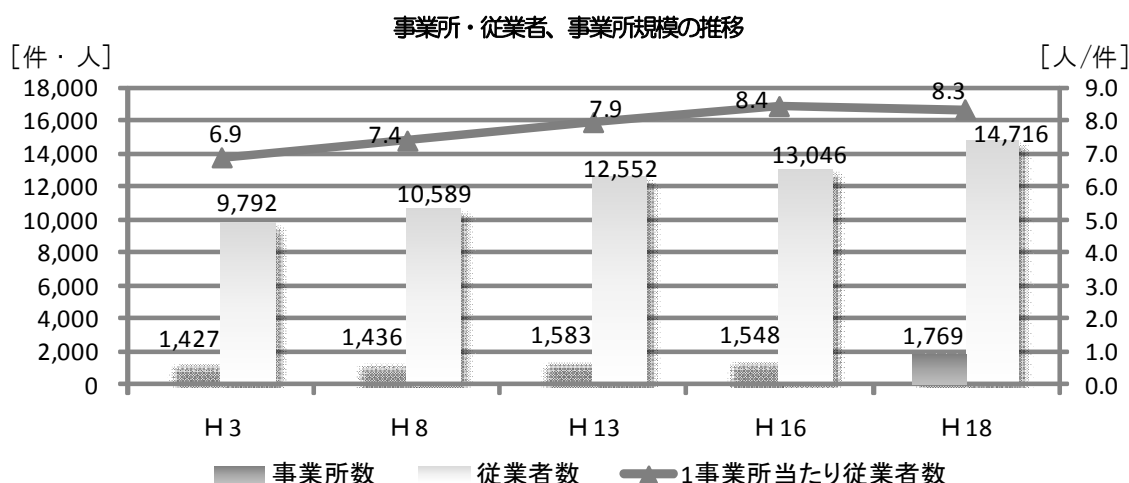
※ ____ は市民総就業者数に対する割合、 ____ は市内総従業者数に対する割合

資料：国勢調査

④豊崎地区を中心とした事業所・事業者の増加

平成 18（2006）年における民営の総事業所数は 1,769 件、総従業者数は 14,716 人となっています。豊崎地区の開発等により近年の 15 年間で総事業所数は 1.24 倍（342 件）、総事業者数は 1.50 倍（4,924 人）に増加となっており、1 事業所当たりの従業員数も増加し事業所規模の拡大がみられますが、近年はその傾向が鈍化しています。

業種別にみると、卸売・小売業が全事業所の 29.8% を占める 527 件と最も多く、次いでサービス業の 20.1%（355 件）、建設業の 12.5%（221 件）となっています。沖縄県平均と比較すると、建設業や製造業、医療、福祉、教育、学習支援業の割合が高く、不動産業や飲食店、宿泊業の割合が低くなっています。



⑤サービス業における市内純生産額の順調な増加

平成 18（2006）年における市内純生産額は 710 億 100 万円と、沖縄県全体の 2.8% を占めています。平成 11（1999）年から 99 億 5,400 円増加（沖縄県に占める割合は 0.5% 増加）し、停滞傾向にある沖縄全体の純生産額の中であって、順調な伸びを示しています。

産業別にみると、第三次産業の割合が83.6%と大半を占めており、近年の市内純生産額の増加も第三次産業の増加によるものとなっています。また、第2次産業の割合が19.8%と沖縄県全体と比較して高いことも本市の特徴です。

業種別にみると、サービス業の割合が最も多く33.3%(236億5,400万円)、次いで建設業が15.5%(110億100万円)、政府サービス生産者が12.6%(89億1,400万円)、不動産業が12.1%(85億8,900万円)、卸売・小売業が11.6%(82億2,700万円)となっています。近年、多くの産業の純生産額が維持または減少している中、サービス業は平成11(1999)年から107億6,300万円増加(約184%増)となっています。

市内純生産額の推移

単位：百万円、%

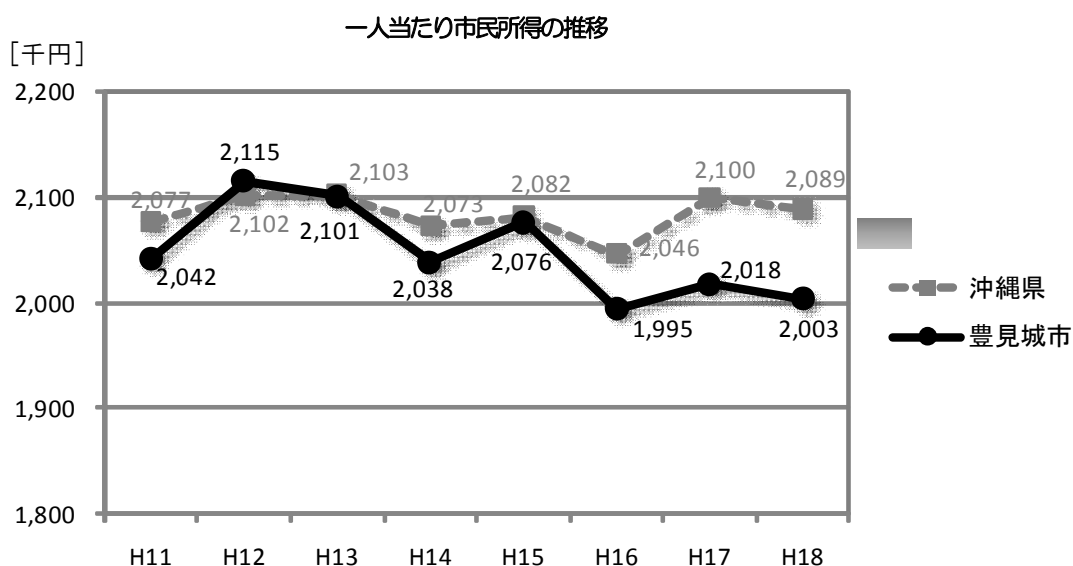
		合計			産業別構成比							
		県比率	増加率	第一次 構成比	第二次		第三次		帰属利子			
					構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比		
豊見城市	H11	61,047	2.3		1,810	3.0	13,855	22.7	48,445	79.4	△ 3,063	△ 5.0
	H12	63,773	2.4	1.04	1,666	2.6	13,810	21.7	51,863	81.3	△ 3,566	△ 5.6
	H13	64,978	2.6	1.02	1,305	2.0	16,171	24.9	51,719	79.6	△ 4,217	△ 6.5
	H14	65,712	2.6	1.01	994	1.5	15,131	23.0	54,002	82.2	△ 4,415	△ 6.7
	H15	66,510	2.6	1.01	1,318	2.0	14,396	21.6	55,059	82.8	△ 4,263	△ 6.4
	H16	65,740	2.7	0.99	1,621	2.5	12,736	19.4	55,467	84.4	△ 4,084	△ 6.2
	H17	67,688	2.7	1.03	1,592	2.4	12,307	18.2	58,142	85.9	△ 4,353	△ 6.4
	H18	71,001	2.8	1.05	1,836	2.6	14,029	19.8	59,392	83.6	△ 4,256	△ 6.0
沖縄県	H18	2,586,800	100.0		56,611	2.2	300,730	11.6	2,377,216	91.9	△ 147,757	△ 5.7

資料：沖縄県市町村民所得

⑥沖縄県平均を上回る減少傾向にある市民所得

平成18(2006)年における市民所得の総額は1,067億8,000万円と、沖縄県全体の3.6%を占めています。しかし、本市の就業者数は増加しているのに対し、平成11(1999)年からの市民所得の総額の推移をみると、わずかながら減少傾向にあります。

また、市民一人当たりの市民所得は200万3千円と、沖縄県平均の208万9千円の95.9%となっています。近年、沖縄県平均及び本市ともに一人当たり市民所得は減少傾向にありますが、本市の減少傾向の方が顕著となっています。



資料：沖縄県市町村民所得

(3) 土地利用の状況

①人口集中地区の高密度化と豊崎地区の開発の進行

平成 20（2008）年における本市の土地利用構成は、畑が 40%、宅地が 31%、原野が 13%、その他が 16%となっています。近年の推移をみると、農地が 6%減少し、宅地が 4%増加しています。

本市北側には、那覇都市圏の拡大により、饒波川沿い等を除き住宅用地を中心とした宅地が広く分布しています。地形的に丘陵地が多く後追いの宅地化が進行したことから、不整形な街区が多くなっています。また、幹線道路沿いを中心に比較的大規模な商業用地や工業用地の分布がみられます。

中央の丘陵地を挟んだ南側の地域や低地が広がる西側の地域は、整備された農地が広がり、地域ごとに昔ながらの農漁村集落を形成しています。

近年では、豊崎地区の埋立てによる開発が進められています。

市街地の形成状況を確認する上での指標である「人口集中地区（DID）」は、昭和 55（1980）年に豊見城団地が要件を満たして以降拡大を続けてきましたが、豊崎地区を除く市街化区域のほとんどの区域を占めるに至ったことから、拡大は止まっています。しかし、「人口集中地区（DID）」の人口増は引き続き継続し、総人口の 69.6%が居住する中、人口密度は増加しており、平成 17（2005）年度では 80.5 人/ha とやや高い状況にあります。

②「都市計画法」「農振法」による土地利用規制・誘導

本市は都市計画法に基づく「那覇広域都市計画区域」に含まれており、北部地域から中央付近に至る広い範囲と豊見城団地、豊崎地区に「市街化区域」が区分されています。また、「市街化区域」には建物の用途や形態等を制限する「用途地域」が指定されていますが、県道沿いや「豊崎地区」を除きそのほとんどが住居系の用途となっています。これらの区域では、豊見城・宜保土地区画整理事業等の市街地開発事業や、道路・公園・緑地・上下水道等の都市施設整備が進められています。これ以外の地域は「市街化調整区域」に区分されていますが、開発許可により散発的な宅地開発が進行しています。

「市街化調整区域」は同時に「農業振興地域の整備に関する法律（農振法）」に基づく「農業振興地域」に指定されています。さらに、原則農業以外の利用ができない「農用地区域」が、土地改良事業等により整備された優良農地を確保するため指定されています。しかし、近年の開発圧力や各地域の集落拡大意向の増加等により、「農用地区域」は減少しています。

③持ち家・民営借家の増加、公営住宅等の需要拡大

平成 17（2005）年度における住宅に住む一般世帯（16,649 世帯）の住宅所有形態をみると、持ち家が 51.3%（8,538 世帯）と約半数を占め、次いで民営の借家が 32.5%（5,414 世帯）、公営・都市機構・公社の借家が 11.1%（1,843 世帯）となっています。

総世帯数の増加に伴い、近年の 15 年間で持ち家が 2,463 世帯増加し、民営の借家が 3,116 世帯増加しています。現時点では、沖縄県平均と比較して公営・都市機構・公社の借家の割合は 4.6%高くなっていますが、総世帯数の増加により需要が拡大すると予想されます。

住宅水準をみると、一世帯当たり延べ面積は 77.8 ㎡/世帯と沖縄県平均の 75.7 ㎡/世帯よりも 2.1 ㎡/世帯広くなっています。しかし、本市の一世帯当たり人員が沖縄県平均よりも多いことから、一人当たり延べ面積では 25.2 ㎡/人となり、沖縄県平均 27.6 ㎡/人と比較すると 2.4 ㎡/人狭くなります。

住宅の所有形態の推移

単位：世帯、%

			住宅に住む一般世帯					間借り	
			主世帯	持ち家	公営・都市機構・公社の借家	民営の借家	給与住宅		
豊見城市	H2	実数	10,765	10,729	6,075	1,855	2,298	501	36
		構成比	100.0	99.7	56.4	17.2	21.3	4.7	0.3
	H7	実数	12,764	12,686	7,034	2,048	3,036	568	78
		構成比	100.0	99.4	55.1	16.0	23.8	4.5	0.6
	H12	実数	15,069	14,889	7,953	2,104	4,171	661	180
		構成比	100.0	98.8	52.8	14.0	27.7	4.4	1.2
H17	実数	16,649	16,404	8,538	1,843	5,414	609	245	
	構成比	100.0	98.5	51.3	11.1	32.5	3.7	1.5	
沖縄県	H17	実数	483,193	474,470	250,228	31,263	182,223	10,756	8,723
		構成比	100.0	98.2	51.8	6.5	37.7	2.2	1.8

資料：国勢調査

住宅水準の推移

単位：世帯、人、人/世帯、㎡/世帯、㎡/人

		住宅に住む一般世帯	住宅に住む一般世帯人員	一世帯当たり人員	一世帯当たり延べ面積	一人当たり延べ面積
		豊見城市	H2	10,765	40,313	3.74
	H7	12,764	44,697	3.50	74.9	21.4
	H12	15,069	49,145	3.26	77.5	23.8
	H17	16,649	51,477	3.09	77.8	25.2
沖縄県	H17	483,193	1,326,968	2.75	75.7	27.6

資料：国勢調査

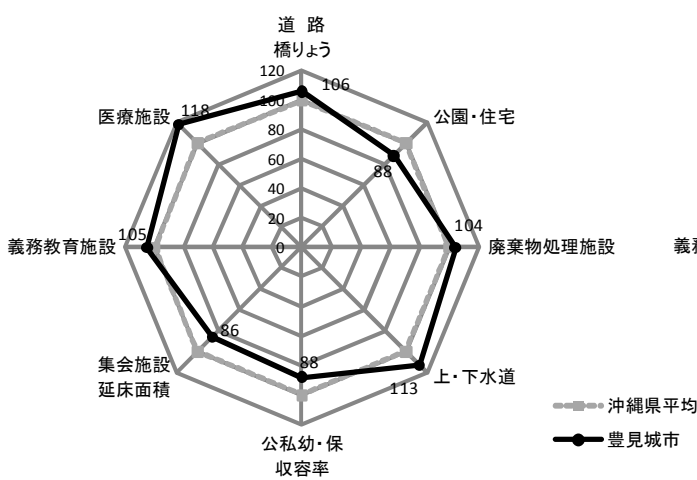
④公園・住宅、公私幼・保収容率の水準が低い

本市の公共施設整備状況を「主な公共施設の整備水準」（平成17年度）で分析します。

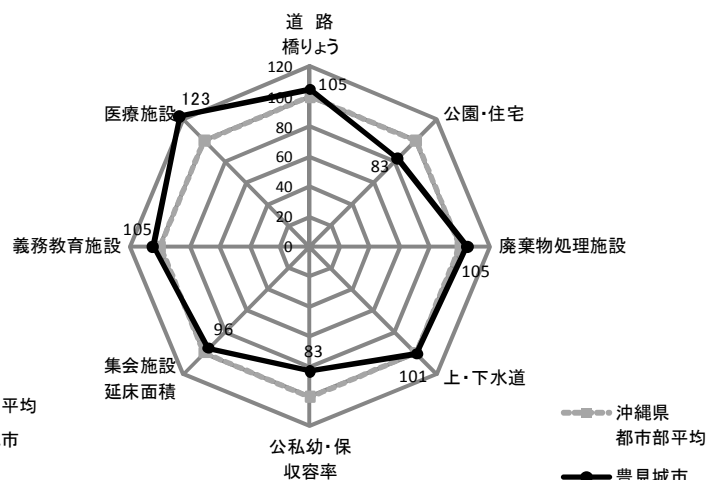
沖縄県平均と比較すると、道路橋りょう、廃棄物処理施設、上・下水道、義務教育施設、医療施設が平均を上回る水準にあるのに対し、公園・住宅、公私幼・保収容率、集会施設延床面積が平均を下回る水準にあります。

また、沖縄県の都市部平均と比較した場合、公園・住宅、公私幼・保収容率の水準の低さが顕著となります。

主な公共施設の整備水準（沖縄県平均を100）



主な公共施設の整備水準（沖縄県都市部平均を100）



資料：主な公共施設整備水準（平成17年度）

2 計画策定の経緯

		市（事務局・庁内組織）の動き	市民の動き
平成 21年	10月	第4次豊見城総合計画策定業務の開始	
	11月	業務計画 庁内評価・市民アンケート実施計画	市民アンケート
	12月	第3次総合計画 庁内施策評価	
平成 22年	1月	現況・課題の整理 基本構想の施策の大綱等の検討	第3回 市民会議 (市民アンケートを踏まえた課題検討)
	2月	庁内策定委員会・専門部会 基本構想の作成作業	第4回 市民会議 (まちづくりの課題と施策の大綱について)
	3月		第5回 市民会議 (部会・座長決定)
	4月		
	5月	基本構想に係る庁内調整会議 (各部別) 基本計画の作成作業	第6回 市民会議 (市内視察)
	6月		
	7月		
	8月	基本計画の各課配布・意見聴取	
	9月	基本計画に係る庁内調整会議 (各課別)	
	10月		
	11月	庁内策定委員会・専門部会	第7回 市民会議 (基本構想について) 第8回 市民会議 (基本構想について)
	12月	第1回 振興計画審議会 (諮問・基本構想について)	4部会別会議 (基本計画について) 第9回 市民会議 (基本計画について)
平成 23年	1月	第2回 振興計画審議会 (基本構想について)	第10回 市民会議 (基本計画について)
		第3回 振興計画審議会 (基本構想・基本計画について)	
		第4回 振興計画審議会 (基本計画について)	
		第5回 振興計画審議会 (基本計画について)	
	2月	庁内策定委員会・専門部会	市民・行政合同会議
3月	第6回 振興計画審議会 (答申) 議決		
		第4次豊見城総合計画策定	

(1) 市民会議の概要

開催回数	実施日時及び会議の概要等
第1回 ※行政との 合同会議	平成21年11月24日(火) 15:00~16:50 場所:豊見城市役所 4階保健センター 内容:基調講演『総合計画について~地域活性化の視点から~』(沖縄国際大学大城保教授) 総合計画策定に向けた取り組みの確認(事務局より)
第2回	平成21年12月16日(水) 15:00~17:10 場所:豊見城市役所 3階第1会議室 内容:市民会議会員認定証交付、総合計画についての勉強会、メンバー自己紹介
第3回	平成22年1月27日(水) 15:00~17:00 場所:豊見城市役所 3階第1会議室 内容:市民アンケート調査結果の概要について(説明及び意見交換) 総括:アンケート結果により得られた市民の満足度を分析したうえで、まちづくりを進めていかなければならない。
第4回	平成22年2月24日(水) 15:00~17:00 場所:豊見城市役所 3階第1会議室 内容:施策評価の結果と市民意識の比較、まちづくりの課題と施策の方向性について 総括:市民と行政間に評価の乖離があり、これを埋めていくためにも行政と市民、地域の連携による協働のまちづくりが必要である。
第5回	平成22年3月17日(水) 15:00~17:00 場所:豊見城市役所 3階第1会議室 内容:市民会議の座長及び副座長の選出、各部会の設定
第6回	平成22年5月12日(水) 13:30~17:00 場所:市内各所 内容:市の実態を把握するため、市内各地を視察 視察地:おもととよみの杜、市道26号線、上田小学校、中心市街地地区、瀬長島(ウーヅ染め協働組合、温泉開発計画地)、豊崎美らSUNビーチ
第7回	平成22年11月12日(金) 17:00~19:00 場所:豊見城市役所 3階第1会議室 内容:事務局より基本構想素案提示・説明、意見交換 総括:市民が「豊見城が好き」と愛着を持てるようなまちにしていく。そのために、基本構想においてその筋道を示し、市民と行政が信頼関係を築きあげていかなければならない。
第8回	平成22年11月25日(木) 19:00~21:00 場所:豊見城市役所 6階多目的ホール 内容:第7回における議論を受けての修正、追加議論 総括:市民が親しみやすく、また豊見城の目指す方向や豊見城らしさを感じられる基本構想とする。
第9回	平成22年12月22日(水) 15:00~17:00 場所:豊見城市役所 4階保健センター 内容:事前実施した各部会における基本計画素案についての議論発表、全体議論 総括:どの施策においても、人を中心にすえたまちづくりが必要である。また、今後の豊見城を考えるにあたっては、中心市街地のあり方も重要な事項である。
第10回	平成23年1月17日(水) 15:00~17:00 場所:豊見城市役所 6階多目的ホール 内容:豊見城市の中心市街地のあり方について意見交換 総括:市民がわくわくできるまち、誰もが歩くことができるユニバーサルデザインのまち等、中心市街地には様々な可能性があり、市民とともに今後も考えていく必要がある。
第11回 ※行政との 合同会議	平成23年1月26日(水) 19:00~21:00 場所:豊見城市役所 6階多目的ホール 内容:職員を交え、基本計画の各分野毎についての議論 総括:各施策を充実させ、また連携させながら市民ニーズに応え、今後豊見城らしさを確立させていかなければならない。

※上記以外にも、各部会独自の勉強会や他自治体の視察等が行われました

(2) 振興計画審議会の概要

開催回数	日時	会の概要
第1回	平成22年12月24日(金) 16:00~17:40	・諮問、委嘱状交付 ・策定経過及び構想素案内容確認 主な論点 市民と行政の意識の乖離
第2回	平成23年1月12日(木) 15:00~17:00	・基本構想素案審議 主な論点 理念と将来像のあり方、施策大綱
第3回	平成23年1月19日(水) 15:00~17:00	・基本構想素案審議 ・前期基本計画素案審議 主な論点 ひとや地域づくりのあり方
第4回	平成23年1月25日(火) 15:00~17:00	・基本構想素案審議 ・前期基本計画素案審議 主な論点 市のテーマ、各種施策について
第5回	平成23年2月2日(水) 15:00~17:00	・基本構想素案審議 ・前期基本計画素案審議 主な論点 目標人口の設定、答申案調整
答申	平成23年2月4日(金) 15:00~17:00	・振興計画審議会会長より市長への答申

3 第4次総合計画策定方針

庁議決定 平成21年6月5日

第4次豊見城市総合計画策定方針

1. 計画策定の趣旨

本市における総合計画は、第1次総合計画（昭和53年～昭和62年）より始まり、その基本構想のなかで「緑ゆたかな都市（まち）・豊見城」を将来像とし、豊見城団地の造成等による急激な人口増や都市化の動きのなか、農村と都市との調和を図り発展すべく施策を展開した。

第2次総合計画（平成元年～平成12年）においては、「緑豊かな近代都市・豊見城」を将来像とし、道路等の都市基盤の整備や豊崎地先の埋立を推進し、健康で快適な住みよい都市を、また市への昇格を目指した。

そして第3次総合計画（平成13年～平成22年）においては、健康で文化的な環境の確保と地域社会の均衡ある発展を図るため、「みどり豊かな健康文化都市・豊見城」を将来像として掲げ、平成14年度においては永年の懸案であった市制を施行するに至った。

その間、地方公共団体を取り巻く環境は大きな変動を見せており、少子高齢化社会の到来と人口の減少、地方から大都市への人口流出、温暖化等に代表される環境問題等が社会問題として取り沙汰されている。また、百年に一度とも言われる世界的金融危機に端を発した景気後退や急増する社会保障経費の増などにより、国や地方の財政状況は今後も決して楽観視はできない状況にある。更に、地方分権一括法による国と地方の関係の根幹に関わる改革が推進されるなかで、地方自治体においては、行政は行政でなければ対応し得ない領域に重点的に対応し、かつ市民や民間組織等との協働・連携することで公共サービスの充実を図る、多元的な主体により担われる「新しい公共空間」を形成することで、新たな課題に的確に対応できる地方自治・行財政基盤を確立することが求められているところである。

豊見城はこれまで第1次から第3次の総合計画に基づいた諸施策を展開し、各種住民サービスの向上、生活環境や産業基盤の整備を図ることでより住みよい特色ある豊見城を目指してきたが、今般第3次総合計画期間の終了を迎えるにあたり、今後の市の更なる発展を図るべく、内外の変化や豊見城の魅力、成長の材料を的確に捉え、市の自己決定と自己責任の下に行政運営の方向性を明確にし、また目標を達成するための施策を体系的に構築し、それらの施策を計画的に推進するため、市の最上位計画となる「第4次豊見城市総合計画」を策定する。

2. 総合計画の名称等

(1) 名称

第4次豊見城市総合計画

(2) 構成

当該計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」をもって構成する。

①基本構想

本市の将来像を描き、地域づくりの基本理念と目標を定めるとともに、これを実現するための施策の大綱を明らかにする。

②基本計画

基本構想に描かれた将来像及び目標を具体化するための基本的施策や手段などを総合的・体系的に組み立てたものである。

③実施計画

基本計画で定められた施策をさらに具体化、補足するもので、施策や事業の実施を担保し、毎年度の予算編成の指針を示したものである。

(3) 計画の期間

基本構想は2011年度(平成23年度)を初年度とし、2020年度(平成32年度)を目標年度とする。基本計画は前期5年、後期5年で区切り、5年毎にローリングを行う。実施計画は計画期間を3年とし、毎年度ローリングを行う。

3. 策定の基本方針

(1) 社会情勢や環境の変化への対応

社会情勢や環境の変化を的確に把握するとともに、今後予想される行政課題や市民の要望を的確に把握し、様々な角度から十分に検討することで、各分野の施策が有機的に連携し一体となって総合的に行政効果が発揮できる計画の策定を図る。

(2) 実効性の確保

現在の行財政の状況を踏まえたうえで、実現可能な計画の策定を図る。ただし、策定にあたっては各施策の必要性や緊急性についても考慮し、無駄のない経費で最大の効果を発揮できる市民サービスについて検討し、将来に負担を先送りしない持続可能な行財政運営を目指す。

(3) 活用性の確保

目標の達成状況を客観的に把握することができるよう、各施策について明確な指標を設定し、施策の進捗状況の管理及び評価への活用を行う。またそれらの結果を公表することで、市民との将来目標及び目標達成状況に係る情報共有ツールとしての活用が可能となる。

(4) 地域特性の反映

本市が有する自然的条件、歴史的条件及び社会的条件等諸条件をふまえ、その特性を活かした自主性のある計画を策定する。

(5) 市民参加と職員参加

多様化・高度化する市民ニーズに適切に対応するべく、策定作業内容の公表やパブリックコメントの実施、市民委員会の設置等により多くの市民の意見が計画に反映できるよう努める。また、計画の実効性・実現性をより高めるため、各施策のスペシャリストである職員の参加推進を図り、全庁体制で策定作業に取り組んでいく。

4. 将来像

本市は、第3次総合計画において『みどり豊かな健康文化都市・豊見城』を将来像として掲げ、都市と農村、自然が調和した共存・共生による活力ある地域構造への変革、また健康な人・地域・地球を目指しまちづくりを推進してきたところである。

第4次総合計画の将来像については、第3次総合計画に基づき取り組んだ行政運営について振り返り分析・評価を行い、その結果を確認したうえで検討を行っていく。

5. 策定の体制

計画策定の体制については、それぞれの役割を下記のとおりとする。

(1) 豊見城市総合計画策定委員会

総合計画策定に係る庁内における最上位の意思決定機関。部長級職員等により構成する。

(2) 豊見城市総合計画策定専門部会

課長及び係長級職員等により構成し、各分野における具体的施策等について検討を行う。

(3) 豊見城市振興計画審議会

市民代表や有識者等により構成し、市長からの諮問を受け、総合計画案について審議を行う。

(4) 豊見城市市民会議

公募市民、有識者等により構成し、計画の策定について市民視点での議論を行う。

(5) 事務局

市企画部企画調整課に設置し、策定事務に係る庶務、統括等を担当する。

(6) コンサルタント事業所

民間事業所への委託により、総合計画策定支援業務を実施する。

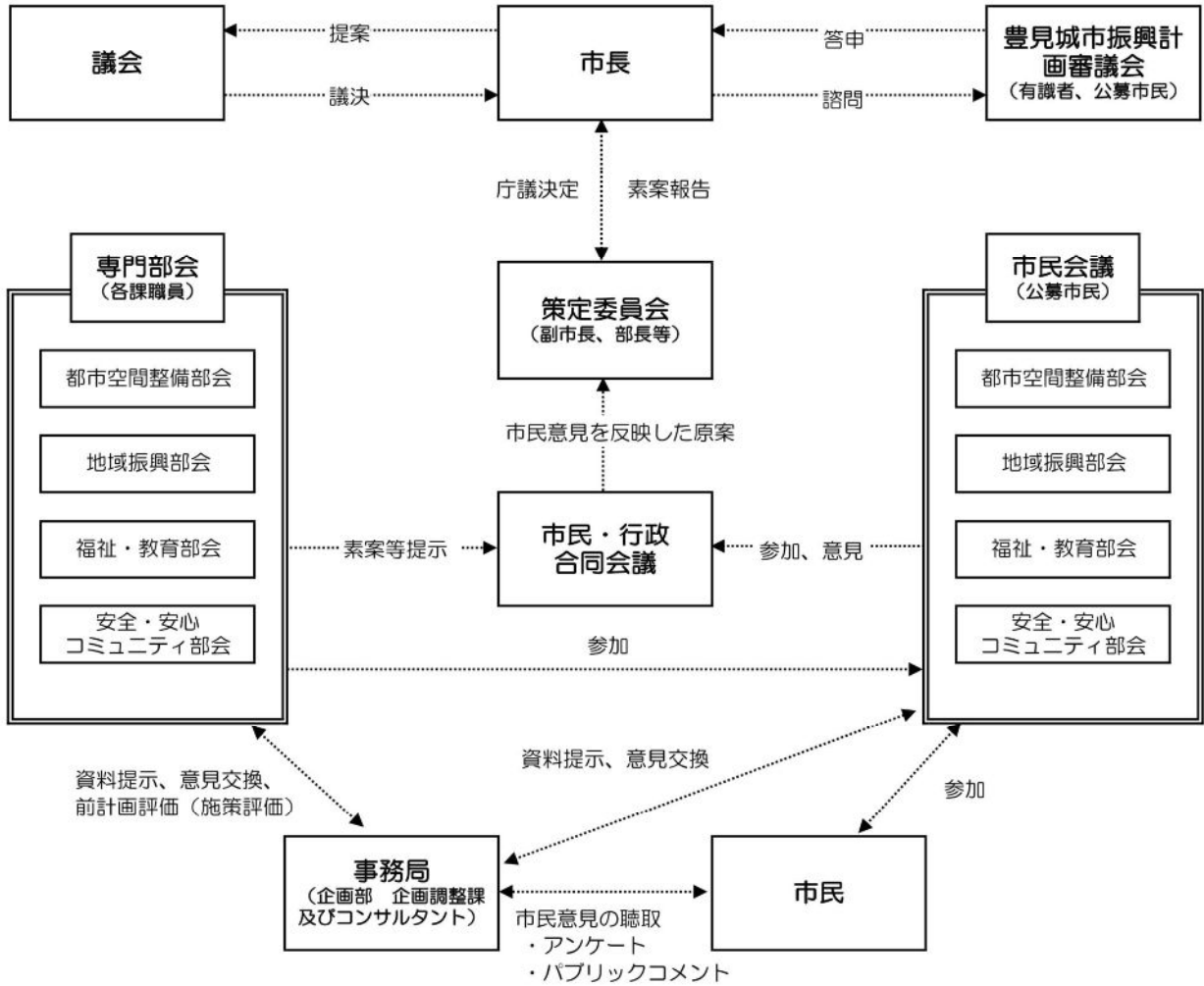
6. 計画の対象区域

計画の対象区域については、豊見城市全域とする。ただし、必要な事項については、広域的な配慮を行うものとする。

7. その他

この方針に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

第4次豊見城市総合計画策定機構図



4 市民会議名簿

敬称略

都市空間整備部会	大田 正樹	部会長
	大城 智	
	大城 文彦	
	片山 芳夫	
	新里 司	
地域振興部会	赤嶺 秀義	部会長
	上地 五十八	
	大城 英隆	
	金城 利弘	
	勢力 辰夫	
	名嘉原 勉	
	山本 恭平	
福祉・教育部会	外間 喬	部会長
	座安 雄照	
	島袋 大	
	渡慶次 祐	
	西島 美佐枝	
	比嘉 豊	
	平田 千春	
安全・安心 コミュニティ部会	金城 克治	部会長
	赤嶺 睦夫	
	安慶名 雅明	
	奥濱 真一	
	玉城 光蔵	市民会議座長
	仲原 崇夫	
	比嘉 幸治	

5 振興計画審議会名簿

敬称略

委員長	洲鎌 孝	OKINAWA型産業振興プロジェクト クラスターマネージャー
副委員長	島田 勝也	沖縄大学 地域研究所 特別研究員
委員	大城 保	沖縄国際大学教授 地域産業研究科長
委員	嘉数 康雄	J Aおきなわ 豊見城支店長
委員	喜納 政仁	市商工会 会長
委員	座安 清一	市社会福祉協議会 副会長
委員	津森 義弘	市自治会長会 会長
委員	當銘 千鶴	市婦人会 会長
委員	浅倉 孝	公募委員
委員	勢力 辰夫	公募委員

6 振興計画審議会に関する規則

○豊見城市振興計画審議会規則

(平成 16 年 12 月 28 日規則第 24 号)

改正 平成 20 年 3 月 31 日規則第 3 号平成 21 年 3 月 31 日規則第 22 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、豊見城市附属機関の設置に関する条例(平成 16 年豊見城市条例第 18 号)第 3 条の規定に基づき、豊見城市振興計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

[豊見城市附属機関の設置に関する条例第 3 条]

(担当事務)

第 2 条 審議会は、振興計画及び国土利用計画に関し必要な事項を調査審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 審議会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、審議회를代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、企画部企画調整課において処理する。

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、豊見城市附属機関の設置に関する条例(平成 16 年豊見城市条例第 18 号)の施行の日から施行する。

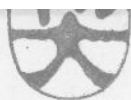
附 則(平成 20 年 3 月 31 日規則第 3 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 31 日規則第 22 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

7 振興計画審議会への諮問文



豊企企第472号
平成22年12月24日

豊見城市振興計画審議会委員長 殿

豊見城市長 宜保晴 毅



諮 問

豊見城市振興計画審議会規則第2条に基づき、下記事項についてご審議をお願いいたします。

記

諮問事項： 第4次豊見城市総合計画の策定について

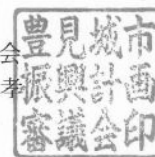
8 振興計画審議会からの答申文



豊 振 審 第 5 号
平成 23 年 2 月 4 日

豊見城市長 宜保晴毅 殿

豊見城市振興計画審議会
委員長 洲鎌孝



第4次豊見城市総合計画について（答申）

平成22年12月24日付、豊企企第472号により諮問のあった「第4次豊見城市総合計画」について、慎重に審議した結果別添のとおり結論を得たので答申します。
なお、計画の推進にあたっては、下記の事項について充分ご配慮いただきたい。

記

1. 第4次総合計画期間において特に重要視している、「人づくり」や「地域づくり」による市民福祉の向上を図る視点から、豊見城市の若さと著しい成長力を活かしたベンチャー的、かつ、独創的・革新的な発想と創意工夫による「自律」したまちづくりに取り組んでいただきたい。
2. 市民と行政、その他多様な主体が、自らの役割と責務を自覚しながら行動し、協力し合うことで協働のまちづくりに努めていただきたい。その際、まちづくりに関わるすべての主体が、共通認識を構築し実践するためのツールとして本計画書を活用していただきたい。
3. 計画の実効性を確保するため、第三者評価システムの構築に努められたい。

第4次豊見城市総合計画

平成23年3月

発行：沖縄県豊見城市

沖縄県豊見城市翁長854番地1

電話（098）850-0246

編集：企画部 企画調整課

ひと・そら・みどりがつなく
響 ちよむまちとみぐすく